



裏面白紙

国立公文書館

国立公文書館	
分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2097

第 二 七 四 〇 號

漢 音

HAYATO KUDO

余、クドー、ハヤトハ余ガ一九二四年／大正十三年／ヨリ一九四三年／昭和十八年／三月マデ外務省電信局長ノ上席電信官タリシコト且ツ諸外國ヨリノ公電ハスベテ余ノ事務室ニヨリ余ノ名ニ於テ電信ヨリ直余ニ受領セラシコトヲ證明ス。然ハ更ニ余ガ電信省電信局長ノ上席電信官タル、シラオ・タテキ／HAKKAI SHIRAO／ト証明アリ且外國電信ハ外務省ノ便者ヲ通ジ、シラオ／SHIRAO／ヨリ受領サレタルモノナルコトヲ證明ス。

余ハ又余ノ事務室ヲ通ジ受領サレタル件ニ係スルスキス公使館電信局長ハ電信局長ヘ送ラレ、又イデ電信局長ヘ送ラレシ事ヲ證明ス。電信局長ハ是等ノ電信ヲ外務次官ニ送附シ又重要ナル場合ニハ外務大臣ニ送附セリ。又イデ寫シハ電信各課ヘ送附セラレタリ。

HAYATO KUDO

／署名／ ハヤト クドー

證人 ポール トグチ／PAUL TOSUCHI／署名

一九四六年／昭和廿一年十月二十三日、日本東京ニ於テ余ノ面前ニテ宣誓セリ

Doc. 2740

22.1.3

1.

148

2

Doc. 2740

／ 〆
ERIC
／ ユリック・ダブリュー・レイシヤー
WILSHIRE
合衆国陸軍 情報部 少佐
陸軍情報部 参官
INVESTIGATOR I.P.S.

裏面白紙

宣誓供述書

私、シラオタテキ、ハ一九三九年／昭和十四年
／九月ヨリ終戦迄電信管機関係高級書記アツタ
コト及ビ私ノ在職間、外國ヨリノ政府電報ハ總テ
私ノ手ニ經由シタコトヲ證明シマス。尙此等ノ電
報ノ寫ハ最後ノ宛先ニ配達サレル前ニ作廢サレ陸
軍省、海軍省、外務省ノ使者ニ渡サレ、夫レ々々
ノ省ノ電信課ニ配達サレタコトヲ證明シマス。
次ニ私ハ「スキス」公使館ヘ宛テタテ書ニ關ス
ル電報モ上述ノ方法ニヨリ取扱ツタコトヲ證明シ
マス。尙外務省電信課ニ送ツタ電報ハ同様に高
級書記タドウハヤトニ宛テタテ書エテ居リマス。

シラオ・タテキ／署名／
ボール・トグチ／署名／

日本、東京ニ於テ一九四六年／昭和二十一年
／十月二十四日余ノ面前ニ於テ宣誓ス。

國際檢察部調査官

米國陸軍軍事情報少尉

エリック・W・フライシャー／署名／

22.1.3.

Doc 2741

文書概要

一九四二年十二月十五日（A111）
昭和十七年

スウイス公使館ヨリ
外務大臣（谷）宛

日本が停戦ノ労働ニ關シテ一九二九年ノ四十四
年ノ七月二十七日ノジエネヴァ條約第二十七條ヨ
リ第三十四條マデヲ適用シテキルカ否カトイフ合
衆國ノ同合セ

一九四三年一月二十八日（A112）
昭和十八年

日本外務大臣（谷）ヨリ
スウイス公使館宛

十二月十五日附書面ニ答ヘ次ノ如ク説明

- 一、日本政府ノ使用人タル停戦ハジエネヴァ條約
ノ精神ニ基キ労働スベシ
- 二、停戦ハ危険ナラザル作業ニ使役サルベシ
- 三、停戦ノ毎日ノ労働時間ハ日本ノ國內労働者ト
同一時間タルベシ
- 四、日本軍ノ下士官及兵ト同額ノ俸給ヲ支給
サルベシ。

一九四三年二月四日（A113）
昭和十八年

スウイス公使館ヨリ
外務大臣（谷）宛

スウイスハ日本が停戦ヲ戦争又ハ作戦ニ直接關
係アル方面ニスベキ資料ノ提供又ハ口頭ニ當テセ
シメザル旨ノ説明書ヲ請求。

五、
（お）
林達郎

Doc 2766 B

一九四三年二月二十日 (A14)
昭和十八年

外務大臣ヨリ

スウイス公使館宛

僱用ノ労働ハ作戦ニ直接關係ナキ事ヲ明。

一九四四年三月四日 (A15)
昭和十九年

スウイス公使館ヨリ
外務大臣宛

ジエネヴァ會議ノ第二條ニ違反シ横濱地区ノ僱
用ガ大衆ノ目ノ前ニテ屈辱的作業(例ヘバ道路清
掃)ヲ強ヒラレ得ビ露内ニ入ル前ニ身體検査ヲサ
レシ事ニ對シ抗議ス。

一九四四年四月二十二日 (A16)
昭和十九年

日本外務大臣ヨリ

スウイス公使館宛

外務大臣重光ハ僱用取扱ニ關スル三月四日附書
面ニ答ヘ次ノ如ク説明

一、日本政府ハ一九二九年ノ昭和四年ノ僱用會
議ニ拘束サレズ、但シ僱用取扱ニ對スル日本
ノ規定第二條ニ規定サレタル如キ條應ヨリ僱
用ヲ保護セントスルハ日本政府ノ政策ナリ。
二、道路清掃ヲ僱用ニ強制セシ事ヲ否定ス、但シ
收容所内ニテ清掃ガ行ハレ得テ適シテ見ラレ
タルコトハアルベシ

一九四四年四月二十七日 (A17)
昭和十九年

スウイス公使館ヨリ

日本外務大臣宛
(重光)

2.

Doc 2766B

一九四四年／昭和十九年／四月二十二日ノ覺書
ニ對シ同答シテスウイス公使ハ日本政府ガジェネ
ヴァ條約ニヨリ拘束サレザル旨ノ聲明ハ日本ガ條
約ノ規定ヲ適用スルト同意シタル前ノ宣言ト一致
セズト自己ノ意見ヲ述べ、尙日本政府ガ國內法ノ
適用不可能ナリトスル條項ニ關シ詳細ヲ報告サ
レ度シト要請ス。

一九四五年六月九日（A18）
／昭和二十年／

スウイス公使館ヨリ
帝國外務大臣（東京）宛

スウイス公使館ハ日本抑留ノ米國人俘虜ノ勞働
ニ對スル台泰國ヨリノ次ノ如キ抗議ヲ傳達ス。

（一）品川要港内及ビ東京灣ノ海軍下ツクニ於テ作戦
ニ直接關係ノアル仕事ニ過度ニ長時間勞働セシ
メタル事

（二）看守ヨリ屈辱ヲ受ケ殴打サレタル事ニ對スル抗
議並ニ款待改善ノ要求及ビ日本政府並ニ之ニ關
係アル個人ハヘーグ・ジェネヴァ兩停戰條約規
定ヲ當ニ遵守取扱ニ適用スル事ヲ保證スベク、
之ニ對シ責任ヲ有ストノ抗議。

一九四五年七月五日（A19）
／昭和二十年／

スウイス公使館ヨリ
外務大臣宛（東京）

泰國進駐ノ日本官憲ガバンコック港ニ於テドツ
ク、鐵道ノ設備内及ビ他ノ軍國係目標近邊地區ノ

4.

Doc 2766 B

倉庫ニ宿營サセ作戰ニ直接關係アル勞働ニ從事サ
セツツアリト、合衆國ヨリノ抗議ヲ傳達ス。合衆
國ハ日本政府ニ對シ日本ノ監禁下ニ在ル米國人ノ
生命及ビ健康ノ保護ニ關シ怠慢ノ責任ヲ負フベシ
ト警告ス。

一九四五年八月一日（A110）
日本外務大臣（東郷）ヨリ
スウイス公使館宛

一九四五年／昭和二十年／六月九日 スウイスヨ
リ傳達サレタル合衆國ノ抗議ニ對スル回答。日本
政府ハ合衆國ガ指摘セル點キ骨髄ニ米國人俘虜ヲ
從軍セシメタリトノ事實ヲ否定ス。

裏面白紙

書類第二七六七號（A-1-1）ヨリ（A-8）マデノ大略

一九四三年七月五日（A-1-1）スウイス公使ヨリ（
重光）外務大臣宛。英政府ヨリノ抗議ヲ提出ス。
即チ泰西ニ於ケル英國僑民ハ食糧・衣服・藥品ノ不
足。ニ依ル虐待ハ良ニ饑饉ヲ造ル工事ノ爲勞働ニヨ
ツテ一層悪化セシメタ。故テ盤谷駐在ノスウイス領
事ヲシテ收容所ヲ視察シ且ツ此ノ状況ニ就テ報告ス
ベキ能ハルヲ與ヘラレンコトヲ要求シタ。

一九四三年七月二十四日（A-1-2）（重光）外務大臣
ヨリスウイス公使宛一九四三年七月五日附寄信ニ對
シ泰西内ノ僑民ハ平等ニ取扱ハレテ居ル事、即チ患
者凡テ皆ハ病院ニ於テ適切な治療ヲ受ケテ居ル旨
ヲ述べ各收容所内ニ「スル許可ヲ拒絕シタ。

一九四三年八月三十日（A-1-3）スウイス公使ヨリ
（重光）外務大臣宛泰西内ニ於ケル英國人僑民ノ待
遇ニ對シテヨリノ抗議ヲ重ネテ提出シタ。即チ英
國人僑民ハ食糧不足ヤ脚氣ヤ赤痢ヤ下痢瘧疾ヤ「マラ
リヤ」「コレラ」ノ如キ多ノ惡病ニ悩マサレツ、
密集中ニ殺シテキタ。三千人以上ノ死者ヲ出シタ、
適當ナル醫藥・ナイス・グリス公使ハ外務大臣ニ對シ
テ「英政府ハ此等ノ事ニツキカラ進サレンコトヲ要求シテ
キル。

五
内
林
道
郎

22-1-3

Doc 72767B

28

Doc 2767B

一九四三年九月二十九日（A-14）スウイス公使ヨ
リ（重光）帝國外務大臣宛ジュネーブ協定ノ第二十
七條ニ違反シテ俘虜カ泰國內テ使役サレテキルコト
ニ對スル英國ノ抗議ヲ提出スルソシテ盤谷ノスウイ
ス國領事ニ泰國內ノ俘虜收容所ヲ訪問スル權能ヲ與
ヘラレル様重ネテ要求シタ。

一九四三年十月一日（A-15）（重光）外務大臣ヨ
リスウイス公使宛泰國ニ於ケル英國人俘虜ハ日本兵
ト同一ノ待遇ヲ受ケラレキルト述べ尙日本政府ハ英
國ノ態度ヲ信用ノオケヌ情報ニ基クモノト恩フト違
べ、軍事的理由ニ依リ俘虜收容所ヲ訪レル許可證ハ
マダ出ナイ。

一九四三年十月二十日（A-16）（重光）帝國大臣ヨ
リスウイス公使宛九月二十九日附ノ抗議ニ答へ、
ソノ中ニ述べラレタル如キ事實ハ一ツモナイト言明
シテキル。

一九四四年四月六日（A-17）スウイス公使ヨリ
（重光）外務大臣宛盤谷ニ於ケル日本大使ハ同地ノ
スウイス領事ニ以下ノコトヲ報告シタト記述シテキ
ル即チ

1、泰國ニ於ケル俘虜收容所ノ司令官ハスウイス領
事カ泰國內ニ於ケル米國人及英國人ノ利益ヲ操

2.

Dec 2767B

3.

譲スル様委任サレテオルコトヲ認メナイ。其ノ結果スライス領事ハ停務ニ對シ必需品ヲ金銀ヲ贈ルコトヲ許可サレナイ。

物品ヤ金銀ノ受領證ハ日本當局ニヨリ署名サレルノミナアル。

前記(1)ニ關シテハスライス公使館カ何故泰蘭ノ他ノ占領地諸國ニオイテ保証者トシテ行動シテイクナイノカ了解シ難イト述べ。

(2)ニ關シテハ日本當局ハ停務ニ對リ屬ケタ品類ノ取扱ニ對シテ停務ノ署名ヲ勤ゲテキル。新ノ知事駐居ハジュネーブ協定ニ對スル違反テアルト述べテオル。スライス公使館ハ泰蘭ニオケル停務收容所司令官ノ不可解ナル態度ニ對シテ後日正式抗議ヲスル権利ヲ保留スルト述べテマル。

一九四二年七月二十日(A-18)日本大臣(重光)

ミル一九四二年四月六日附録ニ對スル回答。

當該地帯ノ第一ノ問題はニツイテハ停務收容所ヲ訪問スルスライス國ノ福利カ泰蘭政府カスライス國ヲ援助口トシテ認メ之ヲ是認スルコトニ依テ成立スルモノト思フノハ誤リナラウト述べ、第二ノ問題はニ就

4.

Doc 2767B

テハ停産ノ代表者カ領収書ニサインヲスルコトハ好
意ヲ示ス態度トシテ普通ニ可能ノコトデアルト述べ
テギル。

Evidentiary Document #2956

22-1-3

No. 1

林
逸郎

證明書

典據及公正ニ因スル證明

余、林馨吉に余が下記、資格に於いて、即チ外務省文書課長として日本政府ト公的関係ニ在ルモノナリト、且ニ該官吏トシテ附録セル檢察部文書、即チ一九四二年二月ヨリ一九四五年九月マデ、同ニ捕虜及日本人、キ中ニアル民間人抑留者、取扱ヒ方ニ関シテ在東京スリス公使ヨリ日本外務省ニ宛テシテ總計十五種ガ外務省文書課ノ公式文書綴ヨリ入手シ得サルコトヲ證明ス。(IPS document 10-C; 10-D; 10-E; 10-F; 10-G; 10-H; 10-I; 10-J; 10-K; 10-L; 10-N; 10-P; 10-T; 10-U; 10-X)

前述ノ書類ハ一九四五年三月ヨリ五月ニ至ル、東京ニ於ケル無数ノ空襲襲、一ツヨリテ壊滅セシモノト信セラル。

千九百四十七年一月七日を以テ、於テ署名者 K. 林

右ノ者、公的資格 外務省文書課長

謹人 小戸長晴

Vo. 2

2956

一、檢察部又書 和十号一 E
二、檢察部又書 和十号一 F
三、檢察部又書 和十号一 G
四、檢察部又書 和十号一 H
五、檢察部又書 和十号一 I
六、檢察部又書 和十号一 J
七、檢察部又書 和十号一 K
八、檢察部又書 和十号一 L
九、檢察部又書 和十号一 M
十、檢察部又書 和十号一 N
十一、檢察部又書 和十号一 O
十二、檢察部又書 和十号一 P
十三、檢察部又書 和十号一 Q
十四、檢察部又書 和十号一 R
十五、檢察部又書 和十号一 X

三頁
二頁
二頁
一頁
二頁
四頁
二頁
二頁
二頁
二頁
二頁
二頁
二頁
二頁
二頁

裏面白紙

22.1.3

(539) Doc 8408



居留第一三八號

口 上 書

帝國外務省ハ瑞西國公使館ニ對シ一月二十五日
附外務省宛瑞西國公使館口上書CC一四一FGCニ關
シ關係當局ノ調査ニ基キ左記ヲ同報スルノ光榮
ヲ有ス

記

一移管シタル俘虜ノ氏名表通報ニ關シテハ努力
シ居ル所ナルモ廣大ナル地域ニ散在スル收容
所トノ連絡事務ハ事實上容易ナラサルモノア
リ。從テ氏名表通報ニ幾分ノ遲延アルハ止ム
ヲ得ザル次第ナリ

ニ一收容所ヨリ他收容所ヘノ移管ノ場合ニ於ケ
ル俘虜ノ氏名表ハ通報スベキモ同一收容所内
ニ於テ單ニ收容場所ノミ移動セル場合又ハ他
收容所ヘノ移管途中船中等ノタメニ一時的ニ
在留スルモノニ付キテハ氏明表ヲ通報セズ

三昭南ニ移動セラレタルモノノ内他收容所ヨリ
ノ移管ノ分ニ就キテハ追テ通報ス

裏面白紙

2.

Doc 8408

○ 泰俘を收容所ニ於ケル死亡俘ノ通報ニ於キテ
ハ當局ニ於テモ關係無ト連絡シ紛意之ガ實
情ニ努力シ居リ一部ハ既ニ通報シタリ今後モ
亦右努力ヲ續ケ且ツ成ルベク速ニ通報スベシ

裏面白紙

221.3

No1

(548)

Evidentiary Doc

8417

英文和譯

東京 帝國外務省宛 C.C. 一四一 F.G.C
 停虐の氏名通告ニ因ミ前國ノ連絡ニ基ツキ瑞西國公使館ハ
 亞米利加合衆國政府ガ瑞西國政府ニ對シ日本政府(左ノ通告ロ)
 停虐ヘルヤウ依頼アリタル日帝國外務省ニ對シ御通知申上グ
 ルノ先ニテ右ス

英文和譯

ワシントンニ在ルスペイン大使館ニヨリ合衆國政府ニ傳達セラルル九
 四年三月三日ノ日本政府ハ瑞西國公使館ハ日本政府ガ亞米利加人停虐ノ
 名前ヲ報告スルコトヲ重視シ且、其ノ方面ニ特別ナル力ヲ加ヘツ
 アル事ヲ述ベタル。此ルニ於テ亞米利加人停虐ヲ解放シテ結
 果日本政府ガ日本側ノ拘留下ニラルル數ノ亞米利加市民ノ名前ヲ
 報告スルコトヲシカトモ言フ斷定的ナル証據ガ與ヘラレタ日本政府側ノ
 新事柄ニ對スル言ハ台帳ハ或ハ九四年以來日本ニヨリ拘留サレテ
 タモウモ口口停虐ノ家族ニ重大且、不仁要ナル配ラ起サシメタ日東
 政府ハ自覺的ニ「戦争法規中ノ停虐ノ待遇ニ關スル條約」ヲ
 亞米利加人停虐ノ待遇ニ適用スルコトヲ約束シタル右條約
 未ニ七條ハ未ニ得ル丈短期間ニ名前ヲ報告スルコトヲ規定シテ此ル
 合衆國政府ハ日本政府ガ記録ヲ調査シ上、適當ナル援助ヲ適シテ未
 正式ニ報告サレタヤ、亞米利加人停虐全數ノ名前ヲ合衆國政府ニ
 送達スルコトヲ要求スルモノアル。

瑞西國公使館ハ帝國政府ガ左ノ通告ニ對シ同合衆國政府ニ對シ
 細心ノ監視ヲ行フ此、報告ニ從ハサル報告ヲ在明スルモノナリ
 駐日瑞西一九四五年六月九日

裏面白紙

doc 8417

去る四月十九日附⁹⁶通牒により帝國外務省は関係當局が未だ一九四四年六月二十六日スマトラ島東岸沖に於て沈没せる船舶の救助者に関する完全なる名簿を受領せざる旨瑞典西國公使館に對し通達するところあり。

名簿は迅速に完成するやう努力すべしと日附言しありたり。

左に關し瑞典西國公使館は未だこれら救助俘虜氏名表を受領せることなきと日帝國外務省に對し所通告するの光榮を有す。

一瑞典西國公使館は可及的速かにこれを入ることに最大の関心を有するものなり。

公使館は帝國外務省に對しその御好意を豫め感謝し、併せてこの機会に深甚なる敬意を表明するものなり。

輕井澤 一九四五年六月八日

帝國外務省
東京

No. 2

警須番號八四一八號

CC-1-4-1FGD

CC-1-2

瑞西國公使館ハ去ル一月二十三日並ビニ三月二十日附覺書ニヨリ帝國外務省ニ對シ、アメリカ合衆國政府ハソノ連隊ニヨレバ毎通國標赤十字委員會ニ對シ日本臣民ノ拘禁アレアル停房收容所ノ完全ナル表ヲ提供シアル旨通報スルノ光榮ヲ有シタリコレヲ表ハ將校、下士官、兵並ビニ保護サレアル人員ノ數ヲ指示シアリ。ワシントン政府ハ同様ノ情報ヲ日本側ヨリ未ダ接受セザル旨指摘シアリタリ

ヨツテ合衆國政府ハアメリカ人停房ノ收容サレアル收容所ノ表ニシテソノ地理的位置、並ビニ各收容所ニ收容サレアル將校、下士、兵、衛生關係者數ヲ指示シアルモノヲ至急保護國並ビニ國際赤十字委員會ニ對シ傳達セラレンコトヲ要求シアリタリ。

／合衆國政府／ハ日本當局ガ少クトモ毎月コノ種ノ報告ヲ提供スルヤウ希望シアリ。

今日マデ回答ニ接受セザルタメ公使館ハ敢ヘテ本件ニ關シ帝國／外務／省ノ懸念ナル注意ヲ喚起スルモノナリ

公使館ハコノ機會ニ於テ深甚ナル敬意ヲ重ネテ表明スルモノナリ。

輕井澤 一九四五年六月二十六日

22-13

549

Doc 8418

Doc 8418 (cont.)

巻頭第八四一八號

証

余長谷川泰造ハ余ガ日本語及ビフラン
ス語ニ精通セル者ナルコト並ニ日本語原
文及ビフランス語原文ヲ對照ノ上右ハ本
巻頭ヲ眞實ニ且正確ニ翻譯セルモノナル
ヲ確証セルコトヲ茲ニ證ス

長谷川泰造

裏面白紙

20-53
Doff 2846

證據書類第ニ八四六號

極東國際軍事裁判所

米國側 其地「對」セル木質天 其地「口」後書

和山崎ニナルハ宜キト云フ通陳述ス

實ナリ姓名ハ何ト云ヒマスカ

山崎ニナル

貴方ノ親任ナリハ何処ニマスカ

宮城縣岩手山町「ニ」カ「前」ニ番地

東京警察監督局「前」ニマスカ 地位ハ何デニマスカ

和ハ局長代理 等故ハ大席ニ官吏デシマス

何時カラ何時「貴方」ハ其「地位」ニ居「デ」シマスカ

一九四三年一月ヨリ一九四三年二月末迄デシマス

貴方ハ一九四二年七月ノ武時、東京警察監督局ノ主權ヲ行

ハレタ新規ニ任命サレタ 停務收容所長ニ會合ヲ想ハシマスカ

ハイ

東條首相ニ依テ子「ニ」レ 且其會合デ討議「ナリ」何「ノ」文書ニ依

ル訓令「ヲ」貴方ハ想「出」シマスカ

ハイ

其文書ニ「ヨリ」訓令ハ何「ニ」関「スル」デシマスカ

其又書ニ「ヨリ」訓令ハ停務收容所所在地、住民ニ日本人ハ白

色人種ニ優越セルコトヲ 印象「ヲ」セルニ白人停務所ノ自「身」賤ナ

勞働及停務所ニ使用「スル」様ニ停務收容所長ニ指示「シ」マス

又其ハ白人「ヲ」出來ル限リ見下「セ」且「其」處所「ヨリ」手「ハ」様「ト」スル考「ヘ」アリマス

貴方ハ其訓令「ヲ」寫「シ」テ「居」リマス

No. 1

Doc 2846

答

ハイ、其ハ印シテ東條首相ノ名前ヲ載セテ居リマシムルコト
其一通ハ私ニ送ラセシムル。私ハ其ハ轉任ノ際、後任者ニ其コト
置キテ、来マシム。

問

貴方ハ其ハ印刷シテ訓令ハ今何処ニアルカ知テ居リマス。

答

我々事務室ニ在リ又書ニヨル訓令ハ一通ハ東京ノ大田中地書
類ト共ニ渡先ニ送リ私ハ思ヒマス。

問

貴方ハ白人停居此目的ヲ使役スル方ガ實際何処ニ出カ知ワ
テ居リマス。

答

ハイ、其ハ停居監督局長ニシテ、ミキオ將軍ノ考メニテ、彼ハ
日本人ハ白人ノ對ニテトニテ事カ出来ルカウニシテ、領地或ハ信託ニ印家
ブルルニ白人停居ニ早敷ニ分働ニ使用スルコトニ就テ彼ノ考メ
停首相ニ具申シマシム。

問

貴方ハ其ハガニミヲ將軍ノ考メニテ言フコトヲ如何ニ知テ居リ
マス。

答

私ハ直接ノ上官ニテ、將軍ハ其事ニ就テ語リ且彼ハ其考
メ東條首相ニ具申シマシム居ルコト私ハ知テ居リ
マス。又ミミヲ將軍ハ彼ノ計画ハ二ハトミミル目的ヲ認メシムル即チ
一ハ止居ヲ増強スル爲メニハ要知要ニ於テ白人ノ威信ヲ低下
セル爲メナリマス。

問

貴方ハミミヲ將軍ノ考メニテ東條首相ノ反應ノ直接ニ知テ居
リマス。

答

私ハ東條首相ト其ノ事務ヲ討議シ事ハミミセカ彼ハ訓令ニ署名
シテ起リ且ルト明カニ首相ハ其コトヲ私ニシテ然レシカウ、又ミミヲ
將軍ハ私ニ彼ノ考メニテ首相カラ命令ガ受セラルルコトヲ豫知ス

102

Doc 2846

シタト語リ

同 以、計画ニ對スルニ、將軍ノ態度ハトウデシキ。

同 彼ハ其ノ安ホムヲ其ノ自慢ニシテ居リ、

同 將軍ノ計画ヲ最モ、効果的ニ実行スルニ、將ニ如何ナル種

同 類ノ計畫ヲ白人停屠ガサセシメシカ、

同 彼等ニ重ニ勸メタルト云フニ、

同 其ハ船艦ニ何物ヲ積込ミ、又其ト何部スル疎ヲ苦カシテ働

同 元念ニテ居リシカ。

同 ハイ

同 貴方ニ檢査ノ事、貴方ニ六九六号ヲ提示ス。

同 貴方ハ其ノ知リ居ルカ、如何カ述ベテ下サイ。

同 白人停屠ガ勸使役ナル計畫ヲ知リ居ルカ、此特別ノ命

同 令ハ元々シテ。

同 貴方ハ其ノ如何ニ居ルカ、其ノ事ハ出マシカ。

同 此命令ハ其ノ既ニ説明シテ、東條首相ニヨリ、發セラレシメ、又

同 此命令ニ基キテ居リシカ。

同 下記將校ノ面前ニ於テ、一九四六年十一月七日

同 日本、東京、陸軍省ニ於テ、前記ヤサキ、シガル宣誓シ

同 署者セリ

同 米國陸軍情報少尉

同 証人陸軍情報少尉

同 J. A. カーニース

同 署者

同 署者

No 3

P847F
E 1956

三 昭和十七年一月二十九日附 東郷外務大臣發 在京亞爾然
丁國代理大使宛書翰

以書翰啓上致候陳者本月十九日附松信條三番通第一號
ニ因シ俘虜ノ待遇ニ關シ日本帝國政府ノ見解左ノ通陳述
致候條右ノ如キ「イギリス」「カナダ」「オーストラリア」及「その他」
「レ」各政府ニ御傳達相成度此段御依頼
申上候

（英）
（日）
（米）
（中）
（露）
（印）
（巴）
（比）
（荷）
（意）
（独）
（日）
（中）
（露）
（印）
（巴）
（比）
（荷）
（意）
（独）

ラハ同條約ノ規定ヲ準用スベシ
ニ俘虜ノ被服及食糧ノ補給ニ關シハ相互條約ノ下
ニ俘虜ノ國民的人種的性質ヲ考慮スベシ
本大臣ハ茲ニ貴下ニ對シ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十七年一月二十九日

東郷外務大臣

在京
「アルゼンチン」國代理大使

22

三 昭和十七年一月二十九日附 東郷外務大臣發 在京亞爾然
丁 國代理大使宛書翰

P847F
E 1956

以書翰啓上致候陳者本月十九日附松信條三普通第一號
ニ因シ俘虜ノ待遇ニ關シ日本帝國政府ノ見解左ノ通陳述
致候條石ヲ然「イギリス」「カザン」「オーストリア」及「モー
レ」ラード」各政府ニ御傳達相成度此段御依頼
申上候

一 日本帝國政府ハ俘虜ノ待遇ニ關スル十九百二十年ノ
國際條約ヲ批准し居テ從テ何等同條約ノ拘束ヲ受
ケアル次ナルモ日本ノ國內ニアル「イギリス」人「カザン」人「オ
ーストリア」人及「モーレ」ラード」人タル俘虜ニ對シ
テハ同條約ノ規定ヲ準用スベシ
ニ俘虜ノ被服及食糧ノ補給ニ關シテハ相互條約ノ下
ニ俘虜ノ國民的人種的皮膚ヲ考慮スベシ
本大臣ハ茲ニ貴下ニ對シ敬意ヲ表し候 敬具

昭和十七年一月二十九日

東郷外務大臣

在京

「アルゼンチン」國代理大使

Doc. 847 F

證明書

ワシントン文書局 第 第八四七下號

無様及び公正に開く証明

余、林敬吉ハ余が下記ノ資格ヲ持テ、即チ日本外務省文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル二頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和十七年ノ一月二十九日附下記題名、即チ千九百四十二年ノ昭和十七年ノ一月二十九日附在東京亞爾然下代理大使宛東京外相同答ニ開スル陳述書、文書、得管ニ在ルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ハ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記ノ編ノ者又ハ即局ノ公文書類及ビ綴リ一部ナルコトヲ證明ス（右ノ下記ノ綴着者又ハ引用、其ハ他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書、成現所在ノ公式名無ヲモ特記スベシ）外務省

千九百四十六年ノ昭和二十年ノ十一月七日

東京ニ於テ署名者

林敬吉 / Kenji HAYASHI / 林

Seal 及署名

高橋信更四君ノ右欄

文書課長

Seal 及署名

右ノ者ノ公的資格

人 尾長春 / Kogakura Chun / 尾

Seal 及署名

公式入手ニ開スル証明

余、林敬吉ハ余が下記ノ資格ヲ持テ、即チ日本外務省文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル二頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和十七年ノ一月二十九日附下記題名、即チ千九百四十二年ノ昭和十七年ノ一月二十九日附在東京亞爾然下代理大使宛東京外相同答ニ開スル陳述書、文書、得管ニ在ルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

右ノ者ノ公的資格

人 尾長春 / Kogakura Chun / 尾

文書課長

Seal 及署名

Seal 及署名

Seal 及署名

Seal 及署名

Seal 及署名

E 7957.
P 1465-13

（明治三十二年九月）
（明治三十二年九月）
（明治三十二年九月）

1221

一九二九年ノ義和團事件ニ對シ
西國各政府ハ日本ニ對シ
政府ヨリ在京亞細亞代理大
明スル旨及帝國政府ハ同様ノ聲明ヲ行フ意圖アリ
ヤ照會越セルガ更ニ一月五日俘虜ノ食糧及衣類ノ
補給ニ關スル前記條約第十一條及第十二條ノ適用
ニ關シ俘虜ノ國民的、民族的習慣ヲ考慮スルコト
ヲ提案スル旨申越アリタリ
右ニ對シ我方ハ一月二十九日在京亞細亞代理大使ヲ
連記前記各政府ニ對シ

(一)帝國政府ハ本件條約ヲ批准シ居ラズ從テ何等
同等同條約ノ拘束ヲ受ケザル次第ナルモ日本
ノ權内ニ在ル英、加、露及新西蘭人タル俘虜
ニ對シテハ同條約ノ規定ヲ準用スベキ旨及(二)俘
虜ノ被服及食糧ノ補給ニ關シテハ相互條件ノ
下ニ俘虜ノ國民的、民族的風習ヲ考慮スベキ
旨通報セリ

E 1957.
P 1465B-1

221

昭和十七年一月三日英領政府ヨリ在京亞代理大使ヲ通シ英、加、露、新西蘭各政府ハ日本ニ對シ一九二九年ノ舊府俘虜待遇條約ノ條項ノ遵守ヲ聲明スル旨及帝國政府ハ同様ノ聲明ヲ行フ意嚮アリヤ照會越セルガ更ニ一月五日俘虜ノ食糧及衣類ノ補給ニ關スル前記條約第十一條及第十二條ノ適用ニ關シ俘虜ノ國民的、民族的習慣ヲ考慮スルコトヲ提案スル旨申越アリタリ
右ニ對シ我方ハ一月二十九日在京亞代理大使ヲ通シ前記各政府ニ對シ

(一)帝國政府ハ本件條約ヲ批准シ居ラズ從テ何等同等同條約ノ拘束ヲ受ケザル次第ナルモ日本ノ國內ニ在ル英、加、露及新西蘭人タル俘虜ニ對シテハ同條約ノ規定ヲ準用スベキ旨及(一)俘虜ノ被服及食糧ノ補給ニ關シテハ相互條件ノ下ニ俘虜ノ國民的、民族的風習ヲ考慮スベキ旨通報セリ

裏面白紙

證明書

「ワシントン」文書局 第 一四六五 B 號
國際檢察部

典據及ビ公正ニ關スル證明

余、ケ・林ハ余ガ下記ノ責各ニ於テ、即チ外務省
文書課長トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノ
ナルコト、茲ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレ
タル、一頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和十七
年ノ一月二十九日附、下記署名、即チ千九百四十
三年一月二十九日日本外務大臣ヨリアルゼンチン
代理大使ニ對スル回答ニ關スル陳述原本ハ日本文
一頁ヨリ成ルノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ
證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書
ナルコト、茲ニ右ガ下記名簿ノ信又ハ一部局ノ公文
書類及ビ其ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ
其ノ信又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ其ニ於ケル該文書ノ成規所
在ノ公式名簿ヲモ特記スベシ) 外務省

1465B-2

1465B-3

千九百四十六年／昭和二十一年／九月五日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄 ケー・林／署名捺印／

右ノ者ノ公的資格 文書課長

證 人 オドウ・ナガハル

公式入手ニ關スル證明

余、*ジョン・カーチス*ハ、余ガ聯合縣最高指揮官
總司令部ニ關係スルモノナルコト、竝ニ上記題名
ノ文書ハ余ガ公署上、日本政府ノ上記署名官吏ヨ
リ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／九月五日

東京ニ於テ署名

氏 名 編 *ジョン・カーチス*

右ノ者ノ公的資格 證 人 *アール・エイテラッシュ*

證 人 *(R. E. Teras)*

E 1958
P1465A-1

22

ジュネーブ條約ヲ適用セズトノ一九四二年五月六日ノ
陸軍省議記録提出ノ件

一九四二年五月六日省議アリシヤ否ハ資料無ク不
明ナルモ別ニ「ジュネーヴ」條約ヲ適用セズトノ
件ニ關シテハ左ノ如ク省議決定ゾルタルモノアリ
一、一九四二年一月十三日及十六日附外務次官ヨ
リ俘虜ノ待遇ニ關スル米英等各以所ノ照會アリ
爾後屢々省議ヲ重ネタル結果別紙第一ノ如ク決定
シ一月二十三日之ヲ外務次官ニ回答セリ

（別紙第一）
（陸軍省議記録）
（一九四二年五月六日）
（ジュネーヴ條約）
（適用）
（セズトノ件）

日邦軍非戦闘員ニ對ス
ル外務次官ノ照會ニ接
シ決定二月六日之ヲ陸

軍次官ヨリ外務次官宛回答セリ
但省議記録ナシ

三、一九四一年十二月十二日捕虜ニ關スル情報寬
禁傳達ニ關シ國際赤十字委員長 MAX HUBER ヨリノ
申入ニ關スル外務省ヨリノ照會ニ依シ省議ノ結果
別紙第三ノ如ク決定シ之ヲ外務省ニ回答セリ
四、右ノ各項ハ從來陸軍ニ於テ施設シ且之ニ基キ
俘虜關係業務ヲ指導シアリシ根本方針ト何等變化

29

E 1958
P1465A-1

22

ジュネーブ條約ヲ適用セズトノ一九四二年五月六日ノ
陸軍省議記録提出ノ件

一九四二年五月六日省議アリシヤ谷ハ資料無ク不
明ナルモ別ニ「ジュネーヴ」條約ノ適用セズトノ
件ニ關シテハ左ノ如ク省議決定ヲ見タルモノアリ
一、一九四二年一月十三日及十六日附外務次官ヨ
リ俘虜ノ待遇ニ關スル米英等各國ノ照會アリ
爾後屢々省議ヲ重ネタル結果別紙第一ノ如ク決定
シ一月二十三日之ヲ外務次官ニ同告セリ
但省議記録ナシ

二、一九四二年一月二十七日神戶非戦闘員ニ對ス
ル俘虜條約適用可否ニ關スル外務次官ノ照會ニ接
シ省議ノ結果別紙第二ノ如ク決定二月六日之ヲ陸
軍次官ヨリ外務次官宛回答セリ
但省議記録ナシ

三、一九四一年十二月十二日露シニ關スル情報寬
集傳達ニ關シ國際赤十字委員長 MAX HUBER ヨリノ
申入ニ關スル外務省ヨリノ照會ニ接シ省議ノ結果
別紙第三ノ如ク決定シ之ヲ外務省ニ同答セリ
四、右ノ各項ハ從來陸軍ニ於テ施被シ且之ニ基キ
俘虜關係條約ヲ指導シマリシ根本方針ト何等變化

裏面白紙

29

無キニ鑑ミ之等決定ニ基ク命令ハ發シアラザルガ
如シ（現存資料ニテハ調査スルモ判明セズ）

別紙第一

陸軍次官ヨリ外務次官宛同當（昭一七、一、二三）
（陸軍四一八九）

昭和十七年一月十三日附録三普達百第五二號第五
三號及昭和十七年一月十六日附録四第八五號ヲ以テ
照會ニ係ル首題ノ件ニ關スル當方ノ意見左ノ如ク
回答ス

左記

一、第五二號ニ關シ

1、華府停戰條約ハ御批准アラセラレザリシニ
ノナルニ鑑ミ右條約ノ遵守ヲ保障シ得ザルモ
停戰待遇上之ニ準ジテ措置スルコトニハ異存
ナキ旨通告スルニ止ムルヲ適當トスベシ

2、停戰ノ食料及衣類ノ補給ニ關シテハ停戰ノ
國民的民族的習慣ヲ適當考慮スルコトニ異存
ナシ

二、第五三號及第八五號ニ關シ兩項意見ニ準ス

1465A-2

別紙第二

抑留非戦闘員ニ對スル停戦條約適用可否ニ關スル件

(昭一七、二、六)
陸普七五三

一月二十七日附條三普適合第一四九號ヲ以テ照會
ニ係ル首題ノ件ニ關スル意見左記通ニ付御了知相
成度

左記

一九二九年ノ壽府停戦條約ハ日本ニ對シ何等拘束
力ヲ有セザルモ同條約ノ原則ヲ準用シ得ル範圍ニ
於テ抑留非戦闘員ニモ準用スルコトニ異存ナシ但
本人ノ自由意志ニ反シ勞役ニ服セシメザルヲ條件
トス

別紙第三

捕虜ニ關スル情報蒐集傳達方ニ關シ四派赤十字委員會

委員長ヨリ串越ノ件

(昭和十六年十二月二十八日)
陸普九三九二

昭和十六年十二月十二日附條三普適合第四五八五號ヲ以
テ照會相成リタル首題ノ件ニ關スル當方ノ意見別
紙ノ通同答ス

1465A-3

1465A-4

別紙

本件申出ニ同意ス

但

イ、一九二九年ノ停戦協定ニ當マルル規定ヲ
「事實上適用スルノ旨アルコトヲ宣言
スル」ニ非スシテ「前記協定ノ便宜上利
用スル」趣旨トスルコト
ロ、情報傳達手段ハ電報及兵ノ他ノ手段ニヨ
ル事

裏面白紙

12

證明書

「ワシントン」文書局 第 一 冊
國際警察部 第一四六五五號

典據及び公正ニ認ムル證明

余、ヨウゾウ、ミヤマハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、
即チ文書部長トシテ、日本政府ト公約關係ニ在ル
モノナルコト、茲ニ該宣吏トシテ余ガ茲ニ添附セ
ラレタル、五頁ヨリ成ル、千九百四十六年ノ昭和
二十一年ノ四月十八日附、下記ニ如キ、即チ千九百
四十六年四月十八日附發面ニヨル日本政府中央連
絡事務局ヨリ國際警察部宛ノ報告、日本文本文五
頁添附ノモノ、ノ文書保管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ
證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記號及ビ文書ガ日本政府ノ公文書
ナルコト、並ニ右ガ下記名簿ノ寫入ハ郵局ノ公式
書類及ビ添ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ
該書類又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ添ニ於ケル該文書ノ成爲所
在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ) 第一復以局

1465 A-5

1465A-6

千九百四十六年／昭和二十一年／九月六日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄 ミヤマ ヨウゾウ

右ノ者ノ公約資格 文書課長ノ署名捺印ノ

証人 ハシモト、ゲイジノ署名捺印ノ

公式入手ニ關スル證明

余、少尉ジョンカーチス、HOME COURTESY、余ガ聯合
國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、
竝ニ上記通名ノ文書ハ余ガ公署ニ、日本政府ノ上
記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證
明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／九月六日

東京ニ於テ署名

氏 名 題 ジェイ、エー、カーチス
/J. A. Curtis/

右ノ者ノ公約資格 證人 官

証人 エリク、ダブリユー、フライシア
/Eric W. Fletcher/

221.3

3/10

Doc 651

5

電話 報 二、二八 昭一七、三、一
一五、五〇
一七、一〇

郵電部第五一八號

次長 官 宛

郵傳部部長

半島人ノ英米崇敬ニ念ヲ一掃シテ必勝ノ信念ヲ確
立セシムル爲メ願ル有効ニシテ總督府及軍共ニ熱
意ヲ示アルニ付、英米傳書各千名ヲ郵傳ニ收容セラ
レ度寄ニ配付セテ
進テ收容所ニ充當スベキ郵傳ハ京極府ノ神學校ニ
於テ平島府外人學校及神學校各一ツ充當シ得ヘシ
詳細ハ郵傳ニ關スル中央ノ意向承リタル上具體的
ニ申張スベシ

裏面白紙

E 1960
Doc-P1547A-1

22

第一五四七 4 號

昭和十七年五月三十日東條陸軍大臣普通寺師團視
察ノ際同師團長ニ與ヘラレタル訓示中停務ニ關ス
ル事項ノ抜萃

昭和十七年五月三十日東條陸軍大臣普通寺師團視
察ノ際同師團長ニ與ヘラレタル訓示中停務ニ關ス
ル事項ノ抜萃左ノ如シ
「當師團ニハ停務收容所ヲ設置サレテ居リマスガ、
停務ハ人道ニ反シナイ限ル嚴重ニ取締リ苟モ誤レ
ル人道主義ニ陥リ又ハ收容久シキニ亙ル結果情實
ニ陷ルカ如キコトナイ様注意ヲ要シマス又我國現
下ノ情勢ハ一入トシテ無爲徒食スルモノアルヲ許
サナイノデアリマス、停務モ亦此ノ趣旨ニ鑑ミ大
ニ希望ミマス」

（昭和十七年五月三十日）
（東條陸軍大臣普通寺師團視察ノ際）
（同師團長ニ與ヘラレタル訓示中）
（停務ニ關スル事項ノ抜萃）

E 1960
Doc. P 1547 A-1

22

第一五四七 A 號

昭和十七年五月三十日東條陸軍大臣普通寺師團視
察ノ際同師團長ニ與ヘラレタル訓示中停務ニ關ス
ル事項ノ抜萃

昭和十七年五月三十日東條陸軍大臣普通寺師團視
察ノ際同師團長ニ與ヘラレタル訓示中停務ニ關ス
ル事項ノ抜萃左ノ如シ
「當師團ニハ停務收容所カ設置サレテ居リマスガ、
停務ハ人道ニ反シナイ限ル嚴重ニ取締リ苟モ誤レ
ル人道主義ニ陥リ又ハ收容久シキニ亘ル結果情實
ニ照ルカ如キコトナイ様注意ヲ要シマス又我國現
下ノ情勢ハ一入トシテ無爲徒食スルモノアルヲ許
サナイノデアリマス、停務モ亦此ノ趣旨ニ従ミ大
ニ之ヲ活用セラルル様注意ヲ望ミマス」

裏面白紙

證 明 書

「ワシントン」文書局 第一五四七ム 號

典義及ビ公正ニ關スル證明

余、中國サドヨシハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ
 停務情報局長官代理トシテ、日本政府ト公的關係
 ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官更トシテ余ガ茲ニ
 添附セラレタル、一頁ヨリ成ル、千九百四十
 二年ノ昭和十七年ノ五月三十日附、下記連名、即
 テ一九四二年ノ昭和十七年五月三十日東京條約第六
 臣善通寺師範視察ノ原岡信長ニ與ヘラレタル間
 示中停務ニ關スル事項ノ發率ノ文書ノ保管ニ任ジ
 居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書
 ナルコト、並ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式
 書頭及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴
 番號又ハ引用、其ノ他公式書頭又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ
 公式名稱ヲモ等記スベシ) 停務情報局

千九百四十六年／昭和二十一年／九月四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名

中西サダヨシ（捺印）

右ノ者ノ公約資格

浮島情報局長官代理

証人

横井コージ（捺印）

公式入手ニ關スル證明

余、JOHN・カーティスハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公署上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／九月四日

東京ニ於テ署名

氏名

J. A. CURTIS / ジェー・エイ・カーティス少尉

右ノ者ノ公約資格

調査官

証人

RICHARD H. LARSH / リチャードHラーシュ

E 1961 22
DocP/547B

俘虜タル將校及准士官ノ勞務ニ関スル件 (昭一七、六三)
(俘虜管理四、二)

俘虜管理部長ヨリ関係部隊へ通牒

俘虜タル將校及准士官ノ勞務ニ関シテハ俘虜勞役規則(明三七、九一)陸運一三九第一條ニ禁セラレアル如ナルモノト雖モ無為徒食ヲ許ササル我々現下ノ實狀ト俘虜ノ健康保持等トニ鑑ミ之等ニ對シテモ其身分ノ識能、体力等ニ應ジ自覺的ノ勞務ニ就カシメ及キ中央ノ方針ナルニ付可然指導相成ヌ

追テ之ガ為ノ勞務ハ左記ヲ適當ト思料セラルルニ付參考ノ為申添

ノヤリ(一)ノ(三)
本館ニ在リタル
(昭和四一、四、二)

利用スル諸勞務

- 三、家畜、家禽ノ飼養
- 四、一般勞役俘虜ノ監督
- 五、戰史資料等ノ記述
- 六、宣傳業務
- 七、其ノ他適當ト認ムル勞務

No 1

E 1961 22
DOC/1547B俘虜タル將校及准士官、勞務ニ関スル件（昭一七、六、三）
（俘管四、二）

俘虜管理部長ヨリ関係部隊へ通牒

俘虜タル將校及准士官、勞務ニ関シテハ俘虜勞役規則（明
三七、九、一〇陸運一三九）第一條ニ禁セラレアル処ナルモ一人ト雖モ無
為徒食ヲ許ササル我々現下、実狀ト俘虜、健康保持等
ト鑑ミ之等ニ對シテモ其身分、識能、体力等ニ應ジ自
発的ニ勞務ニ就カシメ之キ中央ノ方針ナルニ付可然指導
相成云

追テ之ガ為、勞務ハ左記ヲ適當ト思料セラルルニ付參
考ノ為申添

左記

- 一、技術、學術等ヲ利用スル諸勞務
- 二、農業
- 三、家畜、家禽、飼養
- 四、一般勞役俘虜ノ監督
- 五、戰史資料等ノ記述
- 六、宣傳業務
- 七、其他適當ト認ムル勞務

No 1

裏面白紙

Doc. 1547B

證明書

ワシントン文書局 第
國際檢察部 第一五四七号

典據及び公正に關スル證明

余中西サグヨシハ余が下記ノ資格ニ於テ既ニ停虜情報局長官代理トシテ日本政府ト
公的關係在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル二頁ヨリ成ル一九四四年九月
昭和二十年九月三附下記題名即チ陸軍省停虜情報部長ヨリ關係部隊へ通牒(一九四四年九月三
ノ文書保管在ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及文書が日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ右ノ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公
式書類及ビ綴一部ナルコトヲ證明ス。若シアラバ綴番号又ハ引用其他公式書類又
ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ特記ス。停虜情報局

一九四四年九月四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

中西サグヨシ(捺印)

右ノ公的資格

停虜情報局長官代理

證人

横井コージ(捺印)

公式入手に關スル證明

余 *John C. Castle* ハ余が聯合軍最高指揮官總司令部ニ關係アルモノ
ナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余が公務上、日本政府ノ上記署名者
官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

一九四四年九月四日

東京ニ於テ署名

氏名欄

John C. Castle

右ノ公的資格

國際檢察部調査官

證人

Richard W. French
リチャード W. フレンチ

E 1962
P1630 B

No. 1

新任俘虜收容所長ニ與テ
陸軍大臣訓示 (昭和十七年六月二十五日)

諸官此ノ度任テ俘虜收容所長ニ受テ進ク夫々現地ニ赴カントスルハ予ノ最も欣快トスル所ナリ

抑我國ハ俘虜ニ對スル觀念ル上其取扱ニ於テモ政事各國ト自ラ相異セザリ諸官ハ俘虜ノ處理ニ方リテ固ヨリ諸條規ニ遵テ田レ之カ適正ヲ期シ公正ナル帝國ノ態度ヲ如實ニ中外ニ顯揚セザルベカラズト雖モ他方人道ニ反シテ限リ嚴重ニ之ヲ取締リ且一日ト雖モ無為徒食セシムルコトナリ其ノ努力特技ヲ我カ生産擴充ニ活用スル旨ヲ總力ヲ與テテ大東亞戰爭遂行ニ資セシム

ナニトシテ (ナ)
為難クモナシ
(又ナニトシテ)

特性ニ鑑ミ特ニ俘虜ノ力ヲ用レテ
劣性ヲ體得セシムルト共ニ自五回心
無上ノ光榮ナルヲ感銘セシムル如

ク好ム事ヲ誡告直ニ上ノ趣旨ニ鑑ミ責務ノ重大ナルヲ自覺シテ部下監督ヲ嚴正ニシ給骨碎身以テ其ノ任ヲ完ウセシムトヲ期スヘシ

昭和十七年六月二十五日
陸軍大臣 東條 英機

E 1962
P1630B

No. 1

新任俘虜收容
所長ニ與テ

陸軍大臣訓示

(昭和十七年六月二十五日)

諸官此ノ度任テ俘虜收容所長ニ任テ近ク夫々現地ニ赴キ
スルハ最モ欣快トスル所ナリ
抑我國ハ俘虜ニ對シテ觀念上其ノ取扱ニ於テモ政事各國ト自ラ
相異セザリ諸官ハ俘虜ノ處理ニ於テハ固ヨリ諸條規ニ遵
田シテ高正ノ期シ公正ナル帝國ノ態度ヲ如實ニ中外ニ顯揚セ
ルベカラズ雖モ他方人道ニ反セザル限リ嚴重ニテ取締リ且
一日ト雖モ無為徒食セシムルナリ其ノ勞力特技ヲ拔キ生産擴
充ニ活用スル等總力ヲ與テテ大東亞戰爭遂行ニ資セシム
カヘレ尚此ノ際諸官ハ任地ノ特性ニ鑑ミ特ニ俘虜ノ處理ニ
現地民衆ニ對シテ大和民族ノ優待性ヲ體得セシムルヲ要ス且
鴻大ニシテ日本臣民ナルト眞ニ無上ノ光榮ナルヲ感銘セシムル
ク努ルニ要ス諸官宜シテ敎上ノ趣旨ニ鑑ミ責務ノ重大ナル
ヲ自覺シテ部下監督ヲ嚴正ニシ給骨碎身以テ其ノ任ヲ完
ウセシムルヲ期スヘシ

昭和十七年六月二十五日

陸軍大臣

東條

英機

裏面白紙

裏面白紙

證明書

ワシントン文書局

國際検査部

第一〇三三號

第一一三

余、中西サカキハ、余が下記ノ資格ニ於テ即チ信務情報局長
官代理トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官更
トシテ余が茲ニ添附セラルル、二頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和
十七年六月二十五日附下記 照會 即チ「新任信務局長
所長ニ與テ陸軍大臣訓示」ノ文書ノ保管ニ任シ居ルコトヲ茲
ニ證明ス

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ハ日本政府ノ公文書ナルコト、茲
ニ右ノ下記各籍ノ者又ハ部局ノ公文書類及ビ綴ノ一部ヲ以テ
證明ス（若シ下ノ綴番號又ハ引用、其他公文書類又ハ
綴ニ於テ該文書ノ正規所在ハ公文籍ヲ特記スル）信務情報局
千九百四十二年 昭和二十一年 九月四日

東京ニ於テ署名者

當該官更署名者

中西サカキハ

右ノ者ノ公的資格

信務情報局長官代理

證明

人

横井 ヨウジ

公式入手ニ因スル證明

余、ジョージ・カーチス、James H. Curtis 余が聯合國最高

指揮官總司令部ニ関係スルコト、茲ニ上記照會ノ文書ハ

余が公的初上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノ

ナリトシテ證明ス

千九百四十二年 昭和二十一年

九月四日

東京ニ於テ署名者

ジョージ・カーチス

右ノ者ノ公的資格 謝 査一官

證明

人

リチャード・エワート
Richard H. Ewart

No 2

1630B

E1963
P1630A-1

新任俘虜收容所長ニ與フル陸軍大臣訓示

(昭和十七年七月七日
於 陸 軍 省)

諸官此ノ度任ヲ俘虜收容所長ニ受ケ近ク夫々現地
ニ赴カントスルハ予ノ最モ欣快トスル所ナリ
抑々我國ハ俘虜ニ對スル觀念上其ノ取扱ニ於テモ
歐米各國ト自ラ相異ルモノアリ諸官ハ俘虜ノ處理
ニ方リテハ固ヨリ諸條約ニ遵由シ之カ道正ヲ期シ
公正ナル諸國ノ善法ヲ模倣シ中外ニ顯揚セザルベ
シナル限リ慎重ニ之ヲ
食セシムルコトナク其
充ニ活用スル等總力ヲ
盡シテ大東亞戰局ニ資セン事ヲ努ムベシ尙此
ノ際諸官ハ任地ノ特性ニ鑑ミ特ニ俘虜ノ處理ヲ通
シテ現地民衆ニ對シ大和民族ノ優待性ヲ獲得セシ
ムルト共ニ皇軍ト相親ヘテ大東亞 共榮國建設ニ
努力シ得ルハ眞ニ無上ノ光榮ナル所以ヲ自覺セシ
ムヘシ
諸官宜シク彼上ノ趣旨ニ鑑ミ責務ノ重大ナルヲ自
覺シ部下ノ監督ヲ嚴正ニシ務骨幹身以テ其ノ任ヲ
完ウセンコトヲ期スベシ

昭和十七年七月七日

陸軍大臣 原 保 英 發

新任俘虜收容所長ニ與フル陸軍大臣訓示

(昭和十七年七月七日
於陸軍省)

諸官此ノ度任ヲ俘虜收容所長ニ受ケ近ク夫々現地ニ赴カントスルハ予ノ最も欣快トスル所ナリ抑々我國ハ俘虜ニ對スル觀念上其ノ取扱ニ於テモ欧米各國ト自ラ相異ルモノアリ諸官ハ俘虜ノ處理ニ方リテハ固ヨリ諸條約ニ遵由シ之カ道正ヲ期シ公正ナル帝國ノ態度ヲ知宜ニ中外ニ顯揚セザルベカラズト雖モ他方人道ニ反セザル限リ懲罰ニ之ヲ取備リ且一日ト雖モ無爲徒食セシムルコトナク其ノ勞力、特技ヲ我カ生産充ニ活用スル等總力ヲ舉ゲテ大東亞戰爭進行ニ資セン事ヲ努ムベシ尙此ノ際諸官ハ任地ノ特性ニ鑑ミ特ニ俘虜ノ處理ヲ通シテ現地民衆ニ對シ大和民族ノ優待性ヲ獲得セシムルト共ニ皇軍ト相憐ヘテ大東亞共榮國建設ニ努力シ得ルハ眞ニ無上ノ光榮ナル所以ヲ自覺セシムヘシ

諸官宜シク使上ノ趣旨ニ鑑ミ責務ノ重大ナルヲ自覺シ部下ノ監督ヲ嚴正ニシ務骨幹身以テ其ノ任ヲ完ウセンコトヲ期スベシ

昭和十七年七月七日

陸軍大臣 東條英機

1630A-2

UA 1

本調示ハ件府情報局保管ノ件府月報第五號ニ
寫シ記登シアリタルモノヲ又寫シ取りタル
ナリ

裏面白紙

1630A - sent

眞実ノ高ナルコトヲ證明ス

署 名

／ HENRY E. OMACHI
ヘンリー・デー・オーマチ

右ノ者ノ公的資格

日本人俘虜情報局

死傷者整理部参謀副官

陸軍歩兵少尉

裏面白紙

證明書

「ワシントン」文書局 第 一六三〇 號
國 際 検 察 部

典義及ビ公正ニ關スル證明

余、ヨツモト、マサノリハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ前停務管理局員トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、二頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和十七年ノ七月七日附、下記題名、即チ新任停務收容所長ニ對スル陸軍大臣ノ訓令ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ添ノ一部ナルコトヲ證明ス。(活シアラバ添付又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ添ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)

1630 A (cont.) - 1

陸軍省

千九百四十六年／昭和二十一年／七月二日

陸軍情報局ニ於テ署名

當該官吏署名欄

ヨツモト、マサノリ
(MASAMORI YOTSUMOTO)

右ノ者ノ公的資格

証

人 エス、中 田
(S. NAKANISHI)

公式入手ニ關スル証明

余、リチャード、エツチ、ラーシュハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、竝ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／八月三十日

ニ於テ署名

氏 名

欄 リチャード、エツチ、ラーシュ
(Richard H. LARSH)

右ノ者ノ公的資格

國際警察部調査官

証

人 ジェイ、エ、カーリ、イス
(J. A. CURTIS, JR., MI)

1630A (cert.) - 2

701

E 1964
Doc 630C

27

停虜情報局第五號停虜月報拔萃

UAI

第一一般的事項

三、六月三、六日朝鮮、臺灣停虜收容所所長及
所員（分所長豫定者）對停虜情報局於停虜業
務、関シ所要（六月三、六日停虜收容所所長會同席

全（提）示ヨナス

22-1-7 (2)
本書類は、主として、
(朝鮮、臺灣、及び停虜情報局)

本書類ハ當局保管書類ニ正確ナル拔萃ナル事ヲ認明ス

昭和三十一年九月五日

停虜情報局長官代理

中西貞喜 (印)

27
俘虜情報局第五號俘虜月報抜萃

UAI

第一一般的事項

E 1964
Doc 1630 C
三、六月二十六日朝鮮、臺灣俘虜收容所所長及
所員（分所長豫定者）對俘虜情報局於俘虜業
務開示所要（六月二十六日俘虜收容所所長會同席
ニ於テル配布書類ニ基ク）提示ヨナス

本書類ハ當局保管書類正確ナル後萃ナル事ヲ証明ス

昭和三十一年九月五日

俘虜情報局長官代理

中西貞喜印

Doc 1630 C

俾房情報局七月號俾房月報披露

UAI

第一、俾房取扱ニ関スル集合教育

七月七八兩月俾房情報局於近々新設セラルヘキ

泰馬来比島、凡「不ルネオ」俾房收容所長並

ニ同所員一部ニ對シ俾房取扱ニ関スル集合教育

ヲ實施ス

右出席者官氏名、行事豫定表、大臣訓示及配布
書類目録、別紙第一乃至第四、如シ

本書類、當局保管書類ニ正確ナル披露スル事ヲ証明ス

昭和三十一年九月五日

俾房情報局長官代理

中西貞吉

(印)

no 2

203

Doc 1630 C

別紙第一

收容所名	職名	官	氏名
收容所	所長	少將	佐々木誠
森 俘虜	所員	中佐	石井民恵
同	同	同	柳田正一
同	同	同	永友吉忠
同	同	同	知田外松
馬 俘虜	所長	少將	福榮真平
同	所員	中佐	牧村愛三
同	同	同	坂野博暉
同	同	同	松平紹光
比 島 俘虜	所長	少將	森本伊市郎
同	所員	少佐	岩中保章
同	同	同	前田一男
同	所長	少將	齊藤正鋭
同	所員	中佐	河村秀夫
同	同	同	河邊正
同	同	同	松永正義
同	同	同	蛭子由太郎
同	同	同	阿南三蘇男
同	同	同	林壽一郎
木 俘虜	所長	少佐	菅辰次

裏面白紙

裏面白紙

說明事項

說明者

51

5

1630 C

別紙才三

畧ス

新任信房收容
所長ニ與テ

陸軍大臣訓示

(昭和十七年七月七日
於 陸軍省)

裏面白紙

裏面白紙

別紙才出

7

1630 C

一 敵不戦死者、因スル事
一 傳虜情報局及傳虜管理部署務分務表
参考書類

傳虜情報 自第一號 至第五號

傳虜收容所傳虜取締規則ノ一例

傳虜收容所服務規則ノ一例

傳虜收容所業務規定ノ一例

傳虜四路規定ノ一例

傳虜收容所口直規定ノ一例

傳虜收容所衛兵之規定ノ一例

裏面白紙

14

證明書
「ワシントン」文書局 第
國際檢察部 第一六三〇 號

與據及ビ公正ニ為スル證明

余、中西サダヨシ / HAKAISHI SADA-YOSHI / ハ余ガ下
記ノ資格ニ於テ即チ件ノ情報局長官代理トシテ、日本
政府ト公的ニ關係ニ在ルモノナルコト、茲ニ特官吏トシ
テ余ガ茲ニ添附セラレタル、七頁ヨリ成ル千九百
年ノ情報局長官ノ下記署名、即チ件
ノ情報局長官ノ月報七月號（附録四號）記載ノ二十五
頁ノ文書、參照又ハ遺失スルノ文書ノ保存ニ任ジ居
ルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナル
コト、更ニ石ガ下記署名及ビ又ハ情報局長官ノ公式署名及ビ
綴リノ一記ナルコトヲ證明ス。（若シアラバ該文書又ハ引用
其ノ公式署名又ハ更ニ於ケル該文書ノ成程所在ノ公式署名ヲモ特記ス
ベシ）併シ情報局長官

千九百四十六年 / 昭和二十一年 / 十二月十八日

東京ニ於テ署名

S. HAKAISHI

情報局長官署名

エス・ナカニシ / 署名 /

右ノ者ノ公的署名

情報局長官代理

證人

ケイ・ヨコイ / K. YOKOI / 署名

2. A

Doc 1630 C (over)

公式入手ニ就スル證明
 余、ヘンリー・シモジマハ、余が母國島高松藩官廳
 司令ニ就任アルモノナルコト、茲ニ上記西名ノ又
 書ハ余ガ公書上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手
 シタルモノナルコトヲ茲ニ証明ス。

千九百四十六年/昭和二十一年/十二月十八日

署名ニ於テ署名

氏名	ヘンリー・シモジマ / 署名ノ
右ノ者ノ公印資格	高松藩官廳調査官
証人	アイール・エツチ・ラーシ / 署名

裏面白紙

56

P 130.3
E 1965

22-1-1 (4)
新編 日本書紀
(天智天皇元年 645)

22

俘虜ニ關スル諸法規類案

11C D+0.13.03

57

P. 130.3
E 1965

22

俘虜ニ關スル諸法規類聚

14. D. 13. 03

目次

○ 俘虜情報局官制	一
○ 俘虜取扱ニ關スル規定	三
○ 俘虜收容所令	五
○ 俘虜取扱規則	七
○ 俘虜取扱細則	一四
○ 俘虜給與規則	二四

○俘虜勞務規則	三〇
○俘虜派遣規則	三八
○派遣俘虜取扱規則	四八
○俘虜勞務許可願又ハ俘虜派遣許可願ノ提出順序ニ關スル件	五〇
○俘虜處罰法	五四
○俘虜收容所派遣所ノ取扱ニ關スル件	五七
○俘虜處理ニ關スル件	五八
○國有鐵道ニ於ケル俘虜ノ輸送ニ關スル件	六一

○俘虜ノ輸送ニ關スル件	六二
○俘虜收容施設ノ維持ニ關スル件	六三
○俘虜タル將校ノ給與支給給期ニ關スル件	六三
○俘虜タル將校ノ給與ニ關スル件	六四
○俘虜ノ主食給與量ノ件	六六
○俘虜用被服整備等ニ關スル件	六七
○俘虜賃金ノ計算總金取扱ニ關スル件	七二
○俘虜ノ取扱ニ關スル件	七四
○敵國新生人員並ニ敵法軍ノ給與ニ關スル件	七五

○敵兵捕虜ノ取扱ニ關スル件	七
○特殊待遇ノ給與ニ關スル件	七
○俘虜收容所ノ給與ニ關スル件	八
○同	七
○傷病軍人ヲ以テ俘虜收容所ニ送附人員及捕虜ノ給與ニ關スル件	八
○俘虜ニ對スル看護金等ノ負擔ニ關スル件	八
○俘虜死亡者ニ對シテハ敵國政府ノ葬儀ニ關スル件	八
○俘虜患者ノ取扱ニ關スル件	八

○軍抑留者取扱規程	八
○軍抑留所職員ニ俘虜收容所職員ヲ兼勤セシムル件	九
○敵國人生活困難者處置ニ關スル件	九
○俘虜郵便規則	九
○俘虜郵便取扱規程	一〇
○俘虜ノ俘虜收容所内勞務ノ賃金ニ關スル件	一〇

六 敵國ニ俘虜ト爲リタル者ニ關スル状況ノ調査及處置俘虜ト爲國ニ在ル家

族其ノ他ノ關係者トノ通達ノ事項ニ關スル事項

第二條 陸海軍省ハ東京ニ之ヲ置ク

第三條 陸海軍省ハ長官一人及事務官四人ヲ置ク但シ事務官ハ必要ニ應ジ之ヲ増減スルコトヲ得

長官ハ陸海軍省、事務官ハ陸海軍省ノ從屬官又ハ海軍省又ハ中ヨリ之ニ任ス

第四條 陸海軍省ハ外國軍大臣ノ奏請ニ依リ陸海軍省長官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第五條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第六條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第七條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第八條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第九條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第十條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〇俘虜取扱ニ關スル規定 (附一七三三三)

陸海軍省ハ東京ニ之ヲ置ク

第一條 陸海軍省ハ長官一人及事務官四人ヲ置ク但シ事務官ハ必要ニ應ジ之ヲ増減スルコトヲ得

第二條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第三條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第四條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第五條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第六條 陸海軍省ハ長官ノ命ヲ承ケ各該任ノ事務ヲ掌ル

第三條 部長、部長、下士官及兼任文官ハ他ニ本職ヲ有スル者ノ兼勤トシ其定員附表ノ如シ

第四條 部長ハ陸軍大臣ノ命ヲ承ケ其ノ職務ヲ掌理シ部長ハ部長ノ命ヲ承ケ其職務ヲ掌ル

第五條 下士官及兼任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ其職務ニ従事ス

陸軍停務收容所定員表			
部長	一名		
員一佐	五名		
下士官及兼任文官	五名		
一 本表ノ外他ニ本職ヲ有スル佐官若シテ其ノ職務ニ従事セシムルコトヲ得			

考 二 下士官及兼任文官ハ職員ヲ以テ代フルコトヲ得

○停務收容所令 (昭一六一ニニニ 勅令一八ニニ)

陸軍停務收容所條例改正ノ件ヲ認可シ茲ニ之ヲ公布セシム

停務收容所令

第一條 停務收容所ハ陸軍ノ管轄ニ屬スル停務ヲ收容スル所トス

第二條 停務收容所ハ必要ニ應ジ之ヲ設置ス其ノ位置及設備ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第三條 停務收容所ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ軍司令官又ハ衛戍司令官之ヲ

管理シ陸軍大臣之ヲ統轄ス

第二條 俘虜收容所ニ在ノ職員ヲ置ク

所長

所員

下士官及委任文官

第五條 所長ハ軍司令官又ハ衛戍司令官ニ命ジ收容所ノ業務ヲ掌理ス

第六條 所員ハ所長ノ命ヲ奉ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第七條 下士官及委任文官ハ上官ノ命ヲ奉ケ業務ニ従事ス

第八條 軍司令官又ハ衛戍司令官ハ必要アルトキハ部下ヲ派遣シ俘虜收容所ノ

事務ヲ補助セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ派遣セラレタル者ハ所長ノ指揮監督ヲ受クルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○俘虜取扱規則（明治三十七年二月二日）

改正加除 明治三十七年二月二日 明治三十八年同七 大正三年同三

明治三十八年同三 昭和八年同三 同五

俘虜取扱規則左ノ通定ム

俘虜取扱規則

第一章 通則

第一條 本規則ニ於テ俘虜ト稱スルハ帝國ノ権内ニ入りタル敵國交戦者及條約

又ハ慣例ニ依リ俘虜ノ取扱ヲ受クベキ者ヲ指ス

第二條 俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱ヒ決シテ侮辱虐待ヲ加フベカラズ

第三條 俘虜ハ其ノ身分階級ニ應ジ相當ノ待遇ヲ受スベキモノトス但シ其ノ氏

名及階級ノ訊問ニ對シ誠實ニ答ヘザル者其ノ他ノ犯罪アリタル者ハ此ノ限ニ

在ラズ

第四條 俘虜ハ帝國陸軍ノ紀律ニ依リ取締ラ爲スノ外強リニ其ノ身體ヲ拘束スベカラズ

第五條 俘虜ハ軍紀風紀ニ反セザル限り信教ノ自由ヲ有シ且其ノ宗門ノ儀式ニ參與スルコトヲ得

第六條 俘虜ハ從價ノ行爲アルトキハ監禁、懲罰其ノ刑罰法上必要ナル處分ヲ之ニ加フルコトヲ得

俘虜逃亡ヲ圖リタル場合ニ於テハ兵力ヲ以テ防止シ必要ノ場合ニハ之ヲ殺傷スルコトヲ得

第七條 宣誓セザル俘虜逃走ヲ遂ゲズシテ捕ヘラレタルトキハ監禁分ニ附スベシ

前項ノ俘虜逃走ヲ遂ケタル後再び俘虜ト爲リタルトキハ前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ加フルコトナシ

第八條 俘虜ノ懲戒ノ方法ハ前條ニ規定スルモノノ外陸軍懲罰令ニ準ジ其ノ犯罪ハ陸軍法會議ニ於テ審判ス

第二章 俘虜ノ捕獲後送

第九條 俘虜トスベキ者ヲ捕獲シタルトキハ直ニ其ノ携帶品ヲ検査シ兵器彈藥其ノ他軍用ニ供セラルベキ物品ハ之ヲ沒收シ其ノ他ノ物件ハ特ニ之ヲ領置スルカ又ハ便宜本人ヲシテ之ヲ携帶セシムベシ

第十條 前條ノ俘虜中將校ニシテ特ニ其ノ名譽ヲ表彰スルノ必要アル者ニ限り軍司令官又ハ獨立師團長ハ本人所有ノ刀剣ヲ携帶セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ氏名及事由ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報ス携帶セシメタル兵器ハ俘虜收容所ニ於テハ領置スベキモノトス

第十一條 軍司令官又ハ獨立師團長ハ戰闘後檢査ト協定ノ上其ノ捕獲ニ係ル俘虜中傷者病者ヲ送還又ハ交換スルコトヲ得又時宜ニ依リ同一戰争中再び戰闘ニ從事セザル旨ノ宣誓ヲ爲シタル俘虜ヲ解放スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ階級員數及事由ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報スルモノトス

第十二條 各部隊ハ其ノ捕獲シタル俘虜ノ氏名、年令、身分、階級、本籍地

本署ノ所屬部隊及兵隊ノ年月日通牒ヲ訊問シテ俘虜名簿及在留日誌ヲ調製シ、且第九條ニ依リ後送シタル物件ニ付、品目録ヲ調製スベシ

捕虜ニ依リ俘虜ヲ送還シタル後、シタルハ宣稱書ヲ爲シタルトキハ之ヲ俘虜名簿ニ記載スベシ

第十三條 軍醫ハ之ヲ監査及准士官以下ニ選別シ、兵隊送還ハ選給通信官衙ニ送送スベシ

前項ノ場合ニ於テ領置シタル物件、俘虜名簿、在留日誌及物品目録ハ共ニ之ヲ送付スベシ

第十四條 軍隊又ハ兵隊若ハ選給通信官衙ハ海軍省軍醫官ヨリ俘虜引渡ノ協議アリタルトキハ領置ノ物件、俘虜名簿、在留日誌及物品目録ト共ニ其ノ俘虜ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

第十五條 軍司令官又ハ獨立師団長ハ其ノ後送セムトスルモノノ日數ヲ訊問シ、大本營ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報ス

第十六條 陸軍省軍醫官ノ選給ヲ受ケタルトキハ其ノ俘虜ヲ受領スベキ港頭其ノ

他ノ地點ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ同地點ニ俘虜ノ到着スベキ時、日ヲ陸軍省ニ通報ス

陸軍省ニ於テ海軍俘虜ノ引渡ニ關スル通牒ヲ受ケタルトキ亦同ジ

第十七條 第十三條又ハ第十四條ニ依リ俘虜ノ引渡ヲ受ケタル兵站若ハ選給通信官衙ハ俘虜ヲ前條ノ地點ニ送送シ領置ノ物件、俘虜名簿、在留日誌及物品目録ト共ニ之ヲ陸軍省ノ令シタル受領員ニ引渡スヘシ

第十八條 本章ニ於テ大本營トアルハ大本營ノ設ケナキトキハ參謀本部トス

第三章 俘虜ノ收容及取扱

第十九條 削除

第二十條 俘虜收容所ハ俘虜ノ名簿健康ヲ害セス且其ノ逃走ヲ防止スルニ定ルヘキ陸軍省軍醫官又ハ寺院其ノ他ノ施設ヲ以テ之ニ充用スヘシ

第二十一條 俘虜收容所ヲ管理スル軍司令官又ハ衛戍司令官（以下單ニ俘虜收容所管理長官ト稱ス）ハ俘虜收容所ノ取扱規則ヲ定メ陸軍大臣ニ報告シ俘虜情報局長官ニ通報スヘシ

第二十二條 削除

第二十三條 削除

第二十四條 削除

第二十五條 削除

第二十六條 俘虜ノ受スル郵便物ハ條約ニ依リ郵送免除ノ特典アルヲ以テ俘虜

收容所管理長官ハ俘虜所在地郵便局ニ協議シ之ニ關シ相當ノ手續ヲ定ムヘジ

第二十七條 俘虜收容所ニ於ケル取締ニ關スル規則ハ俘虜收容所管理長官之ヲ定

ム

前項ノ規則ハ之ヲ陸軍大臣ニ報告シ俘虜情報局長官ニ通報スヘジ

第四章 雜 則

第二十八條 疾病ノ病者傷者ニシテ病院及診療所ニ於テ治療ノ後兵役ニ堪ヘスト

認メタルモノハ同一戦争中再ヒ兵隊ヲ執ラサルヘキ旨ノ約定ヲ爲サシメ之ヲ本

國ニ送還スヘシ但シ戦争ニ重要ナル關係アル者ハ此限ニ在ラス

第二十九條 俘虜ノ所有品ニシテ帝國官衙ニ領受シタルモノハ開放ノ際之ヲ本人

ニ送付ス

第三十條 俘虜死亡者ノ遺留品及遺留金ハ其ノ所轄軍隊、官衙、病院又ハ總督

所ヨリ之ヲ俘虜情報局ニ送付スヘシ但シ遺留品中保存ニ堪ヘサルモノアルト

キハ之ヲ賣却シテ其ノ代金ヲ送付ス

第三十一條 俘虜ノ遺言書ハ其ノ所轄軍隊、官衙、病院又ハ總督所ニ於テ帝國

軍人ノ遺言書ト同一ノ取扱ヲ爲シ俘虜情報局ニ之ヲ送付スヘジ

第三十二條 削除

第三十三條 慈善行為ノ目的ヲ以テ適法ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ヨリ重

接ニ俘虜ヲ救恤セシムコトヲ出張シタルトキハ俘虜ノ取締規則ニ違反セサル

旨範圍ヲ以テ約定セシメタル上之ヲ許可スルコトヲ得

附 則 (第一八號第五七)

本通ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○俘虜取扱規則（陸軍一九一八）

一四

改正加添 第一八條至五八

俘虜取扱規則左ノ趣改正ス

俘虜取扱規則

第一條 本規則ハ俘虜收容所ニ於ケル俘虜ノ取扱ニ關スル事項ヲ規定ス

第二條 俘虜收容所ヲ管理スル軍司令官又ハ衛戍司令官（以下總ニ俘虜收容所管理長官ト稱ス）ハ必要ニ應ジ俘虜收容所又ハ其ノ分所ヨリ一時分遣所ヲ出スコトヲ得

第三條 俘虜ノ居室ハ戰ルヘク准士官以上及下士官兵ニ分テ之ヲ設ケ更ニ團體階級、身分等ニ應ジ之ヲ細分スルモノトス但シ收容設備之ヲ許ササルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 准士官以上ノ俘虜ニハ醫兵（要スレハ下士官）ヲ以テ看護ヲ附スルコトヲ得但シ其ノ人員ハ戰ホニ名ヲ登錄名ニマキ一名トス

文官ニ付テハ前項ニ應ス

第五條 俘虜ヲ收容シタルトキハ速ニ逃走セサル旨ヲ宣稱セシムヘシ

前項ノ宣稱ニ應セサル者ハ逃走ノ意思アルモノト見做シ之ヲ嚴重ニ取締ルモノトス

第六條 俘虜收容所ノ醫備ハ俘虜收容所所屬ノ雇傭人ヲ以テスルヲ本則トス但

シ所要ニ應ジ若干ノ衛兵ヲ附スルモノトス

第七條 俘虜收容所ノ火災豫防ニ關シテハ特ニ注意シ細密ナル規定ヲ設ケ萬全ノ處置ヲ講スヘシ

第八條 俘虜ハ妄リニ飲酒喫煙セシムヘカラス

第九條 俘虜收容所ニ於テハ俘虜ノ多寡、居室ノ状況等ニ應ジ俘虜中ヨリ所要ノ選任者ヲ選ヒ命令ノ傳達、情報ノ申達、火災豫防、俘虜ノ取締等ヲ補助セシムルコトヲ得

第十條 俘虜ハ所要ニ應ジ監視者ヲ附シ外出セシムルコトヲ得但シ外出地域ノ選定ニ留意シ所要ノ取締法ヲ講シ特ニ逃走防止並ニ地方人トノ關係ニ付キ必

要ナル諸價ヲ爲スヘシ

第十一條 俘虜收容所ニ出入セントスル者ハ俘虜收容所長ノ許可ヲ受クルヲ要ス但シ外人ニ在リテハ陸軍大臣之ヲ許可ス

前項但書ノ規定ニ拘ラス帶國外ニ於ケル俘虜ノ家族等ノ面會ニ認シテハ俘虜收容所管理長官ノ定ムル所ニ依リ俘虜收容所長之ヲ許可スルコトヲ得

第十二條 俘虜收容所ニ出入セシムル者ニ付テハ其ノ目的、身分職業等ヲ調査シ訪察並ニ取締ニ關シ該軍ナル注意ヲ爲スヘシ又必要以外ノ者ハ妄リニ出入セシムヘカラス

第十三條 俘虜ニ面會ヲ許ス場合ニ於テハ面會ノ場所、時間、談話ノ範圍等ニ關シ取締上所要ノ制限ヲ爲シ且監視者ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ

第十四條 俘虜ヲ收容シタルトキハ俘虜收容所長ハ速ニ其ノ人員ヲ俘虜ノ國籍等ニ陸軍、海軍、(陸軍)及非軍人ニ分テ軍人ニ在リテハ更に將校及陸士官以下ニ区分シテ陸軍大臣ニ報告スルト共ニ俘虜情報局長官ニ通報スヘシ俘虜ヲ解放又ハ他ノ俘虜收容所ニ移管シタルトキ亦同シ

第十五條 俘虜收容所長ハ俘虜收容後即ルヘク速ニ別紙様式ニ依リ俘虜ノ姓名國籍、所屬部隊、階級、身分及是否ヲ記載シ俘虜情報局長官ニ通報スヘシ

第十六條 俘虜收容所長ハ前條ノ通報ヲ爲シタル後俘虜ノ姓名、生年月日、國籍、職業身分、所屬部隊、捕獲場所、捕獲年月日、父母ノ名、本籍地、職業等ヲ調査シ俘虜情報局長官ヨリ送致スル俘虜送致結果用紙ニ之ヲ記載シ其ノ一部ヲ俘虜收容所ニ保管シ他ノ一部ヲ俘虜情報局長官ニ送付スヘシ

第十七條 俘虜ヲ他ノ俘虜收容所ニ移管スルトキハ俘虜收容所ニ保管シアル俘虜送致結果用紙ヲ其ニ送付スヘシ

俘虜死ニシタルトキハ其ノ送致結果用紙ハ俘虜收容所請 遺體保管シ置クモノトス俘虜ヲ解放シタルトキ亦同シ

戰争又ハ革命終結シ俘虜收容所ヲ閉鎖スルトキハ同所ニ保管シアル俘虜送致結果用紙情報局長官ニ送付スヘシ

月末俘虜人員表ト共ニ月報トナシ陸軍大臣ニ報告シ俘虜情報局長官ニ通報ス
ハシ但シ緊急ヲ要スルモノハ其ノ都度速ニ報告通報スルモノトス

第十九條 俘虜收容所ニハ日誌ヲ備ヘ俘虜ノ管理、面會等ニ關シ必要ナル事項
ヲ記録シ將來調査ノ資ニ供スルモノトス

本日誌ハ俘虜收容所閉鎖ノ際之ヲ俘虜情報局ニ送付スルモノトス

第二十條 俘虜收容所ニハ移室（休養室ヲ含ム）ヲ設ケ入院ヲ要セサル俘虜
患者ノ診察ヲ行フモノトス

第二十一條 俘虜收容所ニハ必要ニ應ジ病室ヲ附屬セシメ入院ヲ要スル患者ヲ
収容ス

病室ニハ所要ノ衛生材料、被服、寢具及藥品ヲ備付クルモノトス

第二十二條 前條ノ規定ニ依ル病室ノ衛生勤務ハ最高陸軍病院ノ職員ヲシテ之
ヲ兼勤セシムルコトヲ得

但シ所要ニ應ジ日本赤十字社救護員ヲシテ衛生部將校ノ指揮監督ノ下ニ治療
ニ從事セシムルコトヲ得

第二十三條 第二十條及第二十一條ニ規定スル醫移室及病室ノ衛生勤務ハ所要
ニ應ジ敵國衛生人員等ヲシテ之ヲ補助セシムルコトヲ得

第二十四條 俘虜患者ニシテ治療上特ニ必要ナルモノ及傳染病患者ハ俘虜收容
所長最高陸軍病院長ト協議ノ上之ヲ陸軍病院ニ收容スルコトヲ得

第二十五條 俘虜ノ發送スル郵便物、郵便爲替及電信ノ取扱開始ノ時期ハ陸軍
大臣之ヲ定ム

第二十六條 俘虜收容所長ハ俘虜ノ發受スル郵便物及電信ノ檢閲ノ責ニ任スル
モノトス

第二十七條 俘虜ノ發受スル郵便物及電信ノ檢閲ハ特ニ嚴重ナラシメ防諜及取
締上不適當ト認ムルモノハ沒收シ又ハ發送ヲ禁止スヘシ

第二十八條 俘虜ノ發送スル郵便物及電信ニシテ檢閲ヲ了シタルモノハ其ノ表
面見易キ位置ニ檢閲者ノ認印及俘虜收容所名ヲ附シタル檢閲済ノ認印ヲ捺捺
スルモノトス

第二十九條 俘虜ヨリ其ノ本國ノ政府、軍隊、官衙、軍所屬ノ學校、艦船ニ宛

テタル郵便物及前記通所ヨリ俘虜ニ宛テラレタル郵便物並ニ俘虜中重要人物ノ發受スル郵便物ニシテ必要ト認ムルモノハ之ヲ俘虜情報局ニ送付シ更ニ檢閲ヲ受クヘシ

第三十條 俘虜ノ差出ス郵便物ノ數、用紙及記載要領等ハ俘虜收容所長之ヲ定ムルモノトシ其ノ用紙ハ成ルヘク當該俘虜收容所ノ表示ヲ施セルモノヲ使用スルモノトス

第三十一條 俘虜ハ左ノ各號ニ該當スル郵便物及電信ヲ差出スコトヲ得ス但シ第一號及第二號ニ該當スルモノニシテ俘虜收容所長ノ特ニ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、軍事、政治、財政、經濟等ニ關スル事項ノ通信ヲ目的トセルモノ

二、他ノ俘虜收容所ニ在ル俘虜ニ宛テタルモノ

三、確鑿其ノ他通信方式ヲ使用セル疑アルモノ

其ノ他俘虜ノ取扱等ニ關シ特種ニ不利トナルヘキ事項ノ通信ヲ目的トセルモノ

第三十二條 俘虜收容所長ハ俘虜ノ發受スル郵便物、郵便爲替及電信ノ取扱ニ關スル事項ヲ規定シ軍大臣ニ報告シ俘虜情報局長官ニ通報スヘシ

第三十三條 俘虜收容所長ハ俘虜ノ平素所持シ得ル金高ヲ其ノ階級ニ應ジ定ムヘシ

前項ノ所持金高ハ高額ナラシメサルモノトシ他ハ貯金セシメ俘虜收容所出納官吏ヲシテ之ヲ保管セシムヘシ

第三十四條 俘虜ニ對シ金錢物品ヲ寄贈セントスル者アルトキハ俘虜收容所長ハ其ノ理由、内容等ヲ詳細ニ調査シ收給上差支ナシト認メタル場合ハ之ヲ許可スルコトヲ得俘虜ヨリ金錢物品ヲ發送セントスルトキ亦同シ

第三十四條ノ二 俘虜ニ對スル寄贈金及俘虜死亡者ノ遺留金ハ差入差出外現金トシテ之ヲ取扱フヘシ俘虜取扱規則第三十條但書ノ規定ニ依リ俘虜死亡者ノ遺留品ヲ賣却シタルトキ其ノ代金ニ付キ亦同シ

第三十五條 俘虜收容所ニハ俘虜收容所管理長官ノ認可ヲ受ケ酒保ヲ設置スルモノトス

第三十六條 俘虜自費ヲ以テ嗜好品其ノ他ノ日用品ヲ俘虜收容所洒保以外ヨリ
購入セントスルトキハ俘虜收容所長ハ取締上支ナシト認メタル場合ニ限り
之ヲ許可スルコトヲ得

第三十七條 俘虜死亡シタルトキハ其ノ階級身分ニ應ジ相當ノ儀式ヲ行フモノ
トス

屍体ハ土葬スルヲ本則トシ通宜ノ場所ニ埋葬スルモノトス但シ俘虜ノ遺言、
宗教、同僚ノ希望等ヲ以テ火葬スルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ屍体ヲ火葬シタルトキハ其ノ遺言ハ通宜ノ場所ニ埋葬
又ハ保管スルモノトス

附 則 (昭一八陸達五八)

本達ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

別紙

No. _____		〇〇俘虜收容所	
NAME	姓名	James, Robinson	
NATIONALITY	国籍	U.S.A.	
UNIT	所属部隊	U.S. Navy (Midway)	
RANK OR POSITION	階級身分	Lieutenant	
WELFARE	健康	入院中 (肺病貫通候)	

備考

一 空欄ハ俘虜情報局ニ於テ記入スルモノ
トス
ニ ヌ印ハ俘虜自身ヲシテ記入セシムルモノ
トス

○俘虜給與規則（昭和七年）

改正加除 昭一八陸運七三

俘虜給與規則左ノ通定ム

俘虜給與規則

第一條 陸軍ノ管轄ニ屬スル俘虜ノ給與ニ關シテハ本通ノ定ムル處ニ依ル

第二條 俘虜タル將校ニハ其ノ階級ニ應ジ帝國陸軍將校ノ受クル俸給ト同一金

額（一階級中給額二等アルモノハ最下額）ヲ支給ス

戰時増給ハ之ヲ支給セス

第三條 俘虜タル文官及准士官以下ニハ俸給ヲ支給セス

第四條 俘虜タル將校ノ糧食ハ自給トス但シ收容所長（之ニ準スル者ヲ含ム）以

下同シ）ハ必要ニ應ジ第五條ノ規定ニ準シ糧食ノ給與額ヲ指定シ又ハ實費ヲ

徴シ第五條ノ糧食ヲ給スルコトヲ得

第五條 俘虜タル文官及准士官以下ニ給スル糧食ハ大東亞戰爭陸軍給與令細則

第七條ノ基本食糧ノ範圍内（賭料ニ在リテハ其ノ地ニ付定メラレタル定額以
内）ニ於テ勞務及健康ノ狀況等ヲ斟酌シ收容所長之ヲ定メ實費支辨トス
人員少數ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ在リテハ大東亞戰爭陸軍給與令
細則第七條ノ食料定額内ニ於テ實費支辨トス

第六條 俘虜ノ被服ハ本人着裝ノモノヲ使用セシム但シ左記被服ハ之ヲ貸與スル
コトヲ得

一 廢具（古品トシテ古品ナキトキハ新品トス）

二 文官及准士官以下ニシテ其着裝被服力使用ニ堪エサルニ至リタル者及時服ヲ
有セサル者ニ限リ別表第一ノ被服

前項第二號ノ規定ニ依リ貸與シタル着裝被服ハ本人カ解放又ハ死亡ノ際之ヲ本
人ニ支給スルコトヲ得

將校ニシテ其ノ着裝被服力使用ニ堪エサルニ至リタル者又ハ時服ヲ有セサル者
ニハ軍隊給與規程第五十三條ノ規程ヲ準用シ別表第一中所要ノ被服ヲ採下クル
コトヲ得

第七條 俘虜タル文官及准士官以下ノ被服補修ハ別表第二ノ金額以内ニ於テ實費支辨トス

第八條 譯書具ハ所要ニ應シ貸與スルコトヲ得

前項ノ譯書具ハ在庫品ヲ應用シ其ノ保費費ハ實費支辨トス

第九條 俘虜ノ暖室用薪炭ハ其ノ地ニ在ル歩兵隊（歩兵隊ナキ場合ハ其ノ地ニ在ル部隊トス）ノ標準額（不割額ハ半額トス）ニ依リ實費支辨トス

第十條 俘虜タル文官及准士官以下ニハ別表第二ノ金額ノ範圍内ニ於テ所要ノ日用品ヲ支給スルコトヲ得

第十一條 俘虜ニシテ旅行ヲ爲サシムル必アルトキハ該隊旅費規則別表ノ定額以内ニ於テ實費支辨トス但シ該規則別表ニ於テキ第四表ノ定額ニテ支辨シ難キ場合ハ該隊旅費規則別表ノ定額内實費支辨トスコトヲ得

第十二條 俘虜ノ振替ニ要スル費用ハ左ノ金額以内ニ於テ實費支辨トス

將校同相見金

三十圓

准士官、下士官、兵同相見金

二十圓

第十三條 官衙ニ於テ俘虜ヲ勤務ニ服セシムル場合ノ賃金ハ左ノ區分ニ依ル但シ特種ノ技術ニ從事マシムル者ニハ本人ノ技術、作業ノ種類、從業時間、從業場所等ヲ斟酌シ更ニ三十五圓以内ヲ増給スルコトヲ得

准士官 一日 二十五圓

下士官 一日 十五圓

兵 一日 十圓

第十四條 俘虜ノ患者ノ治療ニ要スル費用ハ實費支辨トス

第十五條 戰地ニ在リテハ其ノ地ノ最高指揮官前各條ニ準ジテ定ム

附 則

本條人昭和十七年一月十五日ヨリ之ヲ適用ス

別表第一

俘虜貸與被服品員數表

品目		略帽	冬衣袴	夏衣袴	冬襦袢袴下	夏襦袢袴下	軍靴	襟布	靴下	備考
数		-	-	-	-	-	-	-	-	一、土地ノ状況ニ依リ本表ノ外所製ノ被服ヲ貸與スルコトヲ得 二、貸與スベキ被服ハ古品トシ古品ナキトキハ新品トス

別發第二

[illegible]

○ 俘虜勞務規則 (昭一八、五、二〇)
陸軍省令二二)

三〇

改正加除 昭一八陸軍省令三〇

俘虜勞務規則左ノ通定ム

俘虜勞務規則

第一條 俘虜 (將校タル俘虜ヲ除ク) ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ勞務ニ服セシムルコトヲ得但シ俘虜派遣規則ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ勞務ハ俘虜ノ健康、技能、本國ニ於ケル地位等ニ應ジ之ヲ定ムルモノトス

將校タル俘虜ハ其ノ發意ニ基キ之ヲ勞務ニ服セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本令ノ規定ヲ適用スルモノトス但シ賃金ハ之ヲ支給セズ

第二條 俘虜收容所長ハ俘虜收容所内ニ於テ俘虜ヲ勞務ニ服セシムルコトヲ得
第三條 俘虜收容所ヲ管理スル軍司令官又ハ衛戍司令官 (以下單ニ俘虜收容所管理長官ト稱ス) ハ俘虜收容所以外ノ陸軍部隊ニ於テ俘虜ヲ勞務ニ服セシム

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ勞務ニ服セシムル俘虜ノ人員、勞務ノ場所、種類、時間、期間等ニ關シ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ帝國外 (内地、朝鮮及臺灣以外ノ地ヲ謂フ以下同シ) ニ在リテハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クルニ及ハズ

帝國外ニ於テ俘虜收容所管理長官俘虜收容所以外ノ陸軍部隊ニ於テ俘虜ヲ勞務ニ服セシムルコトキハ該ニ勞務ニ服セシメタル俘虜ノ人員、勞務ノ場所、種類、時間、期間等ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第四條 第一條ニ依リ俘虜ヲ勞務ニ服セシメタル場合ノ賃金ハ俘虜收容所ニ於テ之ヲ支給スモノトス

第五條 陸軍省令ニ依リ帝國外ニ於テ勞務ニ服セシムル俘虜ハ別者様式ノ俘虜勞務許可證ヲ陸軍大臣ニ提出シ該ノ許可ヲ受クヘシ該證勞務許可證又ハ陸軍大臣ノ許可ヲ得タル俘虜ヲ勞務ニ服セシムル時該證事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項俘虜勞務許可證ノ提出順序ハ別ニ之ヲ告示ス

三一

第六條 陸軍大臣前條ノ願ヲ許可シタルトキハ勞務ニ服セシムル俘虜ノ人員、勞務ノ場所、種類、時間、賃金、期間等ヲ定メ之ヲ俘虜收容所管理長官ニ達ス

第七條 俘虜收容所管理長官前條ノ通ヲ承ケタルトキハ之ニ基キ所與ノ取締法ヲ定メ俘虜ヲ勞務ニ服セシムルモノトス

第八條 帝國外ノ陸軍部外ニ於テ俘虜ノ勞務ヲ受ケンツル者ハ別紙様式ノ俘虜勞務許可願ヲ俘虜勞務管理長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ俘虜勞務許可願又ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜勞務許可願ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第九條 俘虜收容所管理長官前條ノ願ヲ許可シタルトキハ所要ノ取締法ヲ定メ俘虜ヲ勞務ニ服セシムルモノトス

第十條 俘虜收容所管理長官前條ノ規定ニ依リ俘虜ヲ陸軍部外ノ勞務ニ服セシメタルトキハ連ニ勞務ニ服セシメタル俘虜ノ人員、勞務ノ場所、種類、時間、賃金、期間等ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ

第十一條 公共團體又ハ法人ノ俘虜勞務許可願ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スベシ

第十二條 陸軍部外ニ於ケル俘虜ノ勞務ヲ許可セラレタル者（以下略ニ俘虜使用者ト稱ス）ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ俘虜ノ勞務服務中取締ノ爲所與ノ警戒員ヲ差出シ俘虜收容所長ノ指揮ヲ承ケシムベシ

第十三條 俘虜使用者ハ俘虜收容所長ノ指示ヲ受ケ俘虜ノ勞務指導ニ任ズベシ前項ノ勞務指導ハ前條ノ警戒員ヲ以テ之ニ當テシムルコトヲ得

第十四條 俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ交付スベシ

第十五條 俘虜使用者ハ俘虜收容所長ニ對シ俘虜ノ勞務獎勵又ハ艱苦軽減ノ用ニ供スル爲金銀物品ノ寄附ヲ申出ツルコトヲ得

俘虜收容所長取締上差支ナシト認ムルトキハ前項ノ申出ヲ許可シ所要ニ應ジ之ヲ俘虜ニ支給スルモノトス

第十六條 俘虜使用者ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ毎月末ニ於テ俘虜ノ勞

務狀況ヲ俘虜收容所長ニ報告スベシ

第十七條 俘虜使用者本令ノ註規定、第五條若ハ第八條ノ規定ニ依リ陸軍大臣若ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜勞務許可願ノ記載事項又ハ第七條若ハ第九條ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ定メタル取締法ニ違反シタルトキハ陸軍大臣（帝國外ニ在リテハ俘虜收容所管理長官以下同シ）ハ俘虜勞務ノ許可ヲ取消スコトヲ得

前項ノ外陸軍大臣必樂ト認ムルトキハ俘虜勞務ノ許可ヲ取消スコトヲ得
第一項ノ場合ニ於テ俘虜使用者ハ許可ノ取消ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 俘虜使用者ハ俘虜ニ對シ本令ニ規定ナキ事項ヲ行フコトヲ得ス但シ特ニ陸軍大臣ノ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 第十四條ノ規定ニ依リ俘虜使用者ノ納付シタル賃金ハ俘虜收容所出納官吏之ヲ保管スベシ但シ其ノ一部ヲ俘虜給養費ノ補填トシテ國庫ニ納入スルモノトス其ノ納入額ハ別ニ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ俘虜收容所出納官吏ノ保管スル俘虜ノ賃金ハ歳入歳出外現金トシテ之ヲ取扱フベシ

第二十條 前條ノ規定ニ依リ俘虜收容所出納官吏ノ保管スル金錢ハ第四條ノ賃金ト共ニ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ本人ニ支給スルモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ陸軍部外ニ於テ俘虜ノ勞務ヲ受ケアル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日（帝國外ニ在リテハ六十日）以内ニ第五條又ハ第八條ノ規定ニ依リ俘虜勞務許可願ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

附 則（昭一八陸軍省令三〇）

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

別紙

俘虜勞務許可願

(用紙適宜)

年月日

住所

職業

氏

名印

生年月日

陸軍大臣(軍司令官又ハ衛戍司令官) 殿

左記ニ依リ俘虜勞務規則ニ依ル俘虜ノ勞務ヲ受ケ廣候間御許可相成度申請候也

左記

- 一 俘虜ノ人員
- 一 俘虜ノ使用場所
- 一 俘虜ノ勞務ノ種類
- 一 俘虜ノ收容設備

- 一 俘虜ノ警戒員
- 一 俘虜ノ勞務指導
- 一 俘虜ノ賃金
- 一 俘虜ノ勞務服務時間
- 一 俘虜ノ使用期間

備考 一 帶圖外ニ在リテハ俘虜ノ收容設備ヲ記入スルヲ要セス

二 俘虜ノ收容設備ハ俘虜使用者ニ於テ既設ノ建築物ヲ利用シ又ハ新設スルヲ本則トシ右圖實ニハ具體的計畫ヲ記載シ許可アリタル後速ニ之ヲ完成スルモノトス

三 俘虜ノ賃金ハ概ネ一圓トス但シ特種ノ技術ニ從事セシムルモノニハ本人ノ技術、作業ノ種類、從業時間、從業場所等ヲ斟酌シ更ニ三十五錢以內ヲ増加スルモノトス

○ 俘虜派遣規則 (昭一七、一〇、二一)
陸軍省令五八

三八

改正加除 昭一八陸軍省令二三

俘虜派遣規則左ノ通定ム

俘虜派遣規則

第一條 本令ニ於テ俘虜ノ派遣ト稱スルハ俘虜ヲ勞務ニ服セシムル爲俘虜收容所外ニ派遣居住セシムルヲ謂ヒ派遣俘虜ト稱スルハ派遣セラレタル俘虜ヲ謂フ

第二條 陸軍部外(帝國外(内地、朝鮮及臺灣以外ノ地ヲ謂フ以下同シ)ヲ除ク)ニ於テ俘虜ノ派遣ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ俘虜派遣許可願ヲ陸軍大臣ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ俘虜派遣許可願又ハ陸軍大臣ノ許可シタル俘虜派遣許可願ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

前項俘虜派遣許可願ノ提出順序ハ別ニ之ヲ告示ス

第二條ノ二 陸軍大臣ヨリ陸軍省令ニシテハ派遣俘虜ノ人員、居住、取

締、勞務(勞務ノ場所、種類、時間、期間等)、給與(賃金、酒保ヲ含ム)醫藥等ニ關スル事項ヲ定メ之ヲ俘虜收容所ヲ管理スル軍司令官又ハ衛戍司令官(以下單ニ俘虜收容所管理長官ト稱ス)ニ達ス

第二條ノ三 俘虜收容所管理長官前條ノ通ヲ承ケタルトキハ之ニ基キ所要ノ取締法ヲ定メ俘虜ヲ派遣スルモノトス

第二條ノ四 帝國外ノ陸軍部外ニ於テ俘虜ノ派遣ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ俘虜派遣許可願ヲ俘虜收容所管理長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ俘虜派遣許可願又ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜派遣許可願ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二條ノ五 俘虜收容所管理長官前條ノ願ヲ許可シタルトキハ所要ノ取締法ヲ定メ俘虜ヲ派遣スルモノトス

第二條ノ六 俘虜收容所管理長官前條ノ規定ニ依リ俘虜ヲ派遣シタルトキハ速ニ派遣俘虜ノ人員、居住、取締、勞務(勞務ノ場所、種類、時間、期間等)給與(賃金、酒保ヲ含ム)、醫藥等ニ關スル事項ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ

三九

第三條 公共團體又ハ法人ノ俘虜施設許可願ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スベシ

第四條 俘虜ノ派遣ヲ許可セラレタル者（以下單ニ派遣俘虜使用者ト稱ス）ハ本令ノ諸規定、第二條又ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ陸軍大臣又ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜派遣許可願ノ記載事項及第二條ノ三又ハ第二條ノ五ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ定メタル取締法ノ實施ニ關シ俘虜ヲ差出シタル俘虜收容所長（以下單ニ俘虜收容所長ト稱ス）ノ指示ヲ受クベシ
派遣俘虜使用者ハ前項ノ實施ニ關シ隨時俘虜收容所長ノ巡視又ハ査閲ヲ受クベシ

第五條 派遣俘虜使用者ハ本令ノ諸規定、第二條又ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ陸軍大臣又ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜派遣許可願ノ記載事項及第二條ノ三又ハ第二條ノ五ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ定メタル取締法ノ實施ニ關スル諸規程ヲ定メ俘虜收容所長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セン
トスルトキ亦同ジ

第六條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ居住、取締ニ要スル設備ヲ整備維持スベシ前項ノ設備ハ該俘虜收容所ニ準ズルモノトス

第七條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ取締ノ爲所要ノ警戒員ヲ差出シ俘虜ヲ差出シタル俘虜收容所（以下單ニ俘虜收容所ト稱ス）ヨリ派遣セラレタル職員ノ指揮ヲ承ケシムベシ

前項ノ警戒員ハ派遣俘虜機ネ三十名ニ付一名トス

第八條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ勞務指導ニ任ズベシ

前項ノ勞務指導ハ前條ノ警戒員ヲ以テ之ニ當ラシムルコトヲ得

第九條 派遣俘虜ノ糧食、寢具、被褥用薪炭、日用品、旅費（俘虜ノ派遣及復歸ニ要スル旅費ヲ含ム）其ノ他ノ給與ハ其ノ全部又ハ一部ヲ派遣俘虜使用者擔當シ該俘虜收容所ニ準ジタル給與ヲ爲スベシ

但シ將校タル派遣俘虜及敵國軍醫士人員ノ供給並ニ俘虜若シテ被服使用ニ堪エサルニ至リタルトキ之ニ貸與スベキ被服ハ此限ニ在ラズ

第十條 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ付

勝收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ二 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ酒保ヲ設置スベシ

第十一條 派遣俘虜ノ醫藥ニ關シテハ派遣俘虜使用者之ヲ擔當スベシ

但シ入院ヲ要スル派遣俘虜ノ救療ニ關シテハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依ル

第十一條ノ二 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ニ對シ派遣俘虜ノ勞務獎勵又ハ艱苦輕減ノ用ニ供スル金銀物品ノ寄贈ヲ申出ヅルコトヲ得

俘虜收容所長取給上差支テシト認ムルトキハ前項ノ申出ヲ許可シ所要ニ應ジ之ヲ派遣俘虜ニ支給スルモノトス

第十二條 派遣俘虜死亡シタルトキハ死亡ノ日ニ遡リテ俘虜收容所ニ復歸ノ手續ヲ爲スモノトス

第十三條 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ日誌ヲ備ヘ派遣俘虜ニ關シ必要ナル事項ヲ記入スベシ

第十四條 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ毎月十日、二十日

及月末ニ於テ派遣俘虜ノ狀況、勞務ノ成績、衛生狀態其ノ他主要ナル事項ヲ俘虜收容所長ニ報告スベシ

第十五條 派遣俘虜使用者ハ本令ノ附屬規定。第二條若ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ

陸軍大臣若ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜派遣許可願ノ記載事項又

ハ第二條ノ三若ハ第二條ノ五ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ定メタル取締法ニ違反シタルトキハ陸軍大臣ハ帝國外ニ在リテハ俘虜收容所管理長官以

下同ジハ俘虜派遣ノ許可ヲ取消スコトヲ得

前項ノ外陸軍大臣必要ト認ムルトキハ俘虜派遣ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第一項ノ取消ニ由ル俘虜ノ復歸ニ要スル一切ノ費用ハ派遣俘虜使用者ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ派遣俘虜使用者ハ許可ノ取消ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十六條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ニ對シ本令ニ規定ナキ事項ヲ行フコトヲ得ズ但シ特ニ陸軍大臣ノ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 削除

四四

第十八條 前諸條ノ規定ハ俘虜收容所以外ノ陸軍部隊ニ俘虜ヲ派遣スル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 一 陸軍省令二三

従前ノ規定ニ依リ俘虜ノ派遣ヲ受ケタル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日（帝國外ニ在リテハ六十日）以内ニ第二條又ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ俘虜派遣許可願ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

別 紙

俘虜派遣許可願

（用紙適宜）

年 月 日

住 所
職 業

氏

名

生 年 月 日

陸軍大臣（軍司令官又ハ衛戍司令官）殿

左記ニ依リ俘虜派遣規則ニ依ル俘虜ノ派遣ヲ受ケ度候間御許可相成度申請候也

左 記

- 一 派遣俘虜ノ人員
- 一 派遣俘虜ノ費用場所
- 一 派遣俘虜ノ勞務ノ種類
- 一 派遣俘虜ノ收容設備
- 一 派遣俘虜ノ醫務員
- 一 派遣俘虜ノ勞務指導
- 一 派遣俘虜ノ給與

（一）糧 食

（二）農 具

- (一) 暖室用薪炭
- (二) 日用品
- (三) 旅費
- (四) 其ノ他
- 一 派遣俘虜ノ賃金
- 一 派遣俘虜ノ酒保
- 一 派遣俘虜ノ醫藥
- 一 派遣俘虜ノ勞務服務時間
- 一 派遣俘虜ノ使用期間

備考 一 派遣俘虜ノ收容設備ハ派遣俘虜使用者ニ於テ既設ノ建築物ヲ利用シ又ハ新設スルヲ本則トシ右願書ニハ具體的計畫ヲ記載シ許可アリタル後速ニ之ヲ完成スルモノトス

二 派遣俘虜ノ賃金ハ俘虜給與規則第十三條ニ定ムル金額(三十五錢以内ノ増給額ヲ含ム)ヲ基準トス但シ派遣俘虜ノ給與中派遣俘

虜使用者ニ於テ據當シ得サルモノアルトキハ左ノ區分ニ依リ之ヲ右基準金額ニ附加シ賃金ヲ定ムルモノトス

- (一) 糧食
 - 主 食(米、麥、麵粉等) 二十錢
 - 副 食 四十錢
- (二) 寢具 五錢
- (三) 暖室用薪炭 五錢
- (四) 日用品 十錢

其ノ他ノ給與ヲ據當スルトキハ適宜賃金ヲ減額スルコトヲ得但シ旅費ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

○派遣俘虜取扱規則 (昭一七・一〇二一)

(陸運七四)

四八

改正加除 昭一八陸運四一

派遣俘虜取扱規則左ノ通定ム

派遣俘虜取扱規則

第一條 派遣俘虜ノ取扱ニ關シテハ俘虜派遣規則及平達ニ依ルノ外俘虜取扱規則・俘虜取扱細則及其ノ他ノ關係諸規則ニ依ル

俘虜取扱規則第一條、第十九條及第二十條ノ規定ハ之ヲ派遣俘虜ニ適用ス

第二條 前 除

第三條 派遣俘虜ノ取扱ニ關シテハ俘虜派遣規則及平達ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外之ヲ差出シタル俘虜收容所長(以下單ニ俘虜收容所長ト稱ス)ニ於テ處理スルモノトス

第四條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ其ノ有スル技能ノ外特ニ其ノ性質、思想、經歷等ニ就キ周密ナル調査、觀察ヲ爲シ逃走及不慮ノ災害等ノ

豫防ニ努メ且派遣ニ先テ所屬軍隊ニ關シ嚴肅ナル宣誓ヲ實サシムルモノトス

第五條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ所屬ノ職員ヲ附シ派遣俘虜ノ

取締警戒ニ任ゼシムルモノトス

第六條 派遣俘虜ノ取締ニ關シテハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一 特ニ取締警戒ヲ嚴重ニシ防護ニ努ムルト共ニ派遣俘虜ノ逃走及不慮ノ災

害等ヲ防止スルモノトス

二 派遣俘虜ノ外出ハ特別ナル事由アルニ非ザレバ實施セサルモノトス又外

出ノ際ハ必ず監視人ヲ附スルモノトス

三 派遣俘虜ノ發受スル電信及郵便物ハ總テ俘虜收容所長ヲ經由シ其ノ檢閲

ヲ受クルモノトス

四 派遣俘虜ニ對スル訓會及派遣場所ノ觀察等ハ俘虜收容所長ノ許可ヲ得タルモノノ外之ヲ行ハシメサルモノトス

五 派遣俘虜自費ヲ以テ嗜好品其ノ他ノ日用品等ヲ派遣俘虜使用者ノ設置シタル酒保以外ヨリ購入センコトヲ申出ヅルトキハ俘虜收容所長ノ定ムル所

四九

ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

六 派遣俘虜ニ對シ金銀物品ヲ寄贈セントスル者アルトキハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

派遣俘虜ヨリ金銀物品ヲ發送セントスルトキハ俘虜收容所長ヲ經由シ其ノ検査ヲ受クルモノトス

第七條 俘虜收容所長ハ隨時派遣俘虜ニ對スル巡視又ハ査閲ヲ實施スルモノトス

第八條 俘虜收容所管理長官ハ隨時派遣俘虜ノ交替ヲ命ズルコトヲ得

○俘虜勤務許可願又ハ俘虜派遣許可願ノ提出順序ニ關スル件

(昭一八・五・二〇)
陸軍、海軍、厚生、内務告示一

俘虜勤務規則又ハ俘虜派遣規則ニ依リ内地、朝鮮又ハ臺灣ニ在ル工場、事業場等ニ於テ俘虜ノ勤務又ハ派遣ヲ受ケントスルトキハ左ノ各號ニ依リ俘虜勤務許可願又ハ俘虜派遣許可願(以下單ニ願書ト稱ス)ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

一 陸軍ノ管理又ハ監督(陸軍軍需監督官令ニ依ル監督ヲ謂フ)ヲ受クル工場、事業場等

(一) 願書ヲ監督官廳ニ提出ス

監督官廳ハ意見ヲ附シ順序ヲ經テ陸軍省ニ進達ス

經由官廳ニ於テモ意見ヲ附スルモノトス

□ 前號願書ノ寫ヲ左ノ各號ニ依リ提出ス

(四) 内地

管轄廳府縣ヲ經由シ(廳府縣意見アルトキハ之ヲ附スルコトヲ得)厚生省ニ提出ス

厚生省右ニ對スル意見アルトキハ之ヲ陸軍省ニ通報ス

(四) 朝鮮及臺灣

管轄道又ハ州、廳及朝鮮總督府又ハ臺灣總督府ヲ經由シ、^{五二}經由官廳意見

アルトキハ之ヲ附スルコトヲ得、内務省ニ提出ス

内務省右ニ對スル意見アルトキハ之ヲ陸軍省ニ通報ス

二 海軍ノ管理又ハ監督（造船造船兵監督官令ニ依ル監督ヲ謂フ）ヲ受クル工場、事業場等

(一) 監督ヲ監督官廳ニ提出ス

監督官廳ハ意見ヲ附シ順序ヲ經テ海軍省ニ進達ス

經由官廳ニ於テモ意見ヲ附スルモノトス

海軍省ハ意見ヲ附シ陸軍省ニ移應ス

□ 前記監督ノ終ラ左ノ各點ニ依リ提出ス

(四) 内 通

管轄臺灣府縣ヲ經由シ（臺灣府縣意見アルトキハ之ヲ附スルコトヲ得）厚生省ニ提出ス

厚生省右ニ對スル意見アルトキハ之ヲ陸軍省及海軍省ニ通報ス

(三) 朝鮮及臺灣

管轄道又ハ州、廳及朝鮮總督府又ハ臺灣總督府ヲ經由シ（經由官廳意見

アルトキハ之ヲ附スルコトヲ得）内務省ニ提出ス

内務省右ニ對スル意見アルトキハ之ヲ陸軍省及海軍省ニ通報ス

三 陸軍及海軍ノ管理又ハ監督（陸軍軍需監督官令又ハ造船造船兵監督官令ニ依ル監督ヲ謂フ）ヲ受クル工場、事業場等ニ在リテハ前二號ニ依ル但シ此ノ際ハ監督ノ末尾ニ其ノ旨ヲ附記スルモノトス

四 前三號以外ノ工場、事業場等

(一) 内 通

監督ヲ管轄臺灣府縣ニ提出ス

臺灣府縣ハ意見ヲ附シ厚生省ニ進達ス

厚生省ハ意見ヲ附シ陸軍省ニ移應ス

□ 朝鮮及臺灣

監督ヲ管轄道又ハ州、廳ニ提出ス

道又ハ州、縣ハ意見ヲ附シ朝鮮總督府又ハ臺灣總督府ヲ經由シ内務省ニ達ス

朝鮮總督府又ハ臺灣總督府ニ於テモ意見ヲ附スルモノトス
内務省ハ意見ヲ附シ陸軍省ニ移牒ス

◎存廢處罰法（昭一八・三・九）
法律四一

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル明治三十八年法律第三十八號改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

存廢處罰法

第一條 本法ハ存廢ニシテ罪ヲ犯シタルモノニ之ヲ適用ス

第二條 多衆集合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役

若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 存廢ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者ヲ殺シタル者ハ死刑ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ通謀ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 存廢ヲ監督シ看守シ、又ハ護送スル者ヲ傷害シ又ハ之ニ對シ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ二年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第五條 存廢ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服從セサル者ハ死刑又ハ無期若ハ一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ

其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期若ハ二年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

第六條 俘虜ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者ヲ其ノ面前ニ於テ又ハ公然ノ方法ヲ以テ侮辱シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七條 黨與シテ逃亡シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第八條 第二條第一項、第三條第一項、第四條第一項及第二項並ニ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第九條 宣誓解放ヲ受ケタルモノ其ノ宣誓ニ背キタルトキハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

前項ノ者兵器ヲ執リ抗敵シタルトキハ死刑ニ處ス

第十條 逃走セサル旨ノ宣誓ヲ爲シ之ニ背キタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ宣誓ニ背キタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十一條 不従順ノ行爲ヲ目的トシテ黨ヲ結ビタル者ハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ六月以上五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五

第七條ノ規定ハ再ビ俘虜ト爲リタル者ノ前ニ俘虜ト爲ルハ之ヲ適用セス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○俘虜收容所派遣所ノ取扱ニ關スル件 (昭一八・七・一五)
(陸軍省一〇四二)

副官ヨリ關係部隊ヘ通報
俘虜派遣規則ニ依ル俘虜收容所派遣所ハ同規則及派遣俘虜取扱規則ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外俘虜取扱所分所又ハ分遣所ト同様ニ取扱フコトニ定メラシタルニ付依命遵廉ス

○俘虜處理ニ關スル件 (昭一七、五、六)
(陸軍密一四五六)

副官ヨリ關係部隊へ通牒

南方ニ在ル俘虜處理ニ關シ別紙ノ通り決定セラレタルニ付依命通牒ス (別紙ハ
以下三件同シ)

○現在ノ俘虜處理ニ關スル件 (昭一七、五、二)
(陸軍密一四〇四)

次官ヨリ次長へ通牒

南方軍作戦地域内ニ在ル俘虜處理ニ關シ別紙ノ通り決定セラレタルニ付依命通
牒ス

○南方ニ於ケル俘虜ノ處理要領ノ件 (昭一七、五、五)
(兵總甲三四)

兵站總監部ヨリ南方軍へ通牒

南方ニ於ケル俘虜ノ處理ニ關シ別紙「俘虜處理要領」ノ如ク定メラレタルニ
付依命通牒ス

別紙

俘虜處理要領

方針

- 一、白人俘虜ハ之ヲ我生産擧充並ニ軍事上ノ勞務ニ利用スル如ク逐次朝鮮、
臺灣、滿洲、支那等ニ收容シ當分ノ間其ノ目送立タサルモノハ現地ニ於テ
速ニ俘虜收容所ヲ開設シ之ニ收容ス
- 二、白人以外ノ俘虜ニシテ抑留ノ要ナキモノハ速ニ寬解放シタル後成ルハ

ク現地ニ於テ之ヲ活用ス

要領

- 三、先ツ本年八月末日迄ニ朝鮮、臺灣等ニ昭南島ニ在ル白人俘虜ノ一部ヲ收容ス之カ人員ハ別ニ定ム
- 臺灣ニ收容スル俘虜ニハ現地ニ於テ必要トスル以外ノ優秀技術者及上級將校(大佐以上)ヲ含マシム
- 四、殘余ハ速ニ現地ニ收容所ヲ構成開設シ之ニ所容ス
- 五、俘虜收容所構成ニ方リ之カ督戒取締ノ爲朝鮮人及臺灣人ヲ以テ構成スル特種部隊ノ充當ヲ豫定ス
- 又俘虜收容所ハ各軍毎ニ一括構成シ之ヲ各軍ニ於テ適宜分割シ得ル如ク考處ス

六〇

○ 國有鐵道ニ於ケル俘虜ノ輸送ニ關スル件 (昭一八、七、三三)
(陸亞普一八八)

副官ヨリ陸軍部ニ通牒

鐵道省所管鐵道(電車、連絡船ヲ含ム)ニ於ケル俘虜ノ輸送ニ關シテハ昭和十八年八月二日ヨリ當分ノ間別紙要領ニ據リ實施スルコトニ定メラレタルニ付依命遵應ス

別紙

鐵道省所管鐵道ニ於ケル俘虜ノ輸送要領

- 一、輸送處理擔任區分、經費支拂區分、輸送手續及輸送間ノ給養ハ昭和十二年陸支密第一五六二號ニ定ムルトコロニ據ルモノトス
- 輸送上ノ取扱ハ特殊輸送ノ關係上軍ノ計畫ニ據リ軍事供用令按ニ準シ優先輸送セラレルモノトス
- 二、軍用輸送券ヲ使用スルモ(甲)丙ノ各片欄外ノ上郡中央ニ「俘」ト朱書(又

六二

ハ印)シ運賃ハ普通旅客運賃ヲ後拂スルモノトス
三、鐵道省所管鐵道ト連絡運輸ヲ爲ス社線ト通シ運送ノ場合ニ付テモ右各號ニ準シ取扱ハルルモノトス

○ 俘虜ノ輸送ニ關スル件 (昭一七、一二、一〇)
陸軍省電一五〇四

大官ヨリ關係部隊ヘ通牒

最近内地ニ輸送セラレタル俘虜ノ輸送途中ニ於ケル取扱中適當ナラサルモノアリ爲ニ患者(死亡者)多發シ直ニ勞役ニモ使用セサルモノ尠カラサル狀況ナリ就テハ内地ニ輸送スヘキ俘虜ノ選定、檢査、俘虜衛生人員ノ配當、輸送中所受ノ醫藥、糧秣ノ準備、輸送中ノ管理及寄託地ニ於ケル便宜供與、被服ノ交付等ニ關シ更ニ徹底セシメラレ度候

○ 俘虜收容施設ノ維持ニ關スル件 (昭一七、一二、一八)
陸軍省電五三三三

副官ヨリ内地、朝鮮、臺灣、關東各軍ヘ通牒

俘虜ヲ勞役ニ服セシムルハ俘虜收容所(分所ヲ含ム)ヲ設置セントスルトキ其ノ初度施設ハ其指導ノ下ニ道府縣、民間團體又ハ俘虜使用予定者等ヲシテ擔當セシメ之ヲ軍ニ無償提供セシムルヲ原則トナシアルモ爾後ニ於テ該施設ノ修繕維持ハ軍ニ於テ擔當スヘキモノナルニ付念ノ爲通牒ス

○ 俘虜タル將校ノ給與支給時期ニ關スル件 (昭一七、四、二二)
陸軍省電二六二二

副官ヨリ關係部隊ヘ通牒

本年二月陸運第八號俘虜給付規則第二條ニ依リ付シタル將校ニ支給スル給與金ハ兼向キ俘虜收容所（陸軍大臣ノ命ニ依リ設置セラレタル收容所ニシテ收容後他ノ收容所ニ轉送シタル俘虜ニ付テ最初ノ收容所）ニ收容シタル當日ヨリ之ヲ支給スルコトニ定メラレタルニ付依命通牒ス

○ 俘虜タル將校ノ給與ニ關スル件（陸一八、七、二〇）
（陸訓普一〇六七）

副官ヨリ内地、朝鮮、臺灣、關東各道へ通牒

俘虜タル將校ノ給與ハ別紙ニ依リ之ヲ實施スルコトニ定メラレタルニ付依命通牒ス

是テ本通牒ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ適用スヘキ様ニ付申添フ

副官ヨリ四方草、支那派遣隊、渡集團、香港占領地

總督部へ通牒

内地、朝鮮、臺灣及滿洲ニ於ケル俘虜タル將校ノ給與ニ關シ別紙寫ノ通規定セラレタル所收地ニ於テモ最高指揮官ハ右ニ準シ規定スルコトニ定メラレタルニ付可然實施相成依命通牒ス

是テ昭和十七年陸訓普第七八號ハ自前通牒ノ後ニ付申添フ

別紙

俘虜タル將校ノ給與ニ關スル件

- 一、俘虜タル將校ノ俸給ハ俘虜給與規則第二條ノ規定ニ拘ラス同條ニ規定スル金額ヨリ將官ニ在リテハ三十五圓、佐官ニ在リテハ三十圓、尉官ニ在リテハ二十七圓ヲ在除シタル額ヲ支給スルモノトス
- 二、俘虜タル將校ノ糧食ハ俘虜給與規則第四條ノ規定ニ拘ラス同規則第五條ノ規定ニ依リ之ヲ支給スルモノトス

三、俘虜タル將校ノ着裝被服（俘虜給與規則第六條第三項ノ規定ニ依リ俘虜タル將校ニ拂下ケタル被服ヲ含ム）ノ補修ハ俘虜收容所ニ於テ之ヲ行フモノトス

四、俘虜タル將校ニハ概ネ左ノ標準ヲ以テ日用品ヲ支給スルモノトス

將 官 十五圓

佐 官 十圓

尉 官 七圓

五、前各號ニ規定セサル事項ニ關シテハ俘虜給與規則其ノ他ノ關係諸條規ニ依ルモノトス

○ハ俘虜主食給與費ノ件（昭一七、二〇、二九）
（昭和四二、九〇）

副官ヨリ内地、朝鮮、臺灣、關東各軍ヘ送附

首題ノ件ハ俘虜給與規則ニ於テ俘虜ノ勞務、健康等ニ應ジ陸軍給與令第九表ノ定額以內ニテ收容所長之ガ給與費ヲ定ムルコトナリアルモ國內米麥需給ノ狀態特ニ同一、勞働ニ服スル内地重労働者ノ米麥消費量等ヲ較量シ現今左記標準ニヨリ給與實施スル如ク指導相成度依命進廢ス

左 記

將 校 文官 米 麥 四二〇瓦

下士官 兵 同 五七〇瓦

但シ勞務、健康ノ狀況ニヨリ日量二二〇瓦以內ヲ増加スルコトヲ得

○ 俘虜用被服整備等ニ關スル件（昭一七、二二、一五）
（陸軍省一四九七）

副官ヨリ内地、朝鮮、臺灣、山東各埠へ通牒

俘虜貨與用被服ハ富分ノ内左記要領ニ依リ整備スルコトニ定メラレタルニ付依
命通牒ス

俘虜用被服整備要領

一、俘虜ニ貸與スヘキ廢具並舊裝束被服ハ各部隊保有ノ下士官以下被服（下裝
品トス）ヲ以テ繰替ノ上整備スルモノトス

前項ニ依リ難キ場合ハ事由ヲ具シ陸軍省ニ請求スルモノトス

二、整備基準ハ別表第一ヲ標準トシテ整備スルモノトス

三、第一號ノ被服整備ニ付各部隊ニ於テ繰替交付セシ被服ハ上裝品ヲ以テ
補換スルモノトス

前項ノ補換被服ハ其ノ部隊陸軍省ニ請求スルコトヲ得此ノ場合ハ品種、
員數及程度區分等ヲ明記スルモノトス

四、各駐ハ其ノ狀況ヲ取總メ別表第二様式ニ依リ毎年四月末陸軍省ニ報告ス
ルモノトス

五 被服補修材料ハ必要最少限ヲ各部隊貯藏品ヨリ繰替支辨シ價キ毎年度末ニ
於テ其ノ實費額ニ應スル現品（既製品トス）ヲ陸軍省ニ請求シ交付後戻入整
理ヲナスモノトス

別表第一

俘虜被服整備基準表

品目	單位	一人當 整備數	摘	要
略 帽	箇	一		
冬 衣 袴	組	一	何レカ一種トナスコトヲ得	
夏 衣 袴	〃	一		
作業衣袴	〃	二	一箇又ハ逐次整備スルモノトス	
外 套	箇	一		
雨 外 套	〃	一	何レカ一種トナスコトヲ得	

品目及程度	略 帽			何 々		
	新	三 甲 以 上	三 乙 以 下	計	新	三 甲 以 上
現在数						
各該年度間ニ於ケル整備状況	替交付セシムル数			中央部ヨリ交付 ヲ受ケタル数		

別表第二

俘虜被服整備状況調

冬 種 袴 下 組	夏 種 袴 下 組	地 下 足 袋	飯 盒 箱	水 筒	標 布	靴 下 組	手 袋	古 製 ハ ガ ラ 結 毛 布	敷 布	枕 皮 (覆 共)	蚊 帳 人 分
二	二	二	一	一	二	二	一	五	二	一	一
ツツク靴又ハ代用靴ヲ所持セシムルコト 代用品ニシテ市販ノ木製品、陶器製等ト ス又敷人ニ付一箇トナスコトヲ得 使用セシメザルコトヲ得 冬期間ニ限ル 特殊ノ作業ノ場合ニ限り使用セシムルモノトス 防寒毛布給與地ニアリテハ冬期間一枚ヲ 増加スルコトヲ得											

10

備考

- 一 毎年四月一日現在ニ於ケル俘虜收容人員ヲ附記スルモノトス
- 二 現在數ハ調査當月ノ現在數ヲ各部隊繰替數ハ當該年度内ニ繰替セシ累計數ヲ中央部交付數ハ繰替交付數ニ對スル繰替數ヲ控除シタル整備ノタメ不足トシテ交付ヲ受ケタル數ヲ掲上スルモノトス
- 三 本調査ハ俘虜收容費ノ算算資料トス

○ 俘虜賃金ノ國庫納金取扱ニ關スル件 (昭一八、六、四)
陸亞普七一五

副官ヨリ關係部隊へ通牒

俘虜勞務規則第十九條但書ノ規定ニ依ル國庫納金ノ取扱ニ關シ左記ノ通定メラレタルニ付依命通牒ス

追テ昭和十七年陸亞普第二七二號(俘虜勞務規則第十九條但書ノ規定ニ依ル國庫納金ノ取扱ニ關シ左記ノ通定メラレタルニ付依命通牒ス)

左記

- 一 俘虜陸軍部外ノ勞務ニ服シ其ノ得タル賃金ニシテ俘虜給與規則第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル賃金(稱糧ノ技術ニ從事シタル者ニ在リテハ第十三條但書ノ増給ヲ含ム)ニ超過スル金額ハ之ヲ國庫ニ納付ス
- 二 前號ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スル金額ハ毎月末日之ヲ締切り俘虜收容所出納官吏ハ翌月十五日迄ニ軍資金帳ハニ納付ス
- 三 俘虜收容所長ハ前各號ニ依リ陸軍大臣ノ承認アリト認ムルトキハ順序ヲ經テ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ軍資金帳ハ陸軍大臣ノ承認ニ付コトヲ得

○俘虜ノ取扱ニ關スル件 (昭一七・一・二二)
陸亞普一八七

七四

副官ヨリ關係部隊へ通牒

我權内ニ陷リタル敵國軍衛生人員ノ取扱ニ關シ左ノ通定メラレタルニ付依命通牒ス

- 一 千九百二十七年赤十字條約第二十一條ニ定ムル記章證明書等ヲ有セサル者ハ一切衛生人員ト認メサルモノトス
- 二 右ノ記章ヲ有スル者ト雖前項條約第八條ニ定ムル事項以外ノ害敵行為ニ出テアル場合ハ俘虜トナスモノトス但シ其ノ場合當該事實ノ調査ヲ作製シ俘虜ノ銘々票ト共ニ俘虜情報局ニ送付サルモノトス
- 三 前二項ニ該當セル俘虜ト爲シ得サル者ハ收容所ニ抑留シ傷病者ノ看護ニ從事セシムルモノトス之カ取扱ハ俘虜ニ準ス

○敵國衛生人員並ニ救法者ノ給與ニ關スル件 (昭一八・四・一六)
陸亞普五〇〇

副官ヨリ關係部隊へ通牒

敵國衛生人員並ニ救法者等ノ給與ハ左記ニ依リ實施スルコトニ定メラレタルニ付依命通牒ス

追而大正三年歐戰第一二九九號ハ自然消滅ノ儀ニ付申添フ

左記

- 一 昭和十年條約第一號戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約(赤十字條約)第九條乃至第十一條ニ規定スル人員ニシテ同條約第二十一條ニ定ムル記章又ハ證明書等ヲ所持シ且同條約第八條ニ定ムル事項以外ノ害敵行為ニ出デザル者(以下單ニ敵國衛生人員並ニ救法者ト稱ス)ノ俘虜收容所ニ收容セラレアル間ノ給與ハ本通ニ依リ本通ニ明文ナキ事項ニ關シテハ俘虜給與規則ヲ適用ス

- 二 敵國衛生人員並ニ救法者タル准士官ノ給與ハ俘虜タル將校ノ給與ニ準ズ但

七五

シ俘虜給與規則第二條ニ準ジ支給スル金額ハ帝國陸軍少尉ノ受クル^{七六}津給ト同一金額（戰時増給ヲ含マス）トス

三 敵國衛生人員並ニ救護者タル下士官兵ニハ其ノ階級ニ應ジ平時帝國陸軍下士官兵ノ受クル津給ト同一金額（一階級中給額ニ等級アルモノハ最下額トシ戰時増給ヲ含マズ）ヲ支給シ日用品ハ之ヲ自給セシム但シ日用品ハ一定ノ額ヲ定ムルモノトス

前項但書ノ日用品代ハ俘虜タル將校トノ均額ヲ考慮シ俘虜收容所管理長官之ヲ定ムルモノトス

四 敵國衛生人員並ニ救護者ニシテ軍人以外ノモノニ對シテ其ノ身分ニ應ジ帝國陸軍軍人相當ノ取扱階級ヲ定メ俘虜給與規則第二條及前二條ニ準ジ津給給料ヲ支給スルノ外其ノ取扱階級ニ應ジ敵國衛生人員並ニ救護者タル軍人ニ準ジ給與ス

前項ノ取扱階級ハ俘虜收容所管理長官陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルモノトス

○敵船乗員ノ取扱ニ關スル件（第一八七九）
（陸亞普九九九）

副官ヨリ關係部隊ハ通牒

俘虜收容所ニ收容中ノ敵船乗員ノ取扱ニ關シ概ネ船長ハ佐官相當者タル文官、職員ハ副官相當者タル文官、船員ハ俘虜兵同等ノ取扱ヲ爲スコトニ定メラレタルニ付依命通牒ス

進テ敵船トハ敵國艦隊ニ編入セラレ作戦ニ從事シアリタル武裝商船等ハ含マサルモノニシテ又職員トハ軍醫士、機關士、事務長、船長等ノ高級職員ヲ指シノモノナルニ付念ノ爲

○特殊勞務ニノ給與ニ關スル件（第一七四二）
（陸亞普二〇三八）

監官ヨリ南方軍へ通牒

七八

印度兵ヲ以テ編成スル特殊勞務隊ノ給與ハ昭和十七年陸軍第八號俘虜給與規則ニ準スル外經成内ニ在ル准士官以下ノ賃金ハ特殊ノ技術ニ従事セシムル場合ヲ除キ勞務ニ服スルト否トニ拘ラス第十三條ニ定ムル額ニ二十錢以内ヲ増額支給シ得ルコトニ定メラレタルニ付成命通牒ス

追テ右勞務隊ニ要スル経費ハ俘虜收容所設置ニ準シ其ノ經成ノ日ヨリ俘虜收容費(賃金ハ收容費雜費)ヲ以テ支給スル毎ニ付申添フ

○俘虜收容所僱人ノ給與ニ關スル件 (三一七、三二〇、陸軍省四九五)

監官ヨリ朝鮮軍、台灣軍へ通牒

俘虜ノ監護ニ任セシムヘキ僱人ノ給與ハ次ノ通り定メラル

一 食糧供給、被服貸與、官ノ居住施設ニ收容シ給與ハ戰時給與ヲ含ム月給トシ初給額ニ付テハ全員一律ニ朝鮮台内ニ在リテハ三十圓、戰地勤務者ハ五十圓トス

二 其ノ他給與ハ親テ官署地ニ在ル一級僱人ニ同シ但シ居寢衣食料ヲ給セス

三 親付ノ昇給其ノ他ニ付テハ別ニ示ス

以上ニ依リ其給與額ヲ示ス

○俘虜收容所僱人ノ給與ニ關スル (三一七、三二〇、陸軍省七一五)

改正加算一八陸軍省八一

監官ヨリ朝鮮軍へ通牒

昭和十七年軍令第四十一號及同第四十五號ニ依リ俘虜收容所ニ増加配屬ス

七九

ル商人（以下記述人ト稱ス）ノ給與ニ關シテ前ノ通り定メラレタルニ付被命
通達ス

追テ本邦ニ歸來シ十八年七月一日ヨリ之ヲ在籍シテ一課正ニ付被命セラ
レタル額ヲ臨時并給シ得ルニ付被命フ

記

- 一 前年八月額トシ初給ヲ三十六圓トス
- 二 前年八月額トシ初給ヲ三十六圓トス
又、台帳ニ記入セラルル人ノ在籍シテ了時ノ成績ニ依リ等給分
ヲ定メ前年ノ給與ニ關シテ前年ノ額トシテハ入ルニ付被命一課正ノ
通達ニ付テ一名月額五圓トス
- 三 前年八月額トシ初給ヲ三十六圓トス
又、台帳ニ記入セラルル人ノ在籍シテ了時ノ成績ニ依リ等給分
ヲ定メ前年ノ給與ニ關シテ前年ノ額トシテハ入ルニ付被命一課正ノ
通達ニ付テ一名月額五圓トス
- 四 前年八月額トシ初給ヲ三十六圓トス
又、台帳ニ記入セラルル人ノ在籍シテ了時ノ成績ニ依リ等給分
ヲ定メ前年ノ給與ニ關シテ前年ノ額トシテハ入ルニ付被命一課正ノ
通達ニ付テ一名月額五圓トス

- 五 泰、馬來、爪哇、「ボルネオ」俘虜收容所配屬商人ノ給料ハ其ノ地軍司令
官ノ定ムル現受領額ニ付テ本邦人ノ指定スル留宅受領人ヲ付テ受領セ
シムベシ此ノ場合ノ手帳キハ昭和十八年陸軍省第一九二號（陸軍軍人軍屬ノ
給料等ノ留宅受領ニ關スル件）ニ依ル
- 六 朝鮮、台灣、俘虜收容所配屬商人ノ給料ハ前項ニ準シ出納官吏ヲシテ之ヲ家庭
ニ送金セシムベシ
- 七 前年八月額トシ初給ヲ三十六圓トス
又、台帳ニ記入セラルル人ノ在籍シテ了時ノ成績ニ依リ等給分
ヲ定メ前年ノ給與ニ關シテ前年ノ額トシテハ入ルニ付被命一課正ノ
通達ニ付テ一名月額五圓トス
- 八 本邦人ノ給與ニ關シテハ前各ノ定ムルモノノ外一被命人ニ關スル規定ヲ
準用ス
- 九 俘虜收容所所管司令官ハ前各ノ定ムルモノノ外一被命人ニ關スル規定ヲ
準用ス

○舊捕虜人ヲ以テスル俘虜收容所警備員及
信人ノ給與ニ關スル件（昭一八、九二八）
（皇軍一五二八）

國官ヨリ内地、關東各軍ヘ通牒

舊捕虜人ヲ以テスル俘虜收容所警備員及信人ノ給與ニ關シ別紙ノ通定メラレ
タルニ付依命遵行ス

追テ舊捕虜人以外ノ者ヲ以テ充ツルトキハ一般應召人ノ給與ニ關スル規定ヲ
適用スルモノナルモ別紙第五條ハ特ニ之ヲ適用スヘキ條ニ付申添フ
「尙本通牒ハ昭和十八年十月一日ヨリ之ヲ適用スルモノトシ昭和十七年應召
者第一二三四號ハ自然消滅ノ條ト知セラレ置」
注意「」内ハ内地ノミ

別紙

舊捕虜人タル俘虜收容所警備員及信人ノ給與ニ關スル件

第二條 舊捕虜人タル俘虜收容所警備員及信人（以下單ニ警備員ト稱ス）ノ採
用區分ハ左ノ如シ

雇員 下士官以上タリシ者

信人 兵タリシ者

前項ノ規定ニ拘ラス信人ニシテ二年以上勤務シタル者又ハ勤務ノ成績特ニ優
秀ナル者ハ之ヲ雇員ト認メスコトヲ得

第三條 警備員ノ給料ハ別表ニ依ル

第四條 俘虜收容所外ニ居住ヲ許可セラレタル警備員ニハ其ノ期間月額二十五
圓ノ外泊手當ヲ給ス

第五條 警備員ノ糧食給與ハ左ノ各條ニ依ル

一 俘虜收容所内ニ居住スル者ニハ糧食ヲ官給ス其ノ定額ハ大東亞戰時糧食
給與令細則第七表ノ基本糧食ノ範圍内（附料ニ在リテハ其ノ地ニ付定メラ
レタル定額以内）トス

二 俘虜收容所外ニ居住ヲ許可セラレタル警備員ノ糧食ハ自給トス

前項ノ者ニハ昭和十八年陸軍省第五七七九號第八條及第九條ノ規定ニ依ル
詰切、居遺棄糧及居殘夜食料ヲ支給スルコトヲ得

第五條 俘虜員ノ被服ハ大東亞戰事陸軍給與令總則第六表ノ範圍内ニ於テ俘虜
收容所長ノ必要ト認ムルモノヲ俘虜收容所ニ交付ケ之ヲ貸與ス

前項ノ被服ノ補修ハ官費トス

第六條 前各條ニ規定ナキ事項ニ關シテハ一級雇用人ノ給與ニ關スル規定ヲ遵
用ス

別表

區分	月	額
正員	初給	五拾圓以内
常務	初給	四拾圓以内

○俘虜ニ對スル寄贈金等ノ出納保管ニ關スル件 (昭一八七ニセ)
勅令六一九

朕俘虜ニ對スル寄贈金等ノ出納保管ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ俘虜ニ對スル寄贈金、敵國ノ戦死者其ノ他ノ死亡者ノ
遺留金又ハ俘虜ノ支拂ヲ受クベキ賞金(陸軍ヨリ支拂ヲ受クベキモノヲ除ク)
ノ出納保管ヲ管スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○俘虜死亡者若ハ敵國戦死者ノ遺留品等ノ取扱ノ件 (昭三七、七二九)
陸軍省七三九一

改正加餘明三八滿發四七〇七

政府ノ保管ニ屬スル左記物品ハ陸軍物品ノ計規程第十六條ニ據リ取扱フヘシ

一 俘虜情報局又ハ俘虜收容所ニ於テ領置セル俘虜死亡者ノ遺留品

二 俘虜情報局ニ於テ領置セル敵國戦死者ノ遺留品

三 俘虜收容所ニ於テ俘虜ヨリ領置スル物品

四 俘虜ニ對スル寄贈及俘虜ノ發送ニ係ル物品

○俘虜患者ノ取扱ニ關スル件

(昭一七一一)
陸軍密四七九

副官ヨリ陸軍一般へ通達

俘虜患者ノ取扱ニ關シテハ俘虜取扱規則、俘虜取扱規則、俘虜給與規則及俘虜
派遺規則ニ依ルノ外左記ニ依リ陸軍病院ニ依テ取扱ス

左記

一 俘虜患者(以下患者ト稱ス)ノ診療ハ俘虜收容所(以下收容所ト稱ス)内

診療施設ニ於テ爲スヲ本則トスルモ治療上特ニ必要アルモノ及傳染病患者ハ

俘虜收容所長最寄陸軍病院長ト協議ノ上之ヲ陸軍病院ニ收容スルコトヲ得

二 眞ニ已ムヲ得サル事由ニ依リ前條ニ依リ難キ場合ハ地方醫師ニ診療ヲ依託

スルコトヲ得

三 陸軍病院ニ患者ヲ收容シタル場合ハ一發患者ト區分收容シ且陸軍病院長ハ

俘虜收容所長ニ監視要員ノ派遣ヲ請求スルモノトス

四 患者收容ニ要スル医薬ニ關シテハ別ニ定ムル所ニヨル

五 收容所内ニ於ケル診療ニ要スル衛生材料ノ配布交付ハ衛生材料取扱規則第

四十三條ニ準シ器械ノ定式ハ收容所長ニ準シ同規則第一表ニ準スルモノト

ス

六 陸軍病院ニ入院セシメタル患者ニハ軍衣及器具等ヲ貸與スルコトヲ得

七 陸軍病院ニ入院セシメタル患者ノ取扱ニ關シテハ軍医内務省、陸軍病院

務規則ヲ奉旨スルモノトス

八、患者ニ係ル病床日誌、死亡診断書等ノ記載書類ハ陸軍ノモノニ準シ調製保管スルモノトス

九、敵國衛生人員ハ昭和十七年一月二十日陸軍密第一八七號ニ依リ患者ノ診療及看護ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

○軍抑留者取扱規程（昭和十七年一月二十日陸軍密第一八七號）

大臣ヨリ陸軍一統ヘ達ス

軍抑留者取扱規程左ノ規定ム

軍抑留者取扱規程

第一條 本規程ニ於テ抑留ト稱スルハ陸軍力被テニ於テ敵國人若ハ第三國人ノ

行動ヲ制限シ又ハ之ヲ保護スル爲之ヲ一定ノ箇所ニ收容スルヲ謂ヒ軍抑留者ト稱スルハ抑留セラレタル敵國人又ハ第三國人ヲ謂ヒ軍抑留所ト稱スルハ軍抑留者ヲ抑留スル所ヲ謂フ

第二條 軍司令官（軍司令官ニ準スル者ヲ含ム以下同ジ）戦地ニ於テ敵國人又ハ第三國人ヲ抑留シタルトキハ成ルヘク速ニ軍抑留所ヲ設置スルモノトス

軍抑留所ハ之ヲ設置シタル軍司令官之ヲ管理ス

第三條 軍抑留者ノ取扱ハ本規程ニ依ル但シ本規程ニ規定ナキ事項ニ關シテハ俘虜ノ取扱ニ關スル諸條規ヲ準用スルモノトス

前項但シノ場合ニ於テ俘虜ノ取扱ニ關スル諸條規中俘虜收容所管理長官トアルハ軍抑留所管理長官（軍抑留所ヲ管理スル軍司令官ヲ謂フ以下同ジ）、俘虜收容所長又ハ俘虜收容所トアルハ軍抑留所又ハ軍抑留所トス

第四條 軍抑留所管理長官ハ所屬ニ軍抑留者ノ分所ヲ設クルコトヲ得

第五條 軍抑留者ハ其ノ習俗慣行ヲ考慮シ之ヲ公正ニ取扱フモノトシ侮辱虐待ヲ加フヘカラス

第六條 軍抑留者ハ其ノ身分等ニ應シ待遇ヲ區分スルコトナク之ヲ平等ニ取扱フヲ本則トス

第七條 軍抑留所ハ軍抑留者ノ進及退ヲ防止シ且其ノ健康ヲ保持スルニ足ルヘキ設備ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第八條 軍抑留者ノ居室ハ成ルヘク男及女子共（十歳以下ノ者ヲ別ニ以下同シ）ニ分チ之ヲ設ケ更ニ團體、年令等ニ應ジ之ヲ細分スルモノトス
前項ノ規定ニ拘ラス同一家族ニ在リテハ之ヲ同居セシムルコトヲ得

第九條 軍抑留所管理長官ハ軍抑留所服務規則及同取締規則ヲ定メ陸軍大臣ニ報告スルト共ニ停務情報局長官ニ通報スルモノトス

第十條 軍抑留者ヲ抑留シタルトキハ軍抑留所長ハ速ニ其ノ人員ヲ團體毎ニ男女及子供ニ分チ陸軍大臣ニ報告スルト共ニ停務情報局長官ニ通報スヘシ軍抑留者ヲ解放シタルトキ亦同シ

第十一條 軍抑留所長ハ軍抑留者抑留發成ルヘク速ニ別紙様式ニ依リ軍抑留者

ノ姓名性別国籍及處否ヲ記載シ停務情報局長官ニ通報スベシ

第十二條 軍抑留所長ハ前條ノ通報ヲ爲シタル後軍抑留者ノ姓名、性別、生年月日、国籍、父母ノ名、本籍地、身分職業等ヲ調査シ停務情報局ヨリ送致スル銘銘票用紙ニ之ヲ記載シ其ノ一部ヲ軍抑留所ニ保管シ他ノ一部ヲ停務情報局長官ニ送付スベシ但シ此ノ軍抑留所ヨリ移管ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 軍抑留者ヲ他ノ軍抑留所ニ移管スルトキハ軍抑留所ニ保管シアル銘銘票ヲ軍抑留者ト共ニ送付スベシ

第十四條 軍抑留者ニ對シテハ勞務ヲ適當ナラシメ其ノ之ヲ活用ヲ計ルベシ但シ軍抑留所ノ維持、整理及保存ニ關スル勞務ノ外之ヲ強制セズ其ノ發意ニ基キ勞務ニ服スル如ク指導スルモノトス

第十五條 軍抑留者ノ賃金ニ付テハ停務情報規則第十九條第一項但書ノ規定ハ之ヲ準用セザルモノトス

第十六條 軍抑留者ノ給料ハ下士百タル停務情報トスルヲ本則トス但シ軍抑

九二
醫所管理長官必要ト認ムルトキハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ臨時官タル停所ト向
等以上ノ給與ヲ爲スコトヲ得

第十七條 軍抑留者患者ノ診療ハ軍抑留所ニ於テ之ヲ行フベシ之ガ爲軍抑留所
ニ所屬ノ衛生材料ヲ備付クルモノトス但シ附近ニ停所收容所又ハ兩分所アル
トキハ其ノ醫務室ニ於テ診療ヲ行フコトヲ得

第十八條 入院ヲ要スル軍抑留者患者ハ地方病院又ハ最寄停所收容所若ハ同分
所ノ附屬病室ニ收容スルヲ本則トス但シ防護上特ニ必要ト認ムル者ハ最寄陸
軍病院長ト協議ノ上之ヲ陸軍病院ニ收容スルモノトス

前項ノ規定ニ拘ラズ軍抑留所管理長官必要ト認ムルトキハ軍抑留所ニ停所取
扱細則第二十一條ノ規定ニ依ル停所收容所ノ附屬病室ニ準ズル病室ヲ附屬セ
シメ入院ヲ要スル軍抑留者患者ヲ收容スルコトヲ得

第十九條 軍抑留者ノ發受スル郵便物ハ停所ノ發受スル郵便物ト同様ニ取扱フ
ベシ

第二十條 軍抑留所ニ在ル軍抑留者ハ陸軍軍法會議法第一條第一項第三號ニ該

當スルモノトシテ其犯罪ハ該軍法會議法之ヲ適用スルモノトス

第二十一條 軍抑留者ノ遺留品及貴重品（貴重品中珠寶ニ準ズルモノアルト
キハ之ヲ賣却シ其ノ代金）ハ之ヲ停所管理長官ニ交付スベシ但シ該抑留者ノ遺
留品又ハ貴重品ヲ受領スベキ者軍抑留所又ハ同所附近ニ在ルトキハ之ニ交付
スルコトヲ得

第二十二條 軍抑留者ノ遺留品又ハ收入品出外現金トシテ之ヲ取扱フベシ
前條ノ規定ニ依リ遺留品ヲ賣却シタルトキハ其ノ代金ニ付亦同ジ

第二十三條 軍抑留者ノ遺留品及貴重品ニ準ズル貴重品ハ政府ノ保管ニ屬ス
ル物品トシテ該貴重品管理規則第十六條ニ依リ之ヲ取扱フベシ

第二十四條 軍抑留所長ハ軍抑留者ノ停所、移動、解放、交換、死亡、逃走、
疾病、労働、給與、通信、衛生、食糧、洗濯、犯罪、懲罰等ニ關スル事項ヲ
取極メ月末迄報告書人員表ト共ニ月報トナシ陸軍大臣ニ報告シ停所管理長官
官ニ通報スベシ但シ緊急ヲ要スルモノハ其ノ都度速ニ報告通報スルモノトス

〇〇〇〇〇〇

NAME	姓名	^x James Robinson
SEX	性別	^x M (F)
NATIONALITY	国籍	^x U.S.A.
WELFARE	健康	入院中 (調病院)

備考

一、空欄ハ係留所ニテ記入スルモノトス
 二、X印ハ或ルベク係留所ニテ記入
 セシムルモノトス

〇、軍用留所職員ニ付、收容所職員ヲ兼勤セシムル件 (昭一八二二四)
 陸軍省七五三

次官ヨリ関係部へ通達

今般軍用留所取扱規程制定セラレ、軍用留所ヲ設置スベキ旨定メラレタル所、
 職員ハ、軍用留所下ノ人員ヲ以テ之ニ充ツベキモノナルモ、之ガ實施ニ方リテハ、
 兵隊ハ、軍用留所職員ヲ以テ兼勤セシムル如ク、取計相成度、依命通達ス
 進テ、右ヲ以テシテハ、人員不足トスルトキハ、現在、軍用留所ニ當リアル人
 員、其ノ他モ、軍用留所職員ニ充ツルコトセラレ、度念ノ爲

〇、敵国人生活困難者處理ニスル件 (昭一八二二四)
 陸軍省一三三二

次官ヨリ関係部 (内地、朝鮮、臺灣ヲ除ク) へ通達

生活ノ困窮ヲ來セル敵國人ニ對シテハ適宜別新「敵國人生活困窮者處理ニ關スル件」(昭一ニニ五)ヲ參考ノ上處理相成度

別 冊

敵國人生活困窮者處理ニ關スル件

生活ノ困窮ヲ來セル敵國人ニ對シテハ左記ニ依リ政府ニ於テ其ノ生活ヲ救済スルモノトス

- 一 政府ニ於テ救済スベキ敵國人困窮者ノ範圍ハ地方長官ニ於テ救済ノ要アリト認ムル者ニ限定シ救済費ノ限度ハ最低生活費及疾病治療費ヲ標準トス
- 二 前項ノ救済ニ要スル費用ハ預正金銀行特種貯蓄管理勸定ヨリ日本赤十字社等ノ救済委員部ニ融通セシメ日本赤十字社等ノ救済委員部ハ地方長官ヲ經由シ當該敵國人ニ之ヲ支給スルモノトス
- 三 地方長官ニ於テ爲スベキ調査報告及日本赤十字社等救済委員部ノ救済費等ニ關スル細目ハ別添協議ノ上決定スルコト

四 前各項ニ拘ラス敵國人ニ對シテハ内職ノ斡旋等ツトメテ自活ノ途ヲ講セシメ溢給ニ流ルルカ如キコトナキヲ期スルコト

五 必要アル場合ニ於テハ困窮者ヲ一定ノ場所ニ一括保護收容スルモ差支ヘナキコト

六 民間ニ於ケル生活困窮者ニ對スル親戚關係雇傭關係友人關係等ノ特殊事情ニ基ク個人ノ救済ハ取締上支障ナキ限り之ヲ認ムルコト

七 民間ニ於ケル敵國人ニ對スル救済金品ノ贈與ハ取締上支障ナキ限り之ヲ認ムルコト

八 當該利益代表ニ於テ爲スコトアルヘキ旨發的救済又ハ救恤ヘ之ヲ妨ケサルモノトス

● 俘虜郵便規則

(明治三十三
通信省令一三)

第一條 本規則ニ於テ俘虜郵便物ト稱スルハ俘虜事務ニ關シ俘虜情報局ニ於テ受シ若シ俘虜ノ發受スル郵便物ヲ指ス

○俘虜收容所ヨリ差出ス郵便物ハ俘虜事務ニ關スルモノト雖俘虜情報局又ハ俘虜ニ宛テタル場合ノ外俘虜郵便物トシテ取扱ハス(大正通彙五二〇二)

第二條 俘虜郵便物ニ關シ本規則ニ定メタルモノノ外ハ總テ一般ノ郵便ニ關スル規定ニ依ル

第三條 俘虜郵便物ハ差出人ニ於テ其ノ表面ニ俘虜郵便又ハ *Service des Prisonniers de Guerre* ノ文字ヲ記載スベシ

第四條 俘虜郵便物ハ郵便ニ關スル料金ヲ免除セラルルモノトス但シ代金引換ト爲シタル郵便物ノ料金、航空郵便物ノ航空料及電信ニ依ル取扱ニ付定ムル料金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ(昭一七通信省令一三改正)

第五條 存貯ノ發受スル書留又ハ價格表記通常郵便物及小包郵便物（内國ノ普
小包郵便物ヲ除ク）ノ受領證ハ之ヲ當該存貯ヲ收容又ハ拘置スル官衙ノ監督
者ニ交付シ又ハ同監督者ヨリ之ヲ差出サシムベシ

● 郵便物取扱規則（第三十八條）
公選二六一

第一條 本規程ハ存貯郵便規則ニ依ル存貯郵便物ノ取扱方ヲ規定スルモノトス
但シ本規程ニ別段ノ定メナキ事項ニ付テハ總テ一般郵便物ノ取扱ニ關スル規
程ニ依ル（六三、四七四改正）

○ 存貯ニ定テ本邦内地ニ送付スル短章ニシテ救恤ノ目的ヲ以テ寄附スルモノ
ハ輸入ヲ許可セラルル書ニ付煙草包有小包郵便物ヲ差出ス者アルトキ一應
目的ヲ差出人ニ歸メ引受クヘシ（六三、四七四改正）

○ 存貯宛外國來通郵便物中煙草包有ノモノヲ發見シタル場合ハ左ノ通處理
スヘシ（八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇）

救恤ノ爲寄附シタルモノト認ムルモノハ配下ト同様ノ手續ニ依リ傳ニ之ヲ
存貯情報局又ハ關係官署宛容所ヘ引渡シ其ノ他ハ或是ノ通達出書ヘ返送ス
ベシ

前項ニ依リ存貯情報局又ハ關係官署宛容所ヘ引渡後輸入ヲ許可セラレサル

等ノ為運送ヲ受ケタルモノハ之ヲ三箇箇ヘ送スベシ

第二條 存庫郵便物ヲ引ケタルトキハ存庫郵便物トシテ送付スベキモノナルヤ否又郵便ニ納ムル郵便物ヲ受取ルベキモノナルヤ否ヲ檢査シ之ニ違反スルモノハ一該郵便物トシテ受取ルベシ。但シ運送ノ途ナキ外郵便物ノモノハ其出人ニ送付スベシ（第一七、公通八三改正）

第三條 存庫ヨリ差出ス郵便物ハ當該郵便物受取人ハ其送スル官署ノ監督者ニ於テ之ヲ檢査メ存庫郵便物タルコトヲ證明シテ差出シタルモノニ依リ之ヲ引受ケベシ（三八三、四七四、四六、四二一改正）

書留又ハ價格表記載郵便物及小包郵便物（内附ノ書留小包）ノ受領證ハ之ヲ前項ノ監督者若ハ其ノ代理者ニ交付スベシ

第四條 外國郵便交換局ニ於テ當局引受及外國郵便物送付ヨリ交付シ來リタル存庫郵便物ニテ存庫郵便物タル外國文字ノ記載ナキトキハ附録第一號條形ノ印章ヲ押捺スベシ

第五條 存庫ニ宛テタル郵便物ハ當該存庫ヲ收寄スル郵便局ニ送付スル監督者若

ハ其ノ代理者ニ交付シ書留又ハ價格表記載郵便物及小包郵便物（内附ノ書留小包）ノ受領證ハ其ノ監督者又ハ代理者ヨリ差出サシムヘシ（大三、四七四、四六、四二一改正）

第六條 存庫ニ宛テタル郵便物宛名ノ記載方不完全等ノ爲メ配達シ難キトキハ其ノ配達先ヲ存庫前報局ニ問合スベシ

第七條 削除

第八條 外國郵便交換局ニ於テ書留又ハ價格表記載郵便物及小包郵便物ヲ外國ニ差立ツルトキハ附録第二號條形ノ印章ヲ押捺スヘシ此等ノ代金引換ト爲ササル小包郵便物ニ付テハ附録第三號條形ノ印章ヲ押捺スニ及ハス（第一七公通八三改正）

第九條 存庫郵便物外國ヨリ到着シタルトキハ外國郵便交換局ニ於テ附録第二號條形ノ印章ヲ押捺シ附録第三號條形ノ印章ヲ押捺スルモノハ之ヲ抹消スベシ、但シ代金引換郵便物ニ關スルモノ及航空料ニ關スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス（第一七、公通八三改正）

目録

104

印章鑑形

第一號(寸法ハ適宜トス)

二寸五分

Service des prisonniers de Guerre

第二號(寸法ハ適宜トス)

俘虜郵便

●俘虜ノ俘虜收容所内勞役ノ賃金ニ關スル件

(附一八三一九)
俘虜大ノ三

俘虜管理部長ヨリ關係局長ヘ通牒

俘虜ヲ俘虜收容所内ノ勞務ニ服セシメタルトキ之ニ對スル賃金支拂ニ關シ疑義ヲ生シアル向モ右之義ニ見受ケラルルモ疑義左記勞役ハ俘虜給與規則第十三條ノ旨ニ勞役ト見做シ同條ノ賃金ヲ支給スルモノナルニ付疑義相成

記

一 款 尋 常 査

二三一

ニ機 靴 工
ニ建 築 工

其ノ他右ニ準シ技能ノ關係等ニ依リ常勤ニ所内勤務ニ限セシメ他ノ所
外勤務ニ限セシメサル者

追テ付屬將校當番ニ對シテハ賃金ヲ支給セス付屬將校ヨリ賃金相當額ノ心付ヲ
支給セシメル如クセラレ度

尚其ノ他ノ所内勤務ニシテ賃金支給ニ關シ疑義アルトキハ當郡宛照會相成度申
添フ

「ワシントン」文書局 第一三〇三號

1303 cert-1

余、^{(ア)ラヲ、}オキカツハ会ガ下記ノ資格ニ於テ、
 即チ第一復員局總務長官トシテ、日本政府ト公的
 關係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余ガ茲
 茲ニ添附セラレタル、一〇六頁ヨリ成ル、千九百
 四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十二日附、下記
 署名、即チ千九百四十六年（昭和二十一年）七月
 三十日國際檢察部ヨリ發セラレタル證書ニ引證セ
 ラレタル故茲ノ日本歸原本ノ文書ノ保管ニ任ジ居
 ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書
 ナルコト、並ニ右ガ下記署名ノ省又ハ都府ノ公式
 書類及ビ茲ノ一部ナルコトヲ證明ス。（若シアラバ
 無番號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ茲ニ於ケル該文書ノ成規所
 在ノ公式名稱ヲモ證記スベシ）

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十三日

第一復員局ニ於テ署名

1303 cert-2

當該官吏署名欄

右ノ者ノ公的資格 アララ オキカツ / ARAO, OKIKATSU

證 人 コヅキ ヨシヲ / KOZUKI, YOSHIO

公式入手ニ關スル證明

余、*Richard H. Lane* 氏ハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令勅ニ關係アルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年 / 昭和二十一年八月二十六日

東京ニ於テ署名

氏 名 欄

Richard H. Lane
リチャード H ラーシュ

右ノ者ノ公的資格

國際検査部、検査官

證 人

Eric W. Fry
エリック W フライシャー

NO. 1

Doc. P1576A

E 1966

スーパースペシャル
換算(2)に外付
(別年誌掲載の別冊外付)

議
録

特別
下

第八十一編
第八卷

衆議院

20
20
116

NO. 1

Doc. P1576A

E 1966

議事綜覽

衆議院委員会議録

特別下

第八十一編
第八卷

衆議院

裏面白紙

26
26
116

Doc. 1576

No. 2

第八十二回帝國議會
衆議院

兵役法中改正法律案外三件

委員會議錄(筆記) 第二回 第三日 議決

次ニ明治三十八年法律第三十八號俘虜處罰ニ関スル件改正法律案ノ提出理由ニ付キマシテ御説明申上ゲマス。俘虜ガ帝國内帝國軍ノ占領地又ハ其ノ所在ニ於テ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキハソレノ當該法令ノ適用アルモノデアリマスカラ俘虜ニ關シ一般治安維持又ハ軍ノ安寧保持ノ上ヨリスル處罰規定ハ一應備ハツテ居ル譯デアリマスガ俘虜タルノ特殊身分及ビ是ガ管理取締上ノ特別ノ必要ヨリ觀察シマスルトキハ尚ホ十全デナイモノガアルデアリマス。即チ日露戰爭當時露軍ノ俘虜ニシテ或ハ衛兵ニ反抗シ或ハ多數共同ニテ逃走シ或ハ俘虜收容所員ニ對シ殴打暴行ヲ働ク等不従順ナル行爲ヲナスモノガアリマシテ取締上遺憾ヲ感ズルニ至リ遂ニ明治三十七年緊急勅令第二百二十五號ヲ發布トシ翌明治三十八年法律第三十八號トシテ俘虜處罰ニ關スル法律ヲ制定セラルルニ至ツタデアリマス。是レ即チ現行法律アルノデアリマス。而シテ同法ハ現行刑法制定前ノ舊刑罰体系ノ下ニ制定セラレタルモノデアリマシテ其ノ罰目刑名刑期等規定ノ全般ニ於キマシテ適當ナラザルモノガアリマス。一カ大東亞戰爭勃發以來帝國ノ捕獲セル俘虜ハ三十万ノ多クニ達シ其ノ國籍ニ於テ素直ニ於テ服役多岐ナルモノガアリ

既ニ多ク衆逃走等ノ類發、其ノ他不從順ナル行為ノ發見ヲ見
ルニ至ツテ居ルノデアリマス。而モ停房ノ管理ハ成ルベク少数ノ
人員ヲ以テ多数ノ停房ヲ安全且ツ靜謐ニ收容出来得ル
如ク取締ヲナスコトノ緊要ナルヲ痛感致ス次第デアリマス。茲
ヲ以テ現行停房處罰ニ關スル法律ニ付キ所要ノ規定ヲ新
設、又ハ整理シ、以テ現下ノ停房ノ管理取締ニ遺憾ナキヲ期
セントスルモデアリマス。本案ノ内容ヲ各本條ニ付キ御説明
申上ケマスレバ次ノ通りデアリマス。

第一條ハ、本法適用ノ対象ハ停房ナルコトヲ明カニシ、各本
條ニ於キマシテ其ノ犯罪主体ハ停房ナルコトヲ一々掲ケルノ勞
ヲ省ク趣旨ノ規定デアリマス。第二條ハ、停房ノ騷擾的行為
ヲ嚴罰セントスルモデアリマス。停房ニシテ多ク衆聚合シ暴動
的行為ニ出ヅルハ不從順、甚シキモノデアリマシテ、停房ノ
管理取締上最モ嫌忌スベキ所デアリマス。茲ヲ以テ其ノ既遂
ヲ相當ノ刑ヲ以テ罰スルト共ニ、其ノ豫備陰謀ヲモ罰シ、未遂
前罪ノ間之ヲ禁圧スルノ要アリト存スル次第デアリマス。第三
條及ビ第四條ハ停房ヲ監督シ看守シ又ハ護送スル者、以下
之ヲ停房管理者ト略稱致シマス。ニ付スル殺傷暴行脅迫、
行為ヲ嚴重取締ラントスルモノデアリマス。停房管理者ニ對シ新種
ナ不逞ノ行為ヲナシ、就中黨與シテ敢行スルガ如キハ之ヲ嚴重ニ處
斷シテ、停房一般ヲ警戒スルノ要アルコトハ言フ俟タナイ所デアリマス。

而して俘虜管理者殺害ニ付テハ其豫備通謀ヲモ罰スルコトニ
致サントスルモノデアリマス。尚ホ暴行ニ関シテハ現行法ニ於テ規定セ
ラレテアリマスガ、本案ニ於キマシテハ其刑ノ範圍ヲ擴大シ、具體的
事實ニ付キ寛嚴宜シキヲ制シ得ル如クサントスルモノデアリマス。
第五條ハ俘虜管理者ノ命令ニ反抗シ、又ハ之ニ服従セザルモノ
ヲ取締ラントスルモノデアリマシテ、現行規定ノ整備デアリマス。
其趣旨ハ第三條及ビ第四條ニ付キ述ベタル所ト同様デアリマス。
第六條ハ俘虜管理者ニ対スル侮辱ノ行為ヲ取締ラントスルモノ
デアリマス。斯カル行為ハ被害者ノ名譽侵害ノミナラス、之ニ対テ
反社会的心理ノ表現トモ解スベク、不従順ノ行為トシテ取締上
勿論諸ニ付シ得サル所デアリマス。從來ノ俘虜收容ノ経験ニ於キ
マシテモ、斯カル行為ヲナス者ガアリマシテ、刑法侮辱罪ノ規定ヲ
以テシテハ不備タルコトヲ感シテ居タリマス。第七條ハ堂與
逃走ヲ罰セントスルモノデアリマシテ、現行規定ノ整備ニ止マリマス。
第八條ハ多數聚合暴行、脅迫、俘虜管理者殺害、傷害、
暴行、脅迫及ビ堂與逃走ノ各罪ノ未遂ヲ罰スルコトニ致
サントスルモノデアリマス。第九條及ビ第十條ハ堂與違背ノ罰
則デアリマシテ、現行規定ノ整備ニ違キナイモノデアリマス。而
シテ各種ノ堂與言ノ中、所謂堂與言解放ハ其性質ノ嚴格ナ
ルモノデアリマスルカラ、特別ニ之ヲ規定シ、其刑モ亦重カラ
シメ、逃走ニ付サル堂與言ハ之ニ重クモトシ、更ニ其ノ他ノ堂與言

NO. 5

Doc. 1576

ニ付キ、ソレノ其ノ程ニ應ジ其ノ違背ヲ罰スル規定ヲ整備
セントスルモノデアリマス。第十一條ハ諸黨ノ行為ヲ罰セントスルモノ
デアリマス。即チ不従順ノ行為ヲ目的トシテ黨ヲ結ブガ如キハ
明確的抵抗ヲ犯デアリマシテ暴動的不逞行為ノ温床トナリ
取締上忌諱ニ付スベカラサルモノデアリマス。不逞行動ノ未然防止
ハ紀律保持トナシ極メテ必要ナル規定ニ存ズルモノデアリマス。
オハ二條ハ俘虜ガ逃走シテ自軍ニ達シ又ハ帝國軍ノ占領
シタル地域ヲ離レテ後、更ニ再び俘虜トナリタルトキハ前ニ犯シタ
ル黨與逃走ノ罰則ハ之ヲ適用セサル旨ノ規定デアリマシテ、現行
規定ノ整理ニ止マリマス。尚テ現行法ニハオハ七條ニ於テ俘虜ノ
犯罪審判ニ關スル規定ヲ設ケテアリマスガ、是ハ現行法制定
後制定セシマシテ陸軍軍法會議法及ヒ海軍口法會議法
ニ同趣旨ノ規定ヲ設ケシテ、必要ナキニ至リマシテ削除致シ
タノデアリマス。

裏面白紙

「ワシントン」文書局 第 一 巻
第 一 部 第 一 巻

奥書及ビ公正ニ關スル證明

余、山崎高ハ会カ下記ノ資格ニ於テ、即チ衆議院書記官トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、壹頁ヨリ成ル、千九百四十三年ノ昭和十八年ノ二月十七日附、下記通名、即チ木村兵太郎政府委員ノ明治三十八年法律第三十八號等處ニ關スル件改正法律案ノ提出理由説明ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ衆議院ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記名稱ノ案又ハ部局ノ公式書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴番號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ處置所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)衆議院

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十月二日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名 山崎 高

右ノ者ノ公的資格 衆議院書記官

證人 井川 克一 (内閣事務官)

1576 A ent. 2

公式入手ニ關スル證明

余、Richard H. Karchハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、竝ニ上記題名ノ文藝ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官實ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス

千九百四十六年/昭和二十一年/十月二日

東京ニ於テ署名

氏 名

Richard H. Karch

右ノ者ノ公務資格

Investigator J.P.S.

證 人

T/H Sabeo Taguchi

E1967
DocP978A

東京俘虜收容所ニ包含
セシメ度ニ付併セテ認可セ
ラレ度

一 勞務種類

- 港灣荷役
- 生産力補充産業勞務
- 運河建設

二 勞務ノ場所

- 1 京濱港芝浦地區港灣荷役
- 2 永代橋附近ヨリ下流ニ亘ル隅田川筋荷役
- 3 横濱港内沖荷役
- 4 横濱港沿岸荷役

陸軍大臣 齋藤實

昭和拾七年拾月貳日 東部軍參謀長

辰 巳 榮 一

東部軍
參謀長
之印

俘虜勞務ニ關スル件

東軍職第一號

陸軍省
總務課
庶務課
第一課
第一係
第一係長

陸軍省
17.10.3
庶務課
第一係
第一係長

陸軍省
17.10.3
庶務課
第一係
第一係長

陸軍省
17.10.3
庶務課
第一係
第一係長

80
20

127

裏面白紙

陸軍省
陸軍部
第四一號

陸軍省
17.10.3
陸軍部

陸軍省
17.10.3
陸軍部

陸軍省
17.10.3
陸軍部

俘虜就労ニ關スル件

昭和七年十月五日 東部軍務部長

辰巳榮一

東部軍務部長
之印

陸軍大臣東條英機殿

俘虜就労規則第五條ニ基キ東京俘虜收容所ニ收容中
ノ俘虜ヲ左記ニ依リ就労セシメ度ニ付認可セラレ度
追テ該ニ申請シ認可アリタル川崎收容俘虜就労モ
東京俘虜收容所ニ包含セシメ度ニ付併セテ認可セ
ラレ度

一 勞務種類

港灣荷役

生産力擴充産業勞務

運河施設

二 勞務ノ場所

1 京濱港芝浦地區港灣荷役

2 永代橋附近ヨリ下流ニ亘ル隅田川筋荷役

3 横濱港内沖荷役

4 横濱港沿岸荷役

E1967
DocP978A

Doc 978A

裏面白紙

第一事業場

新井岸壁

第二

表高島町驛

第三

山内町倉庫

第四

千若町

第五

守里町

第六

恵比須町

第七其他運送業務

第八生産力補充軍需産業勞務工場事業場

5 京濱運河建設作業

6 川崎驛構内ニ於ケル鐵道貨物種々作業

三 勞務時間

毎日七時間ヲ標準トスルモ必要ニヨリ之ヲ延長ス

日曜其他休日收容所長ニ於テ必要ト認メタル時ハ

休養セシム

四 賃金

一日一圓ヲ標準トシ本人ノ技術勤怠等ニ依リ増減

ス

五 施行期

昭和十七年十月一日ヨリ昭和十八年三月三十一日

迄

裏面白紙

陸亞普

大臣ヨリ東部軍司令官へ指令案

昭和十七年十月二日附東軍聯第四一號申請ノ通認可ス
陸亞普第一一六〇號 昭和拾七年拾月廿貳日 陸亞普

新嘉坡 山口

[illegible]

17.10.20
監查

證明書

「ワシントン」文書局 第 九七八一A 號

真贋及び公正に關スル證明

余、石橋兼雄ハ余カ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局文書課々員トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、茲ニ茲ニ添附セラレタル、五頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和十七年ノ十月二日附、下記題名、即チ東部軍務課長辰巳榮一ヨリ陸軍大臣東條英機ニ宛テタル文書ハ日本政府ノ公文書ナルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書カ日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ石カ下記名稱ノ書又ハ一部局ノ公文書及ビ一部ナルコトヲ證明ス。(一)若シアラバ復員局又ハ引用、其ノ他公式記録又ハ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲ證明スベシ) 陸軍省

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ九月十八日

東京ニ於テ

復員局文書課長 石橋兼雄

右ノ者ノ公的資格 第一復員局文書課々員

證人 横井孝治

4.

Doc 9784 (cont)

公式入手ニ關スル證明

余 J. A. Custis 氏ハ余カ聯合國最高指揮官總司令
部ニ歸參アルモノナルコト、並ニ上記ニ名ノ文書
ハ余カ公署上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手
シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百二十六年ノ昭和二十一年ノ九月十八日

東京ニ於テ署名

氏名

J. A. Custis de LITON.

右ノ者ノ公的資格 Investigator

証人

William C. Probst

Doc 978A (cont)

5.

E.1968

DOC P978-B

上村

軍事

印

傳

結

九月十九日

22

陸軍省 陸軍省受才五二四号

陸軍省 17.9.2 大官

陸軍省 17.9.2 大官

陸軍省 17.9.2 大官

秘電報

九月一日 午前六時一六分 午後一七時一五分 着

大臣宛

電信者

台湾軍司令官

台電 第二二〇號

陸軍省 17.9.9 陸軍省 17.9.9

陸軍省 17.9.2 大官

一 富集團ヨリ移管セル俘虜バーシバル中將以下

三九九名

少將 六

准將 二七

大佐 二五

中佐以下將校 一三〇

下士官 二〇

文官 六

八月三十一日台湾 俘虜收容所才三分所(屏東)ニ 收容セリ

二 當初「バーシバル」中將以下宣言ヲ拒否シタルが

結局三名(准將一 海軍大佐一 海軍機関

中尉一)ヲ除ク他ノ全員署名シ其ノ後ノ動靜

温順ナリ

(終)

22-1-9 (10)
大塚 三子 氏
(新年度規程ニ依る所)

裏面白紙

E1968

DOC P978-B

九月十九日

結

印

印

印

上村

陸軍省
受領 陸軍省受才五二四号

陸軍省
17.9.2
大官

陸軍省
17.9.2
大官

陸軍省
17.9.2
大官

秘電報訳

九月一日午前六時一六分
午後一七時一五分
分電

大臣宛 電信者 台湾軍司令官
台電 第二二〇號

一、富集團ヨリ移管セル俘虜バーシバル中將以下
三九九名

少將 六

准將 二七

大佐 二五

中佐以下將校 一三〇

下士官 二〇

文官 六

八月三十一日台湾 俘虜收容所中三分所(屏東)ニ
收容セリ

二、當初「バーシバル」中將以下宣言ヲ拒否シタルが
結局三名(准將一、海軍大佐一、海軍機関
中尉一)ヲ除ク他ノ全員署名シ其ノ後ノ動靜
温順ナリ

(終)

ワシントン文書局 第 一 號
 國務院 第 九 八 一 號

真偽及び公正ニ關スル證明

余、石橋金雄ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局文書課々員トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、茲ニ證官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、二頁ヨリ成ル、千九百四年ノ昭和十七年九月一日附、下記署名、即チ台灣軍司令官ヨリ陸軍大臣ニ電テタル電報ノ文書ノ保管ニ任ジ居タルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ茲ニ添附ノ記録及び文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ右ガ下記署名ノ省又ハ郵局ノ公式記録及び印ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ應答號又ハ引用、其ノ他公式記録又ハ茲ニ於ケル該文書ノ成程所在ノ公式記録ヲモ證明スベシ)

第一復員局(陸軍省)

978 B cert. 1

千九百四十六年／昭和二十一年／九月二十日

東京ニ於テ署名

當該官吏署長 石橋兼雄

右ノ者ノ公的資格 第一復員局文書課々員

証人 小林四男治

978 cert-2

公式入手ニ關スル證明

余、John A. Curtis ハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、茲ニ上記署名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／九月二十日

東京ニ於テ署名

氏名 John A. Curtis 2d Lt.

右ノ者ノ公的資格 Investigator

証人 1/4 P. Toguchi

Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jcahr.go.jp>

E1969
DocP1571A

22
陸軍省 陸軍受第六回國六號

東軍陸軍第七號

停務就勢状況ニ關スル報告

昭和拾七年拾月廿壹日 東部軍司令部

陸軍省 御中

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通達原アリタルニ付報告
ス

十七職第一、一七〇號

昭和十七年十月七日

神奈川縣知事 近藤 稔太郎

東部軍司令部

中村 幸太郎 殿

停務就勢状況ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ今回内務、厚生兩大臣宛別紙ノ
通報告設置候御参考ニ及御報告候

裏面白紙

Doc 1571A

2.

昭和十七年十月六日

神奈川縣知事

近藤 稔 太郎

厚生大臣
内務大臣
宛

件所就勞狀況ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ厚生省竝ニ軍ノ指示ニ基キ縣ニ於テ件所收容所長ト協議ノ上諸準備ヲ進メ川崎收容所關係ハ昭和十七年九月二十三日、横濱收容所關係ハ同九月三十日何レモ港灣運送勞務其ノ他就勞ヲ開始致シ左記ノ通良好ナル成績ヲ收メ居候條此段及報告候

記

一 件所ノ就勞狀況

(一) 收容人員

川崎收容所

二九三名

横濱收容所

二二六名

(二) 現在主ナル就勞場所

川崎收容所關係

三井物産川崎埠頭、日本鋼管岸
屋、日滿倉庫、川崎驛等石炭荷
揚貨物積卸勞務、工場旋盤工

裏面白紙

3. Doc 1571 A

Doc 1571 A

(三) 就労人員

横濱收容所關係

横濱炭荷揚勞務並ニ工場雜役

川崎收容所關係

自九月廿三日

至十月六日

延人員一、〇一〇人

横濱收容所關係

自九月三十日

至十月六日

延人員 六〇七人

(四) 作業能率ノ狀況

石炭荷揚等特殊勞務ハ大体内地人勞務者ノ六、
七割倉庫並ニ鐵道驛貨物積卸ノ如キハ内地人
勞務者ト大体同様ノ能率ヲ上ゲツツアリ
工場熟練工ニ付テハ毎日一〇名ノ者ヲ試験的
ニ從事シツツアルガ概ニ高サ其ノ他ノ條件
ガ異ナリ内地人普通熟練者ト同様ノ能率ヲ上
ゲル迄ニハ相當ノ日時ヲ要スル狀態ナリ
尙一級ニ相當長期ニ亘リ勞務ニ從事セザル者
ニシテ内地ノ勞務者ニナレテ來レバ漸次能率
モ高クナルモノト思料セラル

自九月三十日
至十月六日

延人員 六〇七人

裏面白紙

4.

Doc 1571

裏面白紙

ニ付労働者が暴業主ニ及ボシタル影響

從來能く送送労働者ニ付テハ労働ノ拂底ニ依リ
勤々モスレバ賃銀ノ高騰ヲ餘儀ナクサレ労働者
ノ就勞ニ勞賃ヲ左ジ労働ノ送送業ノ困滞ヲ俟
ク状態ニアリタルガ今同労働者ニ依リ始メテ
計費的ニ之ガ進歩ヲ阻ルコト可能トナリタルコ
トハ各暴業主ノ等シク陳述スル所ニシテ業界ニ
多大ノ好影響ヲ與ヘ延イテハ賃銀品ノ生産力
擴充産業ノ進行上ニ及ボス影響モ大ナルモノト
思料セラル

ニ付労働者が内地労働者ニ及ボシタル影響

(一)從來賃目ナル労働者ニ及ボシタル影響

從來賃目ニシテ能く成賃比較的良好ナル
労働者ハ労働者ニ對シテ日本入タルノ
賃金ヲ際メ労働者ニ低ケテナルモノカト云フ莫
猛心ヲ喚起セルモノノ如ク益々良好ナル就
勞成賃ヲ收メツツアリ

(二)從來不良ナル労働者ニ及ボシタル影響

港灣送送労働者ニ付テハ從來之ニ從テスル労働
者ガ仕事ヲ好ミヲ爲シ之ガ爲一程温度ハ
不就勞ニ終ルヲ測トセル状態ナリシガ労働者
勞働ニ依リ多少ナリトモ勞力ノ不足ガ緩和
サレ早出ヲシナクテハ仕事ニアリツケナイコ

5.

Doc 1571A

ト一役ニ朝モ約一時間早く集合所ニ集合シ進
ンテ就勞スルノ風ヲ訓致シタリ尙中間ニ在リ
テ勤々モスレバ故意ニ事業主ノ要求通り入員
ヲ繰メズ賃銀ノ昂騰ヲ免スルガ如キ所爲ヲ爲
シツ、アリタル者ノ如キモ遅ク是近ニ於テハ
自重シ一役ニ進ンテ就勞セシムル體向ヲ見受
ケラル

四 停業ノ就勞ガ一般ニ及ボシタル影響

停業ニ關シテハ防務上留意シ監視補助員ノ如キ
ハ一定ノ監督ヲセシメ取扱ニ當全ヲ期シツ、ア
リ、勿論就勞ニ關シ一役ニ知ラシメタルモノニ
非ザルモ就勞場所收容所間ノ往復途中等ニ於テ
停業ノ就勞ヲ夫レトナク察知シタル一役人ハ眼
前ニ突如人ノ停業ノ就勞ノ姿ヲ見御後成ノ有難
キコトヲ痛感セルモノノ如ク從來動々モスレバ
突如依存ノ風比較的強キ者多キ狀態ニアリタル
本縣民ニ及ボセル影響相當大ナルモノアルコ
トヲ認メラル即ち取手ニ於ケレバ斯様ナル立止
ニ置カル、モノナルコトヲ具體的ニ示サレ可
知ク刺戟ヲ受ケツ、アルモノノ如ク就勞ニハ如
何ナルコトアルモ止ジテ取ケラレヌト云フコト
ニ付テ充分ノ效果ガ認めラレ延イテハ一役就勞
精神昂揚ニ好結果ヲ得シツ、アルコトヲ認メラ
ル

裏面白紙

証 明 書

「ワシントン」文書局 第 一五七二 A 號
國際檢察部

與據及公正ニ關スル證明

余、柴田小三郎ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ内務省警務局警務課調査係二級事務官トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、就頁ヨリ成ル千九百四十二年ノ昭和十七年ノ十月七日附、下記題名、即チ神奈川縣知事ヨリ内務大臣宛傳書就勞狀況ニ關スル件ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、竝ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ發ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ發給號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ發ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ登記スベシ)内務省

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十月二日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

柴田小三郎

右ノ者ノ公的資格

證人

内務省警保局警務課調査係ニ級
事務官
谷良行

公式入手ニ關スル證明

余 Eric W. Sleicher ハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、竝ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十月二日

東京ニ於テ署名

氏名

欄

Eric W. Sleicher 3d Lt. AUS

右ノ者ノ公的資格

Investigator J.P.S.

證人

Henry Shimogama

1571 A cert-2

陸軍省

次官ヨリ関東軍参謀長宛

580A...

航空緊急整備實現ノタメ別紙利用方針ニ基キ滿洲工作機械株式會社現在能力ヲ増強シ其ノ下部ヲ舉ゲテ国内ニ於ケル航空武器彈藥並航空機ノ緊急整備ニ必要ナル工作機械等ニ航空用自動砲彈藥ノ主力生産工場タル日産自動車株式會社加工部工場擴充ニ必要ナル多數生産用専門工作機械ノ生産ニ充テ致度ニ付貴軍ニ於テ本計畫實現ノタメ配慮相煩度照會ス。

追而現在在滿軍需工場ノ對日期待ノ精密工作機械(特に高度ノ精度ヲ要スルモノニシテ滿洲國ニ於テ生産困難ナルモノ)ニ就テハ陸軍省ニ於テ極力之ヲ取得ヲ斡旋スヘキニ付為念申添フ

陸軍省第三二九号

昭和拾七年八月廿貳日

(印)

(印)

滿洲工作機械株式會社利用ノ理由

一 目下軍資材整備上最大ノ隘路ヲ構成シタル航空用機、砲
 砲及同彈藥並航空機ニ關シテハ勞務、資材ノ能率の
 活用ノ見地ヨリソノ生産設備ノ主体ヲ多數生産用專
 門工作機械（特ニ自動工作機械）トシテ官民優秀工場
 ヲシテ銳意擴充ヲ實施セシメツツアルモ一面現在國內
 工作機械生産力ハ右工作機械ノ生産ニ應シ得ル餘力殆
 ント皆無ニシテ（工作機械工業全工場年持受註額總計
 ニ十五億圓ニ對シ年生産力約四億圓）現状ノ儘推移セ
 ンカ所期ノ航空武器彈藥整備計畫挫折シ惹テハ
 陸軍航空戰力ニ重大ナル影響ヲ與ヘントスル情況ニアリ
 然ルニ滿洲工作機械株式會社ハソノ設備機械六〇〇台ヲ
 超エ悉クノ過半ハ輸入優秀工作機械ヲ有ス（規模
 ニ於テ本邦一流工作機械工場ノ二乃至三倍ニ相當スルニ拘
 ス從來ヨリ地域的關係或ハ營業上ノ理由等ヨリ未タ全
 能力ヲ發揮シ得ルニ至ラス今尙莫大ナル生産餘力ヲ有
 シアリテ實ニ日本勢力圏機械工業ニ於ル最後據點的地
 點ヲ占メアリ今ヤ全能力ヲ舉ゲテ刻下最大ノ急務

580A

タル緊急航空整備ニ協力セシムルヲ指導ヲ希望スル
次第ナリ。

二、現在内地各工作機械工場ニ於テハ殆ント總テ陸海軍競争
取得ノ状況ニアリ然モ資材、勞務逼迫ノ爲擴充意ノ
如クナラサルノミナラス利用上海軍ト終始競合ヲ生シアリ
テ指導上幾多ノ苦心、勞力ヲ要スルモノアルニ反シ滿洲
工作機械株式會社ニ對シテハ地理的關係上陸軍ノ獨占的
利用ヲ繼續シ得ル可能性アルコト。

三、改組ノ際貴軍ノ同社ヲ業刷新要綱ニハ軍及滿洲
飛行機製造株式會社、滿洲自動車株式會社用
多量生産用專門工作機械類ノ生産ヲ爲サシムル如ク
規定セラレアリ同社ノ計画ハ前述ノ如ク多數生産用專
門工作機械ノ生産ヲ實施スルモノナルヲ以テ生産機械ニ
關シテハ貴軍方針ニ何等ノ變化ヲ生セシメス

四、滿洲工作機械株式會社社長久保田篤次郎ハ航空用
機關砲彈藥ノ主力生産工場タル日産自動車加工部工場
ノ工場長ヲ兼任シアリテ兩社間ノ連絡極メテ良好ニシテ

580A

將來日産自動車加工部工場ニ於ケル軍需品多数生産ニ
関スル技術経験ヲ満洲工作機械株式会社ニ於ケル生産ニ
自國ニ反映セシメ得ルヲ以テ同社ノ技術水準向上ニ益
スルコト甚カラサルコト

142

裏面白紙

航空緊急整備ノタメ滿洲工作機械株式會社利用計畫(案)

一 生産計畫

生産豫定ハ康徳九年度ハ〇臺(三百萬圓)、康徳十年
度四〇〇臺(一千五十萬圓)トシノ能力ノ大部ハ関東
兵器工業株式會社(日産自動車株式會社加工部工場
獨立後ノ名稱)ノ擴充ニ必要ナル多數生産用工作機械
ニ充テシ他ノ一部ハ滿洲能行機製造株式會社、滿洲
自動車株式會社並ソノ他兵器擴充用工作機械ノ生
産ニ充テスルモトス

580A

6

580A

年度	供給区分	機種	供給臺数	金額
康徳九年度 自昭和七年七月 至十八年三月	関東兵器甲 (日産自動車加) 工部工場補充用	自動車及 その他多数生 産用工作機械	六〇臺	二、〇〇〇、〇〇〇 圓
	満洲飛行機、 満洲自動車及 一般兵器工場用		二〇臺	一、〇〇〇、〇〇〇
	計		八〇臺	三、〇〇〇、〇〇〇
康徳十年度 自昭和十八年四月 至十九年三月	(関東兵器甲) 日産自動車加 工部工場補充用	自動車及 その他多数生 産用工作機械	三〇〇臺	七、〇〇〇、〇〇〇 圓
	満洲飛行機、 満洲自動車用 及一般兵器工場 用		一〇〇臺	三、五〇〇、〇〇〇 圓
	計		四〇〇臺	一〇、五〇〇、〇〇〇

備考 現在満洲飛行機及満洲自動車より満洲工作機械ニ對スル
發註ハ未ク皆無ナリ
康徳十一年以降ニ於テ凡利用ニ就テハ後協議ス

580A

二、生産促進ノ爲陸軍省ニ於テ実施セントスル協力援助方法
本訂置達成ノタメ陸軍省ニ於テ協力援助セントスル事項
左ノ如シ

技術指導ニ依リ生産ノ促進、技術ノ向上ヲ圖ルコト

①内地ニ於ケル一流工作機械業者ヨリ多数生産用工作
機械ニ関スル設計圖面、工作圖面ヲ譲渡セシムル共ニ
工作技術ノ指導ヲ爲サシム

本項ニ関シ既ニ実施中ノモノ左ノ如シ

指導工場	指導する項	実施年月	備考
株式会社 東京機械製作所	多数生産用自動 タレット旋盤ノ製 作圖面ノ譲渡並 工作技術ノ指導	昭和十七年七月 面ハ譲渡済 工作技術ノ指導 ハ近ク実施ノ旨	
日立機械株式会社	多数生産用自動 旋盤ノ設計圖面 ノ調製	昭和十七年七月 ヨリ実施中	見本機械ハ 陸軍兵器廠 ヨリ貸入與ス

④基幹技術者ノ再訓練ニ依リ技術ノ向上ヲ圖ルコト
本邦著名ノ優秀な工作機械工場並兵器工場ニ於テ
満洲工作機械基幹技術者ノ再訓練ヲ実施ス

580A

本項ニ就テハ多数生産ニ関シ本邦屈指技術ヲ
有シアル日産自動車加工部工場ニ於テ現在既ニ滿洲工
機ニ基幹技術者九名ノ徹底的訓練ヲ実施セテ
内地一流業者ヨリ基幹技術者並基幹工員ヲ養成セシ
メ生産技術ノ向上ヲ圖ルコト

最近滿洲工作機械更生ノ核心トシテ本邦一流工作機械
工場タル東洋機械株式會社ヨリ基幹技術者八名
基幹工員十二名ヲ養成セシメタリ

本件ニ関シテハ東洋機械ハ勞務調整令適用工場
ナルメ厚生省並海軍監督官ト折衝シ承認ヲ得ル
ニ至レリ

四 勞務充足ノ一助トシテ停産ノ利用斡旋

現在滿洲工作機械ハソノ設備ニ比シ勞務者數著シク
僅少ニシテ之ヲ緊急ニ充足スルノ必要アリ

勞務者充足ノ主体ハ滿人ニ置クヲ至当トスレドモ急
遽ニ充足ハ至難ナルニ鑑ミ同社ハ大規模ニ停産ヲ
勞務者トシテ充當利用スヘク計畫中ナルモ貴軍並
滿洲國ニ於テ又障ニ無クバ右計畫ノ實現ニ関シ爲シ

580A.

得ル限り援助ス

右同社計画ニ基ク作業別係属使役希望員数左

ノ如シ

区分	員数	区分	員数	区分	員数
機械検査工	六五人	機械組立工	一〇〇人	平削工	四〇人
鍛工	三〇	熔接工	二〇	型削工	二〇
熱処理工	二五	木型工	二〇	フライス工	八五
鍛工	五〇	クロット工	三〇	歯切工	四五
旋盤工	二二〇	中グリ工	二〇	木工	一〇
工具仕上工	一〇〇	研磨工	一一〇	電気組立工	三〇
仕上工	一〇〇	ボール盤工	五〇	電力電機工	二〇
製図手	一五〇	企画手	八〇	機械技術者	八〇
計	一、五〇〇人				

内運轉資材ニ関スル援助

運轉資材ニ関シテハ滿洲国生産品ナル用資材ヨリモ

極力配当セラレ度希望スル処ナルモ對日供給用工作機械

ノ運轉資材ノ大部ハ陸軍省ニ於テ配当スルモ支障ナキ

意見ナリ

580 A
 (ハ)精密工作機械ノ取得斡旋

滿洲工作機械ノ設備ハ工作機械製造上現在必スシモ鈞
 合ノ採レタル構成ヲ爲シ非ス若干種類ノ精密工作機械ニ
 於テ隘路ヲ構成シアリ之ヲ補充スルノ必要アルモ現在ハ
 勿論將來共同社ニ於テ自製スルコト不可能ニシテ内地
 優秀業者ノ専門業者ニ依存スルノ他ナキモ大部ヲ
 占メアルヲ以テ之ヲ取得ニ付種力援助ス

尙對獨貿易計畫ノ成立ニ件ヒ独逸國ヨリ輸入スヘキ
 同社登記ノ精密工作機械ノ取得ニ因シテハ在独武官宛
 連絡ノ上特ニ優先的ニ実施スル如ク考慮ス

三滿洲飛行機及滿洲自動車兩社ノ内地依存工作機械
 ノ取得斡旋

滿洲飛行機及滿洲自動車兩社ハ共ニ従来滿洲工作
 機械ニ對シ大ナル登記ヲ爲シタルコト又現在ニ於テモ
 具體的登記計畫有シ非スソノ設備用機械(特ニ
 高度ノ精度ヲ要スル精密工作機械)ノ大部ハ内地工作
 機械工場ニ登記セラレアリ

580 A.

現在航空用工作機械ノ取得急ヲ要スルモノ頗ル多ク一般
ニ地上兵器生産力擴充計画方面ノ需要ニ先ヅ優先的
ニ取得セシメアルモ右兩社ノ需要ニ対シテハ極力取得ヲ幹
旋シ兩社ノ滿洲工作機械ニ対スル生産期待量減少ニ基
ク影響緩和ニ努メカス

現在右兩社ノ国内工作機械工場ニ対シ登録中ノ切削研
磨用工作機械左ノ如シ

滿洲飛行機

計一二〇臺

滿洲自動車

計二六〇臺（内一四臺ハ陸軍）

兵器廠ノ貸與機械

但シ本計画ノ実行ニ基キ滿洲工作機械ノ生産躍進
技術向上ニ依リテ右兩社ノ今後ノ需要充足ニ貢献スル
処蓋シ大ナルモノアルラン

580 A.

直密才七九一ノ兵一

陸軍省
12.8.10
10
陸軍省
12.8.11
746
軍務課

⑤ 秘電報 九月九日十八時二十分發
二三時一分著

次官宛 電信着 関東軍參謀長

④ 陸軍省 電才七二〇号

③ 陸軍省 電才三二九号ニ依ル滿洲工作機械株式會社ヲ

② 航空緊急整備ノ爲利用スル件ニ於テ停房一五〇〇名

① 利用ハ滿洲ニ於ケル技術員不足ノ折柄最モ緊要ト

思考セラルルニ付軍トシテハ停房收容所ヲ開設致シ
度キ意向ナルヲ以テ之ガ入滿ノ時期人員等ニ関シ至急

⑥ 連絡煩ハシ度

尙ホ方トシテハ冬期前ニ於テ之ガ收容管理ノ施設
ヲ実施スル必要上停房入滿ハ迅速ナルコトヲ希望ス
追ッテ停房收容所ノ開設ニ関シハ別途連絡スル
豫定ニ付念ノル爲

終

13

裏面白紙

電報 詔

昭和十七、九、二九

軍務局長宛

電信局 関東軍参謀長

閣参満電才七四六号

580

軍務電才一〇一〇号返

南方俘虜約一五〇〇名ハ取敢ス奉天(北大營)ノ空兵舎ニ
假收容ノ準備ヲ整ヘアリ、之カ本收容設備ハ本年冬期
所要ノ準備ヲ爲シ明春完成セシムル豫定、右ノ如キヲ情ナル
ヲ以テ俘虜ノ送致ハ至急實施セラレ度
追テ俘虜取扱ニ関スル中興部ノ企圖ニ関シ指示アリ度
リスボンノ事ハ依リ

差当リ北島ヨリ五〇〇朝鮮ヨリ一〇〇ノ予定

(終)



「ワシントン」文藝局 第 一 卷 第 一 號

與據及ビ公正ニ歸スル證明

余、石橋兼雄ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局文藝課々員トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、十七頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和拾七年ノ八月廿貳日附、下記題名、即チ滿洲工作模範株式會社ヲ成立緊急整備ノタメ利用費度件照會ノ文書ノ保管ニ在リ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ右ガ下記名稱ノ管又ハ部局ノ公式書類及ビ蔵ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ蔵書類又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ蔵ニ於ケル該文書ノ成績所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ) 陸軍省

裏面白紙

千九百四十六年／昭和二十一年／十月三日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄 石 橋 象 雄 印

右ノ者ノ公的資格 第一復員局文書課々員

証 人 中 村 寅 吉 印

公式入手ニ關スル証明

余、2d. Lt. Erlie W. Fleischer ハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公署上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／十月三日

東京ニ於テ署名

氏 名 欄 Erlie W. Fleischer 2d Lt. AUS

右ノ者ノ公的資格 Inventorator I. P. S.

証 人 Henry Shimajima

580A cert. 2

NO 1

DocP668A

E 1971

蔵
本

大正一ノ (13)
大正一ノ (13)
(戦争時局及外交関係)

夕事月報

昭和七年九月分

内務省警保局外事課

NO 1

DocP668A

E 1971

昭和
秘

外事月報

昭和十七年九月分

内務省警保局外事課

裏面白紙

158

一、俘虜使役の状況

③ 最近に於ける勞務需給事情及俘虜使役要綱の議定
本邦に於ける勞務需給の状況は相当逼迫せる趨勢を呈し、殊に最近に於ける勞働力不足は逐次深刻化してある虞、之に對し今次大東亞戰爭の戦果に依り我方に俘虜となり豫而善通手及南方諸所に收容中の敵兵人を所々に應じ使役せんとする議各方面に起るに至れり。

斯くして企畫院に於ては陸軍俘虜管理部の委嘱に基き去る八月十五日俘虜の内地移入並勞働使役に關する會議を主催し、其の會議に於て敵兵人俘虜の内地移入を圖り勞務不足の緩和及特殊重要業務の遂行に資せしむべく、概ね左の要綱に付審議を経、之を實施することとす。

1. 俘虜は之を國民動員計畫産業中鉱業、勞役業及国防土木建築業の所要勞務に使役することとし、之を差支り重要港灣の役役に付實施すること。
2. 差支り三十五百名内外を移入することとし、其の使用の成績に依り漸次之が増加を圖ること。
3. 俘虜使用に關する手續は地元地方長官より厚生省を経由し之を為すこと。
4. 道府縣内に於ける俘虜使用に關する計畫指導、其の他現場の就勞管理に關する事務に付は軍部の承認を受け地方長官又は其の指定する勞務関係團體に於て之を行ふことを得ること。

5. 本要綱に依り、差支り内地に移入するに付、後、
 浮屠收容所は左に依り設置すること。

東京	二六〇〇名
横浜	二〇〇〇
大阪	六〇〇〇
神戸	五〇〇〇
廣戸	一〇〇〇
門司	五〇〇〇
戸田	五〇〇〇
宜蘭	三〇〇〇

三 普通寺浮屠收容所收容浮屠の使役

以明、浮屠の移入使役の計畫に先だち、別に普通寺
 浮屠收容所に收容中の浮屠の一般は既に勞働に就役し
 つゝあり、即ち去る一月十四日開設を見たる普通寺浮屠收
 容所に在りては、種而かアム島に於ける米子人浮屠等約
 四百五十餘名を收容し、内米子人百五十名は去る六月九日
 大阪に分遣、大阪市港區入幡屋松元町市立運動場に
 收容され、同月十二日又米子港灣存後、就勢し居れり。
 其の就役状況を概観するに、一日八時間就働し、主として
 單調なる一般勞役に従ひ、能率的には輕量品の取扱に於て
 本邦に比し格別の差異なき、更に其の取扱に於ては、重
 物の取扱乃至操術を要する作業に於ては能率極めて
 低調なる状況なり。

而して其の賃金は大阪地區港灣運送業会が後統制

既に於て各利用業主より一日二円の單價に依り徴収し、
 全額を軍納入費、俘虜休養施設費、予防献金及
 雜費等に振向けられ、比較的低廉なる貸金は業者
 を以て俘虜使用の利得を意識せしめ、倍々需要
 漸増の傾向を助長しつつあり。
 敘上俘虜便役の結果、口港湾存役業界に對し、
 港湾仲仕の開貸金、印騰の抑制、作業能率の
 向上、常備仲仕の散逸防止等の効果を齎したる。
 又高松市新港町四丁目三日本通運株式会社、高松
 支店に於ては、去る八月二十日より約一ヶ月間に亘り、戦時
 下物資輸送促進の爲、普通寄俘虜收容所中の敵不
 人俘虜一日二十名内外を高松駅構内に於て存役に便役
 一相當の効果を収めたり。

裏面白紙

668A

證明書

ワシントン入書局 才六六八号
國際檢察部

與藤及び公正に關し證明

余、柴田小三郎ハ余が下記ノ決算書ニ於テ即チ内務事務官トシテ日本
政府ト公的関係有ルコト、該書ニ於テ余が該決算書ヲラレタル、今一
頁ヲ成ル、一九四二年ノ昭和十七年ノ九月附下記題名、即チ外
事月報ノ文書ノ保管ニ任じ居ルコトヲ證明ス。

余ハ更ニ該附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、該ニ右下記名稱ノ者
又ハ該局ノ公文書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(右下記名稱者又ハ引用
其ノ他公文書類又ハ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。代現所在ノ公文書類ヲモ特記ス。)

一九四六年ノ昭和二十一年ノ十一月四日

東京ニ於テ署名
當該ニ署名者名欄
右ノ者ノ公的資格
證明
柴田小三郎 (印)
内務省警保局公才ニ課ニ級
警保官
岡田政一 (印)

公式入子ニ關スル證明

余、H.A. Curtis ハ余聯合國最高指揮官司令部ニ關係アルモ
ナルコト、該ニ上記題名ノ又書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ
入子ニタルモノナルコトヲ證明ス。
一九四六年ノ昭和二十一年ノ十一月五日
東京ニ於テ署名

氏名欄
右ノ者ノ公的資格
證明
J. A. Curtis 24th
國際檢察部調査官
Richard H. Lorch

E1972

P706A-1

勢力不足の對策として俘虜を使用せんとする計置

曩に軍關係作業廠及港灣施設勞務者不足の緩和策として、在普通寺俘虜收容所に收容中の米兵俘虜一五〇名を大阪に分遣勞役に服せしめたる所、其の成績良好なるものありしに依り、豫てより勞力不足に悩みつゝありし東京、兵庫、福岡、長崎等の各府縣に於ける事業主万面に在りては宜に對し俘虜の使用方懇請する所ありたり。即ち

（一）長崎縣下三菱造船所及香燒島造船所に在りては既に軍の認可を得三菱造船所二、〇〇〇人香燒島造船所一、〇〇〇人の俘虜を夫

は神戸港に於ける荷役業總荷役業關係者に於て俘虜を軍に申中

（二）福岡縣下に在りては門司港石炭荷役業關係者に於て俘虜使用の希望を有し、所轄門司警察署長に對し、之が幹施方願出たるが、更に之と別個に北九州に於ける港灣荷役作業の逼迫状況に鑑み、俘虜一、〇〇〇人を配置することに決定せり。

（三）長崎縣下三菱造船所及香燒島造船所に在りては既に軍の認可を得三菱造船所二、〇〇〇人香燒島造船所一、〇〇〇人の俘虜を夫

E1972
P706A-1

勞力不足の發覺として俘虜を使用せんとする計畫

曩に軍國係作業廠及港灣施設勞務者不足の概和算として、在營口寺俘虜收容所に收容中の米兵俘虜一五〇名を大阪に分遣勞役に服せしめたる所、其の成績良好なるものありしに依り、豫てより勞力不足に悩みつゝありし東京、兵庫、福岡、長崎等の各府縣に於ける事業主方面に在りては宜に對し俘虜の使用方懇請する所ありたり。以下

(一) 兵庫縣下に在りては神戸港に於ける荷役業關係者及廣畑港日館荷役業關係者に於て俘虜六八〇名の使用方を宜に申中

(二) 福岡縣下に在りては門司港石炭荷役業關係者に於て俘虜使用の希望を有し、所轄門司警察署長に對し、之が幹施方願出たるが、更に之と別個に北九州に於ける港灣荷役作業の逼迫状況に鑑み、俘虜一、〇〇〇人を配置することに決定せり。

(三) 長崎縣下三菱造船所及香焼島造船所に在りては既に軍の認可を得三菱造船所二、〇〇〇人香焼島造船所一、〇〇〇人の俘虜を夫々配置せらるゝことに決定せり。

706A-2
(四)

警視廳管下に在りても芝浦に於ける貨物の積卸作業に従事せしむる爲既に俘虜使用の認可を得、近く馬來方面より英兵俘虜四〇

〇人が輸送せらるゝことに決定せり。

新しくして國內に於て就役する之等俘虜に對する直接警戒及指導は總て擔當すると雖も、俘虜の就役する地域の地方民に對する防壁其の他に關する指導取締は警察當然の任務と言ふことを得べく、從て前記計畫にして實現したる場合に於ては關係方面と連絡の上適切なる指導取締を加ふるの要あり。

Doc 706A

證明書

ワシントン文書局第 號
國際檢察部 第七百六號

再據及公正同エル證明

余柴田小三郎余下記資格於此部內務事務官トシテ日本政府ト公的関係ニ在ルモナルト茲ニ該官吏トシテ余ガ証ニ添附セラレタル九月四十二年昭和七年一月乃至十二月附下記題名即チ特高月報文書保管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ證明ス
余ハ更ニ添附ノ記録及文書日本政府ノ公文書ナルコト茲ニガ下記名稱ノ月又ハ部局ノ公式書類及綴一部ナルコトヲ證明ス
(若シ下ニ綴番号又ハ引用其レハ公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正確所任ノ公式名稱ヲ持記スベシ) 內務省
一九四六年昭和二十一年十一月四日

東京ニ於テ署名

庶該官吏署名欄

此柴田小三郎

右ノ者ノ公的資格

內務省警保局公安第三課二級事務官

證人

岡田政一

公式入手ノ間ニ證明

余ハ此ニ在リテ余ノ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコトヲ茲ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公認上日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス
一九四六年昭和二十一年十一月五日

東京ニ於テ署名

氏名欄

Richard H. Lane

證人

國際檢察部調査官

裏面白紙

140

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jaictr.go.jp>

No. 2

980-A

次官ヨリ朝鮮軍修謀長へ回答案

(密重密電)

朝鮮軍五八號俘虜收容、件白人約一千
ヲ釜山ニ送附セラルル事 時機其他細部ニ関シハ
後報ス

尚貴電ニシテ收容所豫定建物ハ俘虜ノ取
扱上優遇ニ過ギザルヤ別ニ研究ノ上案ヲ具シ
報告セラル

印

密重密電四九

376 昭和拾七年九月五日

社印

裏面白紙

980-A

陸軍省
文書
陸軍密受第九〇号

昭和四年
四月
十七日
陸軍省

軍事課

昭一七三

秘電報

二二八
五五五
七、一〇著

朝鮮電第五八號

次官宛

朝鮮軍務課長

半島人、英米崇敬觀念ヲ一掃シテ必勝ノ信念ヲ
確立セシム爲頗ル有効ニテ總督府及軍共熱望
シアル付英米俘虜各一千名ヲ朝鮮ニ收容セシ度特
ニ配慮ヲ乞フ

追ッテ收容所ニ充当スベキ建物ハ京城府ノ神學校ニ校
平壤府外人學校及神學校各一ヲ充當シ得ベシ
詳細ハ收容ニ關スル中央ノ意向承リル上具體的ニ
申報スベシ

通電先陸參

(終)

裏面白紙

No. 4

980-A

極秘

朝鮮密電四七五号

朝鮮停戦交渉計画ニ関スル件報告

昭和十七年三月二十三日

朝鮮軍司令官

板垣征四郎

朝鮮軍司令官
令官

陸軍大臣 東條英機殿

昭和十七年三月五日陸王密電第一四九号ニ係ル旨趣ノ件別紙ノ直
報告ス

南方總軍ヨリ輸送計畫返電右

臨時編成実施ノコト

昭和十七年三月二十三日

陸軍省
17.3.27
8.5
朝鮮軍

陸軍省
17.3.27
8.5
朝鮮軍

陸軍

裏面白紙

980-4

極秘

一部内第一号

朝鮮軍俘虜收容計畫

一目的

米吏人俘虜ヲ鮮内ニ收容シ朝鮮人ニ對シ帝國ノ美ヲ現示シ
認識セントシト夫ニ依テ朝鮮人大部ノ内心抱懷セシメ
崇拜觀念ヲ拂拭ス爲ノ思想宣傳工作ヲ資ニ使セントスニ
在リ

二位置及收容人員

京城收容所
仁川收容所
臨時編成要領

为一收容所

位置 京城府

(元岩村製糸倉庫ヲ増改築ス)

收容人員 約五〇〇人

第二收容所

位置 仁川府 (廠舎)

收容人員 約五〇〇人

右收容所施設計畫ハ別ニ提出ス

No. 5

三管理

朝鮮に於ける收容所ハ朝鮮軍司令官之ヲ管理ス

收容所機關ハ別ニ定メラル所依ル

四收容期間

俘虜到着ヨリ大東亞戦争完了迄トス

五実施要領

一、目的ヲ達成ス爲メ俘虜(准士官以上ヲ除ク)ヲテ

朝鮮内主要都市、特ニ人心不良地ニ於テ各種作業ニ服セシム

二、收容所ノ諸施設ハ一般ノ起居ニ必要トシテ最少限ノ程度ニ

設備ス

三、給養ハ日本軍隊ニ準スルモ一部慣用食ヲ支給スルコトアリ

四、俘虜ノ收容、取締、及警戒ニ由リテハ萬遺憾ナキヲ期ス

備考

前記收容所諸施設整備前俘虜到着シタル場合ハ一時

釜山廠舎ニ收容ス

No. 6

980-A.

No. 7

980.A.

山崎 部長 秘書 山崎 部長 秘書 山崎 部長 秘書

軍密第一九〇号其二

秘電報 四月二二日

一三時五五分
三時四五分

朝鮮電第一〇〇号

次官宛 発信者 朝鮮軍參謀長

四月二十一日附停管電為三号依り白人俘虜約千名ヲ
大月中旬朝鮮ニ輸送ノ豫定ニ目入電アリクルヲ以テ二月
二十三日附朝鮮密為四七五号ヲ以テ大臣宛報告ノ當軍
俘虜收容計畫中收容所ノ施設計畫ニ関シ至
急認可ヲ配慮セラシ良細部ニ関シテ三月二十日附當軍
經理部長ヨリ申請済

本件ハ建築課ニ於テ処理ス

2/4 印

終

17.4.23
17.4.23
40P
40P

17.4.23
17.4.23
40P
40P

17.4.23
17.4.23
40P
40P

裏面白紙

980A cert-1

「ワシントン」文書局 第 第 號
國際檢察部 第 第 號

典據及ビ公正ニ關スル證明

余、石橋榮雄ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局文書課課員トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、十五頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和十七年ノ三月二十三日附、下記署名即チ朝鮮俘虜收容計畫ニ關スル件報告ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記署名ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ該ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ該省又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ終ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)陸軍省

裏面白紙

千九百四十六年／昭和二十一年／十月三日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名

石橋 象雄

右ノ者ノ公的資格

第一復員局文書課課員

證人

中村 寅雄

公式入手ニ關スル證明

余、Ed Lt Erico W. Fisherman 余が聯合國最高指揮官
總司令部ニ關係アルモノナルコト、茲ニ上記署名ノ
文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入
手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／十月三日

ニ於テ署名

氏 名

Eric W. Fisherman Ed. Lt. AUS

右ノ者ノ公的資格

Investigator IPS

證人

Henry Shimajima

Dec 9 1974

[illegible]

22 Dec 9 1994 977A

永久
次官
原

[illegible]

裏面白紙

Doc 977A

南方軍總司令官連署（陸軍密電）

五月乃至八月間ニ於テ昭南島ノ白人俘虜ヲ左ノ如ク引
渡スヘシ

一、約ニ由リテ高雄ニ於テ台湾軍（本俘虜ハ現地ニ
置クヲ要ス）當トセサル高級將校現地ニ於テ不要トスル優待後
術者ハニ般兵及ニカ取締ニ任スル若クハ下級將校トス）
ニ、約ハ一〇〇名ヲ釜山ニ於テ朝鮮軍（本俘虜ハ一般兵
及ニカ取締ニ任スル若クハ下級將校トス）
輸送ニ関シテ船舶輸送司令官ト協議ス（シ同官ハ
内示済

上密

陸軍密電四八

昭和七年五月拾六日

陸軍

台湾軍 朝鮮軍司令官（連署）

（陸軍密電）

昭南島ニ於ケル白人俘虜ヲ五月乃至八月ノ間ニ於テ左
ノ如ク受領スヘシ
俘虜收容所ノ編成ハ近ク命令セラルルニ付收容ニ関シ
テハ別ニ示ス

左記

台湾ハハ

約二、四〇〇

朝鮮ハハ

約一、一〇〇

陸軍密電第二六三號

昭和七年五月拾六日

陸軍

No. 2

「ワシントン」文書局 第九七七號
國際 文書局 第九七七號

與據及ビ公正ニ關スル證明

余、石橋兼雄ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局ノ通信登記トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、下記題名即チ停務ニ關スル雜費ノ文書ノ保管ニ在リ居ルコトヲ茲ニ證明ス。余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記右稱ノ省又ハ部局ノ公文書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ該書類又ハ引用、其ノ他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成説所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ) 第一復員局ノ局ノ(舊陸軍省)

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月廿三日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名 石橋兼雄ノ印ノ

右ノ省ノ公的資格 通信登記

證人 小林品次ノ印ノ

977-1

公式入手ニシスル證

余、リチャード・エイチ・ラーシト/RICHARD E. LARSH
ハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモ
ノナルコト、並ニ上記姓名ノ文書ハ余ガ公署上、
日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナル
コトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年/昭和二十一年/八月廿三日

東京ニ於テ署名

氏 名 補 別リチャード・エイチ・ラーシト
RICHARD E. LARSH

右ノ者ノ公的資格 調査官

證 人 ジニー・ニイ・カーティス
J. A. CURTIS

977-2

E 1975
P650A-1

22

秘

朝参密第二〇二九號

「英人俘虜收容ニ件」一覽民衆ノ反響ニ提出ノ件

昭和十七年十月十三日 朝鮮軍参謀長 井原 綱次郎

陸軍次官 木村 義太郎殿

首題ノ件別紙ノ通提出ス

提出先 参謀本部、陸軍省（各二部）

フ一覽民衆ノ反響

朝鮮軍参謀長
井原 綱次郎
（別紙）

局來半島ニ於ケル俘虜九八八名ノ到着ハ一般民衆
ニ朝鮮人ニ及セル影響極メテ大ニシテ俘虜輸送
ノ道中ニ於ケル釜山、京城、仁川地方ノ朝鮮人
モ鮮人約十二萬、内地人約五萬七千名ノ多數ヲ算
シタリ
俘虜ヲ運シ目前ニ見ル彼等ノ醜態ト恬然タル態度
ヲ嘲笑シ斯カル國家觀念ニ乏シキ軍隊ガ皇軍ニ敗
ル、ハ當然ナリト皇軍戰勝ノ事實ヲ再確認シ米英
崇拜思想ヲ一掃セサルヘカラスト洩ス者或ハ皇國
臣民タルノ幸福感ト大東亞戰爭完遂ノ決意ヲ洩ス
者多ク特ニ朝鮮人ノ監視員ヲ遣シテ直接大東亞戰

175

E 1975
P650A-1

秘

朝参密第二〇二九號

「英人俘虜收容ニ件フ一親民衆ノ反響」提出ノ件

昭和十七年十月十三日 朝鮮軍参謀長 井原 綱次郎

陸軍次官 木村 義太郎殿

首題ノ件別紙ノ通提申ス

提出先 参謀本部、陸軍省（各二部）

英人俘虜收容ニ件フ一親民衆ノ反響

一 概 略

馬來半島ニ於ケル俘虜九八八名ノ到着ハ一親民衆
特ニ朝鮮人ニ及セル影響甚メテ大ニシテ俘虜輸送
ノ道中ニ於ケル釜山、京城、仁川地方ノ親衆人員
モ鮮人約十二萬、内地人約五萬七千名ノ多数ヲ算
シタリ
俘虜ヲ運シ目前ニ見ル後等ノ親衆ト恬然タル態度
ヲ嘲笑シ斯カル國家觀念ニ乏シキ軍隊ガ皇軍ニ敗
ル、ハ當然ナリト皇軍敗戦ノ事實ヲ再確認シ米英
崇拜思想ヲ一掃セサルヘカラスト洩ス者或ハ皇國
臣民タルノ幸福感ト大東亞戰爭完結ノ決意ヲ洩ス
者多ク特ニ朝鮮人ノ監視員ヲ遣シテ直接大東亞戰

裏面白紙

175

650A-2

裏面白紙

學ニシテシツ、アルコトヲ明ニ説スルニ至リ
タルハ特記スヘク一説ニ米英崇拝思想ノ一掃ト時
局觀點ノ逆後ヲ察スル上ニ於テ多大ノ效果ヲ收メ
タルカ如ク其ノ主ナル言動左ノ如クニシテ將來停
止ノ後其ノ他ヲ通シテ行ハレル宣傳効果ノ逐次
増進スルニ從ヒ其ノ成果益々大ナルヲ思ハシメ朝
鮮統治ニ裨益スル處極メテ大ナルモノト認メラル
註 告分ノ間中央部ノ方針ニ從ヒ停應ニ關スル
新聞發表等ハ行ハス

ニ主ナル言動

1 韓人側

- ◎ 韓島青年カ皇軍ノ一員トシテ停應ノ監視ヲシ
テキルノヲ見タトキ涙ガ出ル程痛シカツタ、
之ヲ知ラナイ人々ニ「見ロ、韓島ノ青年カ英
國人停應ヲ監視シテ居ルテハナイカ」ト大聲
ヲ起ケテ知ラシメヤリタイ宣傳ニ驅ラレタ
- ◎ 主將牧野俊経者ハ英米人ヨリ指導ヲ受ケタ關係
上英外忌避カ欲ケ切ラナカツタガ停應ヲ見タ
時日本人ノ語ト日本志氣後ノ確立ヲセナケレ
バナラスト語フ語イ示唆ヲ受ケタ
- ◎ 取學ニハ水ヲ吞ンデモ説ケテハナラヌ停應ヲ
見テ日本人ノ有難サト誇リトシテ自覺シタ
- ◎ 我々ラ下等人トシテ馬鹿ニシテ居タ英米人ヲ

650A-3

裏面白紙

177

倭トシテ見ルノハ夢ノ様ダ半島人モ日本人
トシテノ誇リヲ忘シ之テ氣持モ一變シタ
◎口笛ナンカ吹イテ平氣テキルノヲ見テモ國家
觀念ニ乏シイ事ガ分ル、全クダラシガナイモ
ノダ

◎アノ力ノナイヒヨロヒヨロシタ様子ヲ見レハ
日本軍ニ敗レルノハ無難モナイ

◎倭虜ヲ目前ニ見テ戦争ニハ必ス勝タネハナラ
ヌト感シタ後等ヲ嘲ル前ニ我々ハモツト頑強
ラネハナラヌ

◎今迄新聞ヤ映畫テ皇軍ノ戰果ヲ見聞シナカラ
多少ノ疑點ヲ抱イタガ倭虜ヲ見テ氣道ノ隘テ
ナイコトカ解ツタ

◎日本人タルノ幸福ヲ痛感セシムル爲朝鮮人全
部ニ倭虜ヲ見セテヤリタイ

◎朝鮮ノ爲ニ戦争カ長ヒクノタカラ死ヌ程働カ
セテヤレ

◎倭虜ノ侮レナ有様ニ敗ヘテ我々が存氣ニ盡シ
テ行ケルノモ全ク兵隊サンノオ修ダ

2 内地人側

◎見世物ニナリ乍ラ平氣テ歩イテ居ル後等ノ心
情ハ憐レナモノダ恥ヲ知ラナイ國民程慘メナ
モノハナイ

650A-4

裏面白紙

128

◎ 停戦ノ既成ヲ見ルト日本國民タルノ有難サト

戦争ニハ必ス勝タネハナラヌト云フ事ガ痛感
セラレ難キ不足位ニ不平ヲ云フ事ハ出来ズ

◎ 彼等ノ態度ニハ矢張り賠償ナシガ實ハレル

現時ハ賠償國民トシテ敢然タル態度ヲ以テ彼
等ニ對セネハナラヌ

◎ 朝鮮人ノ一部ニハ帝國ノ實力ト戦争ニ無念ヲ
抱クモノモアツタカ目前ニ賠償ノ停戦ヲ見テ

ハ信ゼサルヲ得ナイテアロウ

◎ 戦争ニハ終シテ紅ケテハナラナイ、何處迄モ
賠償カナケレハナラヌ此後迄頑強ルソ

3 中 人

◎ 日本ノ最大ナル實力ヲ損失ニ見テ一層信託ノ念
ヲ深メタ、自分等ハ日本ノ利益ヲ安居樂業ス
ルコトガ出来難キニ達ヘナイ

◎ 見解ラシイ停戦ノ案コソ強固シツ、アル英
ノ案ダ、中國人ハ日本ヲ信託シ一層新東亞ノ
建設ニ努力シタイ

4 倭 人

◎ 停戦ノ來朝ハ同シ朝鮮人ノコト、テ恥カシイ
コトダ、日本ノ實力ハ益クノ外ハナイ

◎ 停戦中ニ英軍兵カ居レハ恥カシイダロウ
氣ノ毒ナコトダ

650A-5

5 獨逸人

◎英米ノ非人運搬リニハ吾々モ非人運ヲ以テ報ヒテキタ、ウント應待シテ貰ヒルイ

6 露系露人

◎俘虜ハ口笛ヲ吹イテ番氣ナモノダ

不名譽ト思ハヌラシイ、服裝モ區々テ貧弱ダ之ダカラ戦争ニ貢ケル

俘虜ノ言動

俘虜ハ何レモ誇稱シアルモノノ如ク一語ニ從順ニシテ規律ヲ守リ日本軍ノ公正ナル取扱ニ感謝シ或ハ皇軍ノ優秀ナルヲ讃嘆シアリテ到着直後ニ行ヘル宣誓ハ全員之ヲ實施シ得タルモ其ノ反面尙懸慢ナル態度ヲ窺知セラレ我國ヲ劣等視シテ最後ノ勝利ハ我等英國ニアリト公言スル者、或ハ俘虜タルハ祖國ニ對スル國民ノ名譽ナリト虚勢ヲ張ル者等アリテ何レモ英國ハ米國ノ支援ニ依リテ最後ノ勝利ヲ得ルト爲シ米國ノ物賣力ヲ盲信シ末々皇軍大義ノ事實ヲ知ラズ只舊祖國ノ勝利ニ絶大ノ期待ヲ懸ケアル狀況ナリ

裏面白紙

「ワシントン」文書局 第 第
陸 検 察 部 第 第

兵部及ビ公正ニシスル證明

余、石橋泰雄ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局文書課々員トシテ、日本郵府ト公的係ニ在ルモノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、八頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和十七年ノ十月十三日附、下記署名、即チ「英人停房収容ニ伴フ一國民衆ノ保護」提出ノ件ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ其ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、竝ニ右ガ下記署名ノ省又ハ郵局ノ公式書類及ビ該ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ該書類又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ該ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名簿ヲモ特記スベシ)

陸 軍 省

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十月三日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名 石 橋 泰 雄

右ノ者ノ公的資格 第一復員局文書課々員

證 人 中 村 實 吉

650A cert-2

公式入手ニ關スル證明

余、S. A. LEE、FRID W. WILKINSON ハ、余ガ聯合國
最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、並
ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記
署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明
ス。

千九百四十六年/昭和二十一年/十月三日

東京ニ於テ署名

氏名 FRID W. WILKINSON LT. AUS

右ノ者ノ公的資格 INVESTIGATOR I. P. S.

證人 HENRY SHIMAJIMA

INVESTIGATOR

9979A

經

卷八

陸聖察受夷五九三

真木

四

省軍印
19.9.9.
子年
房宮亞

新書
038
11.27
11.27
11.27

182

印

Conf-100

昭和十七年九月四日

孫興軍司令官
板垣
佐四郎

朝辭
軍司
官

卷之四

五

陸軍大臣東條英機殿

又 首題二類ル諸規則左記ノモノ別冊ノ通規定セシニ付報告(通報)

莊記

卷一

朝鮮俘虜收容所服務規則

10

取締規則

九月十四日

朝鮮各處發現

陸軍省
19.9.10
第 3
第 1 卷

NO 1

九月十四日

朝鮮停戦後規定

同

取締規則

六〇一

朝鮮停戦後規定

左記

警備

首題二国に諸規則左記ノ一ノ別冊ノ通規定セシニ付報告(通報)

陸軍大臣東條英機殿

印

軍事

昭和十七年九月四日

朝鮮軍司令部 板垣 征四郎

朝鮮停戦後規定ノ前ハ諸規定ノ件報告

E 1976
7979A

朝鮮停戦後規定ノ一七八号

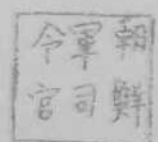
七歳木

極秘

陸軍省

陸軍省 陸軍大臣 五九三号

少田



裏面白紙

NO

979A

朝鮮俘虜勞務規定

秘
記

昭和十七年九月一日
朝鮮軍司令部

多田

印

印

裏面白紙

183

朝鮮俘虜勞役規定ノ付達

朝鮮俘虜勞役規定本冊ノ通定ム

昭和十七年九月一日

朝鮮軍司令部 板垣征四郎

朝鮮俘虜勞役規定

第一條 俘虜ノ勞役ハ俘虜勞役規則則俘虜取扱規則、全額則俘虜取扱規則ニ依ルノ外本規定ニ依ルモノトス

第二條 俘虜ハ一人ト雖モ無爲徒食セシムベカラズ、其技能、年齢、体力等ニ応シ適当ナル勞務ヲ課シ以テ其力全ク發揮スルニ當テシ上ノ勞務ニ使用スルモノトス

第三條 俘虜ハ將校以下全員ヲ勞務ニ就カシムルモノトス

但シ准士官上ノ者ニ在リテハ其ノ身分、職務及体力等ニ応シ自發的ニ其ノ勞務ニ就カシムルモノトス

979A

163

979A

裏面白紙

(イ) 技術 學術等ヲ創見スル諸事務

(ロ) 農業

(ハ) 家畜、家禽等ノ飼養

(ニ) 一般勞務俸給ノ監査

(ホ) 雜誌、資料等ノ記述

(ヘ) 宣傳業務

(ト) 其他適當ト認ムル諸務

第四條 俸給ニ課スベキ勞務ノ種類ハ實情ニ即シ選定スベキニ一般ニ適當ト認メラル、モノ左ノ如シ

(イ) 農業

(ロ) 土木(道路、鐵道、港灣、河川ノ新築改修、飛行場等ノ諸作業等)

(ハ) 採掘、其他資源ノ肉采作業等

(ニ) 物資(屑鐵等ヲ含ム)ノ蒐集、荷役等其站關係ノ業務

第五條 俸給ヲ發給シ其ノ他軍ノ負擔輕減ノ爲メ利

用シ得ル場合ハ之ヲ使用スルコトヲ得

第六條 俸給ノ勞務ニ方リテハ機密ニ至ル作業ヲ

979A
 河、シカト夫ニ得居ニヨル破壊ヲ警告スルコト緊要ナ
 リ、之ガ爲要スルバ宣撫ヲナシ、巨款金ナル罰則ヲ設
 クルヲ可トス

オ七條 官衙、公共團體及会社等ニシテ得居ヲ勞
 役ニ使用セントスル者、其ノ勞務ノ種類、場所、時間及賃
 銀等ヲ具シ軍司令部ニ願出テシムモノトス

オ八條 得居ノ勞役實施ハ何等ニ定ムル外軍司令部ノ
 計畫ニ基テ實施スルモノトス又所内ノ勞役ニ關シテ
 ハ適宜所長ニ於テ實施スルコトヲ得

オ九條 勞役ニ使用スル得居ヲ相當期間内得居收容
 所以外ノ地ニ駐留セシムコトヲ要スル場合ニ於テハ該地ニ
 臨時勞務分遣所ヲ設ルモノトス其ノ編成ハ臨時機
 指ス

オ十條 得居ヲ勞役ニ使用スル爲輸送ヲ必要トスルトキハ
 軍隊輸送ニ準ルモノトス

オ十一條 得居ヲシテ得居收容所以外ノ地域ニ於テ勞役
 セシムトキハ所長ハ所要憲兵隊及警察署ニ通報
 シ要スル地方官廳ト協議シ地方人民ノ取締上必要

ノ措置ヲ爲スモノトス

才十二條 前條ノ場合ニ於ケル俘虜直接ノ取締警
戒ニ因テハ所長ニ決定ム

取締警戒ノ爲收容所職員及同衛兵以外ニ兵力
ヲ要スルトキハ軍司令部ニ具申シ指示ヲ受クルモノトス
但シ輸送同駐留後分遣所ヲ設置スルトキハ警戒ニ因
シテハ臨機指示ス

才十三條 警戒ニ要スル工具材料ハ總テ使用者側ニ於テ
準備セラルモノトス

才十四條 所長ハ軍司令部ヨリ受領シタル俘虜警
務計畫ニ基キ且使用者側ト協議ノ上俘虜ノ警
戒使用警戒ヲ取締實施ニ要ナル細部ニ関スル事項
ヲ規定シ之ヲ實施ヲ厳格確実ニラシムモノトス

才十五條 俘虜警戒ニ方リテハ作業隊ヲ編成シ有
能ナル指導者ヲ附スル等之ヲ能率ノ向上ニ力
ノ力ヲ盡シ苟モ警戒ヲシテ形式ニ流レシメザルヲ緊
要トス、之ヲタメ必要ナル工作要員並ニ作業被
服(常服ヲ愛惜スルヲ)ヲ整備スルヲ可トス

979A

才十條 保庫ノ規則ヲ制定スルヲ保庫
 收容所ニ於テハ技能綱要ヲ編纂スルヲ要ス
 才十二條 收容所ノ管理整理及保庫ノ開設ニ對シテ
 ノ員數ハ定揚フコトナシ
 才十三條 公安團員ハ全社等ノ保庫ノ警衛ニ關シテハ
 左記ニ依ルモノトス

左記

一 事業主ハ保庫警務者ニ限リ軍司令官ノ監督ヲ受

タルモノトス

二 事業主ハ保庫位置ノ規則ヲ作成シ軍司令官ノ認

可ヲ受ケ之シ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

三 軍司令官ハ必要アリト認めタルハ事業主ニ對シ保

庫規則ノ變更ヲ命ズルコトナリ

四 事業主ハ從業規則ニ依リ保庫ヲ從業セシムルニ當リ

右ニ於ケル

保庫ノ警務者ハ保庫收容所長ノ責

任トシ保庫ノ指導及検査ハ事業主ニ於テ行フ

モノトス

467

979A

(5) 事業主ハ労働給與規則(昭和一七、二〇陸運第八号)
ニ準ジ賃金規則及労働給内規ヲ作成シ軍司令官ニ
提出シ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケルノトス、之ヲ変更セント
スルトキ亦同ジ

(6) 軍司令官必要アリト認めルトキ、事業主ニ対シ賃銀
規則及労働給内規ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

(7) 軍司令官必要アリト認めルトキハ労働給與事業主ノ賃金
金員額給與等ニ因シ事業主ニ対シ命令ヲ爲スコトヲ
得

(8) 防諜上顧慮ヲ要スル事項ハ事業主、労働者收容所
長ト協議ノ上其対策ヲ講ジ遺漏ナキヲ期スベシ右
協議ノ決定事項ハ軍司令官ノ認可ヲ受ケルモノトス

第十九條 労働者ノ賃金及其他ノ勞務ニ係ル収益ノ出納
保管ニ因シテハ、労働者管理規則、朝鮮労働者收容所取
締規則ニ準據シ收容所出納官吏ニ於テ處理スル
モノトス

第二十條 労働者管理規則ノ爲傷害疾病ヲ蒙リタル場合ノ
治療費其他ハ使用人側ノ実費負担トス

165

子休 海島 醫務 長 監同 三
 此トキハ 毎月 奉修 奉修 役ノ 大 情 奉修 奉修 令 官ニ 課 務 花 地 ト

No. 10

979A

解六事業主三於了準備スルモノト入

配賦		区分		系	
配賦元		部数	配賦元	部数	
陸軍省	二	一	軍制官部	一	
海軍省	一	一	軍製造部	一	
海軍省	一	一	軍監部	一	
海軍省	一	一	軍經理部	一	
海軍省	一	一	軍法務部	一	
京城師團	四	一	朝鮮總督府	四	
京城陸軍病院	一	一	豫備	九	
朝鮮憲兵	四				
野蠻絶山部	一				
計					四〇

裏面白紙

979A cert.-1

證 明 書

「ワシントン」文書局 第 九 七 九 A 號
陸 軍 省 第 九 七 九 A 號

與 疑 及 ビ 公 正 ニ 關 ス ル 證 明

余、石橋金造ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局文書課課員トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、十四頁ヨリ成ル、千九百四十二年ノ昭和十七年ノ九月四日附、下記題名、即チ朝鮮俘虜收容所ニ關スル諸規定ノ件報告ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、竝ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴若シ又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)陸 軍 省

裏面白紙

979A cert- 2

千九百四十六年／昭和二十一年／十月三日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

石 満 象 雄

右ノ者ノ公的資格

第一復員局文書課課員

證人

中 村 寅 吉

公式入手ニ關スル證明

余 (Edw. Eric W. Fletcher) ハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／十月三日

東京ニ於テ署名

氏 名 欄

Eric W. Fletcher AUS

右ノ者ノ公的資格

Investigator IPS

證人

Henry Shimajima

E 1977

Doc 2733
BA 84

陸報第一三四號

昭和八年十二月三十日

陸軍省報道部長

檢閲注意事項整理改訂件

首題、件、關、昭和八年十月二十日ヲ以テ左記、如ク整理改訂スル
ニ就テ承知相成度

左記

陸軍省兵ニ對シテ進取關ニ報道指導件

注意事項

一、主トシテ實施スヘイ又我リニ正ル態度ヲ歪曲報道シテ敵ノ惡意ヲ傳ヘ好餌ヲ手ヘ思フヲ抑留同胞ニ及チル如ク留意ス之ヲ爲ス
二、讀者ニ對シテ報道(寫眞、繪圖等ヲ含ム)ハ禁ル
三、停務優遇又ハ虐待、印度等ヲ含ム

例、無爲美食シ或ハ勞働條件優遇ニ過ルルカ如キ印度等
ヲ含ム又ハ停務處罰或ハ裸体勞働等虐待、印度等
ヲ含ム

二、收容所内等ニ於テ設備、給食、衛生其他生活狀態等
ニ關シテ具體的事項

三、停務ノ所在關シテ左記以外ヲ用ヒ或ハ其位置ヲ明カスル

函館、東京、大阪、善通寺、福岡、台灣、朝鮮、奉天、比島、馬來、爪哇、ボルネオ

E 1977
Doc. 2733
BA84

陸報第一三四號

檢閲注意事項整理改訂件

昭和十八年十二月二十日

陸軍省報道部長

首題、件、關、昭和十八年十二月二十日、以テ左記、如ク整理改訂スル
ニ就キ承知相成度

左記

陸軍將兵ニ階級進級關、報道指導件
略ス

俘虜、報道關、檢閲注意事項

俘虜關、國內報道、國民戰意、昂揚、増産強化ニ資スル
ヲ主トシ實施スヘキ又我カ、正ニ態度ヲ歪曲報道シテ敵ノ惡宣
傳ニ好餌ヲ与ヘ累ヲ抑留同胞ニ及ボル如ク留意ス之カ爲左
ニ該當スル報道(寫眞、繪画等ヲ含ム)ハ禁ル

一、俘虜優遇又ハ虐待、印由家ヲ子ルカ

例、無爲美食シ或ハ勞働條件優遇ニ過ルカ如キ印由家
ヲ子ルカ、俘虜、處罰或ハ裸体勞働等虐待、印由家

ヲ子ルカ

ニ收容所内等ニ於テ設備、給食衛生其他生活狀態等

ニ關シ具體的事項

ニ俘虜、所在關シ左記以外ヲ用ヒ或ハ其ノ位置ヲ明カスル

又

函館、東京、大阪、善通寺、福岡、台灣、朝鮮、奉
天、比島、馬來、爪哇、ボルネオ

No. 1

No. 2

Doc. 2733

四、正式に俘虜收容所に編入せらるる俘虜の状況特に氏名、
出生地、所属部隊等の明記を要し、(捕獲重慶軍將兵等)の
例、捕獲直後、俘虜の皇軍に精強に對し感想を述べたる等
の報道を可なり其取調状況を叙し或ハ該俘虜の氏名、
出生地等を明記する等、取扱に悪影響を及ぼす虞
あるハ不可トス

五、東洋人俘虜收容所の役割をシメテ事ヲ示ス、

六、労役以外に俘虜を利用する事ヲ示ス、

七、高級俘虜の陳述感想等は特に陸軍省に於て認可
スルモノヲ除ク

以下略ス

裏面白紙

195

No. 3

Doc. 2733

真実を寫るコトヲ証明ス

日本捕獲任虜情報局米國死傷者調査課

歩兵少尉

ヘンリー・テイ・オマケ

(署名)

裏面白紙

196

「ワシントン」文書局第 號
國際檢察部 第三三三號

典據及ヒ公正ニ關スル證明

余中西貞喜、余が下記、資格ニ於テ、即チ停虜清報局長官代理トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト並ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セシレタル、三頁ヨリ成ル、千九百四十三年、昭和十八年、四月二十日附下記題名、即チ檢閲注意事項整理改訂ノ件、文書、保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書カ日本政府ノ公文書ナルコト竝ニ右ガ下記名稱ノ省
又ハ部局ノ公式書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス若シテハ綴番號ハ引用其
他公式書類ハ綴ニ於ケル該公文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ存虜
情報局 54-84

千九百四十六年／昭和二十一年／十月二十五日

倭虜情報局ニ於テ署名

當該官吏署名摺

中西貞喜

右者，公的資格

停廢哨報局長官代理

人

橫井孝治

公式入手ニ關スル證明

余 Nait Eric モ 遊^ニハ 余ガ 聯合國 最高 指揮官 總司令 部ニ 關係^スタルモノナル
コト 並ニ 題名 文責 余ガ 公務上 日本政府ノ 記署名 官吏ヨリ 入手シタルモノナルコ
トヲ 茲ニ 證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／月 日

於署名

氏名欄

Eric W. Fieber

右者公的資格 國際警察部調查官課附
證人 Henry J. Omachi 2025 3/8

No. 4

Doc 2733.

E1978
P1114B-1

情勢ノ推移ニ應ズル停務ノ處置要領ニ關シ三月十七日陸軍省
第二二五七號ヲ以テ陸軍大臣ヨリ左記ノ通達被セラル

左 記

陸局愈々逼迫シ陸軍皇土總領等ニ波及セル虞ニ於ケル
停務ノ取扱ハ別紙情勢ノ推移ニ應ズル停務處置要領ニ
據リ進歩ナキヲ顯セラレ度被命通達ス

本表ハ停務情報局月報 (JA4) ニ依ル

別紙

停務ノ推移ニ應ズル
停務ノ取扱ハ別紙情勢ノ推移ニ應ズル
(停務處置要領)

停務處置要領

一 停務ハ武力衝突ニ應ズルヲ防止スルモノトス
之カ爲メ所長ノ停務ニ付家察位任ノ移動ヲ行フ
ニ當リ或時ヲ受ケ情況異ニ已ムヲ得ザル等合ハ停務ハ
之ヲ得テスルコトヲ

裏面白紙

情勢ノ推移ニ應ズル停務ノ處置ニ關シ三月十七日陸軍省
第二二五七號ヲ以テ陸軍大臣ヨリ左記ノ處置ヲ命ゼラル

左記

陸軍省ハ通達シ陸軍省土籍訓令ニ違反セル隊ニ對ケル
停務ノ取扱ハ別紙情勢ノ推移ニ應ズル停務處置要領ニ
據リ進言ナキヲ訓セラレ度候命通達ス

本署ハ停務情報局月報 (JA4) ニ依ル

E1978
P1114B-1

別紙

情勢ノ推移ニ應ズル停務處置要領

方針

一停務ハ軍方取手ニ委スルヲ防止スルモノトス
之カ爲メ所長ノ停務ニ付該容位程ノ移動ヲ行フ
ニ能ク致シテ受ケ付況候ニ已ムヲ得ザル等合ハ停務ハ
之ヲ得テスルコトヲ

1114B-2

要領

一 俘虜收容所（分派施設ヲ含ム以下全ジ）警備力ノ強化
 俘虜管理長官ハ其他防衛計畫ニ即應スル如ク收容
 所自體ノ警備施設ヲ増充強化スルト共ニ所長ノ分派
 遣所ニ衛兵ヲ派遣又ハ増加シ或ハ起發隊ヲ指定スル
 等收容所警備力ノ強化ヲ圖ルモノトス
 尙收容所長以下ヲシテ唯單ニ外形的施設ニノミ依存
 スルコトナク、在々志氣ヲ昂揚セシムルト共ニ深ク
 俘虜ノ心理ヲ把握シ其動向ヲ觀察シ高一ノ機不覺ヲ
 取ラザル如ク指導スルモノトス

ニ 俘虜位置ノ移動

戦局ノ進展ニ伴ヒ要地ニ對スル敵ノ空襲ノ強化並皇
 土上陸等ノ情勢ヲ判斷シ俘虜位置ノ全體ニ亘リ検討
 ヲ加ヘ機ニ先シテ防衛ノ見地ヨリ俘虜ノ移動ヲハ禁
 絶ヲ要ス

1 移動計畫

(イ) 移動ヲ要スル箇所、移動先、移動順序並移動時刻
 等ハ軍管區司令官ノ意見ヲ參照シ中央ニテ計畫ス

1114B-3

2

- (ロ) 移動ノ時期ハ中央ヨリ指示スルモ情況ノ激變ニ應
シテハ各軍管區司令官ニ於テモ獨斷所要ノ移動ヲ
實施スルモノトス
- (ハ) 本移動ハ一般民心ヲ刺激シ憂キニ變ミ移動ノ時機
方法ハ慎重ヲ期スルモノトス
- (イ) 本情勢ニ於テモ停戦ノ勢ハ益々其要請大ナルニ
變ミ停戦ノ勢ヲ重視シテ移動先ヲ決定スルモノト
ス
- (ロ) 交通線確保ノタメ停戦ヲ使用スベキ場合アルヘキ
ヲ以テ適地ニ配置スルコトヲモ視ス
- (ハ) 敵ノ空襲強化並上陸ヲ頂慮セラル、地区ニ於テモ
戦力保持ノタメ停戦ノ勢ヲ絕對必要トスル場所
ハ最後迄残置ス
- 設置スベキ場所ハ軍管區司令官ノ意見ヲ參照シ中
央ヨリ指示ス
- 但シ該場所ニ於テモ敵ノ攻撃ヲ受クルニ際シテハ
極力位置ノ移動ヲ實施シ無爲ニ停戦ヲ敢手ニ委セ
ザルモノトス

1114B-3

2

- (ロ) 移動ノ時期ハ中央ヨリ指示スルモ情況ノ激變ニ應
シテハ各軍管區司令官ニ於テモ要所所要ノ移動ヲ
實施スルモノトス
- (ハ) 本移動ハ一般民心ヲ刺激シ暴キニ變ミ移動ノ時機
方法ハ慎重ヲ期スルモノトス
- (イ) 移動ト勞務ノ活用ニ就テ
本移動ニ於テモ勞務ノ勞務ハ空々其要請大ナルニ
變ミ勞務ヲ活用シテ移動先ヲ決定スルモノト
ス
- (ロ) 交通線確保ノタメ勞務ヲ使用スベキ場合アルヘキ
ヲ以テ適地ニ配置スルコトヲモ應ス
- (ハ) 敵ノ進襲激化並上陸ヲ預感セラル、地区ニ於テモ
實力保持ノタメ勞務ノ勞務ヲ絕對必要トスル場所
ハ最後迄残置ス
- 殘置スベキ場所ハ軍管區司令官ノ意見ヲ參酌シ中
央ヨリ指示ス
- 但シ該個所ニ於テモ必要ノ設備ヲ受クルニ際シテハ
極力位置ノ移動ヲ實施シ無爲ニ勞務ヲ撒手ニ委セ
ザルモノトス

1114B-4

3 停戦ノ要約

各所ニ分散セシメハ遠征ニ動員セシメアル收容所
ノ停戦ハ適宜集結ヲ圖リ以テ不測ノ災害ヲ防止スル
モノトス

三 情勢急迫シ前線ノ移動ヲ容認スルノ余裕ナク其ニ已
ムヲ待サル場合ニ於テハ停戦ヲ俟テスルコトヲ得
本情勢ニ於テモ停戦ニ適フル適否及停戦後ハ成
ルベク移動スル如ク努ムルモノトス

但シ反流的行動アル者ニ對シテハ強ク決セズ非信
望ニ出ル等臨場ノ手配ヲ採リ万難信ナキヲ期スルモ
ノトス

四 停戦俟ニ方リ一線住民ニ危害ヲ及ボサマルコトニ
關シテハ深甚ノ注意ヲ拂フモノトス

五 停戦ノ際、暴動、反抗等ヲ俟テスル爲所兵ノ非常
措置ヲ採ル場合ニアリテハ之ヲ強ノ宣稱ノ具ニ用
セラレシハ之方報復手段ヲ用ズルノ口實ヲ與フル等
ノコトナキ要意スルモノトス

六 本處理ニ停フ場合ノ取極及停戦ニ關シテハ停ニ強
ナキヲ期シ万一強要セシムル場合ニ於テモ停戦ノ左
命ヲ要グニ要スル最少限ノ食糧ハ之ヲ確保スルコト
ニ努ムルモノトス

1114B-5

「ワシントン」文書局 第 第
証 明 書
証 明 書

其後及ビ公正ニ關スル証明

余、中國貴客ハ余ガ下記ノ貴客ニ於テ、即チ
併發情報局長官代理トシテ、日本政府ト公約關係ニ在
ルモノナルコト、茲ニ察官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラ
レタル、六頁ヨリ成ル、千九百四十五年ノ昭和二十年
三月十七日附、下記署名、即チ陸軍省ヨリ發セラレシ
「情報ノ推移ニ關ズル併發情報局長」ノ文書ノ寫ノ保
管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ証明ス。

余ハ更ニ添附ノ記帳及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナル
コト、茲ニ右ガ下記署名ノ公更ハ都局ノ公式書類及ビ
併發情報局長官代理トシテ、即チ陸軍省ヨリ發セラレハ
引用、其他公式書類又ハ併發情報局長ノ公文書ノ成規所在
ノ公式書類ヲモ併記スベシ併發情報局長

裏面白紙

1114B-6

千九百四十六年／昭和二十一年／九月二十三日

警察情報局ニ於テ署名

警察官吏署名

中

口

真

審

右ノ者ノ公的資格

警察情報局長官代理

証

人

井

孝

治

公式入手ニ關スル証明

余 Eric W. Fleisher ハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關連アルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公認上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ証明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／九月二十三日

東京ニ於テ署名

氏

名

稱

Eric W. Fleisher 2d Lt.

右ノ者ノ公的資格

Investigator J.P.S.

証

人

Henry T. Smackie

2nd Lt. Inf.

E 1999 Doc. 2511 B

20

昭和二十一年二月十日
東條英機 親同ヨリ 披露

一ニニニ三夏

(問)

私ニ良フ分ニテ一 事柄カワリマス

大休トシテ 統帥部ニ参謀総長ト軍令部長トヲ
代表サスルカヨシハ大本營トハ違フナラセウカ

(答)

大本營ノ人事ハ参謀本部、軍令部、及ヒ陸海軍
兩省トヨリテ編成サレタリトシテ、参謀本部ヨリハ本

部長全部、参謀本部ヨリハ本

部長全部、参謀本部ヨリハ本

トシテ、
統帥部ニ
参謀本部
(参謀本部ヨリハ本)

軍令部ニ同様に、陸海軍大臣タル本

一員ヲ付シテ、参謀本部トシテ本

参謀本部、資格ヲ、陸海軍次官、及ヒ人事課長

輔佐シ、及ヒ大本營ノ戦争、諸要求ニ應ズル為ニ創

設サレタリトシテ、諸要求一ハ人事ニテ、及ヒ人事行

政ヲ擔当スルナリトシテ、理由ニ本府ヨリハ、

大本營ニ、三ノ級ニ付カセタリ。第一ハ大本營ヨリハ陸海軍

共同ニ一機構ニシテ、及ヒ本府ヨリハ、及ヒ本府ヨリハ、

陸軍部ト海軍部トニ分シテ参謀本部、陸海軍各關係

者ハ陸軍部、海軍部、及ヒ海軍省關係者ハ海軍省

ニ入ルニシテ、

#2511B

第二ハバ、政府側、着入ラナイデ、陸海軍、
ニキリコトアリ。

第三ハコレヲ結合シ得ル者ヲ居ナク、大本營ニ支那事變
ニ関照シ一九三七年、昭和十二年、十一月二十日ニ設ケラレタリ。
支那事變ノ一年目ニ設ケラレタ大東亞戦争ノ勃発ノ時
期ニ政府ニ対シ非常ニ努メヲ持ツモノニシテ、ワノ發令ニ基
テ、參謀本部スハ軍令部ニカサトシテ、大本營ニカサトシテ
ナサレタリ、政府ハコレヲ非常ニ重要視シナレバナリ。

(問) 天皇陛下ハ大本營ニ關係カ有リデシカ。

(答) 陛下ハ、長デマシタリ、機構ハ、國ノマナモデシタリ。

係附ノ爲、參照、大本營會議ヲ行ハタ、場所ニツイテハ陸
軍部ハ參謀本部、海軍部ハ軍令部、聯合シマシタリ。

(問) ソレハ大本營、陸軍部ト參謀本部トハドウ違ッテ居タ
デスカ。

(答) 參謀本部ノ人達ハ局長、課長、或ハ、他ノ資格ヲ大
本營ニ居リマシタ、彼等ハ大本營陸軍部ノ員タル資格
ヲ持ツモノミシタ、實際ニハコレニハ、機關ハ事實上殆ト同ジモ
、テシタ、陸軍省ノ者モ大本營ノ者トシテ行動スル場合ハ
參謀總長ノ下ニテマシタ。

(問) ソレハ大本營、一九三七年、昭和十二年、ニ設ケラレタ後ハ參
謀總長ハ従前ニ増シテ、機能ヲ持ツタト云フ訳デスカ。

(答) サウデス、何トナレバ參謀總長ハ彼ガ以前參謀本部ノ者ニ
對シテ持ツモノヲ統制權ノ外ニ陸軍省ノ者ニ對スル統制
權ヲモ併セテ有スルコトニナラタリデス。

(問) 大本營會議ハトハ何處ニ行ハレマシタカ。

(答) ソレハ殆ド參謀總長、軍令部長ニヨリテ指圖サレテ行ハレマシタカ。

(問) 陛下ハ各會議ニ御出席ニナリマシタカ。

(答) イーエ、普通ハ御出席ニナリマシタカ、特別ノ場合ニ御出席ニナリマシタカ。

(問) 陸軍部海軍部、双方參加シ大本營全體會議ニ出席セシメタカ。

(答) 當時ニハソレハ何處ニ出席セシメタカ。

(問) サウイフ全體會議ハ何處ニ行ハレマシタカ。

(答) 前述ノ通り一週一度ニ行ハレマシタカ。

(問) 全體會議ガデスカ。

(答) サウデス、勿論事件ガ起ケレバ會議モモタク開カレマシタカ。

(問) 大本營ト軍事會議院ハ機能ハトウ違フデ居マシタカ。

(答) 兩者ハ全然違フデ居マシタカ、大本營ハ機密保持ヲ要ス、軍事會議院ハ機密保持ヲ要ス。

ニ關係ガ有リテモ、軍事會議院ハ機密保持ヲ要ス、軍事會議院ニ關シテモ、

如キ、ヨリテ軍事會議院ハ機密保持ヲ要ス、軍事會議院ニ關シテモ、

ニ關係ガ有リマシタカ。

22

E 1980

Doc P, 2514 E

文書第二五一四、E 號

東條英機ノ訊問抜萃

一九四六年三月二十五日

第七頁

問、日本政府ニ依ル米英俘虜ノ虐待ニ關シコノ期
間中米英兩國ヨリ、友好諸國ヲ通ジテ爲サレ
タコレラノ抗議ハ、アナタカ言及サレタ俘虜
局ノ通例會議ニ持チ出サレマシタカ。

答、ハイ。ソレラノ件ハ、一週二回會議ニ持チ出

Doc P, 2514 E
(東條英機ノ訊問抜萃)
(一九四六年三月二十五日)

22

E 1980

Doc 12514 E

文書第二五一四、E 號

東條英機ノ訊問抜萃

一九四六年三月二十五日

第七頁

問、日本政府ニ依ル米英俘虜ノ虐待ニ關シコノ期間中米英兩國ヨリ、友好諸國ヲ通シテ爲サレタコレラノ抗議ハ、アナタカ言及サレタ俘虜局ノ通例會議ニ持テ出サレマシタカ。

答、ハイ。ソレラノ件ハ、一週二回會議ニ持テ出サレマシタ。

X
X
X
X

裏面白紙

文藝第二五一四、五號

東條英樹ノ訊問談話

一九四六年三月二十五日

第八十四頁

問、アナタ又ハアナタノ代理者ハ、コレヲノ抗議ノ何
レカラ調査スルタメ、停房虐待ノ場所ト申シ立テ
ラレタ現勢ヘ行キマシタカ。

答、ハイ。幾多ノ例ガアリマス。泰緬鐵道建設ノ際、
停房虐待ノコトガアツタノデ、私ハソノ件ニ關シ
テ軍法會議ヲ命ジマシタ。

問、アナタガ今述べタ件以外ニ、日本政府ニ依リテ論

（米英兩國ニ依ツテ爲サレ
ル於ケル停房虐待ノ噂ヲ聞
キマシタ）

キマシタ。ソシテ「フイリツビン」ニ滯在中、參
謀長ニ訊ネマシタ處、彼ハ「行遣」ハ總送力ノ不
足ニ依ルモノデアリ、慘虐行爲ノ行ハレタ事ハナ
イト言ヒマシタ。

問、當時ノ參謀長ハ誰デシタカ。

答、「和知」中將デシタ。

問、アナタガ「フイリツビン」ニ行キ參謀長ニコノ質
問ヲシタノハ、大体何時頃デシタカ。

E 1980
DocP25/4 F

文書第二五一四、五號

東條英機ノ訪問談話

一九四六年三月二十五日

第八十四頁

問、アナタ又ハアナタノ代理者ハ、コレヲノ抗議ノ何
レカヲ調査スルタメ、停産處待ノ場所ト申シ立テ
ラレタ現勢ヘ行キマシタカ。

答、ハイ。幾多ノ例ガアリマス。泰緬鐵道建設ノ際、
停産處待ノコトガアツタノデ、私ハソノ件ニ關シ
テ軍法會議ヲ命ジマシタ。

問、アナタガ今述べタ件以外ニ、日本政府ニ依リテ端
ヘラレタ米英停産ノ日本政府ニ依ル處待ニ關シ一
九四一年十二月七日以後米英兩國ニ依ツテ爲サレ
タ抗議ニ對スル個人的調査ガ行ハレタコトガアリマスカ。

答、私自身、「バターン」ニ於ケル停産處待ノ噂ヲ聞
キマシタ。ソシテ「フイリツビン」ニ滞在申、參
謀長ニ訊ネマシタ處、彼ハ「行進」ハ總進力ノ不
足ニ依ルモノデアリ、修産行為ノ行ハレタ事ハナ
イト言ヒマシタ。

問、當時ノ參謀長ハ誰デシタカ。

答、「和知」中將デシタ。

問、アナタガ「フイリツビン」ニ行キ參謀長ニコノ質
問ヲシタノハ、大體何時頃デシタカ。

2

Doc 2514 F

答、一九四三年五月五日デシタ。

問、「バタールン行進軍」が行ハレタ大體ノ月日ハ何時
デシタカ。

答、月日ハ覺エテキマセンガ、ソレハ一九四二年ノ初
期デシタ。

問、アナタガ「アメリカ」軍除塵待ノコトヲ聞イタノ
ハ、「行進」後下ノ位タツテカラデシタカ。

答、ソノ時ハ、一九四二年ノ終期カ、一九四三年ノ初
期ニ、私ノ耳ニ入リマシタ。

問、アナタハ如何ナル筋カラ、「バタールン」ニ於ケル
「アメリカ」軍除塵待ニ就イテノコレヲ聞キマシタカ。

答、ソノ時ヲ誰カラ聞イタカラ述べルコトハ困難デス。

問、アナタハ何處デ、ソノ時ヲ聞キマシタカ。

答、東京デ聞キマシタ。

問、ソノ時ノ出所ガ何處デアツタカハ別トシテ、幾ツ
ノ出所カラアナタハソレヲ聞キマシタカ。何處位
聞キマシタカ。

答、何處ソノ時ヲ聞イタカラ述べルコトハ困難デス。

問、コレニ就シテアナタノ聞イタ時ハ、ドンナ性質ノ
モノデシタカ。

答、ソノ時ハ、「コレヒドール」及ビ「バタールン」カ
ラノ噂ガ期待サレタ旨ノモノデシタ。

裏面白紙

3

Doc 25/4 F

裏面白紙

問、ソノ時デハ、彼等ハドウイフ時デ處待サレタノデスカ。

答、彼等ハ暑熱ノ中ヲ長距離徒歩サセラレマシタ。處待ニ固ル死亡ハ、普通、病死ト稱サレテキマシタ。

問、時ハ又、暑熱ノ中デ強制的ニ行進サセラレタ兵隊ノ多クハ全ク行進シ得ナイヤウナ肉体的状態ニアリ、ソノ彼等ノ肉体的状態カラスレバ行進ヲ強制スベキデハナカツタトイフコトヲ述ベタリ、示シタリシテハキマセンデシタカ。

答、イイエ。時ハソノコトヲ言ツテハキマセンデシタ。

問、時デハ、コレニ關シテノ「アメリカ」俘虜ノ死因ハ何デアリマシタカ。

答、死亡ハ總テ疾病ニ因ルモノトサレテキマシタ。

問、ドウイフ病氣ガソノ行進ニ加ツタ者ノ死因トナリマシタカ。

答、ソノ詳シイコトハ、私ノ耳ニハ入リマセンデシタ。

問、然シ、時カラ、「行進」ノ結果トシテ死亡者ガ出タトイフコトガ、アナタノ耳ニ入ツタノデハアリマセンカ。

答、サウデス。

問、時デハ、ドノ位ノ死亡者ガ出タノデスカ。

答、時ニハ、ソノ點ハ言ハシテキマセンデシタ。

Doc 2514 F

4.

問、噂ハ、コレヲハ行進ヲ要サレ又ハ強要サレ
タ軍除ノ肉體に於テニ臨ムモノデアルトイフコト

ヲ示シテハキマセンデシタカ。

答、噂ハ單ニ、行進ハ強要ノ中ヲ長距離行進サセラ

レタト言ツテキルニ過ギマセンデシタカ。

問、ソノ噂ヲ耳ニシタノハ、アナタガ「フイリツビン」
ニ當在中參謀長トコノ件ニ關シテ話合ツタ時カラ
ドノ位前デシタカ。

答、多分ソノ時カラ二、三ヶ月前デシタ。然シ想ヒ出
セマセン。

問、アナタハ、「フイリツビン」當在中、參謀長トコ
ノ行進及ビコノ件ニ就イテドノ位ノ時間ヲ費ケテ
話合ヒマシタカ。

答、ソレハ參謀長トノ會見ノ一番三ナ同トデハアリマ
センデシタ。私ニハ、彼ト話合フベキ他ノ多クノ
重要ナ事項ガアリ、ソシテ本件ハソノ中ノ一ツデ
アリマシタ。

問、參謀長トコノ件ニ就イテ話合フノニドノ位ノ時間
ガ費リマシタカ。

答、ソレハ多クノ事項ノ中ノ一ツデシタカラ、ドノ位
ソレニ就イテ話合ツタカ、ハツキリト述べルコト
ハ出来マセン。

問、アナタハ、參謀長トソレニ關シテ話合ヒスルノニ

Doc 2514 F

發シタ時間ニ就イテ、少シモ見當ガツカナイノデ
スカ。

答、私ニハ、ドノ位ダツタカハツキリト述ベルコトハ
デキマセン。

問、アナタガ参謀長トソレニ就イテ語合ヒスル前ニ、
「アメリカ」政府ハ友好國ヲ通ジテ日本政府ニ對
シ、コノ「行進」並ビニ數百名ノ「アメリカ」兵
ノ死亡ニ關スル細目ヲ示シテ、本件ニ關スル文書
ニ依ル抗議ヲ提出シマセンデシタカ。

答、ヨクハ覺エテキマセンガ、悉ラクソノ抗議ハ受ケ
取ツタノデセウ。

問、アナタノ記憶デハ、コノ件ハ毎週一回又ハ毎週二
回開カレテキタ局長會議ノ何レカデ少シデモ討議
サレマシタカ。

答、私ハ記憶シテ居リマセンガ、若シ抗議ガ受領サレ
タトスレバ、ソレハ局長會議デ討議サレルコトニ
ナツテキマシタ。

問、「バターン 行進」及ビソノ結果トシテノ「アメ
リカ」停船ノ死亡トイフ本件ニツキ「フイリツビ
ン」ニ於イテアナタガ参謀長ト語合ツタト言ハレ
ル前ニモ、コノ事ヲ参謀長ニ持テ出シタコトガア
リマスカ。

答、私ガ彼ニソノコトヲ持テ出シタノハ、ソレガ初メ

テデシタガ若シ「アメリカ」カラノ抗議が受領サ
レテキタトスレバソレハ必ズ停房情報局ヲ逼ジテ
参謀長ニ送達サレタニ違ヒアリマセン。

問、アナタガ「フイリツビン」訪問ノ際参謀長トコノ
問題ニ就キ相談ヲシタ以外ノ場合ニモコノ問題ガ
参謀長ニ持テ出サレタコトヲ貴方自身知ツテキマ
スカ。

答、私ハ當時首相兼陸相デアツタノデソノヤウナ細イ
事柄ニ注意シテキル譯ニハ行キマセンデシタ。サ
ウイフコトハ、關係局長ノ自由ニ任セテアリマス。
問、アナタハコノ件ガ、アナタガ参謀長ト相談シタ時
以外ニモ参謀長ニ持テ出サレタコトガアルカドウ
カアナタ自身デ知ツテキマスカ。

答、私ニハソレガ参謀長サレタトイフ記憶ハアリマセン。
問、参謀長ハ、アナタガ彼ト相談シタ時以前ニモ、本
件ガ参謀長ニ持テ出サレタカドウカ、何カ言ヒマ
シタカ。

答、イ、エ、私が彼ニコノ件ニ付イテ訊ネタ譯デスカ
ラ。

問、ダガ、ソレハ一体ドウイフ意味ナノデスカ、ソレ
ハ既ニ彼ニ持テ出サレテキタト云フコトデスカ。
答、参謀長ハ、私ガコノ件ヲ切り出ス前ニ、既ニソレ
ガ彼ニ持テ出サレテキタコトニ就イテハ何モ言ヒ

Doc 25141

6.

Doc 2514F

7.

マセシテシタ。

問、デハアナタ自身ノ領シル領リ又從ガアナタニ言ツ
タ限リデハ、ソレガ日本政府ノ官吏又ハ將校ニ依
ツテ、彼ニ持テ出サレタ最初ダツタトイフ謂デス
ネ。

答、實際ニサウカドウカ私ニハハツキリト述ベルコト
ハデキマセン。

問、彼ハサウデナイト云フコトヲ示スヤウナコトヲ何
カ言ヒマシタカ。

答、私ニハソレニ就イテ確答スルコトハデキマセン、
又參謀長ニ代ツテ御答ヘルコトモデキマセン。

問、アナタハ參謀長ニ對シ、コノ「バターン行進」及
ビ「アメリカ」停務ノ處待ニ就イテ、ドンナコト
ヲ言ツタノデスカ。

答、私ハソノ種ノ事ガアルトイフコトヲ述ベテ彼ノ説
明ヲ求メマシタ。

問、參謀長ハドンナ説明ヲシマシタカ。

答、參謀長ハ、檢査機關ノ不足ノタメ停務ハ看傷ノ中
ヲ送附行進シナケレバナラナカツタ。ソシテ若干
ノ苦難ガアリ、死者が出タト説明シマシタ。

問、參謀長ハアナタトノコノ會談ノ際、停務進ハドノ
位ノ距離ヲ無理ニ行進セラレタノカ言ヒマシタ
カ。

裏面白紙

215

Doc 2514 F

裏面白紙

答、「和知」中將ハ「行進」ノ際、ソコニ居合ハセナ

カツタノデ、私ニ許シイコトハ話シマセンデシタ。
彼ハコノ「行進」ニ對シテ責任者デハアリマセン
デシタ。

問、誰ガコノ行進ニ對シテノ責任者デシタカ。

答、本間中將ガ當然責任ヲ負フベキデセウ。

問、アナタハ「フイリツビン」船在中本間中將ニ會ヒ
マシタカ。

答、イイエ、本間ハ既に日本ニ歸ツテキマシタ。

問、アナタハ、戦争開始後、ソシテアナタガ「フイリ
ツビン」ニ赴キコノ件ニ就イテ參謀長ト會談スル
以前ニ何時カ日本テ本間中將ト會ツタコトガアリ
マスカ。

答、イイエ、私ハ彼ガ日本ニ歸ツテ居ル間、會ヒマセ
ンデシタ。

問、本間ガ日本へ歸ツタノハ、アナタガ「フイリツビ
ン」デ參謀長トコノ事ニ就イテ話合ツタ時ヨリド
ノ位前ノコトデシタカ。

答、何時彼ガ日本へ歸ツタカ、私ハ記憶シテキマセン。

問、アナタハ、本間ガ日本ニ歸ツテ來テ、ココニ滞在
シテキタ期間中彼ガ日本ニキタ事實ヲ知ツテキマ
シタカ。

答、知ツテキマシタ。

9

Doc 2514F

裏面白紙

217

問、本間ハ、貴米騒ぎ開始後、日本ニ居ツタ間、東京

ノ陸軍省ニ出頭シマシタカ。

答、悉ラク陸軍省ニハ出頭シタデセウ。然シ私ハ會ヒマセンデシタ。

問、貴下又ハ他ノ誰カハ、本間ノ當地滞在中又ハ他ノ如何ナル時期ニカ、「バターン行進」ニ於ケル「アメリカ」兵ノ死ノ噂ニ就イテ彼ト語合ヒマシタカ。

答、彼ノ日本ヘ歸ツテキタ當時ハ、私ハコンナ噂ノアツタコトヲ知ラナカツタシ、他ノ誰カガ彼ト、コレヲノ音ニ就イテ語シタトイフコトモ聞イテキマセン。彼ガ日本ヘ歸ツタ時ニハ、只彼ハ願ル見事ナ結果ヲ得デテ歸國シタト言ハレタデシタ。

問、アナタ又ハ他ノ日本政府ノ官吏又ハ將校ノ誰カハ「バターン行進」ノ結果ニ因ル米兵死亡ノ件ニ就イテ本間中將ト何時デモ語合ツタコトガアリマスカ。

答、私ハコノ件ニ就イテ語サレタコトガアツタカドウカ知リマセン。

X
X
X

2514B

100-2014D E19.80

スルーパー (ノル)
機務部 2514B
(航空省航空技術研究所)

文書第二三一四 B 號

京師英領ノ凱門發奉一九四六年三月二十五日

第一頁

同 一九四一年十二月七日以降陸軍大臣トシテ、ア
ナタハ米英停戦ノ受ケタ取扱ヒニ對シテ責任ガ
有リマセンデシタカ。

答 ハイ、私ハ彼等ノ取扱ニ對シテ責任ガ有リマシ
タ。

22
28

2514B

100-25140 E1980

文書第二五一四 B 號

東條英機ノ凱回渡幸一九四六年三月二十五日

第一頁

同 一九四一年十二月七日以陸軍大臣トシテ、ア
ナタハ米英停戦ノ受ケタ取扱ヒニ對シテ責任ガ
有リマセンデシタカ。

答
タ。ハイ、私ハ彼等ノ取扱ニ對シテ責任ガ有リマシ

裏面白紙

25
2
28

Doc 2514 C

文書第二五一四、〇號

東條英機ノ訓令發布

一九四六年三月二十五日

第二十四頁

問、停戦局ハ何時設置サレマシタカ。

答、ソレハ戦争勃發直後組織サレマシタ。

問、ドノ戦争デスカ。

答、大東亞戦争デス。

問、何故、ソノヤワナ局ヲ組織スル必要ガアリ
マシタカ。

答、ソレハ國際法ニ依ルノデス。

問、何故ソノヤワナ局ハ、中國戦争又ハ支那事

變中ニハ存在シテカッタノデスカ。

答、ソレハ支那事變中ニハ必要ガナカッタノデ
ス。

問、支那事變ニ關聯シテ停戦取致ノタメニ設置
サレタ局ガ何カアリマシタカ。

答、中國人停戦ヲ取致フタメニ設置サレタ機關
ハ何等アリマセンデシタ。

問、コノ新シイ局ノ設置ハ誰ガ命ジタノデスカ。

答、該局設置ノ命令ハ陸軍大臣ニ依ツテ發セラ
レマシタ。

問、ソレハアタガ陸相兼首相デアッタ時代ノ

裏面白紙

Doc 2514C

2.

コトデスカ。

答、サウデス。

問、一九四一年十二月七日以降、アナタハ停戦取扱ニ關スル「ヘーグ」條約及ビ「デエネーブル」條約ノ規定ヲ熟知シテキマシタカ。

答、私ハ當時ソレヲ知ツテキマシタ。

問、當時アナタハ、首相兼陸相トシテ、之等ノ條約ノ規定ハ日本ニ適用サレ、戦争中日本ニ依ツテ遵守サルベキモノデアルト考ヘマシタカ。

答、勿論デス。

問、コレラノ條約ノ規定ノ外ニモ、文明國民ニ依ツテ承認サレ遵守サレテキル他ノ戦争規定ヲ戦争慣習ガアリマスネ。

答、文明國民トシテ、我々ハ常に人道主義ノ原則ニ依フベキゾスルベシ。

問、人道主義トイフトアナタハ、文明諸國ニ於ケルヤリニ、停戦ガ人間則ニ取扱ハレルコトヲ指シテキルノダト思ヒマスガ。

答、サウデス。

問、ト、スルト、大体カラ言ツテ、一九四一年十二月七日以降、アナタハ首相兼陸相トシテ、日本ハ停戦取扱ニ就イテハ、「ヘーグ」

裏面白紙

3.

Doc 2514C

答、サワデス。

X

X

X

「デエネーブル」前條約ニ依ツテ拘束サレ、
且ツ又停戦ノ人間的ナ取扱ニ就イテノ文
語ノ決定ヲ慣習ニ依ツテモ拘束サレテキ
ルト、考ヘテキタ譯デスネ。

裏面白紙

Dec 2514D

文書第二五一四・D 院

東條英樹ノ訪問録

一九四六年三月二十五日

第五一六頁

問、アナタガ、米英露ニ對スル態度ガ行ハレテキ

タトイフコトニ就イテノ抗議ヤソレヲ強固スル

ヤウナ事案ヲ初ニ知ツタノハ何時デシタカ。

答、私ノ耳ニ入ツタ抗議ハ食糧等ニ關スルモノダケ

デシタ。修憲行為ノ事ハ私ノ耳ニハ全然入りマ

センデシタ。私ハ今日新聞ニ發表サレテキル修

憲行為ノ真相ヲ知ツテ驚イテキル次第デス。

若シ日本人ガ天皇ノ御勅令ニ従ツテキタナラ、

カ、ル修憲行為ハ決シテ起ラナカッタデセウ。

問、然シ、アナタハコノヤウナ修憲行為ガ行ハレテ

キタ當時ノ國際トシテ、カ、ル行為ノ遂行ニ對

スル責任者デスネ。

答、サウデス。

問、カ、ル行為ガ遂メテ成リ行ハレ、且ツ容易ナラ

ザル性質ヲ持ツテキタニモ拘ラズ、アナタガソ

レヲ知ラナカッタトイフコトニ對シテ、アナタ

ハドウ説明デキマスカ。

答、修憲ノ取扱ニ對シテ責任ヲ持ツテキタ現地ノ軍

裏面白紙

2.

Doc 2514D

指揮官達がコノ點ニ關シテ彼等ノ意見ヲ辨ヘテ
キルモノト、私ハ常ニ思フテキマシタ。

間、一九四一年十二月七日以降ノ全期間ヲ通ジテ、
アナタハ、米英兩國ガ友好關係ヲ通ジテ日本政
府ニ對シ、日本官吏及ビ日本政府ハ「ヘーグ」
「デエネーブ」兩條約ノ復元並ビニ停戰取極ニ
「スル」を決定ノ復元ニ對シテ責任ヲ負フベキ
モノダトイフ發言ヲ發シタ事實ヲ知ツテキタデ
セウネ。

答、知ツテキマシタ。若シコレヲノ修成行為ガ事實
ダトスレバ、條約ヲ犯シタコトニナリマス。

間、右期間ヲ通ジテアナタハ、米英兩國ガ、友好諸
國ヲ通ジ、明確ナ聲明ヲ以テ「ヘーグ」、「デ
エネーブ」兩條約並ビニ停戰待ニ關スル戰爭
決定ノ復元ガ行ハレタトイフコトヲソノ態度
實メテ數多クノ抗議ヲ繰返シ行ツタコトヲ知り
マセンデシタカ。

答、私ハ靜シイコトハ記憶シテキマセンガ、停戰情
報局ヲ通ジテ、ソナナ抗議ガ入ツテ來タヤウニ
思ヒマス。

間、カ、ル抗議ハ先ヅ外務省ニ來、然ル後陸軍省ニ
送達サレテキタノデハアリマセンカ。

裏面白紙

3.

Doc 2514D

答、サウデス。

問、マナタノ懸ヒ出ストコロデハ、コレヲノ抗議ノ
ラテデ、アナタ自體知ツテキルノハ、何件位ア
リマシタカ。

答、何件位受ケ致ツタカ、今スグハ懸ヒ出セマセン。
問、若シ何等カノ懸致ヲシタトスレバアナタハコレ
ヲ受領シタ抗議ニ就イテドウシマシタカ。

答、ソレヲハ件々懸致ヲ通ジテ夫々ノ軍艦指揮官ニ
懸致サレマシタ。

問、ソノ後コレヲノ抗議ニ就シ、懸致タルアナタニ
其ノ局長又ハ個人カラ報告ガアリマシタカ。

答、イ、エ、何等ノ回答モ、報告モ展ツテ來マセン
デシタ。コレヲノ抗議ハ夫々ノ懸致ニ依等ノ
注意ヲ喚起スルヤウニト述ラレタノデシタ。

X
X
X

裏面白紙

E 1981

DocP2515-B

大書ニ五十一日
一九四六年三月二十六日
東條英機ノ訊問板書
第一一三頁

答、昨日停屠ノコトニ関シテ訊問ヲ受ケマシタガソレニ就テ

私ハ少々申上ゲタイ事ガアリマス。

問、私ハ今ソノ質問ヲ持出シテ、貴下ガ何カ云ヒタイコトガアツ

タノデハナイカ尋ネヤウト思ツテタノデス。

答、終戦以來、私ハ日本陸海軍々人ニヨツテ行ハレタノ非人道

行為ノ事ニ就テ

（教員養成所）

（教員養成所）

ノ仁徳カラモ全ク反對ノ御氣持ヲ持ッテオラレタノデアリ

マセウ。カヤウナ行爲ハ日本デハ許サレナイノデアリマス。日

本人ノ性格デハ、カヤウナ行爲ハ天人共ニ許サザル所ナリト

信ジテ居リマス。コレヲ非人道的ナ行爲ヲ日本人ノ性

格ノ故デアルト世界ノ人々ガモシ信ズルトシタラ、ソレハ

遺憾千萬ナコトデス。／＼回答中、エ述ノ部分ハ陳述人

ニ對シテ讀ミ聞カセ同人ハソノ誤ナキコトヲ承認セリ／＼

停屠ニ関スル第二ノ点。停屠ノ取扱ヒ各軍指揮官ノ

責任デアリマス。故ニ私ハ彼等ガ人道ヲ重シジ、國際條

約ヲ國際法規ヲ守ルモノト信賴シテタノデス。勿論私

ハ軍政ノ監督者デアリマシタカラ、私ニハ全責任ガアルノ

デアリマス。

第三ノ点ハ、日本ノ風俗習慣ガ歐米ノモノト異ツテ

E 1981

DocP2515-13

大言ニキ一五日誌
一九四六年三月二十六日
東條英機ノ訊問披露
第一一三頁

答、昨日停屠ノコトニ関シテ訊問ヲ受ケマシタガソレニ託テ

私ハ少々申上ゲタイ事ガアリマス。

問、私ハ今ソノ質問ヲ持出シテ貴下ガ何カ云ヒタイコトガアツ

タノデハナイカ尋ネヤット思ッテタノデス。

答、終戦以來、私ハ日本陸海軍々人ニヨツテ行ハレタノ非人道

的ナ行爲ニ純テ讀ミマシタ。コレヲノ行爲ハ確カニ當局

者、即ケ參謀本部、軍令部、陸海軍省、又ハ私自身が

意圖シタモノデハアリマセンデシタ。私達ハソノコトガ起ツ

テタクト想像シタコトスラモアリマセンデシタ。殊ニ天皇ハソ

ノ仁徳ヲラモ全ク反對ノ御氣持ヲ持ッテオラレタノデアリ

マセウ。カヤウナ行爲ハ日本デハ許サレナイノデアリマス。日

本人ノ性格デハカヤウナ行爲ハ天人共ニ許サザル所ナリト

信ジテ居リマス。コレヲノ非人道的ナ行爲ヲ日本人ノ性

格ノ故デアルト吾等ノ人々ガモシ信ズルトシタラ、ソレハ

遺憾千萬ナコトデス。／回答中、上述ノ部分ハ陳述人

ニ對シテ讀ミ聞カセ同人ハソノ誤ナキコトヲ承認セリ／

停屠ニ関スル第二点。停屠ノ取扱ヒハ各軍指揮官ノ

責任デアリマス。故ニ私ハ彼等ガ人道ヲ重ンジ、國際條

約ヤ國際法規ヲ導ルモノト信賴シテタノデス。勿論私

ハ軍政ノ監督者デアリマシタカラ、私ニハ全責任ガアルノ

デアリマス。

第三点ハ、日本ノ風俗習慣ガ歐米ノモノト異ツテラ

り生活水準を又異ワテキルトイフコトデマス。コレヲ言フ柄ハ俘虜ノ取扱ヒニ影響ヲ与ヘテアリマス。コノ点ニ付キ一寸説明致シテ置キタイト思ヒマス。

(4) 非人道的行爲ニ就テハ、コレヲ行爲ハ日本ノ風俗習慣ノ何レカラモ許サレナイモノデアリマス。

(5) 生活水準ノ相違ニ関シテハ、條約ハ、俘虜ハ彼等ヲ抑留セル國ノ軍隊ト同一ノ糧食ヲ給ヤランベキコトヲ規定シテアリマス。ソノコトハ發令サレタ命令ニ於テモ指示サレタリマスデアリマス。生活水準が異ナルモノニ、歐米人ノ俘虜達ハ日本兵ト同一ノ糧食ヲ受ケタ時ソノ糧食ハ非常ニ不味イト考ヘタノデアリマス。殊ニ戦地ニ於テハ、コノ氣持ハ非常ニ強カッタニ付ヒタイト思ヒマス。廠舎ニ於ケル生活ニ就テハ、例ヘバ野營地廠舎デアル處ノ大森ノ廠舎ハ、日本兵ニハヒドイ所ダト思ハレナカッタデセウが、歐米人ノ俘虜達ハトテモ貧弱ダト思ワタノデス。

(6) 俘虜ニサレルトイフコトニ對スル日本人ノ考ヘハ歐米ニ於ケルノト異ワテマス。日本ニ於テハ、ソレハ恥辱ダト考ヘラシテマス。日本ノ刑法デハ、未ダ抵抗シ得ル内ニ俘虜ニナツタ者ハ誰デモ刑事上ノ罪ヲ犯シタコトニナルハデアリマシテ、ソレニ對スル最高刑ハ死刑デアリマス。歐米ニ於テハサウデアリマセン。俘虜カニナレタ者ハソノ仕務ヲ遂行セル故ヲ以テ名譽ニナルノデスが、日本デハ大變ナ道ヒデス。

(7) 今度ハ横ッ面ヲ改ル事ヲドウ感シルカー一寸早エデタイト思ヒマス。教育水準が低い日本ノ家庭ニ於テハ、平手打

トイフコトハ、一ツノ驥ノ仕方トシテ行ハレテヤルンデアリマス。日本ノ陸海軍ニ於テコレハ極止サレテイマスガ、國民ノ習慣ニ影響サレテ、事實上ハ依然行ハレテヤルンデアリマス。コレハ勿論矯正サレバナラヌ習慣デアリマス。ソレ止メナケレバナリマセン。シカシ私ハソレガ犯罪デアルトハ考ヘマセン。ソレハ習慣上カラ起ル処ノモノデアリマス。コノコトニ關シテ私が申上げタイコトハコレダケデアリマス。

昨日ノ訊問ニ關シテ訂正致シタイコトガアリマス。昨日私ハ本閣中將ニ會フタコトガアルカドウカ尋ネタレマシタ。私ハ彼ニ會ツタストハナイト申上げマシタガ、今年私ハ大森收容所ニ在リ時彼ニ會ヒマシタ。モウ一ツノ点ハ戦時ニ在テ軍司令官ガ日本ヘ歸還スルト天皇ニ戦況ヲ奏上スルコトニナツテマシタ。サウイフ場合ニハ、ソノ司令官ハ參謀總長及陸軍大臣ニ伴ハレテ參内スルガ常デシタ。ハツキリハ覺エテアリマセンガ、本閣ハ司令官デシタカラ、サウイフ場合ニ私ハ彼ニ會ヒツタカモ知レマセン。私が申上げタイコトハコレダケデス。

E 1981
Ole P25150

文書第二二五号

第一九四六年三月二十六日東條英機、親岡坂平
第四一五五号
問 日本政府一九四四年一月二十日頃、スズ、政府より通告、日本に發生するべき

戦争の場合、スズ、及び、スズ、の、於て、調停、セ、ル、條約、の、合、格、な、ル、國、際、
條約、の、國、際、法、の、行、務、及、其、戰、闘、員、關、ス、ル、法、律、上、の、規、定、に、復、例、の、違、反、
ス、ル、事、件、に、對、シ、カ、ハ、通、常、の、法、律、に、對、シ、テ、ハ、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、
答、復、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、

問 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、

答 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、
答 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、

問 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、
答 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、

問 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、
答 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、

問 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、
答 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、

問 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、
答 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、

問 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、
答 貴方ハ、何、故、ニ、テ、ス、ズ、の、違、反、ス、ル、事、件、に、對、シ、テ、ハ、

NO. 1

NO. 2

No. 25150

1821

ルカドカカハ解リマセンデシタ分取調ダ行ハ次イテ軍法会議ノ後ノ通
シヨル處置ガトモト推測シヨリマシタ

問 昨日又今日話スバタン行違ニ於テ下ノ人存房計ニ行ハテ然處
行方ト非人道的行為ニ關シ、何等軍法會議ニ或ハ適宜ナリ處置
ガ取ラレタイトコトヲ聞キマシタカ。

答 貴司令官ガ合法處置ヲ取ッタコト思ヒマス。

問 何ヲ根據ニシテヤウニマス。

答 何事件ノ類本ハ違ヒマシタ處置ヲ取ルベキ貴司令官ニ違連マラレタコト
ト思ヒマス

問 何ニシテバヤウイフ處置ガ取ラレタイトコトハ貴方ノ推測ニ過ギナイデスカ。

答 ヤマス。シカシコレハ司令官ノ貴方ニデスカラシヤイフ處置ハ取ラレタコト思ヒマス。

裏面白紙

E 1981

Dec PZ515E

I) 大正十三年三月一日

一九四六年三月二十六日 宋係英機訊問拔萃

米其而國方自國人，停房二對，凡華人道，的十取地。

出馬場合に抗議、灯時で外務省に来テシカラ陸軍省へ来テ貴下へ

述べマスガコニ抗議爲ス天皇ニ授けシミシタカ又天皇ハコニ等抗議

ニ就テ一體報告スルニ付テハ、

答、ヤ、天皇、~~我~~告ヲ~~文~~リテモ、~~マシ~~ナラ。私ハ、~~ハ~~ララ。獨斷デ、~~處~~理シタイデス。

何故日本陸海軍、大元帥より天皇にこそ、
抗議ヲ知^レラセカ^クテスカ^ク

第一等抗議私獨斷テ處理ニ力ミ又ト考ヘミテ

天皇が内務省を廃止してハナラ又トコトコトヲ命令シタルカヲ天皇ハコトナシ。

抗議ヲ知ル權利ガアヲテハサレデモカ

私ハ獨斷デシテ等ノ抗議ヲ実狀調

送ッタノデス。天皇、忠忙シテ非常ニ派

獨断デイヤワタス 健フテ天皇ハコノ

責任がある

22

E 1981

P2515E

裏面白紙

(Page 1)

問 一九四六年三月二十六日東京條英機 訊問坂平

米英兩國が自國人の存続に對スル非人道的な取扱に就いて抗議を提
出する場合の抗議は何時で外務省に提出せられたか陸軍省に提出した
述べたか否か抗議は爲した天皇は提議を拒否したか又天皇は之等抗議
に就いて一休報告を受けたか否か

答 天皇は報告を受けず拒否した私に對して獨断で處理した事

問 何故日本陸海軍の大臣や天皇が之等抗議を知るか否か

答 之等抗議は私に獨断で處理した事又天皇は之等抗議を

問 天皇が存続を拒絶した事を知りし後命令した事か又天皇は之等

抗議を知りし後命令した事か

答 私に天皇は御氣持が可なり解つて居ました私に獨断で之等抗議を實狀調

査し其の責任を現地司令官に送つた事天皇は御忙しき非常な状

況に之等事情は之を考慮し私に獨断で之等抗議を實狀調

査し其の責任を現地司令官に送つた事天皇は御忙しき非常な状

況に之等事情は之を考慮し私に獨断で之等抗議を實狀調

E1982

Doc P4181B

八二四一八八号

東條英機訪問披露

一九四六年/昭和二十一年三月二十一日
第三一七頁

問 前二連ベクスターン行連関シテ貴方ガ英謀長ト話シ時イラシクハ
島訪問目的何デシタカ

答 ソウデスネ、代馬ハ独立スルニ年船加ナ年ノ十月十四日デソレハ
大島、独立ト比島ノ状態ニ関スルコトデアリマシタ。ソノ目的ハ
主トシテ代馬ノ独立ニ関スル事柄ニ就キデシタ。私ハ主トシテ
人達ハ話シテカヘラデス。

オバーン (一)

オバーン (二)

(別添文書行方)

御在シマシタカ

ソノ時唯一回訪問シタデシタカ、ソレトモ又ニ別ノ機会ニモ
行キマシタカ。

答 五、私ハ戦争中ニ回サリマシタ

問、訪問ハ凡ソ何時デ、其ノ目的ハ何デシタカ

答 五、確カ一九四三年ノ船加ナ年ノ四月、泰ニ到着シマシタ

ソコデ三日間即チ四月六日ト滞在シテ思ヒマス、ソレカ其訪

問、主トシテ目的デ、貴方歸途ニ私ハマレーニニ三日、マトラレ

ニ一夜、ジャワニ一夜、而シテマレーニ一夜ヲ送りマシタ、ソレカラ

台湾經由デ飛行機、日本ニ歸リマシタ

問、一九四一年ノ船加ナ年ノ十二月七日ヨリ終戦ニ至ルマデ何處ニ居

ト泰ニ行ギマシタカ

答、私ハ唯今述ベタ一同ダケ泰ヘ行ッテ、ソレハ二度、英ノ

リマシタ、ソレハ一九四三年ノ船加ナ年ノ五月ニ比島ヘ行ッテ旅行

No 1

E1982

Doc P4181B

22
24-1-18号

東条英機訪問披露

一九四三年三月二十一日
第三一七頁

問 前二連バスターンに連関して貴方が安部長と話して好いことか
答 ソウなんです。大島は独立した二年船中八年ノ一日十四日した。ソレハ

大島ノ独立は比島ノ状態に開スルブツデアリました。ソレハソレハ
主として大島ノ独立に開スル事柄に就いてです。私ハ主として

主ノ件に開スル主として大島人達に話してカヘテス。
問 其際大島ニ貴方ハ何位滞在したのか
答 約三日間デアアト思ヒマス

問 戦争の間即チ四月三號から六月ノ十二月まで終戦まで二ヶ月
の時唯一回訪問したタケデソレヲソレトモ二回ノ機會ニモ
行キマシタカ

答 五五八戦争中二回参リマシタ
問 ソレ訪問ハ凡ソ何時デ其ノ目的ハ何デシタカ
答 五五八戦争中八年ノ四月四日参リ到着シマシタ。ソレ

ソレデ三日間即チ四月六日ト隣在して四思ヒマス。ソレカ其訪
問ノ主目的が歸還ニハマシタ。二三日「ママトラ」
ニ一夜、即チ二一六、而シテ「ママトラ」ニ一夜ヲ送リマシタ。ソレカラ

臺灣經由テ飛航機、日本ニ歸リタ。
問 一九四二年ノ船中ノミナリ十二月七日終戦ニ至ルマデ何回ニ滞在
シテ参リマシタカ

答 五五八戦争中一週ケテ参リマシタ。ソレハソレハ
ソレハソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ
マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ

マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ
マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ

マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ
マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ

マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ
マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ

マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ
マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ

マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ
マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ

マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ
マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ

マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ
マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ

マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ
マシタ。ソレハ一九四三年ノ船中八年ノ五月ニ比島ヘハ二度参リ

裏面白紙

Doc 4181B

往復ニ立寄リ更ニ同日ハ一九四三年船中八月七日泰行ノ旅行
往復ニ立寄リマシタ。

問 貴方ノ音中ハ島訪問時ニバターン行進ニ就テ参謀長ト話シテ目的ハ
何デシタカ。

答 巴島立寄リ種々問題ガアリマシタ。ソレガ主要ナル用件デシタ。ソレ以
外ノ件ニ就テ参謀長ト話シマシタ。カソレハ主要ナル話題デハアリ
マシタ。

問 一休何故貴方ハ此ノ件ヲ参謀長ト討議シタノデスカ。
答 前中シ上ゲタ様ニ存慮ガ度侍ヲ受ケタト言フ種
々ノ評判ガ有リマシタ。ソレデ私ハソレニ就テ真相ヲ
知リタイト思ツタ。デ参謀長ニ質問シマシタ。

問 ソノ問題ニ就テハワキリドフ言フコトヲ彼ニ尋ネタノデスカ。
答 私ハ存慮ノ度シニダトイフコトニ就テ是々ノ噂
ヲ聞イテ耳ルガ事実ハ何ウナリカト申しマシタ。彼
ハ天下デアリ。且ツ又輸送機関ガ不足デ
彼等ヲ長イ間歩カセタコトガアツタガソレガ
事実ナラト合ヘマシタ。

問 事実トハドウ言フ事実ノコトデスカ。

答 長イ間歩カセタトイフガ事実デアリマシタ。
問 其ノ人達ガ行進サセラシタハ何ノ位ノ距
離デアツタカ。

No 2

Doc 4/18/B

答 貴方ハ其ノ謀長ニヨリマシタカ又ハ自今デ分リマシタカ
私ハ會謀ノ要旨ハ覺エテ居リマスガ大レ以テ詳細
ナットハ記憶致シマセン。

問 貴方ハ停戦運が火天下ニドモ程ノ距離ヲ行進
セラシタカラ知ラウトハ思ハナカワタノデスカ。

答 何ノ位詳シイコト迄話合ワタカ難カナコトヲ今思
ヒ出スノハ困難デアリマス。

問 貴方ハ「バスターン」カ「サンフェルナンド」マ何ノ位アルカ
知ツテ居リマスカ。

答 覺エテ居リマセン。

問 貴方ハ其ノ行進中ニ何ノ志ガ落伍シテ倒レタリ
又ハ死セシムカラ今謀長ヨリ聞イタカ何ウカ思ヒマ
スカ。

答 吾ハ其ノ詳細ナットハ記憶致シマセン、然レ私ハ貴
任者タル司令官即ケ本陣中將ハ當時ノ情勢下ニ

於テ出来ル限りノコトヲシタム。即チ敵ヲ退ケマシタ
當時ノ情勢下ニ於テ本陣中將ハ出来ル限りノコト
ヲシタム。貴方ノ信念ハ何處ヲ得タノデスカ。

答 夫レハ責任ノ問題デアリマス。當時以高ニ於ケル東高
指揮官トシテ彼ハ陛下ニ對シテ重大ナル責任ヲ有リ
マシタ。此ノ責任ハ一面ニ於テ戦闘ヲ行ヒ他面ニ於テ治
安ヲ確立スルコトデアリマシタ。停戦ニ關シテハ責任司
令官トシテ彼ハ出来ル限りノコトヲ行ツタト私ハ思ヒマ
ス。日本ノ建前ハ現地派遣軍司令官ハ其ノ與ヘ
テシタ任務ヲ遂行ニ當ツテハ一々東京カラ命令受ケ仰

No 3

答 夫レハ責任ノ問題デアリマス。當時以高ニ於ケル東高
指揮官トシテ彼ハ陛下ニ對シテ重大ナル責任ヲ有リ
マシタ。此ノ責任ハ一面ニ於テ戦闘ヲ行ヒ他面ニ於テ治
安ヲ確立スルコトデアリマシタ。停戦ニ關シテハ責任司
令官トシテ彼ハ出来ル限りノコトヲ行ツタト私ハ思ヒマ
ス。日本ノ建前ハ現地派遣軍司令官ハ其ノ與ヘ
テシタ任務ヲ遂行ニ當ツテハ一々東京カラ命令受ケ仰

Doc 4181B

問

ケツトナク、相違点、獨斷權ヲ以テ之ヲ遂行スルコトニナツ
テ居ラス。つしハ、相外ノ重任ト稱セラレテ居リマス。

日本ニ對シテ行ハレタ米國政府ノ抗議ハ、バターン行進ニ
於テ停虜ガ打擲ナシ、銃剣ヲ突カレ、且射殺ガレタ
事實ヲ責メマシタ。貴方ハ訪問中參謀長ト夫レヲ
誰合セマシタカ。

答

否、私ハ夫等ノ事ニ就テ諒シマセンデシタ。私ハ責任者タル
軍司令官カ夫等ノ事ヲ知ツタナラバ、適當ナル處置
ヲ取ルケラウト思ヒマシタ。私ハ責任者タル軍司令官ハ
若シ國際法ニ及スルヤウナ事ガ起ツクトシタナラバ適當
ノ手段ヲ講ジラウト思ヒマシタ。

問

貴方ハ比島ヘノ何レカノ旅行ニ於テ之等ノ事件ニ就キ何等
カノ處置ガ取ラレタカ何ウカラ知ルカ。調ベマシタカ。

答

否、前ニ申シマシタ通り責任者タル司令官カソノ權限ヲ持
ツテ居タコトデスカラ私ハ此ノ件ニ就テハ彼ヲ信賴シマシタ。
私ハ唯主要ナル點ニ付テノミ尋ネタニ過ギマセンデシタ。

日本人ノ性格ハ殘虐性ノ行爲ナド許スモノデハナイト誰デ
モ思ツテ居マシタ。私カ持ツテ居ル此ノ小冊子ハ支那事變
ニ關シテ一九四一年一月八日發行サレマシタ。其ノ名稱ハ「戰
陣訓」デアリマス。夫レハ陸相タル私ニ依リ發行セラルル東
亞戰爭ノ時ニ將卒ハ同じ教訓ヲ受ケテ居タノデアリマス。
私ハ唯一ナル引用致シマセウ。本來夫レハ戰鬥ニ關スル書物
デアリマスガ若シ支那ガ私ノ青鉛筆デ印ヲ附ケタ負ヲ翻譯シテ
下サルナラバ有難ク存ジマス。私ハ之等ノコトガ実行サレテ居ルト思ヒマシ
タ。其ノ小冊子ハ頁ニ印ヲ附ケテ通訳者ニ渡セタルカ右個所ハ翻譯セラレ
記録ニ綴入セラル可シ。

No 4

Doc 418113

添附ノ小冊子綴譯ニ参照右ハ本訊問ノ部令ヲ成スモノナリ

油問貴方が述べた二回ノ比島訪問中貴方ハオールドンネル修養所
 収容所又ハ其他ノ修養所ヲ訪問シテ視察シマシタカ

答否私ハ致シマセンデシタノ暇が有りマセンデシタ、私ノ訪問
 シタハ日本ノ大森収容所ニシテ、

同二回三回貴方が比島ニ居タ間民間人が抑留サレテ居ル所
 しかノ収容所ヲ訪問シマシタカ

答否致シマセンデシタ人餘リ確カデハアリマセンが私ハ「マレイ」デ
 シタノ一般ノ収容所ヲ何所訪問シタ様ニ思ハシマス然レモ
 ハツキリ致シマセン

同ソレ迄言ハシカノ比島訪問中貴方ハオールドンネル修養所
 比島人が受ケテ居ル取扱ヲ實シタリ又ハ視察シタリシタコトが
 アリマスカ

答私ハ良傷ミタ日本人ノ居タ病院ヲ訪問シタ事アリマス然レモ
 ソコニ良傷ミタ比島人若シハ米人が居タカ何ウカ知リマセン
 同貴方ノソコヘ行ッタ目的ハ日本人ノ良傷者ヲ訪問スルタメダツ
 タノデスネ

答ハイ夫レが主事デシタ、

同ソレハ貴方ハソノ病院ニ行ッテ比島人又ハ米人ノ良傷者ヲ
 見ヨウトハシナカッタデスネ

答否格別ニ左様致シマセンデシタ今申シマシタ通り病院ヲ訪
 問シマシタがソコニ良傷ミタ米人又ハ比島人が居タカ何ウカ知ラ
 イデス

同貴方ノ泰及ビ他諸訪問中米英修養所が抑留サレテ居ル修
 養所収容所ヲ何処カ訪問シマシタカ

No 5

DOC4181B

答否私ハ行キモシタ、台湾ヲハ台地ニ泊リマシタ、修馬場收容所
ハ遠ク離レタ、死運港ニ在リタト思ヒマス、私ハ台地ニ行ツタリデ
シタ、

メメメメメメメメメメメメメメメメメメ

添附「戰陣訓」ト表題セル小冊子ノ按察「翻譯」

註「陳述人ハ彼自身ノ名ヲ記サレタリ」九四一號「母ハ日没行ノ戰陣

訓」ト表題ヲ附シ所々ニ印ヲツケタル三十三頁ノ小冊子ヲ提スセリ、

印ヲ附シタル按察ハ左ノ如ク翻譯セラル

第一、三、五、ノ戰陣ノ環境タル免モスレバ眼カノ事象ニ提ヘラレシ、

大本ヲ免シ時ニシノ行動軍人ノ衣カニ灰ルガ如キニ

ナシトセズ深ク懐マザルベケンヤ

カ、六、八、ノ信ニ大御心ヲ奉ジ正ニシテ武ニシテ仁、克ク世ヲ

大和ヲ現スルモノ是神武、白本初代ノ皇帝ノ神武ナリ

武ハ嚴ナルベレ仁ハ遍キヲ要ス、尙モ皇軍ニ抗スル

敵アラバ烈ハラタル武威ヲ揮ヒ斷乎之ヲ殺ス、碎ス

ベシ假令峻嚴ノ威、克ク敵ヲ屈服セシムモ服スルハ

殺手タズ從フハ其ハ仁ノ徳ヲ缺クルア、バ走カシテ人ニ

トハ言ヒ難シ

第三、四、五、ノ敵ヲ敵軍ノ保護ニ留者ハスルヲ要ス、敵軍ノ收物

ヲ其ノ燼滅ヲハ總テ規定ニ從ヒバズ指揮官ノ命ニ依ル

ベシ皇軍ノ本義ニ鑑ミニ如クハ、能ク無事ニ住民

ヲ愛護スベシ

メメメメメ

No 6

E 1983
bocp4182b

文書第四二八二號

一九四六年三月十日東京條約締結記念日
オセー八頁

向以律賓、台灣及泰國之俘虜、度々取扱ハ事ニ非人道的ナリト
言フバカリデナク日本人ノ俘虜ガ受ケタ待遇ノ程度以下ナリト
コトアリマス

答、私ハ俘虜ニ對シテラレテ居タ待遇ハ我々ノ軍隊ニ對シテラレタ待遇ト
同程度ナリト考ヘ居リマシタ、然レシ日本軍ノ生活状態ハ兎ヘクソ

ノ程度ニ俘虜ノ待遇モ悪カッタノコトヲ、泰國ノ人ニ對シテハ俘虜ガ

ラメニ士官ニ酷使サレタコトソレヲ
タ事ヲ承知シテオリマス

（以下は本文の続きと思われるが、画像が暗く読み取れない）

答、私ハ只今泰緬甸ノ事ヲ申上リマシタ、之ヲ二ツノ事以外ニハ此ノ
種ノ事ハアマリ聞イテ居リマセン、中國關係ハ三ツノ事ガ私

年ニ這入リマシタ、勿論現地當局ハ軍法會議ヲ開キ其ノ
結果ハ陸軍大臣トシテノ私ハ報告サレマシタ、ニミノ場合ニ於
テ事件ハソノマ、ニ放置サレタノ軍法會議ノ結果ニ不満

足リアリマシタカラ送り交シテ再審議ヲサマシタ、

向貴方ハ俘虜及非戦闘員ノ虐待ニ關スル抗議ガ外務省
ニ來テ、貴方ノ級所ニ送達サレタ事ヲ御承知ダトノ話シデ
シタ貴方ハ之等ノ抗議ノ性質及内容ヲ調べテ解ッタリデスカ
ソレトモサウデハナカッタデスカ

E 1983
Doc 4182b

文書第四八二號

一九四六年三月十八日東京條約機訊問板

オセー八頁

向比律賓、台灣及泰國之僑民、度々取扱ハ事ニ非人道的ナリト
言フバカリデナリ日本人ノ僑民ガ受ケタ待遇ノ程度以下ナリト
言フコトガアリマス

答、私ハ僑民ニ對シテハ待遇ハ我々ノ軍隊ニ對シテハ待遇ト
同程度ナリト云フ(居リマシタ、然レシ日本軍ノ生活状態ハ悪クソ
ノ程度ニ僑民ノ待遇モ悪カッタリシタ、泰國ノ人ハ三ツハ僑民ガ
加泰、緬甸間ノ鐵道建設ノタメニ官ニ配使セラレタコトソシテ
病氣中ニ使役セラレタ由ヨリ事ヲ知レテオリマス

更レニ基キ軍法會議ヲ命令シタリマス

向貴方ガ語シタ「バターン」件及此ノ鐵道建設ノ件以外ニ米英人僑
民ノ虐待ニ付テハ何カ聞カレタコトガアリマス

答、私ハ只今泰、緬甸ノ事ヲ申上リマシタ、之ヲ二ツノ事以外ニハ此ノ
種ノ事ハアマリ聞イテ居リマセン、中國關係ハ三ツノ事ガ私
耳ニ這入リマシタ、勿論現地當局ハ軍法會議ヲ開キ其ノ
結果ハ陸軍大臣トシテノ私ヘ報告サレマシタ、ニミノ場合ニ於
テ事件ハソノマ、ニ放置セラレタ、軍法會議ノ結果ニ不
足アリマシタカラ送り交シテ再審議ヲサマシタ、

向貴方ハ僑民及非戦闘員ノ虐待ニ關スル抗議ガ外務省
ニ來テ、貴方ノ役所ニ送達セラレタ事ヲ御承知ガトシテ
シタ貴方ハ之等ノ抗議ノ性質及内容ヲ調べテ解ッタリマス
ソレトモサウデハナカッタリマス

裏面白紙

2

200C 4182D

此ノ會議ハ一通例陸軍省ノ局長會議ニ附議サレタ
 此ノ會議ハ一通ニ同周催サレタ修繕情報局長又ハ
 軍務局長ガ右ノ事項ヲ提出スルコトニテ居ベシタ右ノ事
 項ハ局長會議カ行テ決定セラルル現地司令官ニ送達
 サレタデス若シ非人道的ヲ待遇カアレバ現地司令官ハソレニ
 從ツテ手段ヲ講ジテテスソシテソノ報告ハ陸軍大臣タル私
 ニ廻シテ来ルヤカ
 然ラタムデス

× × ×

裏面白紙

文書第四八二A 號

一九四六年三月十八日

東條英機 記問ヨリ披露

ヤ一頁一四頁

問 対米戦争開始後一ヶ月以内ニ俘虏情報局ヲ設ケテモラフ

ハアリマセシカ

答 左様デス 條約ニ基イテ設ケテモラフ

問 其後ニ三月ヲ俘虏管理局ヲ設置セシムルデハアリマセシカ

尤モ之ヲ其ノ正シイ日本語ノ名稱デラフ トヤク分リマセシカ

答 軍事俘虏ニ関スル仕事全部ハ俘虏情報局ヲ取扱ハシム

様ニ考ヘス ツレハ公機関デラフヲウカ

問 左様 ツレハ陸軍省ノ一部ヲシテト思ヒス ツレハ俘虏情報局

ニヨリ似テ居マシカ

答 ツレハ俘虏情報局ニヨリ取扱ヒテト思ヒス ツレハ内務省トナニ非戦

闘員ヲ扱フ別個機関アリマシカ 其ノ名前ヲ何トスツカ知

シテ居ラマセシカ

問 俘虏情報局ノ外ニ俘虏取扱為ニ如何ナル機関ハ陸軍省ニ

ヨリ設ケテモラシマシカ

答 俘虏情報局ノ外ニ俘虏收容所ガアリマシカ

問 ツレハ多敷アリマシタカ

答 左様デス

問 ツレハソノ收容所ノ数ヤ場所ハ陸軍大臣ガ決定シタカデス

答 左様デス 俘虏ノ数ガ増加スルニ連シテ收容所ノ数ニ適ミ

シタ

問 俘虏ニ関スル規則及命令ハ陸軍大臣ガ造リ成ハ決裁シタ

4182 A

20.1

cl

4182A

居りて候。

答、勿論、左様矣。

向、スル、侍房、關スル式種、書類、ニシテ、仁事、ハ、此地、東京、テ、扱ハレタ、デ

セ、カ、現、地、ニ、於、ケル、実、際、ノ、侍、房、ノ、取、扱、ハ、收、容、所、長、ヨリ、陸、軍、省、ヨリ

受、テ、規、則、命、令、ニ、從、ッ、テ、行、ハ、レ、タ、デ、セ、ウ、ネ。

答、勿論、左様、デ、ス。命、令、ニ、就、テ、ハ、今、一、ツ、コ、ト、ガ、ア、リ、マ、ス。陸、軍、大、臣、ハ、命、令、

ヲ、受、テ、モ、シ、リ、カ、早、司、令、官、ハ、右、ノ、陸、軍、大、臣、ノ、命、令、ニ、基、キ、一、ツ、モ、シ、リ、カ、

命、令、ガ、受、テ、タ、デ、ス。

向、莫、ク、命、令、ハ、原、則、ト、シ、テ、陸、軍、大、臣、ノ、發、令、命、令、ト、一、致、シ、テ、居、リ、テ、

ハ、イ、テ、ア、タ、タ、デ、ス、カ。

答、勿論、左様、デ、ス。陸、軍、大、臣、ノ、命、令、ニ、基、キ、テ、發、令、セ、ラ、レ、タ、デ、ス。

向、ソ、レ、テ、東、京、テ、行、ハ、レ、タ、侍、房、ノ、關、スル、書、類、上、ノ、事、務、ト、シ、テ、ハ、直、接、

軍、務、局、ノ、管、下、ニ、ア、リ、タ、デ、セ、ウ、ネ。

答、軍、務、局、テ、扱、ッ、テ、居、リ、タ、モ、シ、リ、カ、規、則、ハ、軍、務、局、長、ト、參、謀、本、部、

ト、協、議、ノ、結、果、ト、シ、テ、モ、シ、リ、デ、ス。

向、參、謀、總、長、ノ、意、味、デ、ス、カ。

答、イ、エ、參、謀、總、長、ノ、部、下、ノ、者、デ、ス。

向、本、件、ニ、付、テ、軍、務、局、長、ハ、參、謀、本、部、員、幾、ハ、ト、協、議、セ、ラ、レ、タ、デ、ス、カ。

又、ソ、ノ、參、謀、本、部、員、ハ、誰、カ、デ、ス、カ。

答、軍、務、局、長、ハ、勿、論、陸、軍、省、員、デ、ス。内、題、ノ、性、質、上、參、謀、本、部、

四、部、ノ、何、レ、ト、モ、協、議、セ、ラ、レ、タ、四、部、即、チ、一、部、作、戰、ヲ、二、部、

情、報、ヲ、三、部、運、輸、交、通、及、總、務、部、デ、ス。

向、對、米、戰、争、開、始、直、後、軍、務、局、長、ハ、誰、デ、ラ、カ。

答、武、藤、章、デ、ス。其、時、少、將、デ、タ、カ。

262

答 江福賢よりテ入。其ノ時少將デシク

2
 3
 4
 5
 6

NO 1

22 E 1984 DocP4183A

文書第四一八三A号

一九四六年三月二十九日 東條英機 認同 板草

第一一四頁

向一九四一年十二月七日以降米國軍艦行士ノ死刑若シ

ハ殺害ノ判決ヲモラシタ規則 命令及ビ措置ニ

付置テ責任者デハアリマセンデシタカ。

答 勿論米陸軍ノ命令規則ノ責任者デアリマス。

向以上ノ命令規則ノ意味デアリマス。

答 ス、ドノ分ヲ御有ツテアルノハワキリシマセン。私ハ日本ガ米

國飛行隊ニテ爆撃ヲ受ケタ一九四二年十月十日以前

ニ特ニ飛行士ニ付スル規則ト云フヲ記憶シテ居リマセ

カモ知レマセン。シカシハワキリマセン。

アツタノハ覺エテ居リマス。

其ノ後ニ執ラレタ如何ナル處置

ス。

答 一九四二年十月八日ノ空襲ハ國際法違反デシタ。ソレハ

軍隊ニ付スルモノデナリ 非戦闘員ト見テ生等ニ付スルモノ

デシタ。私共ハ其ノ事實ヲ承知シテ居リマシタソレハ

國際法デハ許サレテ居アカツタモノデ 殺人デシタ。日本ハ此

ノ觀念デ行動スルコトニシテ 軍律會議(殆ト軍法

會議ト云フベキモノ)ニ掛ケタデス。

貴方ハ當時ノ日本人ノ心持ヲ少シデモ 即承知デナケレ

バ上ノベリ方ハ即了解ニナレナイデウ。之ハ日本ガ初メテ爆

撃ヲ受ケタ時デ大キナ衝撃デアッタデス。一般ノ感情ハ非道

典奮ニシタ。勿論命令ハ 要所備ノ中小都市ノ要差別爆撃ヲヤ

大書第 四一八三 A 号

一九四一年三月二十九日 東條英機 詔同 披露

第一一四頁

向一九四一年十二月七日以降米國軍飛行士ノ死刑若シ

ハ投獄ノ判決ヲモラシメ規則ノ命令及ビ措置ニ

付置テハ責任者デハアリマセンデシタカ。

答 勿論私ハ陸軍ノ命令規則ノ責任者デアリマス。

向ス上ノ命令規則ノ責任者デアリマス。

答 ス、ドノ分ヲ御存ジテアルハハワキリシマセン。私ハ日本が米

國飛行隊ヨリ爆撃ヲ受ケタ一九四二年十月十八日以前

ニ特ニ飛行士ニ付スル規則ト云フノヲ記憶シテ居リマセ

ン。ソノ以前ニイカニカアツタカモ知レマセン。シカシハワキリ

エテ居リマセン。其ノ後ニ若干アツタハ見エテ居リマス。

向 本件ニ付テハ其ノ時或ハ其ノ後ニ孰ラレタ如何ナル處置

ニ付テ貴方ハ責任者アルノデスカ。

答 一九四二年十月十八日ノ空襲ハ國際法違反デシタ。ソレハ

軍隊ニ付スルモノデナク非戦開戦ノ事デシタ。ソレハ

デシタ。私共ハ其ノ事実ヲ承知シテ居リマシタ。ソレハ

國際法ニハ許サレテ居カッタモノデ、殺人デシタ。日本ハ此

ノ觀念デ行動スルコトニシテ軍律會議（殆ト軍法

會議ト云フベキモノ）ニ掛ケタデス。

貴方ハ其時日本人ノ心持ヲシテモ御承知デナケレ

バ。ソレヨリテハ解ニテレナイデセウ。之ハ日本が初メテ爆

撃ヲ受ケタ時デ大キナ衝撃デアッタデス。一般ノ感情ハ非戦

與會ニシタ。勿論命令ハ其防備ノ中小都市ノ喪失別爆撃ヲヤ

Doc 4183A

原子爆弾ノ使用等(スベテ)國際法ヲ許サズイ事實アリテ以テ
今日ノ此ノ國ノ悲慘ヲ先見ハ石ノ最初ノ空襲ヲ一些事ニ
通ズナリモノ、如何ニシテヒミツカ當時ハ國民ニ取リ誠ニ大
キテ衝動ヲアツタラス。

問

此ノ最初ノ進行士ニ課セラレタ極刑ハ主トシテ將來ノ爆
撃ヲ防テ威嚇ノ意味カアツタラズ。

答

左様デス、其ノ意味ノモノデシカ。大本營カラ即チ、カアリマ
シカ。其ノ課長ガ直接私ノ處ニ來テ、能ハシニ打スル嚴刑
ヲ受ケルミタス。

問

於テ課長ハ誰デヌカ。
谷杉山デス。

問

貴方ハ何ト述事ヲミシタカ、ソレ此ノ實、其ノ結果貴方ハト
ウ處置ミシタカ。

答

私ハ其ノ命令ヲ出シミタ。ソレハ軍政ニ打スル命令デアリシカ。形式ト
シテハ命令ガ私ノ名、テ出タカ大本營ニ依テ出タカハツキリシテ居リシ
ニカ、誰ガ出シタニセヨ、私ガ責任者デス。

問

於テ課長ハ此ノ刑ニ付テ貴方ニ受ケユタハ大本營内他ノ誰ノ
代弁者トシテヤツタラデヌカ。

答

總長ハ強斷テヤツタホシタ。誰カ外人ノ代表ヲ求メテハアリシニ
總長ハ直釋スルコトハ、城多ニカツタデ此ノコトヲ、覺エテ居リス。

問

貴方ハ指直テ取ル之前ニ此ノ事ヲ天皇カラ何カ命令ヲ受ケタ
トカ、天皇ニ相談ラシ、或ハ天皇ニ報告ヲシタコトハアリ
マシタカ。

答

天皇ハ全ク此ノ問題ニ関係セラレセニ。

中國カラ軍律會

No 2

Doc 4183A

議、報告が参謀總長ト私トニ届イテ其ノ判決ヲ見マストー今私ハ
思ヒ出ス、デスガ一八人全部ヲ死刑ニスルト云フデアリマシタ。總長
ハ私ノ處ニ来テ此ノ會議ノ判決ヲ実行シテ欲シイトノ要求カアリマ
シタ。然シ私ハ天皇ノ仁愛深クアラシルコトヲ承知シテ居リマシタ。ノ
デ其ノコトヲ考ヘ且天皇ノ御心持ヲ考ヘテ最少限ノ者ノ死刑ヲ
希望シテ居タリデス。此ノタメニ小學生ヲ殺シタ三人丈が死刑ヲ
受ケルコトニ決定シタノデス。此ノコトハ天皇ト御相談ヲシマシタト云
フハ日本デハ滅刑ト云ルハ天皇御一人デアルカラデス。ソシテコウイ
フ風ニ決定サレマシタ。天皇ガ本件ニ関與セラシタハ此ノ一実丈デス。
内、ソウスルト天皇ハ八人ノ件總テ再審査シテ死刑ヲ八人カラ三
人ニ減ジタト云フノデスネ。

答、イ、エ、天皇ハ再審査ハナナラナウツタノデス。日本デハ軍律會議
ハ一審アルノミデス。エハソノ軍事性カラ来テアルノデス。普通、裁
判ハ三審制ニナツテ居リマス。

内、何ニ基イテ天皇ハコノ處置ヲナス、タノデセウカ、貴方ガ提案
シタノデスカ。

答、左様デス。輔弼ノ責任アル者トシテ致シマシタ。然シ滅刑ハ天
皇ノナツタコレデス。天皇ハ常ニ諭ラズ御仁愛心デアラシルカラデス。

内、ソノ実行士ノ裁判及刑罰ニ関シ貴方カラ出シタ命令ハ事後法
律デハアリマセシテシタカ。

答、左様デス。

内、ソウスルト、事件進行ノ順序ハ次ノ通りデシタネ、即チ空襲、
飛行士ノ逮捕、貴方ノ出シタ命令、裁判、刑ノ執行トナリマス。

No 3

NO. 4

Doc 4183A

答 左様です。
由、ソレヲ責る、ハミタ命令ハ裁判ト刑罰トヲ規定ミタノデスネ。
答 左様です。ソレハ基礎ニナツテマシタ。然レ命令ソ、モハ空
想ト云フ事實ニ基イテ居タノデス。勿論其ノ命令ハ八人ノ者ノ刑
ヲ執行スル命令デハアリマセシメシ。其ノ命令ニ依テ空想ノ事實ニ
基ッ裁判カ行ヒ得ラル、コトニナツタノデス。
内、ソウスルト空想ノ結果トシテ責ムカ此ノ命令又ハ法律ヨシ
ソレヨ空想ノ日ニ溯ラヤルコトニナツタノデスネ。
答 左様です。

裏面白紙

245

E 1984

DocP4183B

77

一九四六年三月二十九日東條英機訓問抜萃

第六一七頁

問 各俘虜收容所長ハ其ノ取扱ニカ、ル俘虜ノ食事健康労働等

ニ付軍務局ニ月報ヲ出スコトニナツテ居タノデハナイデスカ

答 規則ニ基イテヤテ居ト思ヒマス。之ハ習例ノ事デス

問 ソレヲ其ノ報告ハ取リマシメラレテ陸軍大臣ニ届ケラレタノデスカ

答 陸軍大臣ハ毎日一尺五寸カニアル高サノ沢山ノ書類ヲ受テ取ツテ居リ

ミレタ。テ其ノ中ニアツクシタト思ヒマス

問 之等ノ報告書ニ提エサレトイフ事ヲシツテキマス

答 是レハ(10)

(文部省調査部(文部省))

局長會議ニ報告サレテ居タコト思

問 之等ノ報告書ニ示サレタ栄養不良其ノ他ノ原因ニヨル死亡率

ノコトハ此ノ局長會議ヲ論議サレタノデスカ

答 左様デス。私ハ其ノ英ニ特ニ注意シテ居リマシタ。此ノ事項ニ付

テノ責任ハ現地ノ軍司令官ニアリマス。然レ軍司令官カ責任ヲ果

シ得ナイ時ハ陸軍省ニ要求ヨスルコトニナツテ居マシタ。此ノ要求ハ

軍務局長ノ起ニ来テ軍務局長ト現地司令官ト協議ノ後

陸軍省ハ食糧ヲ送ルトウ其ノ他ノ方法ニヨル処置ヲトルコトニナツテ

居マシタ

X X X X X

一九四六年三月二十九日東條英機顧問披露
第六十七頁

問 各俘虜收容所長ハ其ノ取扱ニカル俘虜ノ食事健康労働等

ニ付軍務局ニ月報ヲ出スコトニナツテ居タリデハナイデスカ

答 規則ニ基イテヤテ居タト思ヒマス。之ハ習例ノ事デス

問 ソレヲ其ノ報告ハ取りマシラシテ陸軍大臣ニ届ケラレタリデスカ

答 陸軍大臣ハ毎日一尺五寸カニアル高サノ沢山ノ書類ヲ受テ取ツテ居リ

ミレタ。其ノ中ニアツタノダト思ヒマス

問 三等ノ報告書ハ纏メテ陸軍大臣ニ提出サレタコトイフ事ヲシツテキマス

カトウデスカ

答 其ノ取替ハ各分毎週二回開催ノ局長會議ニ報告サレテ居タコト思

ヒマス

問 三等ノ報告書ニ示サレタ栄養不良其ノ他ノ原因ニヨル死亡率

ノコトハ此ノ局長會議ヲ論議サレタリデスカ

答 左様デス。其ノ其ノ英ニ特ニ注意シテ居リミレタ。此ノ事項ヲ付

テノ責任ハ現地ノ軍司令官ニアリマス。然シ軍司令官ハ責任ヲ果

シ得ナイ時ハ陸軍省ニ要求ヨスルコトニナツテ居マシタ。此ノ要求ハ

軍務局長ノ処ニ来テ軍務局長ト現地司令官ト協議ノ後

陸軍省ハ食糧ヲ送ルトウ其ノ他ノ方法ニヨル処置ヲトルコトニナツテ

居マシタ

昭和十七年三月十三日
午後十時出勤
三時官相來室イーデンノ議會ニ於ケル皇軍香港ニ
於テ舉行云々ノ演說ニツキ話アリ
（昭和十七年三月十三日）

E 1985
DocP/1632W (95)

22

本戸候館日記

昭和十七年三月十三日

三月十三日（金） 晴

午前十時出勤

三時官相來室イーデンノ議會ニ於ケル皇軍香港ニ
於テ舉行云々ノ演說ニツキ話アリ
（昭和十七年三月十三日）

E 1985
DocP1632W (95)

22

木戸侯爵日記

昭和十七年三月十二日

三月十三日（金） 晴

午前十時出勤

三時官相来室イイデソノ議會ニ於テル皇軍香港ニ
於テ暴行云々ノ演説ニツキ話アリ
[延談ス]

裏面白紙

E 1986
DocP/6.2 W (96)

22

木戸侯爵日記

昭和十七年五月二十一日分

五月二十一日 木曜

晴 晴レタレドモ寒冷ナリ

午前九時宗像久敬氏來訪談話ノ事情等ヲ聽ク
十一時出勤武者小路總裁來室西園寺公一氏ノ
伴福原男爵家ノ件等ヲ相談ス
一時岩波内蔵頭來室追加豫算ノ説明ヲ聽ク

二時半 武官長來室空襲セシ米國俘虜ノ處分

1986-5-21 (木)
木戸侯爵日記
昭和十七年五月二十一日

一節ル

E 1986
DocP/632 W (96)

22

木戸侯爵日記

昭和十七年五月二十一日分

五月二十一日 水曜

晴 晴レタレドモ寒冷ナリ

午前九時宗像久敬氏來訪蒙張ノ事情等ヲ聽ク
十一時出動武者小路總裁來室西園寺公一氏ノ
伴福原男爵家ノ侍等ヲ相談ス

一時岩波内親王來室追加豫算ノ説明ヲ聽ク

二時半 武官長來室空襲セシ米國俘虜ノ處分

問題ニツキ話アリタリ

美子局嘉ヲ伴ヒ逗子ニ歸ル

裏面白紙

22

昭和十七年十月三日分

久松官承彦王三純御降下ニツキ賢所御拜ノ替アリ十
時十分參集所ニ至リ參列ス

時十分參集所ニ至リ參列ス

十一時半京條首稻來賓去四月十八日東京二空襲ノ米

捕虜ノ處分ニツキ經達ノ語アリ言上方依頼アリタリ

一時五分ヨリ同十五分迄拜謁右ノ件ヲ言上ス近日參

謀總長ヨリ寒上ノ趣ナリ

E 1987
Doc P/632 W (98)

52

水戸侯参日記

昭和十七年十月三日分

十月三日(土)晴
久松宮承彦王巨勢御降下ニツキ賢所御拜ノ樂アリ十
時十分参集所ニ至リ参列ス
十一時半東京條首花來室去四月十八日東京ニ空襲ノ米
捕虜ノ處分ニツキ御機ノ語アリ言上方依願アリタリ
一時五分ヨリ同十五分迄拜謁右ノ件ヲ言上ス近日参
謀總長ヨリ奏上ノ趣ナリ

裏面白紙

E 1988
Doc 2732

1
22

BA
98.
P.6.
ヨリ

發信地 カンブリ

檢閱者
上野
林

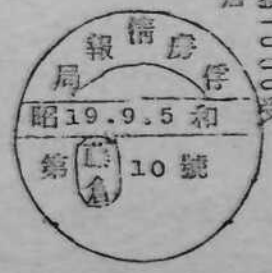
取番
35

軍事秘密電報 九月三日午前二時一〇分發一〇〇〇受
月四日午前〇九時〇〇分着

作房情報局長宛 發信者 泰俘房收容所長

泰俘房收電第七一五號

八月月報要旨左ノ如シ



一 俘房四〇三〇四名（内地還送ノ途次ノ七三二八名ヲ含ム）
（六話照會中）主ナル疾病
調症、ガイヒ病、脚氣等ナリ。
内譯「マラリヤ」十三、脚
乙三、其ノ他十四ナリ。

道直接協力作業一三九五名部隊協力四七七二名ナリ。
二 待孫勞務隊八一四名（患者八八、一日平均勞務者
七三四）死亡者ナシ。

三 俘房郵便、受信九萬四百二十七通、發信ナシ、俘
房宛傳書四通。

四 俘房宛救恤金品ノ受領ナシ。
五 舊液ヲ尿ニ又鐵道部隊ト協力強化ノ爲集約主義ヲ
採リ五ヶ分所三ヶ分道所トセリ。

六 俘房、待孫勞務者共ニ平穩ナリ。
一〇 昭南待機中ナル俘房二八〇〇名ハ九月五日乗船ノ豫定。
通電先、歐、俘房情報局

E 1988
Doc 2732

1
22

BA
98.
P.S.
ヨリ

發信地 カンブリ

檢閱者 (上野)

(林)

取番 35

軍事秘密電報 九月三日午前十一時一〇分發一〇〇〇受
九月四日午前〇九時〇〇分着

俘虜情報局長宛 發信者 泰俘虜收容所長

泰俘虜收電第七一五號

八月月報要旨左ノ如シ



一 俘虜四〇三〇四名（内地還送ノ途次ノ七三二八名ヲ含ム）
二 俘虜患一〇五〇六四名（六話照會中ノ主ナル疾病ハ「マラリヤ」榮養失調、ガイヒ病、脚氣等ナリ。
三 死亡者三十七名ニシテ内譯「マラリヤ」十三、脚氣四、肺炎三、「ベラグラ」三、其ノ他十四ナリ。
四 一日平均俘虜勞務ハ所内作業一万二千三百六十一名、鐵道直接協力作業一三九五名、部隊協力四七七二名ナリ。
五 特殊勞務隊八十四名（患者八八、一日平均勞務者七三四）死亡者ナシ。
六 俘虜郵便、受信九萬四百二十七通、發信ナシ、俘虜宛郵便四通。
七 俘虜宛救恤金品ノ受領ナシ。
八 醫務隊ニ又鐵道部隊ト協力強化ノ爲集約主義ヲ採リ五ヶ分所三ヶ分遣所トセリ。
九 俘虜、特殊勞務者共ニ平穩ナリ。
一〇 昭南待機中ナル俘虜二八〇〇名ハ九月五日乗船ノ豫定。通電先、威、俘虜情報局

裏面白紙

Doc 2732

軍事秘密

検閲者

上野

発信地 カンブリ

林

取扱 43

電報譯

九月七日午前二時五十分發二〇〇分受
月八日午前二〇時〇〇分發二〇〇分受
九日

停務情報局長宛 発信者 泰國停務收容所長

第 / 號

九月五日配布泰停務收電第七一五號本文中不明ノ部分
ニ左記挿入セラレ度

左記

總員比率 三七。〇六分

註記

(終)

停務恩者一五〇六四名(總員比率三七、〇六分)
トアルモ總員四〇、三一四ノ三七、〇六分ハ一四
九四〇ニシテ總員比率ノ計算ニ誤リアルモノト思
考セラル
但シ本數字ハ停務情報局ニテ計算セルモノニアラ
ザルニ付現地ヨリノ原文ヲ其ノ儘字ヲ記載ス

裏面白紙

Doc 2732 (cont)

「ワシントン」文書
国際検察部 第 号

典據及び公正ニ因スル證明

余、中西貞喜ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ停務情
報局長官代理トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモ
ノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレ
タル、二頁ヨリ成ル、千九百四十三年ノ昭和十八年ノ
九月三日附、下記題名、即チ泰停收電第七一五號八
月月報要旨左ノ如シノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ
茲ニ証明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナ
ルコト、茲ニ右ガ下記名簿ノ省又ハ部局ノ公式書類
及ビ該ノ一部ナルコトヲ証明ス。(若シアラバ該省
署又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ該ニ於ケル該文書
ノ成説所在ノ公式名簿ヲモ特記スベシ)

停務情報局

BA-98

裏面白紙

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十月二十五日

情報局ニ於テ署名

査該官吏署名欄 中 頁 裏

中西

右ノ者ノ公的資格 情報局長官代理

証人 横井 幸 治

公式入手ニ關スル証明

余、SERP ERIC W. FLEISHER ハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十月二十五日

ニ於テ署名

氏 名 職
ERIC W. FLEISHER
Sd Lt. AUS MI

右ノ者ノ公的資格
Inspector IPS

証人
HENRY T. OMACHI
Sd Lt. Inf.

Doc 2732 cert

2.

Doc P 2744

重刊

「丁メリ刀」會來圖其他御流不具夫重ノ所

余 三松兵一口候等ハ良心ニ惹ツテ以下ノ諸カ等
テアル等ラ違ベル

一九四一年（昭和十六年）十二月八日、余ハ参事
本部参事部長ヲアツタ。余ハ一九四二年（昭和十七
年）十二月、運輸及ビ通信ノ任務ヲ掌ル参事本部参
事部長ニ任命セラレルマデ其ノ職ニアツタ。余
ハ一九四三年（昭和十八年）十月マデ参事部長ヲ務
メタ。一九四二年（昭和十七年）ノ夏、大正橋ハ南

マ、素直に「一、我々の決意ヲ
ニハ三ツノ目的ガアツタ。
同ニ上達格ヲ失ル、(二、

一、ビルマーニ作中ノ日本軍ニ必殺ヲ請給ルヲ與ヘ
ル爲、(三)、吾等ニアル軍需品生計ニ必用ナリタンダ
ステシーノ病床ノ發賣ヲナス事ヲテアツタ。
後水陸及ビ航空機ニ於ル攻撃ハ水上交通ヲ非常ニ
困難ナラシメ泰西ハビルマー間ニハソレ以外ニハ交
通ノ方法ガナカツタ。此ノ線路建設ニ際シテ使役ス
ルト云フ決定ハ杉山參謀總長、東條陸軍大臣、木村
陸軍次官ニヨツテナサレタ。(最後ニアゲタ木村ハ

E 1989
Doc 2744

20

恒泉三郎の参事所

「アメリカ」一冊、其の他諸流不頁、夫其ノル

余、三松兵一口、其等ハ良心ニヒツテ以下ノ事ヲ事實
テアル事ヲ述ベル

一九四一年（昭和十六年）十二月八日、余ハ参事
本部参事部長ヲアツタ。余ハ一九四二年（昭和十七
年）十二月、参事及ビ参事ノ任務ヲ終ルル事ヲ本部参
事部長ニ任命セラレタル事ヲ其ノ時ニアツタ。余
ハ一九四三年（昭和十八年）十月マデ参事部長ヲ務
メタ。一九四二年（昭和十七年）ノ夏、大蔵省ハ相
方取ノ要請ニヨリ「ビルマ」参事部長ニ任命セラレ
ナシタ。此ノ参事部長ニハ三ツノ目的ガアツタ。
（一）、参事「ビルマ」参事部長ニ任命セラレタル事
「ビルマ」ニ参事部長ノ日本兵ニ任命ナシタル事ヲ其
ル事、（二）、参事部長ニ任命セラレタル事ヲ其
ステ「ビルマ」参事部長ニ任命セラレタル事ヲ其
参事部長及ビ参事部長ニ任命セラレタル事ヲ其
参事部長ニ任命セラレタル事ヲ其参事部長ニ任命セラ
レタル事ヲ其参事部長ニ任命セラレタル事ヲ其参事
部長ニ任命セラレタル事ヲ其参事部長ニ任命セラレタ
ルト云フ決定ハ杉山参事部長、東条参事部長、木村
参事部長ニヨツテナサレタ。（参事部長ニ任命セラレタ
木村ハ

裏面白紙

Doc 2744

2.4

其ノ事務上アツテ平實ニハ責任ハナイ。
 余ハ一九四三年（昭和十八年）七月ノ終リカ八月
 ノ始メ頃ニ「コビルマ」ニ赴任シテ視察シタ。余ハ「ラ
 シン」ニ「コバン」ニ「コッタ」及ビ「コッタ」ノ終リカ
 ノ一部分ヲ視察シタ。其ノ時ハ雨期デアリ仕事ハ急
 フ様ニ進捗シテ居ナカッタ。余ガ此ノ視察ヲ爲シタ
 理由ハ建設事業ガ満足ニ進捗シテ居ナイト云フ報告
 ヲ時々受ケタカラテアッタ。之等ノ報告ハ又建設ニ
 「イテ」居ル所ノ健康状態ハ極メテ悪ク死亡率ハ非
 常ニ高イト報告シテ居タ。余ハ「コレ」ガ進行シテ
 居ルト目シ大變ニ心配シタ。余ハ建設ニ「イテ」居ル
 労働者達ヲ見テ赤痢ノ熱患者ヲ其ノ中ニ見出し出
 シタ。余ハ又「コレ」ノ食料ヲ調査シタガ其レハ實
 モ必要量ヨリ低イモノヲ満足ノ行クモノデハナカ
 ヲタ。余ハ口頭ヲ以テ東京ニ居ル参謀總長杉山大將
 ト相談ス長談中將ニ余ノ觀察ノ結果ヲ報告シ建設完
 成ノ最終日ヲ二ヶ月延期スル事ヲ促メタ。総運計畫
 ノ原案デハ一九四三年（昭和十八年）ノ十二月ニ完
 成スルコトヲ要求サレタキタガ一九四三年（昭和十
 八年）三月ニ参謀總長ヨリ延期ヲ止メテ高イ地帯ノ
 上ニ完成スルモノト命令セラレタ。之ハ多少不便デ
 ハアルガ一九四三年（昭和十八年）ノ八月マデニ完

裏面白紙

35

Doc 2744

底出寮ルノテアツタ。余ハ此ノ旅行ラシテ來テ十月
 マテノ二月ノ延期ヲ與ヘル事ヲ決メタ。東京ニル
 ト余ハ鐵道建設隊ノ指揮官ニ石田少將ヲ推薦シタ。
 何故ナラバ余ハ彼ハ鐵道建設、後方補給勤務ニ精通
 シテ居ルト考ヘタカラテアル。
 此ノ鐵道建設ノ爲多クノ苦勞ガ死ンダ。其ノ原因
 ハ旅行病ト患テ死テアツタ。建設隊ハ適當ナ兵站機
 關ヲ得ツテキナカツタ。實物自動車ガ不足テアリタ
 四月ニ鐵道ニ立行シテ建設サレタ自動車運搬ハ積聚
 ガ得シ運サレタリシテ實ラクノ便便出來ナカツタ。
 其レハ雨期ニ使用サレルハツテアツタガ之ハ困難デ
 アル事カリカリ其ノ結果停滯及他ノ勞務者ハ非常ニ
 苦勞シタ。實物自動車ガ不足テアツタカラヨリ多ク
 ノ人員ヲ雇フ事ガ必要ト考ヘラレ、ソシテヨリ多ク
 ノ人員カ雇ハレタ爲ニ食糧事情ハ尙更ニナツタ。
 余ハ兩方軍司令官ニヨリ多ク實物自動車ヲ使用シ人
 員ヲ減ラス事ニス、メタ。

若松 只一

一九四六年（昭和二十一年）本月三十一日日本原
 京ニ於テ余ノ面前ニテ宣誓シ署名セリ

ERIC W FLEISHER
 2D LT. AUSMI
 INVESTIGATOR. I. P. S

34

4. *

Doc 2744

証 明 書

余 ERIC W. FLEISHER は日本語及び英語に精通セルコ
ト、茲ニ若松只一ニ對シテ行ハレタル宣誓ヲ余ガ英
語ニリ日本語ヘ、又日本語ヨリ英語ヘ眞實且ツ正確
ニ翻譯セル事ヲ茲ニ證明ス。右宣誓、性質及目的ハ
證口供者ニヨリ完全ニ正確セラレタルモノトス。

ERIC W. FLEISHER
2nd LT. USMC
INVESTIGATOR. I.F.S.

裏面白紙

27

極東國際軍事裁判所

丁方力合衆國其他

石田英熊

荒木貞夫其他

供述書

EX-1990

Evidentiary Document #2950

余、ISHIDA Mitsuei、ハ、良ベニ基キ左記陳述ニモ異アルコトヲ認メテモス。

余、鹿児島市ナガヨシ町五九九番地、ハツモト方ニ居住ス。余ハ

一九二二年、大正元年、初ラ軍務ニ服シ、一九二六年、大正十五

年、陸軍大学校ヲ卒業セリ。中ニ次世界大戦ノ勃發當時、

余ハ陸軍少將トシテ、河内面貢、鐵道ニ依ル印度支那ニ於ケル

輸送ヲ指揮ニ當リ居リ。戰事勃發後ハ、鐵道ニ依ル印度支那ニ於ケル

馬來、及び佛領印度支那ノ鐵道ニ依ル補給物資輸送ヲ

シ、三野戰鐵道司令官、指揮ニ任ジタリ。一九四三年、昭和

十八年、八月初ノ頃、東京ノ陸軍大臣ヨリ、中ニ鐵道監及中

四特設鐵道隊司令官ヲ兼任スヘキ命ヲ受ケタリ。右命令ヲ受

領シタル當時、余ハ、シンガポール、北方四〇〇軒ノクイラルンブルニア

リタリ。余ハ一九四三年、昭和十八年、八月、中旬、バンボン北方約

一〇〇軒、カンクヤナブリト稱スル地ニ在リテ、鐵道建設司令官ニ任ジタリ。赴

年、昭和十八年九月、留連同、三浦留連、自ラ建設指揮ニ當ルヲ、中ニコイタリニ赴

テタリ。陸軍省ヨリ、命令ニ依リ、余ハ、中ニ三部門ノ指揮ニ任ジタリ。

即チ泰國鐵道ノ建設ニ任ジタル中ニ鐵道監部ヲ四特

設鐵道隊トシ、三野戰鐵道司令官ニ任ジタリ。余ノ爾キ

タル處ニ依リ、同鐵道ノ延長ハ、四一五軒ニシテ、完成後

直チニ在緬日本軍部隊ニ對スル補給物資輸送ニ供セ

係屬各件

- 1990-石田英熊
- 1991-石田英熊
- 1992-石田英熊
- 1993-石田英熊
- 1994-石田英熊
- 1995-石田英熊
- 1996-石田英熊
- 1997-石田英熊
- 1998-石田英熊
- 1999-石田英熊
- 2000-石田英熊
- 2001-石田英熊

緬泰鐵道

若松只一、供正一件

一月九日

2950

ラレタリ。

使役俘虜ハ主として英人、露洲人及び蘭人ナリ。一九四三年/昭和十八年/七月中、余が本鉄道指揮官ニ就任スルに先立ち、マカベツ中將及びカト大佐ハ建設工事を視察セリ。マカベツ中將ハ於ケル軍司令部よりマカベツ中將ハ俘虜ニ付スル食料等を補給スル積物廠ヲ指揮シテアタリ。泰面鉄道ハ主として俘虜及苦力ヲ役用シ建設セラレ、一九四三年/昭和十八年/七月十七日竣功セリ。泰緬鉄道ハ建設ヲ速カナラシメタル直接主因ハ戦術上ノ要求ニ因ルモノニシテ、當時事情ハ緬甸、泰國間ニ陸上輸送ノルート存在セザリシ故ニ之ヲ必要トシタルモノナリ。當時之ハ建設ハ必要トシ且ツ急遽ナル建設ヲ要セル所以ナリ日本艦船ノ潜水艦及ビ空母ヲ用テ攻撃シタル水上輸送ノ困難ニ基因セリ。其結果、緬甸ニ在ル日本軍隊ハ飢餓ニ瀕コツアリシ次第ニシテ、本鉄道ノ完成ハ之ヲ日本軍隊カ、マカベツ中將ハ盤谷方面ヨリ物資ヲ補給ヲ受ケ得ルコトヲ意味スルモノナリ。建設工事は竣功ヲ見タル後モ、余ハ依然泰緬鉄道ニ依ル輸送監督ノ任ニアリタリ。尚少數俘虜ハ引続キ保線及ビ輸送關係ノ仕事ニ使役セラレタリ。

No. 2

2950.

余ハ、一九四三年／昭和十八年九月五日ヨリ十月十七日ニ至ル間終始
工事ノ現場ニ在リテ、修繕ノ向ノ罹病及死亡率ノ著シク大ナルコ
トヲ認メタリ。余ハ八月、同鉄道建設工事ノ現場タルカンチャナ
リニ到着セル際、余ノ指揮下ニアル諸多ノ將校ヲ報告ヲ受ケ、
同鉄道従事ノ修繕及ビ労働者ノ極メテ不良ナル患條件
下ニ於テ死セシツアル事實ヲ知りタリ。余ハ状態ノ改善シカ
ク盡シタリ。余ハ病院ヲ視察セル際、多数修繕ノ罹病セルヲ認
メタリ。余ハ又、泰緬鉄道ニ使用セラレタル修繕ノ待遇ニ関シ、英
蘭両政府ヨリ南方軍ノ抗議ヲ受ケタル事ヲ十九年中頃「クアラ
ルンガール」ニ於テ耳ニセリ。泰緬鉄道ニ於ケル修繕便役ノ權限を
任ハ東京參謀本部ヨリ登セラレタルニ間違無カルベシ。余ハ一九四
五年／昭和二十年五月迄引續キ第四特設鉄道隊司令官ヲ
長トスル泰緬鉄道隊ヲ監督スルノ任ニ當リタリ。

署名欄（イシタエイケマ）石田 榮熊

余ノ前ニテ宣撫署署名セリ

於「チヤンギ」刑務所

一九四六年／昭和二十一年十一月九日

署名欄

K.S. Kalai Major.

9th November 1946.

no.3

no. 4

2950. Cent.

證明書

余水田重人ハ茲ニ余カ日本語及ビ英語ニ充分精通シ居ルコト及ビイタエイグマヲ行ハシメタル右宣撫ヲ余ハ真實且ツ正確ニ英語ヨリ日本語ニ又日本語ヨリ英語ニ翻譯セルコトヲ證ス
本宣撫ノ意義及ビ目的ハ右宣撫者ニヨリ充分了解サレシ所ナリ

署名欄 水田重人

裏面白紙

61

401.

P626A

E 1991

22 11

支那派遣軍軍令第四號
(支那派遣軍司令部)

支那派遣軍軍令第四號

敵航空機搭乗員處罰令第三號
敵航空機搭乗員處罰令第三號

昭和十七年八月十三日

支那派遣軍總司令部

畑 俊六

42 1

801.

P626A

E 1991

22

敵航空機搭乗員處罰三例元軍律左通定ム

支那派遣軍軍令第四號

昭和十七年八月十三日

支那派遣軍總司令官

畑 俊六

裏面白紙

敵航空機塔乗負處罰ニ関スル軍律

第一條 本軍律ハ帝國領ニ滿洲国又ハ我々作戰地域
ヲ空襲シ支那派遣軍ノ權限ニ入リタル敵航空機塔
乗負ニ之ヲ適用ス。

第二條 左ニ記載スル行為ヲ為シタル者ハ軍罰ニ處
ス。

- 一、普通人民ヲ威嚇スハ殺傷スルコトヲ目的トシテ爆
撃、射撃其ノ他ノ攻撃ヲ加フルコト。
 - 二、軍事的目的ヲ有セサル私有財産ヲ破壊スハ
毀損スルコトヲ目的トシテ爆撃、射撃其ノ他
ノ攻撃ヲ加フルコト。
 - 三、已ムヲ得サル場合ノ外軍事的目的以外ノ目標
ニ對シテ爆撃、射撃其ノ他ノ攻撃ヲ加フルコト。
 - 四、前三項ノ外戰時國際法規ニ違反スルコト。
- 且前項ノ行為ヲ為ス目的ヲ以テ帝國領ニ滿洲国又ハ

我ヲ作戰ニ城ニ奔襲シ其ノホダ之ヲ遂ゲサル前、支那
派遣軍ノ權限ニ入リタル者、亦同シ。

又三條 軍罰ハ死トス、但シ情狀ニ依リ無期、又ハ十年
以上ノ監禁ヲ以テ之ニ代ルコトヲ得。

又四條 死ハ銃殺ス。

監禁ハ監禁場ニ於テ定役ニ服ス。

又五條 特別ノ事由アルトスル軍罰ノ執行ヲ免除ス。

又六條 監禁ニ於テハ本軍律ニ定ムモノノ外刑法ノ懲
役ニ與スル規定ヲ準用ス。

附則

本軍律ハ昭和十七年八月十三日より之ヲ施行ス。
本軍律ハ施行前ノ行為ニ對シテモ之ヲ適用ス。

No.3

626A

No. 4

626A

別紙

布告

帝國領土、滿洲國又ハ我ノ作戰地域ヲ空襲シ
我ノ權限ニ入ル敵艦空機搭乗員ニ對シ戰時國際
法規ニ違反スル者ハ軍律會議ニ付シ戰時重罰他
トシテ死スハ重罰ニ處ス

裏面白紙

證明書

「ワシントン」文書局 第六二六號

與據及ビ公正ニ關スル證明

余、石橋カネヲハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局書記トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、頁ヨリ成ル、千九百 年ノ昭和

年ノ 附、下記題名、即チ

「敵航空機搭乗員處罰ニ關スル軍律」ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、竝ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ登ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ證書號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)

第一復員局 (舊陸軍省)

裏面白紙

626 ecrt-2

千九百四十六年／昭和二十一年／八月廿三日

東京ニ於テ署名

警務官更替名簿 石橋カネヲ／署名／印

右ノ者ノ公的資格 登記

証人 小森シナジ／署名／印

公證入手ニ關スル證明

余、リチャード・エツデ・ラーシュハ、余ガ聯合
印最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、
竝ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上
記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證
明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／八月廿三日

東京ニ於テ署名

氏名 編 RICHARD E. LASH

右ノ者ノ公的資格 調査官

証人

陸軍情報部少尉 R. J. ...
シユ・エー・カース

／署名／

No 1

昭和七年五月六日

第一復員省任務調査部保管書類ノ正本ナルコトヲ証明ス
復員省情報局長官代理 小田島 重

(小田島)

第一復員省
省務課第一課
調査係長
小田島 重

陸軍軍法會議法中特設軍法會

第一復員省
省務課第一課
調査係長
小田島 重
二、防衛總司令官
内地外地若軍ト香港占領
以下同シ
重罪犯トシテ処断スヘキ疑ハル
陸軍軍法會議法中特設軍法會

(寫)

依命通牒ス

E 1992
DOCP/681
昭和七年七月二十八日
陸軍次官木村兵太郎
内(外)地各軍務課長殿
帝國領土滿洲又ハ我カ作戦地域ヲ空襲シ我カ權内ニ入リタル敵
航空機搭乗員ハ左記ノ如ク取扱フコトニ定メラレタルニ付承知相成度
依命通牒ス

E 1992

DOC P/681

(寫)

依命通牒ス

左記

陸軍部第二〇三號
空襲ノ敵航空機搭乗員取扱ニ関スル件ニ通牒
昭和十七年七月二十八日
陸軍次官木村兵太郎
内(外)地各軍務課長殿

帝國領土滿洲又ハ我々作戰地域ヲ空襲シ我々權内ニ入リタル敵航空機搭乗員ハ左記ノ如ク取扱フコトニ定メラレタルニ付承知相成度

第一條

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

省法務部一

戰時國際法規則ニ違反セタル者ハ停處トシテ取扱ヒ之ニ違反ノ所為アリタル者ハ戰時重罪犯トシテ処斷ス
二 防衛總司令官 内地、外地各軍ト香港、占領ハ各該權内ニ入リタル敵航空機搭乗員ニシテ戰時重罪犯トシテ処斷スヘキ疑ハアル者ハ軍律會議ニ送致ス
前項ノ軍律會議ニ因シテハ陸軍軍法會議法中特設軍法會議ニ因スル規定ヲ準用ス

第一條 省法務部調查部保管ノ書類ノ正本ナル寫本ヲ作証明ス
停處情報局長官代理 小田島 莖 (小田島)
昭和十七年五月十六日

No 1

證明書

ワシントン文書局 第一

国際検察部 第一六八一号

典據及び公正に因る證明

余、大山文雄ハ余が下記に於て、即ち第一復員局法務調査部長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余が該ニ添附セラルタル、二頁ヨリ成ル、千九百四十二年四月十七日附、下記題名、即ち空襲警報機、塔乗員ノ取扱ニ因ル件、軍密ニ九〇号ノ文書寫ノ保管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府、公文書ノ爲ナルコト、並ニ右が下記名稱ノ省又ハ郵局ノ公文書類ニ該一部ナルコトヲ證明ス、(若シアラバ該書類又ハ引用書、他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ表裏所在、公文名稱ヲモテ略記スベシ) 第一復員局法務調査部

千九百四十六年(昭和二十一年)十一月十八日

東京ニ於テ署名

當該官又署名欄

右ノ者ノ公的資格

第一復員局法務調査部長

證人

金子倫介(署名)

公文入手ニ因る證明

余、ヤニ・エー・カーテスハ、余が聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余が公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年(昭和二十一年)十一月十九日

東京ニ於テ署名

氏名欄

ヤニ・エー・カーテス少尉(署名)

右ノ者ノ公的資格

国際検察部調査員

證人

マリアン・エー・リンハート(署名)

No. 1 135

(667) Doc 1793-A

陸密第二九。號

空襲、敵航空機搭乗員ニ関スル件

昭和十七年七月二十八日

殿

陸軍次官 木村兵太郎

帝國領土、滿洲國又ハ我カ作戦区域ヲ空襲セシ我カ權
内ニ入リテ敵航空機搭乗員ハ左記ノ如ク取扱フコトニ定メ
タルニ付承知相成度依命通牒ス

左記

一 戰時國境ニ違反セラル者ハ何等カトシテ取扱ヒ
之ニ違反ノ所爲アリタル者ハ戰時重罪犯トシテ處断ス
ニ防衛總司令官、軍司令官 内地、外地各軍管區長、占領
ハ當該權内ニ入リテ敵航空機搭乗員ニシテ戰時重
罪犯トシテ處断スル者ハ軍律會議ニ送致ス
前項ノ軍律會議ニ関シテ陸軍軍法會議法中特
設軍法會議ニ因スル規定ヲ準用ス

裏面白紙

2005 03/16/06

卷一 七九三

千九百四十六年 昭和二十一年 十月六日

東京第一
復興局二
於西署為

審該官吏署。在

大山文雄 (大山)

右看公的增權

第一後員后は諸議堂司事

卷

人

中村 寅吉



公武入手二條又八議

一、日本文學、土曜、署名、官吏ヨリ入、手、レタルモノヲ

國際檢察部調查官

✓ Heavy Ammonium

裏面白紙

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jaent.go.jp>

11

星く 若く 叔ハ 死地ヨリ 友ニ アリヤ

司合部

Doc 1793B

参考別紙

〇〇軍軍律(草案)

才一條 本軍律ハ帝國領上滿洲国又ハ我々作戦地域
ヲシテ襲シ〇〇軍ノ内ニ入りタル敵航空機搭乗員ニテテ
用ス

才二條 正ニ記載セラル行為ヲ爲シタル者ハ軍罰ニ處ス

一 普通人民ヲ威嚇スハ殺傷スルコトヲ目的トシテ
爆撃射撃其ノ他ノ攻撃ヲ加フルコト

二 軍事的目的ヲ有セサル私有財産ヲ破壊スル
損スルコトヲ目的トシテ爆撃射撃其ノ他ノ攻撃ヲ加
フルコト

三 已ムラ得タル場合ノ外軍事的目的以外ノ目標ヲ打
シテ爆撃射撃其ノ他ノ攻撃ヲ加フルコト

✓四 前二条ノ外特ニ人道ヲ無視シタル暴虐非道ナル
行為ヲナスコト

ニ別号ノ行為ヲ爲ス目的ヲ以テ帝國領上滿洲国又ハ
我々作戦地域ニ未襲シ其ノ未ヲ之ヲ遂ケサル前〇

〇軍ノ権内ニ入りタル者亦同シ

才三條 軍罰ハ死トス但シ情狀ニ依リ無期又ハ十年以
上監禁ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

才四條 死ハ銃殺ス

監禁ハ別ニ定ムル場所ニ拘置シ定役ニ服ス

才五條 特別ノ事由アルトキハ軍罰ノ執行ヲ免除ス

No 2

No 3

Loc 1793B

才六條 監禁ニ付テハ本軍律ニ定ルモノ外刑法ノ
懲戒ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

本軍律ハ昭和〇〇年〇月〇〇日より之ヲ施行ス
本軍律ハ施行前ノ行為ニ付シテモ之ヲ適用ス

裏面白紙

NO 4

Doc 1793B

證明書
フシニトシ大書局
國際検査部

與據及公正ニ関スル証明

余、大公文庫ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局
法務調査部長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナ
ルコト、並ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル、四頁ヨ
リ成ル、千九百四十二年/昭和十七年/七月廿八日附、下記
題名、即チ空襲ノ敵航空機塔京負取扱ニ関スル件
通牒、文書ノ寫シ、保管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ証明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ノ寫ナ
ルコト、並ニ在リ下記ノ稱、省又ハ部局ノ公文書ノ寫類及
ビ綴一部ナルコトヲ証明ス。(是シアラハ綴番号又ハ引用
其ノ他、公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ
公文書稱ヲ特記スベシ)

千九百四十六年/昭和二十一年/十月六日
東京第一復員局ニ於テ署名
大公文庫

右ノ者ハ公的資格

証

第一復員局法務調査部長

証

公文書ニ関スル調明

余、Eugene W. Fletcherハ余が聯合國最高指揮官總司令
部ニ関係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余が公務上、
日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手ニシタルモノナルコトヲ茲ニ証明ス。
千九百四十六年/昭和二十一年/十月六日

証

氏名

欄

在着公的資格

人

Eugene W. Fletcher

US Army

國際検査部調査官

証

國際検査部調査官
Henry Shimoyama

裏面白紙

E1994

P1793C

22

東海軍管区内に於ける聯合軍捕獲飛行機搭乗員に対する軍律會議に因する調査書

一、本調査書は東海軍管区司令部の報告に基き記述せるものなり

二、要旨

軍律會議に於て審判の上で斷せしものは昭和十年五月十四日名古屋有空襲として捕へられたる十一名なり

三、軍律會議の状況

一、被告(階級、氏名、認識番号)

(一) 少尉、カイム、不明

(二) 少尉、キヤリヤ、不明

(三) 伍長、クラサティ、一二四〇二〇

(四) 伍長、シエルトン、不明

(五) 伍長、フリチャード、二五五〇三七八

(六) 中尉、キーマン、〇一七三七四八四

(七) 少尉、ソロモン、〇一七〇八九四八

(八) 伍長、ハウエル、不明

(九) 伍長、マンソン、不明

(十) 伍長、ジェントリー、一四〇七二五四九

(十一) 伍長、ジョンソン、二四二三五六〇二

二、受理年月日

五月下旬東海軍管区司令部より受理し拘留す

三、拘留場所

軍管区司令部

四、捜査

本且

E1994
P1793C

22

東海軍管区内に於ける聯合軍捕獲飛行機
搭乗員に対する軍律會議に因する調査
一、本調査は東海復員監獄の報告に基づき記述せるものなり
二、要旨

軍律會議に於て審判の上處断せしものは昭和十年五月十四日る古屋
有空龍として捕へられたる十一名なり

三、軍律會議の状況

1. 被告(階級、氏名、認識番号)

(一) 少尉、カイク、不明

(二) 少尉、キナリヤ、不明

(三) 伍長、クラサティ、一二四〇二〇

(四) 伍長、シエルトン、不明

(五) 伍長、フリナヤード、二三五四〇三七八

(六) 中尉、キーマン、〇一七三七四八四

(七) 少尉、ソロモン、〇一七〇八九四八

(八) 伍長、ハウエル、不明

(九) 伍長、マンソン、不明

(十) 伍長、ジェントリー、一四〇七一五四九

(十一) 伍長、ジョンソン、一四二三五六〇二

2. 受理年月日

五月下旬東海憲兵隊司令部より受理し拘留す

3. 拘留場所

軍管区司令部

4. 捜査

本且

裏面白紙

276

1793C

462

東海軍司令部に於て捜査し其の結果軍律違反の嫌疑ありとして五月下旬之を軍律會議に送致す
軍律會議に於ては檢察官之を捜査し其の結果軍律違反の證據十分なり

審判場所及年月日

東海軍管区司令部 陸廷

昭和二十年七月十一日

6 死の執行年月日

昭和二十年七月十二日

執行場所

小幡ヶ原射場（名古屋市近郊）

了死体の處置

小幡ヶ原射場に埋葬しありたるも後之を發掘又葬に附し
遺骨は名古屋市昭和区八事横正寺に安置せり

裏面白紙

277

證明書

ワシントン文書局

國際檢察部

第一七九三號

大正三國スル證明

余大山文雄ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ即チ第一復員有法
務部長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト該
官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラルタル三頁ヨリ成ル下記題名即
チ「東海軍官官區（日本東南海岸）ニ於テ作廢トナリタル聯合
軍軍用飛行機格架員ニ関スル會議記錄」ノ文書
ノ保存官ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ更ニ添附ノ記錄及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト並
ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ郵局ノ公式書類及ビ綴リ一部ナル
コトヲ證明ス（若シアラバ綴番號又ハ引用其ノ他ノ公式書類
又ハ綴リ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ）

記

第一復員有法務部

千九百四十六年十一月十二日、東京ニ於テ署名スル該

官吏署名欄 署名 大山文雄

右ノ省ノ公的資格

第一復員有法務部長

證人

署名

橋本啓四（吾友）

No. 1

Evidentiary Doc. # 1793 C

公武入子二侯
又ル
云々
明

エー、もしテ、又ハ余カ聯合國最モ格擧官總
任ハアルモノナルコト註ニ上記ノ載ノ文書ハ全
日本政府トシテ署名官吏ヨリ入手シタルモノナ
ルベシ

丁巳年十一月十四日 東京市三
方子子子子子

氏や 補註
一 署名
レエーエー
カレデイス
方 附

國際檢察部調查官

署名 / アール・エツチー・ラーレ

裏面白紐

E 1995
P1793 D

中部軍管区内に於ける聯合軍捕獲飛行機搭
乗員に対する軍律會議に因する調査

一本調査書は中部復員監部の報告に基きたるものなり
ニ要旨

軍律會議に於て審判の上處断せるものは昭和二十年三月
九日夜東京市街三月十四日大阪市街及三月十七日夜
神戸市街を境夷弾爆撃後捕獲せられたる「ネルソン」

ネルソン
ミッドウェー海戦
沈没した戦艦

ミッドウェー海戦「ネルソン」

米國陸軍軍曹「アルジス・スレー・アウグラス」

2.受理年月日
昭和二十年五月上旬中部憲兵隊司令

部より受理拘留す

3.拘留場所
4.捜査

楠第二四九部隊收養所(大阪陸軍刑務所)
檢察官二日に亘り憲兵隊司令部の報
告を基礎とし詳細に捜査し五月三十一日
捜査終了(捜査に方り被害は素直
に事實を陳述せり)

5.審判場所及年月日

中部軍管區司令部に於て

6.死刑の執行年月日
昭和二十年七月十八日裁判死宣告

7.執行の場所
大阪府泉北郡横山村所在陸軍演習場

8.死体の仕末

同日土葬(假埋葬)
八月二十四日同所に於て火葬
同日二十五日道田山陸軍墓地に本葬す

E 1995
P 1793 D

中部軍管区内に於ける聯合軍捕獲飛行機搭乗員に対する軍律會議に因する調査

一本調査書は中部復員監部の報告に基きたるものなり
ニ要旨

軍律會議に於て審判の上處断せしものは昭和二十年三月九日夜東京市街三月十四日大阪市街及三月十七日夜神戸市街を焼夷彈爆撃後捕獲せられたる「ネルソン」及「アウグス」の二名なり

三、軍律會議の状況

1. 被告

米國陸軍少尉「ロバートワットソンネルソン」
米國陸軍軍曹「アルジースタレーアウグス」

2. 受理年月日

昭和二十年五月上旬 中部憲兵隊司令

部より受理拘留す

3. 拘留場所

楠第二四九部隊收容所(大阪陸軍刑務所)

4. 捜査

檢察官二日に亘り憲兵隊司令部の報告を基礎とし詳細に捜査し五月三十一日捜査終了 捜査に方り被告は素直に事實を陳述せり

5. 審判場所及年月日

中部軍管區司令部法廷

6. 死刑の執行年月日

昭和二十年七月十八日 裁判死刑宣告

7. 執行の場所

昭和二十年七月十八日午後四時 大阪府泉北郡横山村所在 陸軍演習場

8. 死体の仕末

同日土葬(假埋葬)
八月二十四日 同所に於て火葬
同月二十五日 真田山陸軍墓地に本葬す

No. 1

22-1-8 (1-2)
陸軍省
(陸軍省に提出された文書)

22 Doc 1793E

陸軍省第一四三三號

(陸軍省電第五七一五號)

昭和二十年八月十五日

軍律被告訴事件ニ関スル件

次官

第一 (第二) 總司令部 (第五) (第十七) (第十)
各方面軍 (関東軍) (支那派遣軍) (南方總軍)
各々謀長宛

貴軍下轄ノ軍律違反被告訴事件ノ處断ハ自
今見合ヒテ度依命

22

No. 1

22 Doc 1793E

陸軍第一四三三號

(陸軍電第五七一五號)

昭和二十一年八月十五日

軍律被告訴事件ニ関スル件

次官

第一、(第三) 總司令部 (第五) (第十七) (第十)
各方面軍 (関東軍) (支那派遣軍) (南方總軍)
各々謀長宛

貴軍隷下ノ軍律違反被告訴事件、處断ハ自
今見合ヒテ度依命

裏面白紙

Doc / 793E

No. 2

證明
フシントシ文書局
國務院檢察部
第一
第二
第三
第四
第五
第六
第七
第八
第九
第十

余、大山文雄ハ余ハ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局長
務調査部長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコトヲ
ニ該官吏トシテ余ハ茲ニ添附スレタル「頁ヨリ成ル」千九百四十五
年、昭和廿年八月十五日附、下記題名、即チ軍律被者
事件ニ関スル件
ノ文書ノ寫ノ保管ニ任シ居タルコトヲ茲ニ
證明ス

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ハ日本政府ノ公文書ノ寫ナルコト
註ニ在下記名稱ノ者ハ、部局ノ公文書類及ビ綴ノ一部ナル
コトヲ證明ス (若シテハ綴番號スハ引用、其他公文書類
類又ハ綴ニ於テ該文書ノ成規所在ノ公文名稱ヲモ特記スルシ)
千九百四十六年一月昭和二十一年十一月六日
東京第一復員局ニ於テ署名
當該官吏署名欄
大山 文雄 (大山)
第一復員局 法務調査部長
右ノ者ハ公的資格
人
中村 寅吉 (中村)

公式ノ入手ニ関スル證明
余ハ、*Franklin* 余ハ聯合國最高指揮官總司令
部ニ關係スモノナルコト、茲ニ下記題名ノ文書ハ余ハ公務
上、日本政府ノ上記署名官吏ヲ入手シタルモノナルコトヲ
茲ニ證明ス

千九百四十六年一月昭和二十一年十一月六日
ニ於テ署名

氏 名 欄 *Eric W. Fleisher and KUSHI*
右ノ者ハ公的資格 國際檢察部調査官
證 人 *Henry SHIMOTIMA*

裏面白紙

No. 1

E 1997
Doc P/1793F

陸密電第五七六號
陸密電第一四八四號

傳上房ノ釋放ニ関スル件

昭和三年八月二十三日

次官

各軍管區參謀長 宛

監獄ニ在獄中ノ既決囚等ノ假釋放ノ執行

ニ就テ様指導セシメ度依命

（新設監獄ニ移住中ノ者）

No. 1

E 1997
Doc P 1793F

陸密電 第五七七六號
陸密電 第一四八四號

停上房ノ釋放ニ関スル件

昭和三十年八月二十三日

次官

各軍官區々謀長ニ宛

監獄ニ在監中ノ既未決囚停上房ハ假釋放ノ利ノ執行
停止又ハ拘留取消等ノ實施スル様指導セラル度係命

裏面白紙

Doc. 1793F

證明書

ワシントン文書局

第

号

國際文書部

第 一 七 九 三 F 号

與據及公正之證明

余、大山文雄ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局法務調査
部長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余ガ
茲ニ添附セラルル、一頁ヨリ成ル、一九四五年ノ昭和二十年ノ八月三十一日
附、下記題名、即チ「浮島ノ釋放ニ関スル件」ノ文書ノ寫ノ保管ニ任ジ
居ルコトヲ茲ニ證明ス

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ノ寫ナルコト、茲ニ右ノ下記
名簿ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアハ
綴番号又ハ引用、其他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所存ノ公式
名簿ヲモ特記スベシ)

一 第一復員局

一九四十六年ノ昭和二十一年ノ十一月六日

東京ニ於テ署名ス

當該官吏署名欄

大山文雄

(大山)

右ノ者ノ公的資格

第一復員局法務調査部長

證人

中村 寅吉

(中村)

公式入キニ関スル證明

余、Eric W. Fleischerハ余ガ駐在國最高指揮官總司令部ニ關係セルナル
コト、並ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務ニ、日本政府ノ上記署名ノ官吏ヨリ入ケル
モノナルコトヲ茲ニ證明ス

一九四六年ノ昭和二十一年ノ十一月六日

東京ニ於テ署名ス

氏 名 欄

Eric W. Fleischer

右ノ者ノ公的資格

國際文書部調査官

Henry S. Kungjima

No. 2

E 1998 Doc^P 2483

朝鮮軍軍法會議	昭一八	修磨、監視者ニ 對スル暴行	二年	英	兵	マスネイ、ダニント
昭一八	造言、飛語	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ロジャヤ、バートン
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ジョーン、ロソン、マイア
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	クリストファ、ボス、ワイズ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	デニス、セカ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ジョジ、ナライアン
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ジョジ、コリンソン
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	フランシス、アラ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ジョエー、コナ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	アルフレッド、エドワード
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ウオルター、グイラリス
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	バートラー
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	リンド、ジョイ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	カールソン、マリソン
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	グレイ、ヘンリー
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	フロイト、ジョン
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	デモン、デヨージ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ジョー、ベル
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	チエス、チン
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ファイシナンド、エフ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	メリンドン、ゴロー
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ビクター、バリオ、テイ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ワイリアム、ジェ、リンナ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ウィン、フィールド
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	スコット、カニンガム
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ジョン、アラック、ランド
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ウーリー
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	コラン、バス、デー、シャ
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	スミス
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ナサン、ダン、テイ、タス
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	チャールス、ウオールトン
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	マリマー
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ジニラルド、ボース
昭一八	修磨、處罰法違反	昭一八	昭一八	昭一八	昭一八	ストラー

自錄卷二 三八
至昭紀二〇 八二五
間陸軍軍法會議處刑俘虜覽表

E 1998 Doc^P 2483

[illegible]

自熙和元二三八
至昭和二〇八二五
間陸軍軍法會議處刑俘虜一覽表

裏面白紐

Doc 2483

裏面白紙

Doc 2483

裏面白紙

Nov 2483

[illegible]

裏面白紙

Doc 2483

裏面白紙

Doc 2483

裏面白紙

裏面白紙

2483

文書番号二四八三

證明

署名

余

オヤマ

アヤノ

AYAO, OYAMA

下記ノ資

格ニ於テ即チ第一復員局は務課長トシテ日本政府ト公
的関係ニ在ルモノナルハ茲ニ添附シタル日英兩文ニ
モル十八頁ヨリ成ル「自昭和天三ハ至昭和二〇ハ五間
陸軍軍法會議處刑停房一覽表」トシテ記載カレ有ル
國際檢察部文書第二四八五号ハ第一復員局ノ公式
記録ヨリ作成セラルモノナル事ヲ證明ス
千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十一月一日、日本、東京
ニ於テ署名

氏名欄

オヤマ、アヤノ

AYAO, OYAMA

署名

右ノ者ハ公的資格第一復員局は務課長

證明

人

エム、イ、ウエ

M. NOUYE

署名

公式ハ年ニ関スル證明

余

ジェイ、エ、イ、カーチス

J. A. CURTIS

ハ余ハ聯合國

最高指揮官總司令部ニ關係スモノナルコト、茲ニ上記ノ

證明ハ余ハ公務上、日本政府ノ上記ノ署名官更ヨリ入手

シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十一月一日東京ニ於テ署名

氏名欄

ジェイ、エ、イ、カーチス

J. A. CURTIS

署名

右ノ者ハ公的資格

證明

人

リチャード、エイチ、ラーシュ

RICHARD. H. LARSH

國際檢察部調査官

署名

リチャード、エイチ、ラーシュ

RICHARD. H. LARSH

署名

NO8

NO. 1

E 1999

Doc 2734

BA 84

停務第ニ〇五ノ五一

處罰セラルル停務ノ銘々票補修ニ関スル件

昭和十八年七月二十七日

停務情報局長官

各停務収容所長殿

首題ノ件ニ関シ疑義アル向有之タルニ付參考迄
无記ノ通處理相次度通牒ス

記

一、停務銘々票補修摘記載スル停務ノ處
罰ハ軍法會議石ハ軍律會議ニ於テ處斷セラル
ル者ニ止マレ度

二、停務取扱規則第ニ條ノ懲戒並同規則第ハ
條中懲罰令ヲ適用セルモノハ別ニ記録トシテ整
理シ且ソ月報ニ依リ通報タルトハ從テ用通
スルモセラル度

裏面白紙

Doc 2734

證明書

文書局

第三四號

興業

公正ニ因スル證明

余、中西貞雲ハ余ノ下記ノ資格ニ於テ、即チ信房情報局長官代理トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナリト、茲ニ該官吏トシテ余カ茲ニ添付セラルタル（頁ヨリ成ル）千九百四十三年ノ昭和十一年ノ七月二十七日附下記題名即チ「原告」セラルタル信房情報局長官補修ニ因スル件ノ文書ノ保管ニ任シ居ルニテ、茲ニ證明ス。余ハ更ニ添付ノ記録及ビ文書ハ日本政府ノ公文書ナルニテ、茲ニ右ノ下記名籍ノ者又ハ一部局ノ公文書類及ビ綴ノ一部ナリトラ證明ス（若シテ綴ノ者又ハ引用、其他公文書類又ハ綴ニ於テ該文書ハ成現所在ノ公式名籍ヲモ特記スベシ）

信房情報局

昭和

千九百四十六年（昭和二十一年）十一月二十五日

信房情報局長官署名

常設官吏署名欄

中西貞雲

(中西)

右ノ者ノ公的資格

信房情報局長官代理

署名

横井

左記

公式ハ手ニ因スル證明

余ハ余カ余カ余カハ余カ（聯合國）最高指揮官總司令官ニ因ルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余カ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス

千九百四十六年（昭和二十一年）十一月二十五日

東京三於テ署名

氏名欄

Luc W. Fleischer, Jr. - US ARMY

右ノ者ノ公的資格

國際檢察部前首官

證人

Henry T. Onishi - US Army

No. 2

E 2000
No. 7569

陸 軍 省

本官の按ニ昭和二十年八月十四日陸軍大
臣ノ命令ニ依リ高級副官ノ名ヲ以テ陸
軍部員ニ授シ
「各部隊ノ係有ナル職員等類ハ是カニ
就卸レスベキ旨ヲ命令サレタコトヲ註明
スル

カニ一ノ(2)
本官(1)ノ(2)
(本官(1)ノ(2)ノ(2))

ハ電話ニ依リ其ノ
テ傳達サレタ此ノ
サレタ

昭和二十一年八月三日

第一機務局文書課長 美 山 長 郎

E. 2000
Doc. P 2569

電 報 室

本官ハ茲ニ昭和二十年八月十四日陸軍大
臣ノ命令ニ依リ高級副官ノ名ヲ以テ全
軍部ニ派シ
「各部隊ノ保有スル秘密書類ハ速カニ
焼却スベキ旨ヲ指令サレタコトヲ鑑
スル

右ハ在京部隊ニ派シテハ電話ニ依リ其ノ
他ニ寄シテハ電報ヲ以テ傳遞サレタ此ノ
電報及原稿ハ共ニ焼却サレタ

昭和二十一年八月三日

第一復員局文書課長 美 山 良 蔵

裏面白紙

296

221.

E2001 Doc P 2594A

焼却準備

22-1-9 (2)
海軍省(主計課)
(昭和二十年八月)

鹿児島地正憲兵隊

「
發來
翰
綴
」
ヨリ、
拔萃

昭和二十年八月起

221

E2001 Doc^P 2594A

昭和二十年八月起

「⁷發未翰綴_レヨリ、⁸拔萃

燒却準備

鹿児島地工憲兵隊

裏面白紙

297

極秘

憲兵總隊第二六一號

書類處理ニ關スル件通牒

昭和二十年八月十四日 憲兵司令部本部長

武蔵解除ヲ豫期スル書類燒却ニ關シテハ八月十四日電告
一ニ〇五号ノ通りナルモ敵手ニ渡リ得アルモノ例ヘバ外事防護思想
治安等ノ關係文書國力判斷可能ノ諸資料並ニ秘密歴中々(ニ
ニ六等)等ハ必ス成ル可ク速ニ燒却スルヲ要ス
又陸海軍憲兵隊職員ノ兵籍職員志未處理ノ經理及庶務關係
書類等ハ用済ミ迄殘置セシ度特ニ將來ニ亘リ保存ヲ可トス
ルモノ(例ヘバ左翼要注注意者連名簿等)ハ巧妙ニ他ニ移シテ
ヨ一密ヲトス

Doc 2594A Item 15

極秘
高等
秘密
重要
普通

憲兵第三十七号

秘密書類焼却ニ関スル件通牒

昭和二十年八月二十日 憲兵司令部 本部長

川崎

秘密書類ノ焼却ニ関シテハ八月十四日憲電第一二〇五号憲兵總司令部ニテ八月十五日同第二六二号ニ基キ夫レ焼却ヲ要スルモノハ確實ニ實施セラルル所ナランモ從來左ノ如キ所ニ残紙アリ思ハサル失態ヲ演シタル事例多キニ鑑ミ之等ニ對スル調査ヲ綿密ニスルト共ニ且ツ焼却後ニ於テハ聽令内外ニ亘リ嚴密ナル内務検査ヲ實施シ秘密書類ニシテ焼却ヲ要スルモノハ一片ノ残紙モナキ確證ニ其ノ徹底ヲ期セラルシ度通牒ス

一 机、抽斗ノ奥ニ附着セルモノ
一 机其他ノ動搖止メノ爲脚下方ニ挟ミタルモノ
一 棚ノ奥又ハ下等ニ落込ミタルモノ
一 焼却場ニ殘存リタルモノ、焼却場ノ周圍ニ散乱セルモノ
一 私物參考書ニ綴込ミタルモノノ整理漏レノモノ
一 其ノ他書類、庫、物置等ノ整理漏レタハ床上等ニ散乱セルモノ
以上ノ外密電搜索ヲ考慮シ各員ノ私宅ニ所有シタル書類並キ其ノ類ニ到ル迄全部調査焼却スルコト

本通牒ニ基キ未梢迄徹底ノ處置ニ遺憾ナカラシムベシ

裏面白紙

憲電第二〇五號
電報

昭和三十年八月十四日 憲兵司令部本部長

Doc 2594A
item 3.

状況上大量ノ書類ヲ急速ニ焼却スル爲ニハ特殊ノ着意ヲ要ス
防空壕等内ニ於テ火力ニヨル自然的通風ヲ利用シ逐次投入スル
ヲ早キトス 揮發油等ヨカク焼却スルハ早キニ似テ遅シ非常萬一
ノ場合ハ英断ヲ以テ連名付簿兵籍等ノミヲ残シ一切ノ書類ヲ
焼却スルヲ要ス燒却ノ時期ハ各級指揮官ノ獨断ト英断ヲ
必要トスルコトニ着意スルヲ要ス
機密書類等ハ規則並ニ燒却教育セシ處ニ從ヒ実施シ遠慮
ナキヲ期セラレ度也
尚沿岸ニ近キ部隊等ニ於テハ奥地ニ秘匿格納シ迅速ニ燒却ス
ル準備態勢ヲ急速ニ實施セラルル外本電内容趣旨ヲ勘察シ万
一ノ場合ノ準備ニ萬全ヲ期セラレ度爲念
通電先 各隊司令・地區隊

裏面白紙

7

裏面白紙

裏面白紙

證明書
フレントン文書局
國際檢察部第二五九四号

典據及ヒ公正ニ関スル證明

Doc 2594A

余大坂戸三治ハ余カ下記ノ資格ニ於テ即チ當時ノ憲兵司令官トシテ日本政府ノ公的関係ニ在ルモノトシテ該官吏トシテ余カ茲ニ添附セラルル一頁ヲ成ルル一九四五年昭和二十年八月十四日八月十四日八月十五日附下記題名即チ昭和二十年八月起憲兵補給處兒嶋地三隊ノ文書ヲ憲兵司令部及其隷下部隊ヨリ発セラレタルコトヲ茲ニ證明ス

余ハ更ニ添附ノ記録及ヒ文書ヲ日本政府ノ公文書ナルコト並チ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ヒ綴一部ナルコトヲ證明ス(若シハ綴者又ハ引用其ノ他公式書類又ハ綴ニ於テハ文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ特記ス)シ憲兵司令部及其隷下部隊
一九四六年昭和二十一年十月八日
ニ於テ署名者

當該官吏署名欄
大坂戸三治
右ノ者ノ公的資格
當時ノ憲兵司令官
證明人
高橋 涉

公式入手ニ関スル證明

余ハ更ニ添付シタルハ余カ聯合國最高指揮官司令部ニ関係アルモノトシテ並チ上記題名ノ文書ハ余カ公務上日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノトシテ茲ニ證明ス

一九四六年昭和二十一年十月八日

ニ於テ署名者
氏名欄 Harry Shimogawa
右ノ者ノ公的資格國際檢察部調査官
證明人 Sgt Takeshi Iyaguchi

No. 8

22-1-9
4
余、茲に添附し且、余、署署セル證據書類 A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, 及 O ハ正規ニ準シ請求し且在臺
湾臺北、日本帝國陸軍臺灣司令部ヨリ押收シ一九四六年
昭和二十一年四月、日本帝國陸軍代表者ヨリ當時余が其、一員
タリシ英米臺灣戦争犯罪調査團ニ手交セラシタル文書、原
本ナルコトヲ茲ニ證言ス

署名 / ジエームズ・ティ・エヌ・クロッス

James T. N. CROSS

東南亞細亞聯合軍陸上部隊(臺灣)
戦争犯罪連絡課指揮官
英國陸軍砲兵少佐

ジエームズ・ティ・エヌ・クロッス

一九四六年 / 昭和二十一年 / 九月十九日余、面前ニ於、宣誓セリ

余、面前ニ於、宣誓セル(肯定セル)證人ノ申立

(署名) ロイ・エイ・エル・ウアイン / ROY A. L. WAIN

階級 英國海軍少佐

東南亞細亞(戦争犯罪)法務部長

一九四六年 / 昭和二十一年 / 九月十九日

(權限 - ALFSEA 戦争犯罪訓令第一號第七節)

No. 1 Formosa 2002

Doc 2687

裏面白紐

Doc 2687

No. 3

予ハ茲ニ左ノ如ク宣誓ス。

如處ニ附屬シ且ツ各々予ノ署名セル書證 A. B. C. D. E. F. G.
 H. I. J. K. L. M. N. 及 O. ハ台湾駐屯帝國日本陸軍台
 灣軍本部ヨリ正當ニ徵發シ且ツ没收ワレル原書ヨリ聯合
 陸上部隊東南亞細亞戰爭犯罪連絡部(在臺灣)勤務
 正當ニ資格アリ日英兩國語通訳官ステュート・エイケ・グロ
 ーニ依リ作成サレル眞實ニシテ且ツ正確ナル通訳文ニシテ昭和六年
 (昭和二十一年)四月當時予が一員タリシ在台上英米兩國台灣戰
 争犯罪調査團ニ引渡サレルモノナリ。
 而シテ該通訳文ニ作成セル原書ハ爾來引續キ予ガ所持シ
 且ツ保管スルモノナリ。

James T. N. Cross
 ジェームズ・ティー・エス・クロス

James T. N. Cross, Captain Royal Artillery
 英國砲兵大尉 ジェームズ・ティー・エス・クロス
 東南亞細亞聯合陸上部隊戦争犯罪連絡部(台湾)指揮官

2687

中華民国上海ニ於テ九四六年(昭和十一年)五月三十一日予ノ面前ニ於
テ署名シ且ツ向宣讀セルステフエシ・アイサグリーン / STEPHEN H GREEN /
及陸軍大尉 ジェームス・テイ・エヌ・クレス / JAMES T. N. CROSS /
両氏ノ陳述書以上ノ如シ。

JAMES O. MONROE JR.
ジェームズ オー モンロー 署名

東南亞細亞聯合陸軍戦争犯罪非違終局(台湾)所屬
亞米利加合衆國陸軍航空部隊

大尉 ジェームズ オー モンロー

(等級法務官兼宣誓執行有資格官・戦争判決
例一一四條)

No. 4

改訂
証書余、アーサー・エー・サンダスキー / ARTHUR A. SANDUSKY / 証書
ノ如ク証明ス

記

余ハ聯合國最高指揮官總司令部國際檢察部ノ文書課課長
ニシテ其ノ職務於テ該檢察部ノ入手スル總テノ書類ノ原本或ハ
寫字所有保管官及管理スルモノナルコトニ莫小硯其ノ任ジテムスター・エヌ・クロス / JAMES T. N. CROSS /
添付ノ供書中ニ参照セラレタル昭和十一年ノ九月十九
日附ノAヨリOニ至ル證據書類ハ該入手課ノ入手セルモノニシテ之
と附セラレタル入書者寫ハ次ノ通りナルコト

A-2688	H-2695
B-2689	I-2696
C-2690	J-2697
D-2691	KAL-2698
E-2692	M-2699
F-2693	N-2700
G-2694	O-2701

アーサー エー サンダスキー
ARTHUR A. SANDUSKY / 署名

No.5

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jncnr.go.jp>

No1

Doc 2688
Exhibit A of Doc. 2687

7.6.5
付受

参

平井

横田

参謀

田中

主任参謀

樋口

参謀長

軍司令官

第一用紙

暗號電報 譯文

俘虜發電第四ノニ號

受信人 臺灣軍参謀長

發信人 俘虜管理局長

年	月	日	時	分
昭和七年	六月	五日	二時	五十分
受領	受領	受領	受領	受領
四時	五十分	五十分	五十分	五十分

俘虜タル將校及准士官ノ勞役ニ関シテハ

俘虜勞役規則(明治三十七年九月一日陸

達一三九)第一條ニ禁セラレアル所ナルモノト

雖モ無為徒食ヲ許ササル我リ國現下ノ

實情ト俘虜ノ健康保持等ト鑑ミ之等ニ

對シテモ其身分ノ職能ノ體力等ニ應ジ自

發的ニ勞務ニ就カシメタキ中央ノ方針ナルニ

付然ルベク指導相成度

違フテ之カ爲ノ勞務ハ左記ヲ適當ト思

料セラルルニ付參考ノ爲申添フ

左記

一、技術學術等ヲ利用スル諸勞務

二、農業

三、家畜、家禽等ノ飼養

裏面白紙

No 2.

Doc 2688
Exhibit A of Doc 2687

一 一般勞役停務擁護監督
二 戰史資料等ノ記述
三 宣傳業務
四 其他適當ト認ムル業務
通電先 善通寺 大阪 朝鮮軍台灣軍登天那總
軍香港各參謀長

終

本書ハ ジエームストーマス ネーキー アー クロス ノ宣
誓陳述書ニ記サレタル「A」証據ナリ

一九四六年九月十九日余ノ面前ニテ宣讀セラル

ビー・エー・エル・ワアイン(署名)

R. M 少佐

裏面白紙

参

参謀
17.4.2
付受

中

中

参謀

参謀長
三ノミ

軍司令官

P 2689
Exh. B in Doc. 2687

停情發電第一六九號

東京發

受信人
臺灣軍参謀長
發信人

停情報局長

電報班

西

昭和十七年四月二日

昭 和 十 七 年 四 月 二 日	所 受 付	二 三 時 〇 〇 分
所 受 信	二 三 時 五 九 分	二 三 時 五 九 分
三 班 受	〇 〇 時 二 五 分	〇 〇 時 二 五 分
編 譯 清	〇 一 時 〇 〇 分	〇 一 時 〇 〇 分

停情ヲ台湾ノ生産事業等ニ利用企圖ノモトニ計
畫ヲ進メテレリアリ貴島ニハナルベシ多ク配當シテ居
テリ所要人數ノ大要ヲ至急通報セシ度

（中略）
（中略）
（中略）

終

本書ハ「エー・ス・トマス・ネー・パー・クレス」ノ宣
陳述書ニ記サラル「B」證據ナリ

一九四六年九月十九日
余ノ面ヲミテ宣誓ナリ
ビー・エー・エル・グマイン（西署カ）

R. M. 少佐

裏面白紙

俘情發電第一六五號

東京發

受信人
臺灣軍參謀長 發信人

俘情報局長

電報班

西

昭和十七年四月二日

所交付	二二時〇〇分
所受信	二三時五九分
三時受	〇〇時二五分
編譯清	〇一時〇〇分

P 2689
Exh. B in Doc. 2687

軍司令官

參謀長
三ノミ

俘虜ヲ台灣ノ生産事業等ニ利用企圖ノモトニ計
畫ヲ進メテレルツアリ貴島ニハナルベシヨク配當シタリ
テリ所要人數ノ大要ヲ至急通報セシメ度

終

郵課
17.4.2
付受

參

本書ハ「イエームス・トラス・ネーミ・パークス」ノ宣誓
陳述書ニ記サラル「B」證據ナリ

一九四六年九月十九日 余ノ面ヲミテ宣誓シタリ
ビー・エー・エル・ヴァーノン（署名）

R. M. 少佐

2205
Doc. 26870
Exh. C in Doc. 26872

傳抄本有り云々云々
是、
皇朝の書に於て農業生産と労働力との一面本品人訓
を以てする資料として用致し度なり其未だ存廢約二三千
部あり又各處に在る所製將行を同見たり

裏面白紙

2205
Doc. 2690
Exh. C in Doc. 2687 22

313

Exh. D in Doc 268

314

[illegible]

昭和十七年 四月 五日
陸軍省 陸軍部
電報 陸軍部 陸軍省

E 2006
Doc 2691
Exh. D in Doc 268

22

陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部
陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部
陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部
陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部
陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部
陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部
陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部
陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部
陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部
陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部	陸軍省	陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

昭和十七年九月十九日余ノ面ヲニテウラガレシ
ビエール・ヴァイン（署名）

R. M. 少佐

陸軍

裏面白紙

E 2007
Doc 26872
Enl. E in Doc. 2687

即録
17 分 付受

参

参謀長
参謀
四
横田
井平

香智参電第四六號

九龍登

受信人

臺灣軍 参謀長

参謀長

臺灣島民ノ指導ノ労働力補備ノ爲香港ニ於ル英人

俘虜ニ三千ヨ臺灣軍ニ移管シ度旨臺灣軍ヨリ申

出アリ 當部トキハ異存ナキ付何令指示相成度

通電先陸参(臺灣軍参考)

終

電報班

調
日
本

暗號譯文紙

昭和六年四月参日

所定付 一三時二〇分

所定付 一五時三〇分

所定付 一七時二〇分

所定付 一八時二〇分

ニ記サレタ「E」証據ナリ
一九四六年九月十九日余ノ面前ニ宣言シタル事
ビーエーエル・ヴァイン(署名)

ミニアークロスノ宣言書陸上書

ニ記サレタ「E」証據ナリ

一九四六年九月十九日余ノ面前ニ宣言シタル事

ビーエーエル・ヴァイン(署名)

R.M. 少佐

E 207
Doc 2672
Enl. Fin Doc. 26817

即録
17.4.4
付受

通電先陸参(臺灣軍参考)

出アリ、當部トミハ異存ナキニ付何令ノ指示相成度

停房ニ三千ヨ臺灣軍ニ移管シ度旨臺灣軍ヨリ申

臺灣島民ノ指通ト労働力補備ノ爲香港ニ於ル英人

臺灣軍 参謀長

参謀長

参謀長

参謀長

参謀長

昭和七年四月参日

所交付一三時二五分

所交付一三時三十分

所交付一三時三十分

所交付一三時三十分

所交付一三時三十分

所交付一三時三十分

終

本書ハジエーラストーマス、ノーミアー、クワス、宣言陣速書

ニ記サレタル「E」証據ナリ

一九四六年九月十九日余ノ面前ニ宣言シタリ

ビーエーエル、ヴァイン(署名)

R.M. 少佐

E 200 Y
 Dep 2 1/2
 E. F. L. 2187

昭和	年	月	日	時刻
昭和	17	年	4	月 7
時刻	17	時	4	分

姓名	信房	職名	信房情報局長官
住所	信房	住所	信房
生年	信房	生年	信房
死年	信房	死年	信房
主注	信房	主注	信房

信房ノ台座ニ配コニ関シ口電ハ五四三ヲ以テ主トシテ
 産産生主ノ以テ力トシテ取ノ取ハ約ニミテ人ヲ取トシ
 テモ其ノ後總計ノ所關ニ於テハ土木建築ノ山以テ海
 トシテモ使用シ度ナキ内ニテモ電ノ合ト合シテ合計
 約七千人ト申出テ来リニ至リ然レ御願ハ相成度人

本署ハ「エールスト」マス、ネーミヤ、グロスマ、山田等
 陳述書ニ記サレタル「証據」

一九四六年九月十九日全二面外ニテ「証據」
 ロー、エール、エール、グロスマ、山田等
 ト、M、少佐

裏面白紙

$\text{Gr } G = \text{Gr } 257$

卷之七
七

所寄信	一四時三十分
三車房	一五時十分
雜記	一九時四十五分

[illegible]

園原上域に
うむる名以下ノ丁ル

又ハ此處より藤子線路が又ハ線路増々使用される會社
主ニ於テ百六擔スルヲ建テトス



22 E 2010
 Doc. 2695
 Ex. H of Doc. 268

陸軍省
 17.5.11
 付受

陸軍省

樋口

陸軍省

軍令官

秘

陸軍省
 17.5.11
 付受

陸軍省
 17.5.11
 付受

陸軍省
 17.5.11
 付受

昭和七年五月六日

陸軍省副官

川原直一

陸軍省
 副官印

陸軍省第一四五六號
 陸軍省副官
 樋口敬之郎殿

真不

陸軍省
 17.5.11
 付受

樋口

318

22 E 2010
 Doc. 2695
 Ex. H of Doc. 2687

陸軍省
 17.5.11
 付受

陸軍省

陸軍省

樋口

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省
 17.5.11
 付受

陸軍省
 17.5.11
 付受

樋口

陸軍省
 17.5.11
 付受

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

裏面白紙

Doc. 2695
Exh. H of Doc. 2687

朝鮮
本邦

停房長理要領

方針

一、白人停房之ヲ我止主在漢克並ニ軍事上ノ機務ニ利用スルヲ以テ
朝鮮、遼東、滿洲、大連、旅順、收容シ、留分ノ周、自、途、立、カ、ル、ハ、後
地ニ於テ、連、停房、收容所ニ、周、該、シ、之、ニ、收容ス
二、白人以外、他、房、ニ、テ、抑、留、ノ、要、求、ハ、正、當、ニ、解、放、シ、タ、ル、後、或、ハ、
現、地、ニ、於、テ、之、ヲ、活、用、ス

西、支、領

三、是、の、本、月、八、月、末、迄、ニ、朝鮮、遼東、の、各、地、ニ、在、ル、白、人、停房、之、部
ヲ、收容、ス、之、カ、人、員、ハ、別、ニ、定、ム
遼東、ニ、收容、ス、ル、停房、ニ、現、地、ニ、於、テ、必、要、ト、ス、ル、以、外、ノ、優、待、後、衛、局
及、上、級、將、校、(大、佐、以、上)ヲ、含、ム、シ、ム
四、朝鮮、ハ、連、現、地、ニ、收容、所、ヲ、編、成、用、意、シ、之、ニ、收容、ス
五、停房、收容、所、編、成、ニ、テ、之、カ、機、關、取、締、リ、爲、朝鮮、人、及、支、隊、人、
以、上、編、成、ス、特、殊、部、隊、ノ、充、當、ヲ、認、定、ス
又、停房、收容、所、ハ、各、軍、毎、一、括、編、成、シ、之、ヲ、各、軍、ニ、於、テ、適、宜、分、割
シ、活、用、ス、ル、方、法、ニ、依、ル、

本書ハ、シ、ミ、ム、ス、ト、マ、ス、ニ、テ、ア、ー、グ、マ、ス、ノ、宣、言、ニ、依、ル、
五、年、ノ、記、サ、ル、ハ、ニ、証、據、ナ、リ

一九四六年九月十九日、余、ノ、面、前、ニ、テ、宣、言、セ、タ、リ

ロー、エ、ー、エ、ル、グ、ア、イ、ン、(宣、言、者、名、)

R. M. 佐

裏面白紙

Doc. 2695
Exh. H of Doc. 2687

實錄今言

太謀長

通口

冬

中

24.11.12

17.5.11
何受

陸西臺方一四五六號

停處處理之件通牒

五十七

昭和五年六月六日

陸軍省副官

川原通

陸軍省
副官印

日清軍參謀長
樋口敬一郎殿

傳唐虞理問之別紙一通ヲ決定スルニ付依命通牒ス

福高

2/11/15

17.5 11
付受

Doc. 2695
Exh. H of Doc. 2687

朝鮮
編年

存房處理要領

方針

一、白人俘虜は之ヲ或ハ主産獲充生ニ軍事上ノ勞務ニ利用スル如ク逐次朝鮮ニ送リテ滿洲ニ移住セシメ或ハ收容シ當分ノ周養ヲ自達セヨカハモノハ復地ニ於テ送リテ存房收容所ニ開設シ之ニ收容ス
二、白人以外ノ俘虜ニミテ抑留ノ要ナキ者ハ速ニ當所解放シテ復成セヨ
現行ニ於テ之ヲ活用ス

西支領

三、支那俘虜八月末迄ニ朝鮮、臺灣等ニ駐南島ニ在ル白人俘虜ニ部ヲ收容ス之カ人員ハ別ニ定ム
臺灣ニ收容スル存房ニハ現地ニ於テ必要トスル以外ノ優秀技術者及工銀持統(大佐以上)ヲ含マシム
四、殘存ハ速ニ現地ニ收容所ヲ編成開設シ之ニ收容ス
五、存房收容所編成ニ方メ之ヲ整取或取締リ朝鮮人及臺灣人ヲ以テ編成スル特殊部隊ノ充當ヲ豫定ス
又、存房收容所ハ各軍毎ニ括編成シ之ヲ各軍ニ於テ適宜分割シテ使ハルヲ考慮ス

本書ハシエームストーフス、ブリーミアー、グロスマノ宣聖書陳述書ニ記サレタル「H」証據ナリ

一九四六年九月十九日 合ノ面前ニテ宣聖書陳述シタリ

ビー、エー、エル、ヴァイン(西支領)

R、M、ケル

裏面白紙

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jaarc.go.jp>

本書ハ、ジエーム・ストーラス・ネーミヤークロスノ「宣誓陳述書」ニ記テ
シタル「予」ニ就撥ナリ
一九四六年九月十九日 余ノ面前ニ宣誓セシタリ
ロイ・エー・エル・ワイン（署名）
R. M. 少佐

裏面白紙

陸軍密第二五七號

情勢推移ニ應ズル停廢處理要領件通牒

昭和二十年三月十七日 陸軍次官

臺灣軍管區參謀長殿

時局急変適宜ニ戰況皇土滿洲等波及ニ際ニ於ル停廢ノ取扱ハ
別紙情勢推移ニ應ズル停廢處理要領ニ據リ適宜ナキヲ期セ
ラレ度依命通牒ス

(附書)

(和字)

庶務

寫マ停廢收容所ニ送付意見アラバ

提出セシム

（蓋印）

20.3.27

參謀長
參謀副長
參謀

（印）

（印）

初附

（印）

（印）

（印）

本書ハ、ジエムストマス・ネミタノフロスノ宣書陳述言ニ記サレラル、
證據アリ

一九四六年九月十九日余ノ面前ニテ宣書ニシテ

ピーエーエル・ウマイン（署名）

R.M. 35

E 2013 Doc. P 2699
Exh. M of Doc. 2687.

情勢ノ推移ニ應スル俘虜處理要領

方針

- 一、俘虜ハ極力敵手ニ交スルヲ防止スルモノトス
- 二、之ヲ爲シ得ル所ニ要スル俘虜ニ付收容位置ヲ移動スルヲ行フ
- 三、敵ノ攻撃ヲ受ケ情現真ニ己ムヲ得サル場合ハ俘虜ノ之ヲ解放スルコトヲ得

要領

- 一、俘虜收容所(今般達所ヲ含ム以下同シ)警備力ニ強化
- 俘虜管理長官ハ其地防衛計画ニ即應スル如ク收容所自
- 化スルト共ニ所要ノ分派遣
- 或ハ赴援隊ヲ指定スル等
- ヲ圖ルモノトス

スルコトナク益々志氣ヲ日印揚セシムルト共ニ深く俘虜ノ心理ヲ把握シ其ノ動向ヲ洞察シ萬一ノ際不覺見ヲ取ラザル如ク指導スルモノトス

二、俘虜位置ノ移動

戦局ノ進展ニ伴ヒ要地ニ對スル敵ノ空襲ノ激化並皇土上陸等ノ情勢ヲ判斷シ俘虜配置ノ全般ニ亘リ檢討ヲ加ヘ機ニ先シテ防衛ノ見地ヨリ俘虜ノ移動又ハ集約ヲ実施ス

移動計画

(1) 移動ヲ要スル箇所、移動先、移動順序、並移動時機等ハ軍管區司令官ノ意見ヲ參酌シ

E 7-013 Doc. P 2699
 Exh. M of Doc. 2687

情勢ノ推移ニ應スル停虜管理要領

方針

- 一、停虜ハ極力敵手ニ委スルヲ防止スルモノトス
- 二、之ヲ爲シ豫メ所要ノ停虜ニ付收容位置移動ヲ行フ
- 三、敵ノ攻撃ヲ受ケ情勢真ニ己方得サル場合ハ停虜之ヲ解放スルコトヲ得

要領

- 一、停虜收容所(分派遣所)ヲ含ム以下同シ(警備力ニ強化停虜管理長官ハ其地防衛計画ニ即應スル如ク收容所自体ノ警備施設ヲ擴充強化スルト共ニ所要ノ分派遣所ニ衛兵ヲ派遣スル増加シ或ハ新設隊ヲ指定スル等收容所警備力ノ強化ヲ圖ルモノトス
- 二、尚收容所長以下ヨリテ唯軍ニ外形的施設ヲミ依存スルコトナク益々志氣ヲ昂揚セシムルト共ニ深く停虜ノ心理ヲ把握シ其ノ動向ヲ洞察シ萬一ノ際不覺ヲ取ラザル如ク指導スルモノトス

二、停虜位置ノ移動

戰局ノ進展ニ伴ヒ要地ニ對スル敵ノ空襲ノ激化並皇土上陸等ノ情勢ヲ判斷シ停虜配置ノ全般ニ亘リ檢討ヲ加ヘ機ニ先シテ防衛ノ見地ヨリ停虜ノ移動又ハ集約ヲ実施ス

移動計画

(1) 移動ヲ要スル個所、移動急、移動順序並移動時機等ハ軍管區司令官ノ意見ヲ參酌シ

裏面白紙

Loc 2679
Exh. M of Dec. 2687

裏面白紙

中矢ニテ計画ス

(四) 移動ノ時機ハ中矢ヨリ指示スルモ情況ノ變遷ニ
應ジテハ各軍管區司令官ニ於テモ独斷所要ノ
移動ヲ實施スルモノトス

(三) 本移動ハ一般民心ヲ刺戟シテ切キニ鑑ミ移動ノ
時機、方法等ハ慎重ヲ期スモノトス

(二) 移動ト然ラバ活用ニ就テ
本情勢ニ於テモ停戦ノ影響ハ益々其害甚大
ナルニ鑑ミ停戦協定ヲ重視シテ移動先ヲ決定ス
ルモノトス

(一) 交通線確保ノ爲メ停戦ヲ使用スヘキ場合アルヘ
キヲ以テ適地ニ配置スルコトヲモ願フ

(ハ) 敵ノ空襲警戒並ニ上陸ヲ顧慮セラル、地區
ニ於テモ戦力保持ノ爲メ停戦ノ影響ヲ絶對
必要トスル箇所ノ停戦ハ最後迄残置ス

残置スヘキ箇所ハ軍管區司令官ノ意見ヲ參
酌シ中央ヨリ指示ス

但シ該箇所ニ於テモ敵ノ攻撃ヲ受ラルニ際シ
テハ極力位置ノ移動ヲ實施シ無キ爲ニ停戦
ヲ敵手ニ示セサルモノトス

(ニ) 移動先ノ收容施設ハ停戦使用者ヲシテ連ニ着手セシ
ムモノトス

停戦ノ條件

各所ニ分散就勢又ハ遠距離ニ就勢セシタル收容所ノ停

Doc. 2699
Ex. M of Doc 2687

三、情勢の急迫に、前號の行動を実施スルに餘裕ナク已りテ

得サル場合ニ於テハ、僞軍の解放スルコトヲ得

本情況ニ於テモ、若シテハ健康者及將校僞軍ハ成

ルヘリ移動スル如ク要カレモトス

但シ反抗的行動アル者ニ對シテハ、機テ失ヒテ非常措置ニ

出ル等、臨機ノ手段ヲ擇リ萬遺憾ナキヲ期スモノトス

四、僞軍の解放ニテハ、一般市民ニ危害ヲ及ボサレトニ関シテハ

深甚シク注意ヲ拂フモノトス

五、僞軍の言動、暴動、反抗等ヲ鎮壓スル爲所要ノ非

常措置ヲ採ル場合ニテハ、之ヲ敵ノ宣傳ノ具ニ利用セシ

或ハ之ヲ報復手段ヲ講スルノ口実ヲ與ル等ノコトヲ極

力に忌ムモノトス

六、本處理ニ伴フ糧食ノ取得及補給ニ関シテハ、特ニ遺憾

ナキヲ期シ萬一輸送ノ杜絶セル場合ニ於テモ、僞軍ノ生命

ヲ救フニ要スル最少限ノ食糧ハ、之ヲ確保スルコトニ努メルモノ

トス

3

本書ハ、エー・ス・トーマス・ネーミアー・クロスノ「宣稱書」
陳述書ニ記、サレタル「証據ナリ」

一九四六年九月十九日余ノ面前ニ宣稱書シテ

ピー・エー・エル・ウー・イン（署名ナシ）

R. M. 少佐

72

勞務、勞務關之通條

昭和二十年三月十六日 陸軍省副官

陸軍省
圖書印

臺灣軍管區參謀長殿

從來停房、業務服務時間ニ關シテハ、停房致違、都度中央ヨリニ
指示セル症時局、要請、愈々停房、業務功至、最高度ニ發揮セ
ルニ要ス。雖、爾今停房、業務服務時間ハ、現地ノ實情、業務
種類、業務輕重、該作業、緊急忠度、季節、停房、健康並該地、業務
務者、業務時間等ニ即應セルハ、停房、收容所長ヨリ、適宜裁量
上ニテ決定スハ、變更マシテ得ルコト、又、停房、業務服務時間ニ關シ
機動性ヲ保持スルハ、指導等相成度、依命、通樣ス。

(通達)
蘇

傳叔所長三送竹

宣善陳述言三記

一九四六年九月十九日余、西前寺宣誓あり

ヒール、エル、グリン (署名)

R
M
少佐

72

等虜、勞擒關之通賊

昭和二十年三月十六日 陸軍省副官

臺灣軍管區參謀長殿

從來停房、業務服務時間ニ關シテハ停房亦遠、都度中央ヨリ之
ヲ指示スル處時局、要請ノ愈々停房、業務妨害ヲ最高度ニ發覺セ
タルニ至リ、鑑ミ爾今停房、業務服務時間ノ現地ノ實情(業務、
種類、勞務輕重該作業ノ緊急程度、季節、停房ノ健康並該地地方
務者ノ勤務時間等)ニ即應セル如ク停房牧畜河川ヨリ適宜裁量一
ノ上ニテ決定スル變更セシメ得ルモノトシ以テ停房ノ業務服務時間ニ關シ
機動性ヲ保持スル如ク指導相成度依命遵服ス。

(附註)
窮ラ停房所長ニ送付

本書のジエムストニス、ネーシャーフニス、宣哲陳述言記サレカル、内

一九四六年一月十九日余ノ面前ニ宣誓スル

ピ、エ、エル、ヴァイン
(暑名)

R
M
少
佐

裏面白紙

Doc. P2701
Exh. 0 of Doc. 2015

22

今日一日

晴天

一、

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

陸軍

軍属

警備員

命ス

同

同

同

同

同

同

同

同

同

(監視員)

陳開

葉有德

余慶文

外百三名

一等警備員

命ス

外二六名

二等警備員

命ス

第三部隊

警備員

命ス

左記

現在状況

下ニ於テ

被爆大

災等ニ

於テハ

附近ニ

倉庫等

手建物

ニ一時

避難

難スル

コトアル

ヘキ

2015
Doc. P2701
Exh. 0 of Doc. 2867

22

八月一日 下達 元命令左ノ如シ (臺灣總司令部第一〇五號)
晴天 一、臺灣總司令部本所臨時測量員 梅本富代
等並ニ命令左ノ如シ (同日附) 頭書白合ヲ給ス

二、第四分所

宮川 中
大倉 達雄
川村 輝美

陸軍 軍属 警備員ヲ命ス

頭所ノ分所ニ於テ勤務スヘシ

月額 冬拾六圓ヲ給ス

三、第一分所 陸軍軍属 (監視員) 陳開華

外 十二名

葉有德

四、第五分所 同

外 百三名

一、警備員ヲ命ス

余慶文

五、第一分所 同

外 二六名

二、警備員ヲ命ス

三、第十一部隊 警備員 (臺灣總司令部第一〇五號)

左記

現在狀況 下ニ於テ是ノ如キニ被爆大災等ニ際シテハ
附近ノ鐵道倉庫等ニ建物ニ一時避難スルコトアルヘキ
ニ狀況急迫シ非常重大ノ時ニ於テハ復舊ハ現在位
置ニ嚴禁シ非常重大ノ時ニ於テハ復舊ハ現在位
置ニ嚴禁シ非常重大ノ時ニ於テハ復舊ハ現在位

裏面白紙

Doc. 2701

Exh. 04 Doc 268

時機 左ノ如シ

上司令ニ依リ実施スルヲ本旨トスルモ左ノ場合ニ
リテハ獨斷處置ス
イ、多量暴動シ兵器ヲ使用スルニ非サレバ鎮壓シ
能ハサル場合

口内ヲ脱逸シ敵戦カタル場合
ニテハ

イ、各固守式ニシテハ集團式ニシテカ何レカニセヨ大
兵隊毒煙毒物溺殺斬首等當時
ノ状況ニ依リ處断ス
口内ノ場合ニテハ一兵モ脱逸セシメズ殲滅
シ痕跡ヲ留ムカルヲ本旨トス
設
三、軍司令官宛

25.

憲法其司合

一 修 席 王 國 陸 軍 大 長 官 ト、チヤレン、同 砲 兵 エ ル ド シ ア ト

ハナリハナリ
勤務不確實ノ糾
ニヨリ重懲倉倉
三日ニ

2072011

一九四六年九月十九日余、面前ニテ宣言シタリ

ピ
ー
エ
ル
グ
ア
イ
ン
(署名)

尺
寸
分
寸